

総務常任委員会次第

令和2年3月3日（火）午前10時
於 大 会 議 室

1 開 会

2 議 事

(1) 総務局、消防局関係

① 付託された議案の審査

議案（8件）

議案第25号 令和元年度明石市一般会計補正予算（第4号）〔分割付託分〕
…………… 箕作 財務部長兼財務室長

議案第5号 明石市住民投票条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 中谷 法務担当課長

議案第6号 明石市事務分掌条例の一部を改正する条例制定のこと

議案第13号 明石市立図書館条例の一部を改正する条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 藪 総務課長

議案第8号 明石市職員定数条例の一部を改正する条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 藤原 職員担当課長

議案第9号 明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例
の一部を改正する条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 藤原 職員担当課長

議案第10号 明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条
例制定のこと

※ 資料参照 …………… 河野 給与・厚生担当課長

議案第34号 包括外部監査契約のこと

※ 資料参照 …………… 藪 総務課長

② 報告事項（１件）

ア （仮称）あかし安全のまちづくり計画（国土強靱化地域計画）素案について

※ 資料参照 …………… 河谷 総合安全対策室長兼地域防災担当課長

③ その他

-----（理事者入れ替え）-----

(2) 政策局、会計室、監査委員、選挙管理委員会関係

① 付託された議案の審査

議案（４件）

議案第２５号 令和元年度明石市一般会計補正予算（第４号）〔分割付託分〕
…………… 丸山 政策室長

※ 資料参照 …………… 中島 まちづくり担当課長

議案第１８号 明石市犯罪被害者等の支援に関する条例の一部を改正する
条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 牧田 市民相談室課長

議案第１号 あかし被害者基金条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 牧田 市民相談室課長

議案第２１号 あかし市民広場条例の一部を改正する条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 藤田 シティセールス課長

② 報告事項（５件）

ア 東京２０２０オリンピック・パラリンピック聖火リレーの進捗状況について

※ 資料参照 …………… 西川 調整担当課長

イ 「（仮称）あかしSDGs推進計画（第６次長期総合計画）」の検討状況
及び「明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の１年延長について

※ 資料参照 …………… 武田 計画担当課長

- ウ (仮称) 緑のあり方に関する検討会の設置について
 - ※ 資料参照 …………… 西山 重点施策担当課長

- エ 「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画(案)」について
 - ※ 資料参照 …………… 中島 まちづくり担当課長

- オ 明石市監査基準の制定について
 - ※ 資料参照 …………… 石田 監査事務局長兼監査事務局課長

③ その他

----- (理事者入れ替え) -----

(3) 当初予算関係

① 付託された議案の審査

議案(2件)

議案第37号 令和2年度明石市一般会計予算〔分割付託分〕

歳入 …………… 箕作 財務部長兼財務室長

歳出

1 款 議会費 …………… 西海 議会局次長

2 款 総務費

1 項 総務管理費

2 項 徴税費 …………… 島瀬 総務管理室長

4 項 選挙費 …… 今井 選挙管理委員会事務局課長

5 項 統計調査費 …………… 島瀬 総務管理室長

6 項 監査委員費 …………… 石田 監査事務局長

6 款 商工費

1 項 商工費

7 款 土木費

1 項 土木管理費 …………… 丸山 政策室長

8 款 消防費

… 河谷 総合安全対策室長兼地域防災担当課長

9 款 教育費

7 項 社会教育費 …………… 丸山 政策室長

10 款 公債費 ~ 12 款 予備費

…………… 箕作 財務部長兼財務室長

議案第40号 令和2年度明石市財産区特別会計予算

※ 資料参照 …………… 野々村 公有財産担当課長

3 あいさつ

- (1) 正副委員長
- (2) 市理事者

4 閉 会

以上

議案第5号関連資料

明石市住民投票条例の制定について

1. 住民投票条例の制定に向けた市の考え方

住民投票条例の再提案に至った理由

常設型住民投票条例の制度化が規定された「明石市自治基本条例」の施行から10年近くが経過しており、住民投票条例が未制定である状態を早期に解決したい。

住民投票条例の再提案にあたっての考え方

- 住民投票条例の提案にあたっては、1年にわたる丁寧な検討を経て出された住民投票条例検討委員会の答申内容を最大限尊重するという考え方のもと、住民請求に要する署名数の要件は答申通りの「8分の1以上」とする。
- 二元代表制の一翼を担う市議会のご賛同なしに制度化はできないことから、前回（平成27年12月議会）の提案時に反対の意見が多かった「定住外国人への請求資格及び投票資格の付与」については「認めない」とすることとする。

2. 規定する主な内容について

項目	要旨
住民投票に付すことができる事項	「将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項」とする。 ただし、次の事項を除く。 ・法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項 ・住民投票を行うことにより、特定の個人若しくは団体又は特定の地域の住民等の権利を不当に侵害するおそれがある事項
住民投票の形式	住民投票は、二者択一で賛否を問う形式とする。ただし、市長が必要と認めたときは、例外として、3以上の選択肢から一つを選択する形式によるものとする。
住民請求に要する署名数の要件	投票資格者名簿に登録されている投票資格者は、その総数の8分の1以上の者の連署をもって、市長に対して、住民投票の実施を請求することができる。
請求・投票資格	年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る本市の住民票が作成された日から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されているものとする。
署名等の収集	請求代表者は、署名簿に実施請求書及び代表者証明書を添付して、投票資格者に対し、署名等（署名、署名年月日、住所及び生年月日）を求めなければならない。 ※押印は不要 署名等の収集期間は、2か月以内とする。

※上記の他、住民投票の実施、請求手続、投開票等に関する事項について規定。

3. 施行期日

令和2年4月1日から施行

議案第6号及び議案第13号関連資料 令和2年度 組織改正案について

1 基本的な考え方

新たな100年のまちづくりとして、「誰にもやさしいまちづくり」を一層推進するとともに、「SDGs未来安心都市・明石」の創造に向け、必要な体制整備を図ります。

2 改正の概要

別紙「2020年度(令和2年度)組織改正総括表(案)」のとおり
改正後の組織の規模

〔現行〕 10局 37室 76課 177係

〔改正〕 10局 38室 75課 179係(1室増 1課減 2係増)

3 改正案の内容

(1) 「SDGs未来安心都市・明石」の創造に向けた体制整備

SDGsの理念を反映した「いつまでも」「すべての人に」「やさしいまち」の創造に向け、市全体の中心となって企画や調整、プロジェクトの推進をする政策室、都市開発室を再編し、体制を整備します。

(現行) 政策室、都市開発室

(変更後) SDGs推進室、本のまち推進室、プロジェクト推進室

(2) 事務の所管の見直し

① 天文科学館の所管を変更

2020年に天文科学館開館60周年と時の記念日制定100周年を迎えるなど、今後、市の観光施策、シティセールスとのより一体的な取り組みを行うため、天文科学館の所管を市民生活局産業振興室から政策局シティセールス推進室に移管します。

② 市立図書館に係る事務の所管を移管

「本のまち明石」の一層の推進のため、第9次地方分権一括法の規定に基づき、市立図書館に係る事務の所管を教育委員会から市長に移管します。(市立図書館の事務については、すでに補助執行の規定に基づき政策室の本のまち担当が行っています。)

(3) その他各局の組織再編

① 総務局

財務室の財政健全化担当を財務担当に統合し、より一層の連携強化を図ります。

② 市民生活局

斎場管理センターの指定管理者制度導入に伴い、市民生活室の「斎場管理センター」を廃止し、同センターの所管を環境室環境総務課に変更します。

③ 福祉局

社会福祉法人等が設置する福祉施設を市民に安心して利用してもらう環境を整えるという観点から、福祉政策室の「法人指導課」の名称を「福祉施設安全課」に変更します。

また、地域共生社会室の更生支援担当を共生社会づくり担当に統合します。

④ こども局

2016年に臨時的組織として設置された「待機児童緊急対策室」について、現状を踏まえ「待機児童対策室」に変更し、組織の中に位置づけます。

⑤ 都市局

近年の台風等によりリスクが高まっている水害等に対応するため、道路安全室に総合治水を所管する「海岸・治水課」を設置します。

4 改正の手続き

事務分掌条例及び明石市立図書館条例の改正を行い、2020年4月1日の実施を予定しています。

2020年度（令和2年度）組織改正総括表（案）

改正案（2020年4月1日）			現 行（2020年1月4日）		
市長事務部局			市長事務部局		
局	室・課	係 等	局	室・課	係 等
政策局	シティセールス推進室 広報課 シティセールス課 <u>天文科学館</u>	業務係 学芸係	政策局	シティセールス推進室 広報課 シティセールス課 <u>（新設）</u>	（新設） （新設）
	<u>SDGs推進室</u> <u>本のまち推進室</u> <u>プロジェクト推進室</u>			<u>政策室</u> <u>企画担当</u> <u>計画担当</u> <u>重点施策担当</u> <u>まちづくり担当</u> <u>本のまち担当</u> <u>都市開発室</u> <u>都市ビジョン担当</u> <u>プロジェクト担当</u> <u>新庁舎担当</u>	
総務局	財務室 財務担当 契約担当 管財担当 <u>（削る）</u>		総務局	財務室 財務担当 契約担当 管財担当 <u>財政健全化担当</u>	
市民生活局	市民生活室 市民課 国民健康保険課 長寿医療課 <u>（削る）</u> 産業振興室 産業政策課 農水産課 <u>（削る）</u>	略 略 略 略 略 <u>（削る）</u> <u>（削る）</u>	市民生活局	市民生活室 市民課 国民健康保険課 長寿医療課 <u>斎場管理センター</u> 産業振興室 産業政策課 農水産課 <u>天文科学館</u>	略 略 略 略 略 <u>業務係</u> <u>学芸係</u>

	環境室 環境総務課 環境保全課 資源循環課 収集事業課 産業廃棄物対策課 あかし動物センター	総務係 <u>地球温暖化 対策係</u> 自然環境係 略 略 略 略 略		環境室 環境総務課 環境保全課 資源循環課 収集事業課 産業廃棄物対策課 あかし動物センター	総務係 <u>計画係</u> 自然環境係 略 略 略 略 略
福祉局	福祉政策室 福祉総務課 <u>福祉施設安全課</u> 地域共生社会室 地域総合支援担当 地域福祉担当 <u>(削る)</u> 共生社会づくり担当	略	福祉局	福祉政策室 福祉総務課 <u>法人指導課</u> 地域共生社会室 地域総合支援担当 地域福祉担当 <u>更生支援担当</u> 共生社会づくり担当	略
こども局	<u>待機児童対策室</u>		こども局	<u>待機児童緊急対策室</u>	
都市局	都市整備室 都市総務課 <u>(削る)</u> 緑化公園課 区画整理課 道路安全室 道路総務課 道路整備課	略 略 略 <u>総務係</u> <u>用地管理係</u> <u>利用調整係</u> 計画係 維持係 <u>保全係</u> <u>建設係</u>	都市局	都市整備室 都市総務課 <u>海岸課</u> 緑化公園課 区画整理課 道路安全室 道路総務課 道路整備課	略 略 略 <u>調整係</u> <u>用地係</u> 計画係 維持係 <u>修繕係</u> <u>安全施設係</u> <u>整備係</u>

	<u>海岸・治水課</u> 交通安全課	<u>海岸係</u> <u>総合治水係</u> 略		<u>(新設)</u> 交通安全課	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 略
<p>○組織の規模</p> <p><u>10局 38室 75課 179係</u></p> <p>(1室増 1課減 2係増)</p> <p>(・市長事務部局 6局 35室 58課 129係)</p>			<p>○組織の規模</p> <p><u>10局 37室 76課 177係</u></p> <p>(・市長事務部局 6局 34室 59課 127係)</p>		

議案第8号関連資料

明石市職員定数条例の一部を改正する条例(案)の概要

職員数の現状及び今後の見込等を踏まえて、職員定数を改めるため、条例の一部を改正しようとするものです。

1 主な改正理由

(1) 専門職を中心とした職員数の増加

中核市移行に伴う移譲事務への対応や、保健所・動物センター・児童相談所の設置など、市民サービスの維持・向上のため、専門職を中心に大幅に増員しています。(人件費として地方交付税措置があります。)

(2) 再任用フルタイム職員等の定数算入

本年4月の改正地方公務員法の施行等にあたり、国は、再任用フルタイム勤務職員も含めた定数管理を求めており、当該職員を定数対象に加える必要があります。

なお、再任用職員については、年金の支給開始年齢の引上げに伴い、短時間勤務職員が減少し、フルタイム勤務職員が増加しています。

※ 本年度4月時、再任用職員179名(フルタイム:104名、短時間:75名)

2 職員定数の改正案

現行の定数合計を1,950名から2,058名(※)へ改正します。

※ 定数は、次頁のとおり、部局ごとに定めることとなります。

3 施行期日

2020年(令和2年)4月1日

4 その他(今後の予定)

2022年度以降、定年延長制度が導入される見込みであり、その際に、定数算定の定義等が変更となる場合は、再度改正する必要があります。

<部局ごとの職員定数（案）>

事務部局名	2019年4月1日						定年延長導入までの見込 (～2022年4月)		合計	改正 定数 (B)	差 B-A
	正規等 (ア)	除外数 (イ)	対象数 (ウ) ア-イ	現行 定数 (A)	再任用 フルタイム 等	合計 (オ) ウ+エ	増減	理由等			
市長事務部局	1,281	△ 44	1,237	1,242	58	1,295	58	再任用フルの増(43) 専門職の増等(15)	1,353	1,360	118
(うち社会福祉事務所)	(82)		(82)	(90)	(5)	(87)	(15)	福祉職の増等(15)	(102)	(110)	(20)
水道局	44		44	78	10	54	5	再任用フルの増等(5)	59	60	△ 18
議会局	15	△ 1	14	15		14	2	政務調査等(2)	16	16	1
選挙管理委員会事務局	8		8	8		8			8	8	
監査事務局	8	△ 1	7	11		7			7	11	
公平委員会事務局			0	0		0			0	0	
農業委員会事務局	4		4	5		4			4	5	
教育委員会事務局・学校園	304	△ 19	285	358	36	321	35	幼稚園の受入枠拡大(20) 再任用フルの増等(15)	356	360	2
消防局	236	△ 6	230	233		230	8	再任用フルの増等(8)	238	238	5
合計	1,900	△ 71	1,829	1,950	104	1,933	108	再任用フルの増(71) 専門職の増等(37)	2,041	2,058	108

※ 正規等…正規職員、任期付フルタイム勤務職員

※ 除外数…市から給与不支給者（派遣、育児休業等）

議案第9号関連資料
 明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例
 の一部を改正する条例(案)の概要

1 改正理由

明石市特定事業主行動計画に基づき、職員が仕事と子育て・介護等を含む家庭生活の両立を図り、安心して職務に取り組むことができる職場環境を整備するとともに、育児・介護制度において、先導的役割を果たすため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の内容

(1) 介護休暇の取得可能期間の延長(6月→1年)

介護休暇については、現在、通算して6月まで取得可能としていますが、介護離職を防ぐため、取得可能期間を1年に延長します。

概 要 (現 行)	職員が親族等で負傷、疾病または老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため必要がある場合、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で、介護休暇を取得することができます。(無給)
変 更 内 容	(現 行) 通算して6月を超えない範囲内 (改正案) 通算して1年を超えない範囲内

(2) 育児部分休暇の新設

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)を利用する子を養育する職員を対象に、部分休業に準じた休暇制度を新設し、さらなる子育て支援を図ります。

名 称	育児部分休暇(新設)	部分休業(既存)
対 象 者	放課後児童クラブに通う小学校3年生までの子を養育する職員	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員
概 要	1日2時間を限度に、30分単位で取得できます。(無給) 勤務時間の終わりにのみ取得可。(放課後児童クラブのお迎えに限る)	勤務時間の始めまたは終わりに取得可。

(3) その他規定の整備

文言の整理等、所要の規定整備を行います。

3 施行期日

2020年(令和2年)4月1日

議案第10号関連資料

明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(案)の概要

1 改正理由

国家公務員の取り扱いに準じ、国の機関に派遣される職員等に支給する単身赴任手当を新設するとともに、人事院勧告を踏まえた本市一般職の職員の給与改定に準じ、任期付職員及び会計年度任用職員の給料月額を引き上げるほか、所要の整備を図ることにつき、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正内容

(1) 単身赴任手当の新設

人事交流による国(本省)への派遣等により、配偶者と別居し、単身で生活することになった場合に、国の取り扱いに準じ、単身赴任手当を支給します。

区 分	支給額
基礎額	月額 30,000 円
加算額	職員の住居と配偶者の住居との交通距離が 100 km 以上の場合、距離に応じて、70,000 円を上限に支給します。 例) 明石・東京間(約 550 km)の場合、24,000 円を加算

(2) 任期付職員及び会計年度任用職員の給料月額の引き上げ

本年度の本市一般職の給与改定に準じ、任期付職員及び2020年4月から新たに任用する会計年度任用職員の給料月額を平均0.6%引き上げます。

なお、ボーナスの支給月数の引き上げについては、条例の規定上、既に改定されている一般職に連動することとなっています。

任期付事務員(週4日勤務)の場合

(単位:円)

	給 料 (月額)	地域手当 (月額)	期末勤勉手当(年間)		年 収
			支給月数	額	
現 行	132,664	7,959	4.45 月	625,772	2,313,248
改正後	134,158	8,049	4.50 月	639,932	2,346,416
増 減	+1,494	+90	+0.05 月	+14,160	+33,168

(3) 地方公務員法等の改正に伴う所要の整備

① 会計年度任用職員制度の導入に係る規定の整備

会計年度任用職員のサービスの宣誓及び公務災害補償に係る規定などを整備します。

② 選挙事務に従事する職員に支給する報酬に係る規定の整備

非常勤特別職として報酬を支給できる職が、投票管理者及び開票管理者に限定されることから、職務代理者など他の役職の報酬については、現行額のまま特殊勤務手当に切り替える旨の規定整備を行います。

③ 学校職員の部活動の指導業務に係る特殊勤務手当の改定

県の給与改定に準じ、休日における部活動の指導業務に係る特殊勤務手当について、支給額を改定します。

(支給単位：日額)

従事時間	現行	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度～
3時間程度/日		2,700円			
4時間程度/日	3,600円	3,600円	3,300円	3,000円	2,700円

3 改正する条例

- (1) 明石市職員の給与に関する条例
- (2) 明石市立学校職員の給与等に関する条例
- (3) 明石市職員の特殊勤務手当に関する条例
- (4) 明石市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例
- (5) 明石市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例
- (6) 明石市職員のサービスの宣誓に関する条例
- (7) 明石市会計年度任用職員の給与等に関する条例
- (8) 明石市職員退職手当条例
- (9) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- (10) 明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

4 施行予定期日

2020年4月1日から施行します。

ただし、任期付幼稚園教諭に適用する任期付行政職給料表11号給の改正規定は、一般職の給与改定の適用時期に合わせるため、2019年4月1日から適用します。

また、公務災害補償に係る改正規定は、2020年4月1日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用します。

議案第34号関連資料 包括外部監査契約について

1 包括外部監査について

「包括外部監査」は、市の財務や経営に係る事務の執行について、外部の専門的知識を有する者(外部監査人)が主体となって、特定のテーマを決めて監査をするものです。

地方自治法(以下「法」という。)の規定により、中核市は毎年度、議会の議決を経たうえで外部監査人と契約を結び、監査を実施する必要があります。

2 契約の相手方について

法では、外部監査契約を締結できる者として、弁護士・公認会計士・税理士等の有資格者と定められています。(法第252条の28)

2018年度から実施している包括外部監査は、現在、EY新日本有限責任監査法人に所属する石田博信氏との契約により監査を行っています。

来年度についても、引き続き次の表のとおり石田博信氏と契約しようとするものです。

相手方	石田博信(インダヒロノブ)	53歳	
住所	伊丹市南本町5丁目4番18-607号		
所属法人等	EY新日本有限責任監査法人		
契約の金額	1,300万円を上限とする(令和元年度と同額)		
包括外部監査のテーマ	2018年 「指定管理者に関する事務執行について」 2019年 「委託契約に関する事務の執行について」		

なお、包括外部監査人との契約は、法の規定により3回まで(3年間)は同一人物と契約することが可能となっています(法第252条の36)。

3 監査委員意見について

議案提出にあたり、法に基づき、監査委員への意見聴取を行った結果、上記の者との契約について、異議なしとの意見をいただいています。(法第252条の36)

4 今後の予定について

- 2020年 4月 包括外部監査契約の締結
- 2020年 5月～ 令和2年度の監査テーマを選定
- 2020年 8月～ 監査実施
- 2021年 2月 市議会に監査結果報告書提出

(仮称)あかし安全のまちづくり計画(国土強靱化地域計画)素案について

1 計画の策定趣旨と位置付け

(1) 計画の策定趣旨

国が「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)に基づき国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)を国が定め推進し「国土強靱化」を図ることとしている。

明石市においても国の方針に基づきあらゆる災害に対応するため、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進し、市民の安全・安心を確保するとともに、人命を守ることを最優先に、また地域社会が致命的な被害を受けることなく迅速に回復できるよう「強靱な地域」を確立することを目指し、取り組みを総合的かつ計画的に推進するため明石市強靱化地域計画(以下「地域計画」という。)を策定するものです。

(2) 位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「地域計画」であり、国の基本計画との調和を図りつつ、本市の市政の基本方針である「明石市総合計画」とも整合を図りながら策定し、「明石市地域防災計画」や明石市総合計画の各種部門計画における本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付けます。

2 対象とする大規模災害

本計画で対象とする災害は、明石市に大きな被害をもたらす大規模災害として、自然条件や過去の災害発生、予見の状況等を踏まえ以下の通り設定しました。

- 地震及びその発生に伴う津波災害
- 風水害による豪雨、土砂災害、高潮災害

3 計画の基本的な考え方

基本法第14条において、地域計画は、基本計画との調和が保たれたものではないと規定されているため、基本計画や基礎自治体の役割等を踏まえ、「基本目標」及び「基本目標」の達成のために必要な「事前に備えるべき目標」を設定しました。

基本目標

- 1) 人命の保護が最大限に図られる。
- 2) 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
- 3) 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する。
- 4) 災害発生後の迅速な復旧・復興を可能にする。

事前に備えるべき目標

- 1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
- 2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- 3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- 4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。
- 5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。
- 6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- 7) 制御不能な二次災害を発生させない。
- 8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

《参考：計画のスキーム》

- ① 地域を強靱化する上での目標の明確化
- ↓
- ② 「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）の設定
- ↓
- ③ 脆弱性の分析・評価・課題の検討
- ↓
- ④ リスクへの対応方策（推進すべき施策）の検討
- ↓
- ⑤ 対応方策についての重点化・優先順位付け

4 「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）の設定

国及び兵庫県の基本計画において設定された大規模自然災害発生時における「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を基本としつつ、本市の地域特性や基礎自治体としての役割を踏まえ、基本目標を達成する上で、8の「事前に備えるべき目標」に対する37の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定しました。（別紙1）

5 推進すべき施策の方針

「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を踏まえ、事前に備えるべき目標に対する今後の施策、取り組みを、リスクシナリオごとに示しました。（別紙2）

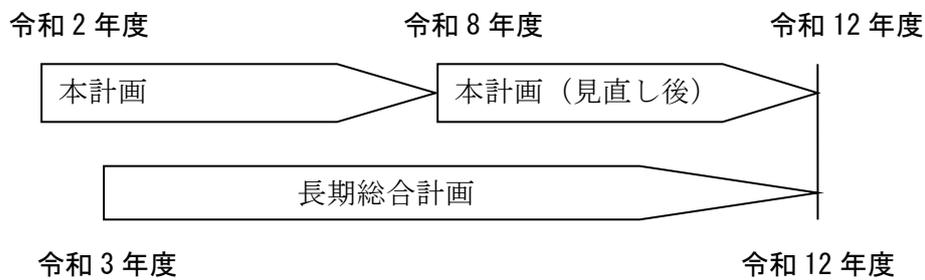
6 計画の推進

(1) 計画の進め方

この計画は、地域のリスクマネジメントであり、基本目標を設定し、P（計画）D（実行）C（評価）A（見直し・改善）サイクルを繰り返すことによる、取り組み推進を基本とします。

(2) 計画の見直し

本計画が対象とする期間は、概ね5年ごとに見直すこととしますが、令和3年度から概ね10か年のまちづくりの指針となる次期長期総合計画の終期と合わせて調整することとし、当初の計画期間は令和2年度から令和7年度までとします。但し、それ以前であっても、国の動向や社会情勢等の変化により、必要に応じ見直しを検討します。



7 今後の予定

- 1) 令和2年4・5月パブリックコメント
- 2) 修正・調整
- 3) 令和2年6月頃策定

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
	1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-5 情報伝達の不備や意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。	2-1 被災地での食料・飲料水、電力、燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 自衛隊、警察、消防、海保等に被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
	2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。	3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止

	5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
	5-6 食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な二次被害を発生させない。	7-1 市街地での大規模火災の発生
	7-2 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出
	7-5 農地の荒廃による被害の拡大
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6 避難所運営がうまくいかず避難所における自治が崩壊する事態
	8-7 被災者の住居確保等の遅延により生活再建が遅れる事態

推進すべき施策の方針

※網掛け部分は重点化するリスクシナリオ

目標 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	
1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	
<ul style="list-style-type: none"> ◆住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化 ◆市有建築物の新設、耐震化、機能改善 ◆橋梁の耐震化 ◆道路ネットワークの確保 ◆公園施設の耐震化、長寿命化 ◆危険空き家対策 ◆大規模盛土造成地の調査・指導 ◆消防活動拠点の整備と機能強化 ◆消防活動隊の出動体制強化 	<ul style="list-style-type: none"> ◆消防団の充実強化 ◆住宅防火対策 ◆住宅用火災警報器の設置促進 ◆消防法及び建築基準法の法令違反の建物に対する是正促進 ◆消防水利の多様化 ◆密集住宅市街地等の防災性向上 ◆防災教育・啓発 ◆避難行動要支援者の支援体制の構築
1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	
<ul style="list-style-type: none"> ◆安全な避難の確保 ◆防御施設の改良 ◆防御施設の迅速な操作 ◆防災教育・啓発（一部再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆避難行動要支援者の支援体制の構築（再掲） ◆要配慮者利用施設における災害時の体制整備の強化
1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	
<ul style="list-style-type: none"> ◆漁港の高潮対策 ◆港湾・海岸の高潮対策 ◆河川の高潮対策 ◆河川の整備 ◆内水氾濫対策 ◆ハザードマップの改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ◆防災教育・啓発（一部再掲） ◆避難行動要支援者の支援体制の構築（再掲） ◆要配慮者利用施設における災害時の体制整備の強化（再掲）
1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	
<ul style="list-style-type: none"> ◆住宅への土砂災害対策支援 ◆安全な避難の確保 ◆防災教育・啓発 ◆土砂災害警戒区域の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ◆避難行動要支援者の支援体制の構築（再掲） ◆要配慮者利用施設における災害時の体制整備の強化（再掲）
1-5 情報伝達の不備や意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	

- ◆災害リスクの周知
- ◆災害情報伝達体制の推進
- ◆避難行動要支援者の支援体制の構築
(再掲)

- ◆要配慮者利用施設における災害時の体制整備の強化 (再掲)
- ◆多言語による防災関連資料、パンフレットなどの作成・配布

目標 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1

被災地での食料・飲料水、電力、燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止

- ◆物資調達・供給体制の構築
- ◆備蓄計画の推進、避難所における物資・資機材の確保、家庭内備蓄の啓発
- ◆物資供給ルートの確保

- ◆水道施設の耐震化
- ◆応急給水体制の整備
- ◆市場施設の防火・耐震化
- ◆電気・ガスの早期復旧

2-2

自衛隊、警察、消防、海保等に被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- ◆消防活動拠点の整備と機能強化 (再掲)
- ◆消防活動隊の出動体制強化 (再掲)
- ◆災害対応の体制・資機材の充実

- ◆消防の情報通信施設の強化
- ◆消防団の充実強化 (再掲)
- ◆防災教育・啓発 (一部再掲)

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー長期途絶

- ◆燃料の確保

- ◆電気・ガスの早期復旧 (再掲)

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

- ◆大規模災害時一斉帰宅の抑制と帰宅困難者の受入対策

2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺

- ◆災害時における医療体制の整備
- ◆救護班の整備

- ◆民間の医療機関の耐震化の促進
- ◆物資等の供給を支える支援ルートの整備

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- ◆避難所等の衛生環境の確保
- ◆被災地域の感染症対策・食中毒対策の実施

- ◆下水道業務継続体制の整備
- ◆下水道施設の耐震・耐津波化の推進

2-7

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者発生

- ◆備蓄の推進・施設の機能強化
- ◆物資調達・供給体制の構築
- ◆福祉避難所の体制整備

- ◆保健医療活動チームの要請・受援体制の整備
- ◆避難者の健康の確保

目標 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| ◆本庁舎等の耐震化等 | ◆災害時初動対応体制の強化 |
| ◆業務継続体制の整備、他自治体との連携強化 | ◆指定金融機関との連携 |
| ◆市本庁舎の代替施設の指定 | ◆消防活動拠点の整備と機能強化
(再掲) |
| ◆長期電源途絶等に対する対応の検討 | ◆火葬場施設の機能確保 |
| ◆バックアップ体制の整備 | ◆遺体安置場所の確保 |
| ◆職員用備蓄食糧の確保 | ◆学校等の長寿命化 |

目標 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| ◆情報通信設備の多重化等 | ◆長期電源途絶等に対する対応の検討
(一部再掲) |
|--------------|-----------------------------|

4-2

テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- ◆情報伝達の多様化

目標 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

- | | |
|-------------------|---------|
| ◆個別企業の BCP の策定の促進 | ◆道路の確保等 |
|-------------------|---------|

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- | | |
|--------------|-------------|
| ◆ライフライン機能の確保 | ◆道路の確保等（再掲） |
|--------------|-------------|

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- ◆危険物施設等の災害時連携体制の強化

5-4 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止

- | | |
|------------|--------------|
| ◆道路交通基盤の整備 | ◆安全・安心なみちづくり |
|------------|--------------|

5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

- ◆金融機関における BCP 策定の推進

5-6 食料等の安定供給の停滞

- | | |
|---------------------|-----------|
| ◆市場施設の防火・耐震化（再掲） | ◆農地の保全の取組 |
| ◆物資調達・供給体制の構築（一部再掲） | |

目標 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1

電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

◆市有施設へのエネルギー供給源の多様化

◆住宅等におけるエネルギー供給源の確保

6-2 上下水道等の長期間にわたる供給停止

◆農業水利施設の保全

◆応急給水体制の整備（再掲）

◆水道施設の耐震化（再掲）

◆業務継続計画の整備

◆水道施設の機能確保（再掲）

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

◆下水道業務継続体制の整備（再掲）

◆下水道施設の老朽化対策

◆下水道施設の耐震・耐水化の推進（再掲）

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

◆橋梁の耐震化（再掲）

◆道路ネットワークの確保

目標 7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

◆密集住宅市街地等の防災性向上
（再掲）

◆消防団の充実強化（再掲）

◆消防水利の多様化（再掲）

◆道路ネットワークの確保（一部再掲）

◆地域の災害対応力の向上

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

◆避難路沿道建築物の耐震化等

7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

◆ため池・水路等整備

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

◆有害物質流出・拡散対策

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

◆農地保全の取組（再掲）

目標 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ◆ごみ焼却施設の維持管理
- ◆災害廃棄物処理体制の確保

- ◆他地域自治体との連携

8-2

道路啓開等の復旧・復興を担う人材不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ◆関係協力団体との連携

- ◆他自治体等との連携強化

8-3

地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ◆地域における主体的な活動の推進
- ◆地域コミュニティによる防災力の強化

- ◆治安の維持

8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ◆橋梁の耐震化（再掲）
- ◆橋梁の長寿命化

- ◆道路構築物等の長寿命化
- ◆港湾の耐震化及び長寿命化

8-5

広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ◆漁港・海岸の高潮対策（再掲）
- ◆河川の高潮対策（再掲）

- ◆河川の整備（再掲）
- ◆内水氾濫対策（再掲）

8-6 避難所運営がうまくいかず避難所における自治が崩壊する事態

- ◆避難所運営マニュアルの充実・策定

8-7 被災者の住居確保等の遅延により生活再建が遅れる事態

- ◆応急仮設住宅建設候補地の選定

- ◆民間賃貸住宅の居室借上げ（賃貸型応急仮設）

(仮称)
あかし安全のまちづくり計画 (素案)
(明石市強靱化地域計画)

令和2年〇月
明石市

第1章	計画策定の趣旨・位置付け	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の位置付け	2
3	計画期間	2
4	あかし安全のまちづくり計画と明石市地域防災計画の関係	3
第2章	強靱化の基本的考え方	4
1	計画策定の基本方針	4
2	強靱化の目標	4
(1)	基本目標	4
(2)	事前に備えるべき目標	4
第3章	対象とする災害	5
1	明石市の概況	5
(1)	位置及び面積	5
(2)	地勢	5
(3)	降水量	5
(4)	人口	5
(5)	主要な災害履歴	5
2	対象とする自然災害	7
第4章	強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	9
1	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	9
2	脆弱性の評価	11
第5章	推進すべき施策の方針	34
1	リスクシナリオごとの施策の方針	34
2	重点化する施策	64
第6章	計画の推進	66
1	計画の推進体制	66
2	計画の進捗管理	66
3	計画の見直し	66

第1章 計画策定の趣旨・位置付け

1 計画策定の趣旨

明石市では、兵庫県南部地震、東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害から人命を守ることを最優先に、自助・共助・公助の観点に立ってハード・ソフト両面から安全・安心に暮らせる地域社会の実現に取り組んでいるところであるが、近年、大規模地震や台風の大型化、多発する集中豪雨など、大規模自然災害の発生によるリスクが一段と高まっている。

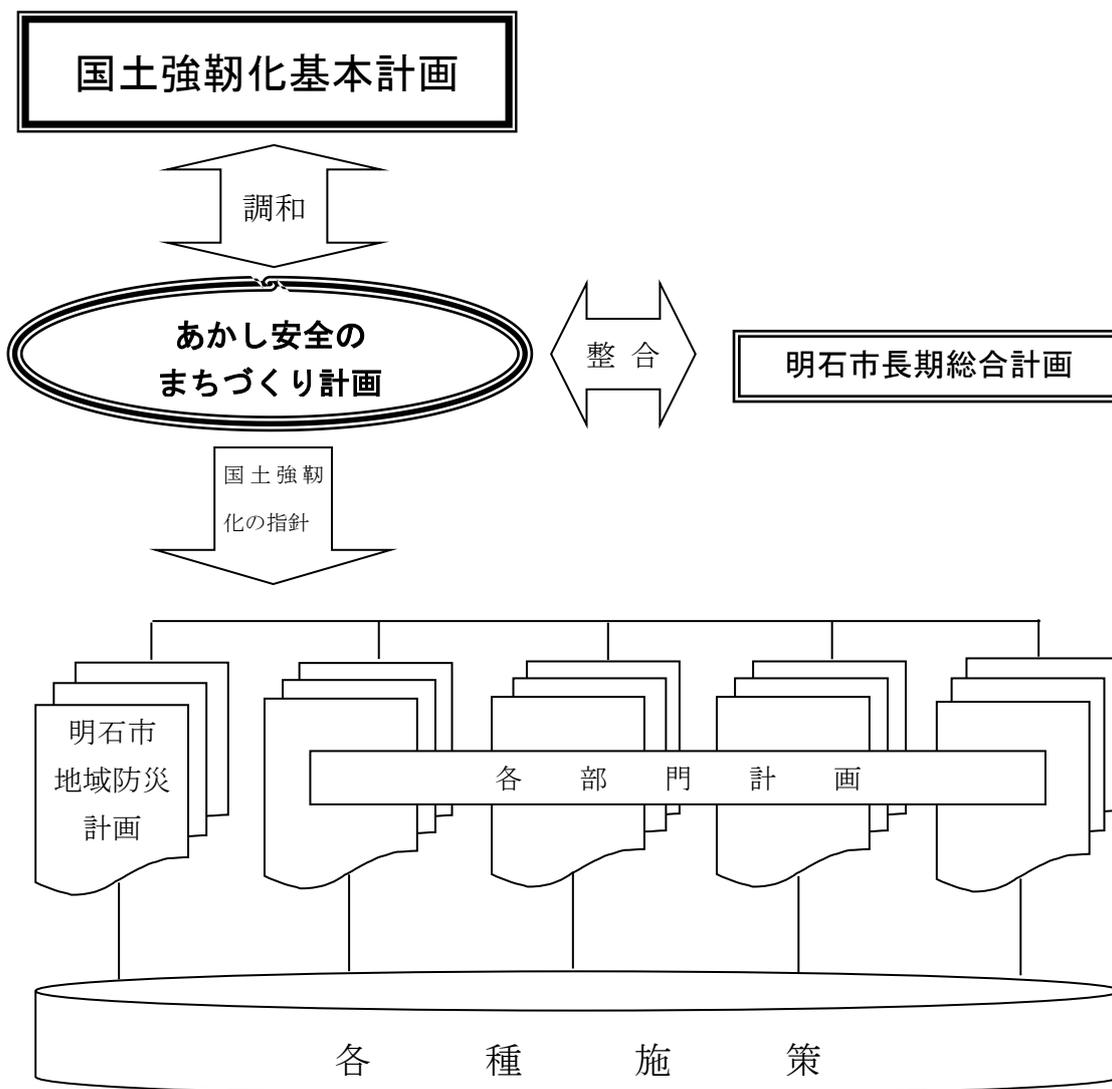
一方で、全国的にみても、これまで数多くの災害が発生し、甚大な被害を受けるたび、長期間かけて復旧・復興を図るという「事後対策」を繰り返してきている。そこで、これを避けるためには、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要であり、最悪の事態を念頭に置き、総合的な対応を「国家」として行っていく必要があることから、国が新たに取り組みを強化する「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）に基づき国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を国が定め推進し「国土強靱化」を図ることとしている。

兵庫県は（以下「県」という。）は、こうした国の動向を踏まえ、兵庫県南部地震の経験と教訓に基づくこれまでの取組を再点検する脆弱性評価を実施するとともに、強靱化に向けた今後の推進方針と目標を定める「兵庫県強靱化計画」を策定した。

これら国、県の動きを受け、本市においても国の方針に基づきあらゆる災害に対応するため、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進し、市民の安全・安心を確保するとともに、人命を守ることを最優先に、また地域社会が致命的な被害を受けることなく迅速に回復できるよう「強靱な地域」を確立することを目指し、明石市の地域特性に則した取り組みを総合的かつ計画的に推進するため「あかし安全のまちづくり計画（明石市強靱化地域計画）」を策定する。

2 計画策定の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく「地域計画」であり、国の基本計画との調和を図りつつ、本市の市政の基本方針である「明石市長期総合計画」とも整合を図りながら策定し、「明石市地域防災計画」や明石市総合計画の各種部門計画における本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置づけるものである。



3 計画期間

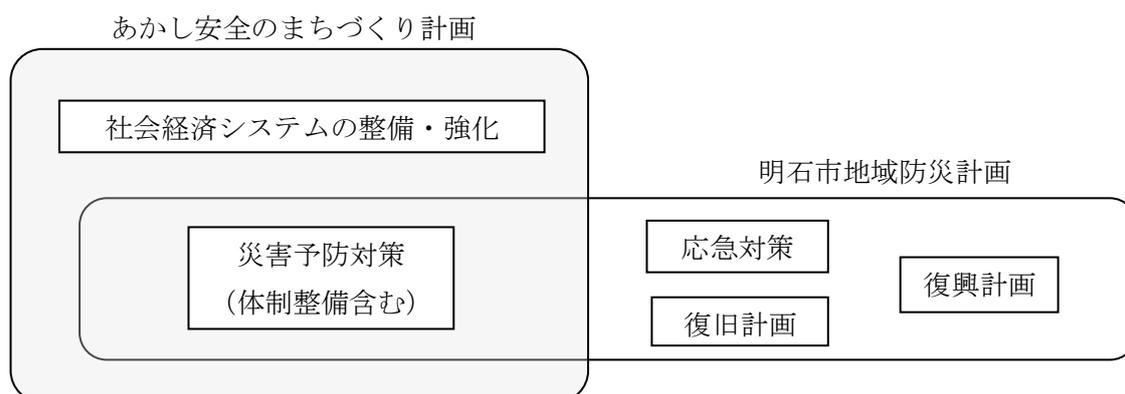
本計画が対象とする期間は、概ね5年ごとに見直すこととしますが、まちづくりの指針となる次期長期総合計画の終期と合わせて調整することとし、当初の計画期間は令和2年度（2020年度）から令和7年度（2025年度）までとします。但し、それ以前であっても、国の動向や社会情勢等の変化により、必要に応じ見直しを検討します。

4 あかし安全のまちづくり計画と明石市地域防災計画の関係

あかし安全のまちづくり計画は、あらゆる災害（リスク）に備えるため、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を明らかにし、それらを回避するため事前に取り組むべき具体的施策を定めるものである。一方で、地域防災計画では、災害ごとの対策や対応について、実施すべきことを定めることが基本となる。あかし安全のまちづくり計画と明石市地域防災計画の比較及び関係を以下に示す。

あかし安全のまちづくりと明石市地域防災計画の関係

項目	あかし安全のまちづくり計画	明石市地域防災計画
検討の前提	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	災害ごとの被害想定
計画の内容	事前に取り組む施策	事前の取り組み、事後の対応
対策の優先度	重点化の明確化	一般的に明記なし



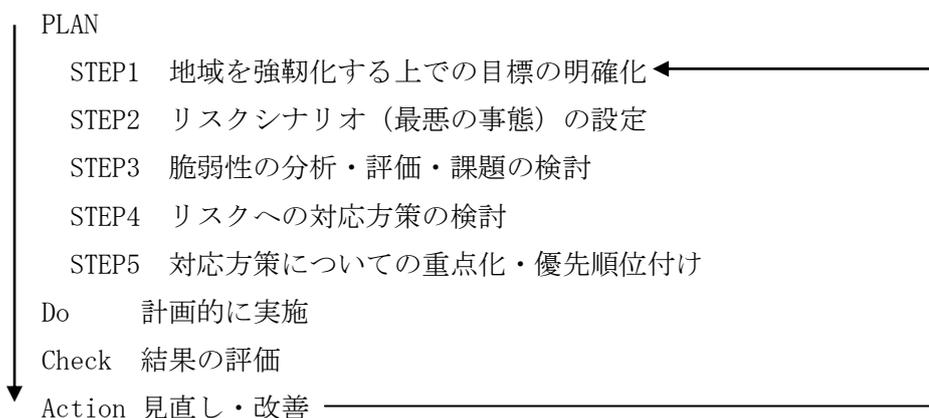
第2章 強靱化の基本的考え方

1 計画策定の基本方針

国土強靱化は、地域のリスクマネジメントであり、下図のPDCAサイクルを繰り返すことによる取り組み推進を基本とする。特徴としては、大規模自然災害による被害を回避するための対策（施策）や国土利用・経済社会システムの現状のどこに問題があるかを知る「脆弱性の評価」を行うとともに、それらを踏まえて、これから何をすべきか、その「対応策」を考え、「重点化・優先順位付け」を行った上で推進していくことが重要となる。

あかし安全のまちづくり計画は、基本計画との調和を図りつつ、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画ガイドライン」に基づいて策定する。

また、本計画は、明石市長期総合計画との調和を図る。



2 強靱化の目標

(1) 基本目標

市域の強靱化を推進するに当たり、国の基本計画に則し「基本目標」を次のとおり定める。

- ① 人命の保護が最大限図られること。
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ④ 迅速な復旧復興に資すること。

(2) 事前に備えるべき目標

「基本目標」の達成のために必要な「事前に備えるべき目標」を次のとおり定める。

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。（それがなされない場合の必要な対応を含む）

- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない。
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

第3章 対象とする災害

1 明石市の概況

(1) 位置及び面積

本市は、兵庫県中南部にあり、阪神都市圏と播磨都市圏の接点に位置し、東経 135 度日本標準時子午線が通る「子午線のまち」、「時のまち」として、全国に広く知られている。市域は、市境のおよそ 8 割を神戸市と接し、南北 9.4 km、東西 15.6 km と東西に長く、面積は 49.42 km²をしめる。

(2) 地勢

市域は、播州平野の東部地域で、明石川流域は沖積層及び埋立地となっており、その他は、段丘堆積物及び大阪層群からなる。

六甲山系に隣接する朝霧地域の他は、ほとんどが台地状の低地からなり、古くにごきた地層であり、比較的固い。

(3) 降水量

年間降水量は、1,000 mm 程度であり、全国平均の 1,700mm から比較すると少ない。

(4) 人口

令和元年 11 月 1 日現在の明石市の人口は、29 万 9 千 245 人で、世帯数は 12 万 8 千 723 世帯である。

(5) 主要な災害履歴

災 害	被害の状況
明治 30 年 豪雨	明石川やため池の決壊多数。旧明石郡内では、人や家畜の死傷百数十件。被害者 1,200 世帯、6,500 人以上。家屋被害 8,000 棟以上
大正 5 年 地震	震源は明石海峡東部。震度 6 以上と推定。淡路島、明石、神戸にかけて被害多数。明石では家屋倒壊 7 棟、電気軌道の亀裂 2 カ所

大正 10 年 豪雨	明石川氾濫により嘉永橋、下流の明治橋（別名学校橋、現在廃橋）が流出。樽屋町、当津村、大明石町、王子村などで家屋浸水多数
昭和 7 年 梅雨前線豪雨	明石各地で洪水。明石川氾濫により明治橋流失。明石川、両馬川が決壊。船上方面の他、茶園場町、人丸町など家屋浸水 1,615 棟
昭和 13 年 梅雨前線豪雨	長雨と集中豪雨。期間降水量（神戸市）462 mm。土石流、山津波などにより阪神間で大水害。死者・不明 731 人。負傷者 1463 人。家屋の全半壊、流失 13,155 棟。明石では行方不明 4 人。家屋の全壊、流失 108 棟。
昭和 20 年 枕崎台風	淡路島、県南部では暴風と高潮、西播磨、但馬は豪雨。死者 19 人、負傷者 62 人。家屋の全半壊、流出 2,394 棟。明石では明石川、朝霧川氾濫。死者 6 人、負傷者 3 人、家屋の半壊 1,000 棟、漁船流失多数。
昭和 20 年 阿久根台風	台風と台風全面の前線による豪雨。各地で期間降水量 300 mm を超し、津名町志筑では、510 mm。死者・不明 231 人、負傷者 92 人。家屋の全・半壊、流失 14,151 棟。明石では死者・不明 29 人。家屋の全壊、流失 86 棟。
昭和 21 年 南海地震	震源は、紀伊半島沖。津波の最大波高（南淡町福良）2.5 メートル。淡路島を中心に大きな被害。死者 50 人、負傷者 69 人。家屋の全半壊 865 棟。明石では家屋の全・半壊 4 棟。
昭和 24 年 明石駅前大火	現在の銀座通の国道 2 号線から海岸近くにかけて自由市場、銀行、旅館など、約 2 万平方メートルを焼失。全焼 372 棟、半焼 9 棟、負傷者 10 人。
昭和 25 年 ジェーン台風	神戸から西宮付近にかけて上陸。最大瞬間風速 48 メートル。淡路島と神戸以東の沿岸部で高潮、高波などにより大きな被害。死者・不明 41 人、負傷者 904 人。家屋の全・半壊、流失 13,880 棟。明石では全・半壊 58 棟。
昭和 26 年 ルース台風	各地で豪雨や高潮などにより大きな被害。死者 9 人、負傷者 35 人。明石では家屋の全・半壊、流失 18 棟。
昭和 28 年 台風 2 号	瀬戸内海から明石付近に上陸。死者、不明 8 人。負傷者 7 人。家屋の全・半壊 21 棟。明石では死者・不明 3 人、負傷者 3 人。
昭和 28 年 台風 13 号	各地で暴風雨。最大瞬間風速（洲本）42 メートル、期間降水量 200 mm 前後、一部で 300 mm 以上。死者 6 人、負傷者 31 人。家屋の全・半壊、流失 1055 棟。明石では稲が倒れ、作付け面積約 8 平方キロメートル。
昭和 36 年 第 2 室戸台風	室戸台風と同様の経路。最低気圧（洲本）934.7 ヘクトパスカル、最大瞬間風速（洲本）49 メートル、高波（五色町など）7～8 メ

	一トル。県南部では高潮と高波、北部では豪雨。死者 10 人、負傷者 134 人、家屋の全・半壊、流失 2,302 棟。明石では家屋の全・半壊 5 棟。明石川にかかる上西橋の 3 分の 1 が流失。
昭和 38 年 三八寒波	明石でも強い寒波が続き 1 月と 2 月の最低気温マイナス 4 度、最高気温 9 度。海水温の低下によりタコがほぼ死滅。
昭和 40 年 台風 23 号	相生付近に上陸。最低気圧（姫路）952.3 ヘクトパスカル、最大瞬間風速（洲本）57 メートル。県南部では暴風雨、高潮。死者 20 人、負傷者 381 人。家屋の全・半壊、流失 2,044 棟。明石では最大瞬間風速 47 メートル。沿岸部を中心に大きな被害。
昭和 40 年 台風 24 号及び 秋雨前線	台風 23 号の 3 日後から台風 24 号と活発化した前線による連日の豪雨。期間降水量（三原町市）732 mm。死者、不明 17 人、負傷者 59 人。家屋の全・半壊、流失 238 棟。明石では台風 23 号と合わせて死者 3 人、負傷者 18 人。家屋の全・半壊 459 棟。
平成 3 年 台風 19 号	各地で最大瞬間風速 30 メートルを超える南寄りの暴風。期間降水量 60 mm 以下。塩風害による停電 13 万世帯。農作物被害 45 億円。交通機関の途絶が相次ぐ。明石では停電 18,800 世帯、農作物被害 6,000 万円。
平成 7 年 兵庫県南部地震	震源は淡路島北部。最大震度 7。死者 6,434 人、行方不明者 3 人。負傷者 4 万 3,792 人。家屋の全・半壊 7,456 棟。避難者（最大時）1,153 カ所 31 万 6,678 人。明石では死者 26 人（市内で 11 人・市外で 15 人） 負傷者 1,884 人。家屋の全・半壊 9,614 棟。避難者（最大時）23 カ所 3,369 人。

2 対象とする自然災害

明石市に大きな被害をもたらす自然災害として、明石市の自然的条件や過去の災害発生、予見の状況、県地域計画の設定も踏まえ、本計画で対象とする大規模自然災害を以下のとおり設定した。

自然災害の種類	想定する被害の様相等
南海トラフ地震	今後 30 年の間に 70%~80%の確率で発生するとされている南海トラフに起因するマグニチュード 8~9 クラスの地震や津波により、人身や建物、社会インフラに甚大な被害が及ぶ。
土砂災害	大雨により、大規模な土石流・地すべり・崖崩れ及び同時多発的な土砂災害が広範囲で発生し、人身や建物に大きな被害が及び、物流・生活道路の寸断等が生じる。

洪水	1,000年に一回程度の想定最大降雨により、河川の氾濫、広範囲かつ長時間に及ぶ浸水、人身や建物被害、物流・生活道路の寸断等が生じる。
高潮	台風接近に起因する過去の事例も考慮した最大規模の集中豪雨などにより、海水が堤防を越流、沿岸部の広範囲が浸水して大きな被害が生じる。
内水氾濫	大雨による大量の雨水の地表滞留、排水路の氾濫等により、都市部の広範囲が浸水し、人身、建物、地下街等に大きな被害が及ぶ。
複合災害	南海トラフ地震の発生前後での集中豪雨や高潮、大型の台風が連続して襲来することなどにより、被害がさらに拡大する。

第4章 強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国及び兵庫県の強靱化基本計画において設定された大規模自然災害発生時における「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を基本としつつ、本市の地域特性や基礎自治体としての役割を踏まえ、次のとおり、8つの「事前に備えるべき目標」と37の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定した。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
	1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-5 情報伝達の不備や意識の低さ等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。	2-1 被災地での食料・飲料水、電力、燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
	2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。	3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない。	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
	5-6 食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3 下水道の長期間にわたる機能停止
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な二次被害を発生させない。	7-1 市街地での大規模火災の発生
	7-2 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出
	7-5 農地の荒廃による被害の拡大
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6 避難所運営がうまくいかず避難所における自治が崩壊する事態
	8-7 被災者の住居確保等の遅延により生活再建が遅れる事態

2 脆弱性の評価

脆弱性の評価は、設定した「起きてはならない最悪の事態」の回避に寄与する明石市の個別事業計画等について、その進捗状況等を可能な限り定量的に分析することで、以下の観点も踏まえて実施した。

- ・市の総合計画や推進中あるいは計画中の事業、その他関連計画に基づいた施策の洗い出しと、それら整合性の確保
- ・人口減少や高齢化等、明石市の実情を踏まえた重点的な取り組みの反映
- ・明石市事業継続計画で課題となった人材やその他資源の不足等に対する改善策として掲げている対策計画の考慮

目標：1 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる。

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(施設の耐震化等)

◆ 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化【住宅・建築室、関係部局】

- 民間の住宅や多数の者が利用する建築物（病院等）の耐震化については、耐震改修の経済的負担が大きく、そのための取組が進みにくいことなどから、民間建築物の耐震化に資する取組を行っていく必要がある。
- 民間の社会福祉施設、保育所等の耐震化等に資する取組を行っていく必要がある。

◆ 市有建築物の新設、耐震化、機能改善【各局】

- 南海トラフ巨大地震や六甲・淡路島断層帯による地震等の被害想定では、震度 5 強から震度 7 の地震が発生する可能性があるとされているが、市役所本庁舎等の建て替えや市有建築物（学校、社会福祉施設、市民病院、保育所、認定こども園、市民会館、市民センター等）の新設、耐震化、施設の機能改善などに取り組む必要がある。
- 熊本地震の経験を踏まえると、本市においても天井や照明器具、吊り下げ式バスケットゴールの落下、窓ガラスの破損など非構造部材の損傷により、指定避難所（生活避難場所）として利用できなくなる施設が存在することから、非構造部材の耐震化、落下防止に取り組む必要がある。（平成 27 年度に終了）
- 老朽市営住宅の対策が必要である。

◆ 橋梁の耐震化【道路安全室】

- 地震により橋りょうが倒壊、落橋し、人的被害の発生や、発災後に緊急輸送道路の機能が喪失されることのないよう、耐震化に取り組む必要がある。

◆ 公園施設の耐震化、長寿命化【都市整備室】

- 災害時に避難地・避難路になるとともに火災の延焼防止の役割を担う公園・緑地において、市民が安心して避難できる空間となるよう「明石市公園施設長寿命化計画」を策定し、適切な維持管理を行いつつ老朽化した公園施設の改築・更新等を進めているが、令和元年度末で計画未策定の公園があるため、長寿命化計画の取組みを強化・促進する必要がある。

◆ 道路ネットワークの確保【道路安全室、住宅・建築室】

- 災害時に活用する道路を確保するため、無電柱化を進めるなど、道路ネットワークの整備を行う必要がある。
- 大規模な地震等により沿道建築物の倒壊等で道路が閉鎖されるといった事態を回避するため、通行を確保すべき道路の沿道建築物について、耐震診断・耐震改修を促進する必要がある。

- 異常気象時や大規模な災害時において、緊急輸送道路等の確実な通行を確保するため、道路防災対策や橋梁耐震化を進めるとともに、警察と連携し非常用発電機をつけた信号機の整備（現在6カ所（国道2号、国道250号）で設置、非常用発電機をつければ作動する信号機が14カ所設置済み）を促進する必要がある。
- 道路ネットワークを整備し、道路が持つ延焼防止機能の発現により、地震発生時に発生する火災の延焼拡大を抑止する必要がある。

◆ **危険空き家対策【住宅・建築室】**

- 危険空き家は、人口・世帯数の減少や高齢化の進行など、構造的な問題から今後も増加していくものと考えられることから、管理が不十分な危険空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐための対策が必要である。

◆ **大規模盛土造成地の調査・指導【住宅・建築室】**

- 平成7年の兵庫県南部地震等時に他市の大規模盛土造成地で滑動崩落の被害が発生した事例があることから、その位置及び規模並びに安全性を調査し、盛土造成地の耐震化及び所有者への注意喚起を行う。

(消防)

◆ **消防活動拠点の整備と機能強化【消防局】**

- 消防庁舎等の耐震化を含め老朽化対策が必要である。
- 消防活動の長期化、流通経路の途絶に備え、備蓄対策が必要である。
- 緊急消防援助隊等の応援隊の活動を円滑に進めるため、明石市消防受援計画に定める宿营地等の受入れ体制の拡充整備が必要である。

◆ **消防活動隊の出動体制強化【消防局】**

- 同時多発的に火災、救急、救助等の災害が発生した場合、現状の消防力が劣勢になることが予測されるため、出動可能隊数の増隊を図る必要がある。

◆ **消防団の充実強化【消防局】**

- 消防団は地域防災力の中核として大きな役割を果たしていることから、被用者（事業所等に雇用されているサラリーマン等）の増加、女性消防団員の活動に対するニーズの増加などに伴う多くの課題に対応し、消防団の充実強化や活性化を図る必要がある。

(防火対策)

◆ **住宅防火対策【消防局】**

- 大規模災害に伴う燃焼機器への可燃物落下による出火や、停電発生から復電時における出火の危険性などについて、幅広く市民に周知することが必要である。

◆ **住宅用火災警報器の設置推進【消防局】**

- 火災の早期発見のため、住宅用火災警報器の設置促進が必要である。

◆ **消防法及び建築基準法の法令違反の建物に対する是正推進【消防局、住宅・建築室】**

- 市民の安全安心に寄与するため、火災発生時に人命危険が大きい法令違反対象物を早

期に改修させる必要がある。

◆ **消防水利の多様化【消防局】**

- 市街地における消防水利の多くを占める消火栓は、大規模地震発災時には、地盤の変動による水道管の破損、断水等により使用不能になると予想されることから、消防水利の多様化が必要である。

◆ **密集住宅市街地等の防災性向上【消防局、都市整備室】**

- 建築物の密集化が著しい既成市街地では、地震発生時に同時多発する火災が延焼拡大して大規模火災につながるおそれがあることから、迅速な消火活動等ができるよう「区域警防計画」の策定や、良好な市街地環境の形成・保全を図る必要がある。

(自助・共助)

◆ **防災教育・啓発【総合安全対策室】**

- 大規模な自然災害が発生した際に、被害を最小限に抑えるには、地域において、行政と住民が一体となった取組が不可欠なことから、地域住民が主体となった自助・共助の防災活動を活性化させる必要がある。

- 大地震等の発生に備え、企業が自衛活動に留まることなく、近隣地域での発災に対しても自発的な応援活動を行うなどの防災体制の強化を推進する必要がある。

(災害時要配慮者)

◆ **避難行動要支援者の支援体制の構築【福祉局、総合安全対策室】**

- 避難行動要支援者名簿を整備し、行政と地域関係者が緊密に連携して、障害がある人への情報伝達など、要支援者の実情に応じた具体的な支援方法を検討し、避難行動要支援者名簿を活用した実効性ある支援体制を構築する必要がある。

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

◆ **安全な避難の確保【総合安全対策室、消防局】**

- 津波ハザードマップにより、沿岸部の住民、事業所等に対し、津波に関する情報や指定緊急避難場所の周知を図る必要がある。

- 津波からの確実な避難のため、津波避難ビル等の確保に向けた取り組みを継続的に行う必要がある。

- 津波発生時の情報伝達を円滑に行うため、防災行政無線や各種情報システム等の操作の習熟、情報伝達手段の多様化を図る必要がある。

- 総合防災訓練の実施により関係機関の応急対応力の向上を図る必要がある。

- 自主防災活動の活性化及び組織率の向上を図り、自助、共助による住民の安全な避難を確保する必要がある。

◆ **防御施設の改良【産業振興室、都市整備室】**

- 高潮・津波による被害を最小限にするため、漁港海岸保全施設について、機能保全計

画に基づき、施設の防御機能を可能な限り長期間維持できるよう、予防保全の考えに基づいた適切な維持管理をしていく必要がある。

◆ **防御施設の迅速な操作【都市整備室】**

○高潮・津波による被害を最小限にするため、河川樋門ゲート及び港湾・海岸の防潮門扉を迅速に操作する必要があることから、情報伝達システムの構築や多様化、機動力の向上を図る必要がある。

◆ **防災教育・啓発【総合安全対策室】**

○高潮・津波等からの住民等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、学校での防災授業、や住民等に津波に対する危険性や予防対策等について周知を図る必要がある。

◆ **避難行動要支援者の支援体制の構築【福祉局、総合安全対策室】**

○避難行動要支援者名簿を整備し、行政と地域関係者が緊密に連携し、障害がある人への情報伝達など、要支援者の実情に応じた具体的な支援方法を検討し、避難行動要支援者名簿を活用した実効性ある支援体制を構築する必要がある。

○避難行動要支援者名簿を整備し、行政と地域関係者が緊密に連携して障害がある人への情報伝達など、要支援者の実情に応じた具体的な支援方法を検討し、避難行動要支援者名簿を活用した実効性ある支援体制を構築する必要がある。

◆ **要配慮者利用施設における災害時の体制整備の強化【総合安全対策室、福祉局】**

○高齢者や障害者等、要配慮者が入所する要配慮者利用施設において、水害や土砂災害などの災害時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な事項を定めた計画の策定等についての取組みを促進する必要がある。

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

◆ **漁港の高潮対策【産業振興室】**

○高潮・津波による被害を最小限にするため、漁港施設について、機能保全計画に基づき、施設の防御機能を可能な限り長期間維持できるよう、予防保全の考えに基づいた適切な維持管理をしていく必要がある。

◆ **港湾・海岸の高潮対策【都市整備室】**

○明石港、江井島港、東播磨港及び海岸部の高潮対策を県と連携し強化するとともに、老朽化施設の改修が必要である。

◆ **河川の高潮対策【都市整備室】**

○2級河川の高潮対策を県と連携して対応する必要がある。

◆ **河川の整備【都市整備室】**

○治水安全度を高めるため、県の河川整備計画に基づき、順次整備が進むように県と連携して対応する必要がある。

◆ **内水氾濫対策【下水道室・道路安全室、都市整備室】**

○近年の気候変動の影響により、局所的な集中豪雨が増えている状況があるため、計画的に雨水管整備を実施するとともに、既設雨水管や市が管理する道路側溝・用水路等の適切な維持管理を行う必要がある。また、高潮により海・河川の外水位が上昇し、地盤が低い市街地においては、浸水被害を受けやすく長期化することから、排水ポンプを設置する必要がある。

◆ **ハザードマップの改訂【総合安全対策室】**

○市街化の発展やゲリラ豪雨の増加により、洪水のリスクが高まっている。令和元年5月に発行したハザードマップをもとに、県の最新のシミュレーション結果（1000年に1度など）を取り入れ、定期的に改訂する必要がある。

◆ **防災教育・啓発【総合安全対策室】**

○水害等からの住民等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、市民等に浸水による危険性や予防対策等について周知を図る必要がある。

◆ **避難行動要支援者の支援体制の構築【福祉局・総合安全対策室】**

○避難行動要支援者名簿を整備し、行政と地域関係者が緊密に連携して障害がある人への情報伝達など、要支援者の実情に応じた具体的な支援方法を検討し、避難行動要支援者名簿を活用した実効性ある支援体制を構築する必要がある。

◆ **要配慮者利用施設における災害時の体制整備の強化【総合安全対策室、福祉局】**

○高齢者や障害者等、要配慮者が入所する要配慮者利用施設において、水害や土砂災害などの災害時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な事項を定めた計画の策定等についての取組みを促進する必要がある。

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

◆ **住宅への土砂災害対策支援【都市整備室】**

○土砂災害特別警戒区域等にある既存不適格住宅の居住者の人命と財産の保護を図る必要がある。

◆ **安全な避難の確保【総合安全対策室】**

○県による土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の区域指定に基づいた「ハザードマップ」の作成、公表により、市民等の土砂災害に対する危険性や予防対策などの認識を高めてもらいながら、ソフト対策も含めた取組を継続的に進めていく必要がある。

○総合的な防災訓練の実施により、防災関係機関及び地域住民の応急対応力の向上を図る必要がある。

◆ **防災教育・啓発【都市整備室、総合安全対策室】**

○土砂災害等からの住民等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、市民等に危険性や予防対策等について周知を図る必要がある。

◆ 土砂災害警戒区域等点検【都市局】

○土砂災害警戒区域及び特別警戒区域について、継続的に安全性を確認する必要がある。

◆ 避難行動要支援者の支援体制の構築【福祉局、総合安全対策室】

○避難行動要支援者名簿を整備し、行政と地域関係者が緊密に連携して、障害がある人への情報伝達など、要支援者の実情に応じた具体的な支援方法を検討し、避難行動要支援者名簿を活用した実効性ある支援体制を構築する必要がある。

◆ 要配慮者利用施設における災害時の体制整備の強化【総合安全対策室、福祉局】

○高齢者や障害者等、要配慮者が入所する要配慮者利用施設において、水害や土砂災害などの災害時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な事項を定めた計画の策定等についての取組みを促進する必要がある。

1-5 情報伝達の不備や意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

◆ 災害リスクの周知【総合安全対策室】

○津波、洪水、土砂災害、高潮、揺れやすさ、地震危険度、液状化危険度などに係るハザードマップの作成、公表により、市民に危険性や予防対策などの知識を高めてもらいながら、災害リスクが高まった場合に、自らの判断で適切な避難行動がとれるように促す必要がある。

○総合的な防災訓練の実施により、関係機関の応急対応力の向上を図る必要がある。

○自主防災活動の活性化を図り、自助、共助による住民の安全な避難を確保する必要がある。

◆ 災害情報伝達体制の推進【総合安全対策室】

○市民等への迅速かつ正確な災害情報の伝達に向けて、Jアラート自動起動装置の整備、Lアラートへの情報配信、同報系防災行政無線や音声告知放送、個人レベルで情報取得が可能な電子メールやSNSの活用、戸別受信機など多様化を進めているが、今後も時代に即した方法を的確に取り入れていく必要がある。

○情報収集・伝達手段の効果的な利活用をより一層充実させるため、継続的に職員向けシステムの導入や操作研修、防災訓練等を進めていく必要がある。

○災害直後から継続して各種情報システムが稼働できるよう、対策を講じる必要がある。

○市民等への正確な情報提供、市の迅速な災害対応のため、発災直後から被災現場等の情報を迅速に収集、伝達するツールを維持・整備する必要がある。

◆ 避難行動要支援者の支援体制の構築【福祉局、総合安全対策室】

○避難行動要支援者名簿を整備し、行政と地域関係者が緊密に連携して、障害がある人への情報伝達など、要支援者の実情に応じた具体的な支援方法を検討し、避難行動要支援者名簿を活用した実効性ある支援体制を構築する必要がある。

◆ 要配慮者利用施設における災害時の体制整備の強化【総合安全対策室、福祉局】

○高齢者や障害者等、要配慮者が入所する要配慮者利用施設において、水害や土砂災害などの災害時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な事項を定めた計画の策定等についての取組みを促進する必要がある。

◆ **多言語による防災関連資料、パンフレットなどの作成・配布【総合安全対策室】**

○災害時に外国人が被害にあわないよう、外国語によるハザードマップ、やさしい日本語による防災パンフレットなどを作成配布し、防災に関して外国人への一層の周知を必要とする。

目標：2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。

2-1 被災地での食料・飲料水、電力、燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止

◆ **物資調達・供給体制の構築【総合安全対策室、市民生活局】**

○災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活関連商品等の物資の確保が困難となることが予想されるため、物資供給体制の整備を図る必要がある。

○物資確保に向けた大規模小売業者等との協定締結を推進する必要がある。

○協定締結先からの物資調達や他市、他県、国からの救援物資の受入れ、被災地への配送が円滑に行えるよう、マニュアルの充実や訓練の実施が必要である。

◆ **備蓄計画の推進、避難所における物資・資器材の確保、家庭内備蓄の啓発【総合安全対策室】**

○広域的な災害となった場合には、物資調達及び配送に支障が出て流通備蓄がすぐには機能しない恐れがあり、発災初期の対応に、十分な量の物資を備蓄する必要があるため、公的な備蓄及び企業内備蓄、家庭内備蓄を推進する必要がある。

◆ **物資供給ルートの確保【道路安全室、住宅・建築室】**

○緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震対策・維持補修を進めるほか、緊急輸送道路の舗装補修や路面下空洞調査を行う必要がある。

○災害時に活用する道路を確保するため、無電柱化を進めるなど、道路ネットワークの整備を行う必要がある。

◆ **水道施設の耐震化【水道局】**

○南海トラフ地震などの大規模な災害に備え、強靱で信頼性の高い水道施設の構築を図るため、耐震化を進める必要がある。また人命の保護、安全確保から医療施設など災害時における給水優先度の高い施設へ至る管路の耐震化を図る必要がある。

◆ **応急給水体制の整備【水道局】**

○水道施設が被災した場合に備え、隣接市町等との相互応援体制、水道事業者や民間団体との応急給水、応急復旧、燃料確保に関する協定締結を実施し、定期的に訓練を実

施しているが、より効果的な応援体制を構築すべく、継続して訓練を実施する必要がある。

○災害時の応急給水を行うため、避難所となる小中学校に応急給水バルーンを配備している。また、市内9カ所に設置している耐震性貯水槽を計画的に維持管理していく必要がある。

◆ **市場施設の防火・耐震化【産業振興室】**

○継続的な食糧等の流通のため、施設の防火、耐震対策を進める必要がある。

◆ **電気・ガスの早期復旧【総合安全対策室】**

○電気・ガス等ライフラインの早期復旧に向けて、市と事業者が連携しておく必要がある。

2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

◆ **消防活動拠点の整備と機能強化【消防局】**

○消防庁舎等の耐震化を含め老朽化対策が必要である。

○大規模災害発生後の活動の長期化及び流通経路の途絶に備え、備蓄対策が必要である。

○大規模災害発生直後から迅速に消防活動を行うため、短時間で消防職員を召集できる体制の整備が必要である。

○緊急消防援助隊等の応援隊の活動を円滑に進めるため、明石市消防受援計画に定める宿营地等の受入れ体制の拡充整備が必要である。

◆ **消防活動隊の出動体制強化【消防局】**

○同時多発的に火災、救急、救助等の災害が発生した場合、現状の消防力が劣勢になることが予測されるため、出動可能隊数の増隊を図る必要がある。

◆ **災害対応の体制・資機材の充実【消防局】**

○救助・救急及び消火等に係る各種装備・資器材の充実を図る必要がある。

○災害により活動不能に陥る消防車両等の発生や、道路の亀裂や液状化等により車両が走行困難になる可能性があるため、消防車両の配置場所を検討するとともに、車両等を更新する場合には性能・機能強化を図る必要がある。

○関係機関との連携強化を含め、消防職員の大規模災害対応能力を向上させていく必要がある。

◆ **消防の情報通信施設の強化【消防局】**

○119番通報の受信、出動隊の編成、指令を送る設備である通信指令システムと、消防救急活動の情報伝達を行う無線設備は極めて重要なシステムであるため、冗長性、耐障害性、耐災害性を強化する必要がある。

◆ **消防団の充実強化【消防局】**

○消防団は地域防災力の中核として大きな役割を果たしていることから、被用者（事業

所等に雇用されているサラリーマン等)の増加、女性消防団員の活動に対するニーズの増加などに伴う多くの課題に対応し、消防団の充実強化や活性化を図る必要がある。

○大規模災害時の活動現場において、地域防災の要である消防団員の活動力の強化と安全確保のため、装備品を充実させていく必要がある。

◆ **防災教育・啓発【総合安全対策室、消防局・市民協働推進室】**

○大規模災害時には、消防等による「公助」が不足することが過去の例からも想定されることから、地域の防災力の充実強化のため、引き続き、地域の自主防災組織の組織活動の活発化に取り組む必要がある。

○地域の防災力を向上させるため、大規模自然災害を想定した各種訓練を定期的に行い、検証を行うことで、地域防災体制の更なる充実を図る必要がある。

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

◆ **燃料の確保【総合安全対策室】**

○災害時の救助・救急、医療活動のためのエネルギーを確保するため、関係機関等との協定等により燃料を確保する必要がある。

◆ **電気・ガスの早期復旧【総合安全対策室】**

○電気・ガス等ライフラインの早期復旧に向けて、市と事業者が連携しておく必要がある。

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

◆ **大規模災害時の一斉帰宅の抑制と帰宅困難者の受入対策【総合安全対策室】**

○大規模地震が発生し公共交通機関が運行停止となる場合には、通勤・通学や買い物などで外出している人が帰宅できなくなる可能性がある。また、明石駅など交通結節点周辺では、多くの人が一斉に帰宅しようとして混乱することが予測されることから、市内の企業、関係機関とも連携を図りながら、帰宅困難者の一斉帰宅抑制と受入対策に取り組む必要がある。

2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺

◆ **災害時における医療体制の整備【保健所】**

○大規模地震時には医療資源が大幅に不足することが予想されるため、効率的に救護活動を展開できるよう、関係医療機関等と平常時から調整を行う必要がある。

◆ **医療救護・保健計画の策定【保健所】**

○災害時の医療救護・保健活動を円滑に実施するため、関係機関が実施する基本的事項、時間的経過に応じた活動方法を定める必要がある。

◆ **救護班の整備【保健所】**

○大規模災害時、市は必要に応じて救護所を設置したり、医師、看護師を必要な病院に派遣することとしている。そのための救護班を適切に運用するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と緊密に連携する必要がある。

◆ **民間の医療機関の耐震化の促進【住宅・建築室】**

○大規模地震時の医療提供体制の維持を図るため、民間の医療機関の耐震化を促進する必要がある。

◆ **物資等の供給を支える支援ルートの整備【道路安全室】**

○災害時において、救助・救急、医療活動等を迅速に行うため、道路ネットワークを整備する必要がある。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

◆ **避難所の衛生環境の確保【保健所、環境室、総合安全対策室】**

○避難所のトイレやごみ処理をはじめ、避難所における衛生環境の維持に配慮し、感染症・食中毒の発生等を予防する必要がある。

◆ **被災地域の感染症対策・食中毒対策の実施【保健所】**

○災害時の感染症等の発生を予防し、又はまん延を防止するための活動を実施する必要がある。

◆ **下水道業務継続体制の整備【下水道室】**

○大規模地震・津波・高潮等により下水道施設が被災した場合においても、市民・職員の安全を確保し、下水道施設の早期復旧のため必要となる業務継続計画の検証と改善を図る必要がある。

○災害時においても処理機能が維持できるよう、自家発電等の非常用電源及び燃料・薬品等の確保が必要である。

○隣接市町等との相互応援体制、民間企業との応急復旧、燃料・薬品・資材調達等に関する協定の締結を進める必要がある。

◆ **下水道施設の耐震・耐水化の推進【下水道室】**

○大規模地震・津波・高潮等によって下水道施設が被災し処理機能が停止した場合、衛生環境の悪化につながることから、下水道施設の耐震・耐水化を進める必要がある。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

◆ **備蓄の推進・施設の機能強化【教育委員会、総合安全対策室、道路安全室】**

- 避難所において配慮の必要な人も安全に避難生活が送れるようバリアフリー化を推進する必要がある。
- 冷暖房機器や非常用発電機（蓄電池）、太陽光発電施設、貯水槽の設置、トイレの改修などを行い、避難者が安定して過ごせる環境を整備する必要がある。
- 災害発生時には指定避難所への無線LANや充電装置の積極的な活用を検討する必要がある。

◆ **物資調達・供給体制の構築【総合安全対策室、市民生活局】**

- 物資確保に向けた大規模小売業者等との協定締結を推進する必要がある。
- 大規模災害発生時において、協定締結先からの物資調達や、他市、他県、国からの救援物資の受入れ、被災地への配送が円滑に行われるよう、マニュアルの充実や訓練の実施が必要である。

◆ **福祉避難所の体制整備【福祉局】**

- 避難所生活において特別な配慮が必要な高齢者や障害者などを福祉避難所で受け入れる体制を整備するため、民間施設等との協定を結んでいるが、大規模な災害に備え、引き続き協定の締結を進めるとともに、訓練の実施を進めていく必要がある。

◆ **保健医療活動チームの要請・受援体制の整備【保健所】**

- 被災地の保健医療需要と保健医療資源を迅速に把握分析する体制を整備する必要がある。また、県等関係機関に外部からの保健医療活動チーム等を要請する体制、市内で活動する保健医療活動チームの調整等受援体制を整備する必要がある。

◆ **避難者の健康の確保【保健所】**

- 災害発生後の速やかな救護所の設置、感染症対策、食中毒対策、こころのケア対策、エコノミークラス症候群対策、巡回健康相談など、避難者の保健・医療面での支援を実施する必要がある。

目標：3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

◆ **本庁舎等の耐震化等【政策局】**

- 南海トラフ巨大地震や六甲・淡路島断層帯による地震等の被害想定では、本市においても、震度5強から7の地震が発生する可能性があるとしてされており、市の本庁舎などは、耐震強度が不足している。また、現在の市の本庁舎等の敷地は標高3m以下のところがほとんどであり、津波や洪水、高潮等による水害により、電気・給水等の設備が使用できなくなった場合は防災拠点等の機能を果たすことができず、建て替えをする必要がある。

- ◆ **業務継続体制の整備、他自治体との連携強化【総合安全対策室、各局】**
 - 実効性のある業務継続体制を確保するため、市の「事業継続計画（BCP）」及び「計画に基づくマニュアル」を検証し、見直す必要がある。
 - 大規模広域災害時に備え隣接市町、遠隔市町などとの間で締結した協定に基づく協力または、全国的な相互応援体制による他自治体等からの応援を効果的・効率的に受け入れるために、被災者の状況把握や、市町間の円滑な連携を進める仕組みを整備する必要がある。
- ◆ **市本庁舎の代替施設の指定【総合安全対策室】**
 - 大規模自然災害時に本庁舎が使用できない状態となった時のための代替施設を指定しておく必要がある。
- ◆ **長期電源途絶等に対する対応の検討【関係局】**
 - 大規模自然災害発生時に津波・浸水等により電力が途絶することのないよう、止水板設置等の対策を図るとともに、3日間分の電力を確保するための方策を検討する必要がある。
- ◆ **バックアップ体制の整備【総務管理室】**
 - 各庁舎のネットワーク回線・機器等が浸水や損傷した場合には情報システムの使用に支障が生じることが想定されることから、バックアップ体制の整備を図る必要がある。
- ◆ **職員用の備蓄食糧の確保【総合安全対策室】**
 - 発災時の職員の食糧確保については、現段階では、市民向けの備蓄食糧の一部を流用、または、業者による食糧の緊急配送による対応を想定している。発災直後に物流の途絶などにより各種物資が不足することが予想される中、行政機能を低下させることなく継続させるためには、24時間体制で対応にあたる職員の食糧の確保が特に必要である。
 - 職員用備蓄食糧を保管するための倉庫がなく、備蓄食糧を購入、常備するための予算措置もないことから、現状では備蓄困難なため、今後実施の有無について検討を要する。
- ◆ **災害時初動対応体制の強化【総合安全対策室、職員室、各局】**
 - 職員が災害発生時初期に迅速かつ的確に対応できるよう、職員行動マニュアルに基づき計画的に訓練するとともに、より実効的なものに改善・向上を図る。
 - 防災対応基幹職員を中心に各種災害を想定した図上訓練や非常参集訓練等を計画的に実施する必要がある。
- ◆ **指定金融機関との連携【会計室】**
 - 災害時の債務履行に関し、指定金融機関との連携について、検討する必要がある。
- ◆ **消防活動拠点の整備と機能強化【消防局】**
 - 消防庁舎等の耐震化を含め老朽化対策が必要である。
 - 大規模災害発生後の活動の長期化及び流通経路の途絶に備え、備蓄対策が必要である。

○大規模災害発生直後から迅速に消防活動を行うため、短時間で消防職員を召集できる体制の整備が必要である。

○緊急消防援助隊等の応援隊の活動を円滑に進めるため、明石市消防受援計画に定める宿营地等の受入れ体制の拡充整備が必要である。

◆ **火葬場施設の機能の確保【斎場管理センター】**

○火葬場施設が損壊し、火葬炉の一部または全部が使用不能となった場合、他市町の火葬場で火葬を依頼する必要があるため、県内市町と連携をとる必要がある。

◆ **遺体安置場所の確保【斎場管理センター】**

○あかし斎場旅立ちの丘だけでは遺体が収容できない場合を考慮して、安置場所を検討しておく必要がある。

◆ **学校等の長寿命化【教育委員会】**

○校舎等の構造体の耐震化及び体育館などの非構造部材の耐震化は完了しているが、校舎棟は、計画的に長寿命化改修を図る必要がある。

目標：4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

◆ **情報通信設備の多重化等【総務管理室】**

○情報通信設備については、複数の伝達手段の確保及び代替手段の確保など情報通信機能維持に係る対策が必要である。

◆ **長期電源途絶に対する対応の検討【総合安全対策室、財務室、教育委員会】**

○大規模自然災害発生時に津波・浸水等により電力が途絶することのないよう、止水板設置等の対策を図るとともに、3日間分の電力を確保するための方策を検討する必要がある。

○災害時の停電に備え、災害応急対策に必要な非常用電源の確保や、施設内の電気・通信システムの耐災害性の向上に努め、災害発生直後から防災関係機関との連絡や被災情報の収集のための情報通信基盤を確保する必要がある。

○大規模自然災害発生時に、必要なエネルギーを確保するため、市役所等への非常用自家発電設備の設置、避難所への蓄電池式の発電機等の備蓄を推進する必要がある。

○停電時に稼働する非常用発電装置に継続的に給油できるよう、協定に基づき石油商業組合西神明石支部との連携を維持・強化する必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断により災害情報が必要な者に伝達できない事態

◆ **情報伝達の多様化【総合安全対策室、シティセールス推進室】**

- テレビ・ラジオ放送が中断した場合においても、迅速、確実に気象警報や避難緊急速報メール、SNSなど、情報伝達手段の多様化を図る必要がある。また被災後の市民が必要とする災害情報等を継続的に提供することで、被害の軽減を図る必要がある。

目標：5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

◆ **個別企業のBCPの策定の促進【総合安全対策室、産業振興室】**

- 災害発生時において経済活動の保持・早期回復を進めるため、各企業においてBCPの策定が促進されるよう普及啓発活動等を行う必要がある。

◆ **道路の確保等【道路安全室】**

- 緊急輸送道路など、災害時に活用する道路を確保するため、無電柱化などを進める必要がある。
- 大規模な地震等により沿道建築物の倒壊等で道路が閉鎖されるといった事態を回避するため、通行を確保すべき道路の沿道建築物について、耐震診断・耐震改修を促進する必要がある。

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

◆ **ライフライン機能の確保【総合安全対策室】**

- 長期間にわたる停電やエネルギー供給の停止は、社会経済活動、サプライチェーンの維持困難につながることから、災害時においてもライフライン機能の確保を図る必要がある。

◆ **道路の確保等【道路安全室、住宅・建築室】**

- 緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震対策・維持補修を進めるほか、緊急輸送道路の舗装補修や路面下空洞調査を行う必要がある。
- 災害時に活用する道路を確保するため、無電柱化を進めるなど道路ネットワークの整備を行う必要がある。
- 大規模な地震等により沿道建築物の倒壊等で道路が閉鎖されるといった事態を回避するため、通行を確保すべき道路の沿道建築物について、耐震診断・耐震改修を促進する必要がある。

5-3 重要な産業施設の損壊・火災、爆発等

◆ **危険物施設等の災害連携体制の確立【消防局】**

- 市内の重要産業施設において、大規模災害の発生後、施設内で危険物品等の飛散・漏洩により爆発等の火災が発生し拡大するおそれがあるため、災害対応体制の強化と関係機関との連携体制の更なる充実を図る必要がある。

5-4 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止

◆ **道路交通基盤の整備【道路安全室】**

- 市内中心部及びその周辺の渋滞、交通安全対策として整備を進めている道路については、災害時においても避難路や物資の輸送路等として活用することになる。引き続き整備推進が必要である。

◆ **安全・安心なみちづくり【道路安全室】**

- 緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震対策・維持補修を進めるほか、緊急輸送道路の舗装補修や路面下空洞調査を行う必要がある。
- 災害時に活用する道路を確保するため、無電柱化を進めるなど道路ネットワークの整備を行う必要がある。

5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

◆ **金融機関におけるBCP策定の推進【総合安全対策室、産業振興室】**

- 金融機関のサービス機能が停止した場合の、市の債務の処理等について検討する必要がある。また、金融機関との連携と金融機関等のBCP策定を推奨する必要がある。

5-6 食料等の安定供給の停滞

◆ **市場施設の防火・耐震化【産業振興室】**

- 明石公設地方卸売市場の耐震、防災上の対策が必要である。

◆ **物資供給体制の整備【総合安全対策室】**

- 災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活関連商品等の物資の確保が困難となることが予想されるため、物資供給体制の整備を図る必要がある。

◆ **農地の保全の取組【産業振興室】**

- 農業用施設の耐震診断、耐震化を実施する必要がある。
- 市内の農地面積は、都市化の進展や農業従事者の高齢化などに伴い、減少傾向にある。特に市街化区域内においては宅地への転用が進む傾向にある。農地は、米、野菜などの食料生産だけでなく、避難地・避難路や防災拠点の確保など都市防災機能としての

活用などもあることから、農地の保全等を図る必要がある。

目標：6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

- ◆ **市有施設へのエネルギー供給源の多様化【総合安全対策室、教育委員会、環境室、住宅・建築室】**
 - 災害時には災害拠点施設、避難所等にもなる市有施設に最低限必要な電気を確保するため、太陽光発電施設や蓄電池等の再生可能エネルギー設備の推進が必要である。
- ◆ **住宅等におけるエネルギー供給源の確保【総合安全対策室、環境室】**
 - 災害等においても、安定的にエネルギーを供給できる発電設備の普及を促進させる必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

- ◆ **農業水利施設の保全【産業振興室】**
 - 農業のライフラインである、頭首工、用排機場、用水路、パイプライン等の適正な整備・保全を実施する必要がある。
- ◆ **水道施設等の耐震化【水道局】**
 - 南海トラフ地震などの大規模な災害に備え、強靱で信頼性の高い水道施設の構築を図るため、耐震化を進める必要がある。また、人命の保護、安全確保から医療施設など災害時における給水優先度の高い施設へ至る管路の耐震化を図る必要がある。
- ◆ **水道施設の機能確保【水道局】**
 - 南海トラフ地震等の災害に備え、必要な水道水が確保できるように自家発電による電源や浄水処理の薬品など水道施設の耐震化以外にも整備が必要である。
- ◆ **応急給水体制の整備【水道局】**
 - 水道施設が被災した場合に備え、隣接市町等との相互応援体制、水道事業者や民間団体との応急給水、応急復旧、燃料確保に関する協定締結を実施し、定期的に訓練を実施しているが、より効果的な応援体制を構築すべく、継続して訓練を実施する必要がある。
 - 災害時の応急給水を行うため、避難所となる小中学校に応急給水バルーンを配備して

いる。また、市内9カ所に設置している耐震性貯水槽を計画的に維持管理していく必要がある。

◆ **業務継続計画の整備【水道局】**

- 災害状況に応じた災害時の人的・物的資源の制約を踏まえた業務継続計画を策定する必要がある。

6-3 下水道の長期間にわたる機能停止

◆ **下水道業務継続体制の整備【下水道室】**

- 大規模地震・津波・高潮等により下水道施設が被災した場合においても、市民・職員の安全を確保し、下水道施設の早期復旧のため必要となる業務継続計画の検証と改善を図る必要がある。
- 災害時においても処理機能が維持できるよう、自家発電等の非常用電源及び燃料・薬品等の確保が必要である。
- 隣接市町等との相互応援体制、民間企業との応急復旧、燃料・薬品・資材調達等に関する協定の締結を進める必要がある。

◆ **下水道施設の耐震・耐水化の推進【下水道室】**

- 大規模地震・津波・高潮等によって下水道施設が被災し処理機能が停止した場合、衛生環境の悪化につながることから、下水道施設の耐震・耐水化を進める必要がある。

◆ **下水道施設の老朽化対策【下水道室】**

- 下水道施設の老朽化が進んでいるため、計画的な点検・調査に基づき、効率的に改築・長寿命化を実施し、老朽化対策を図る必要がある。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

◆ **橋梁の耐震化【道路安全室】**

- 地震により橋りょうが倒壊、落橋し、人的被害の発生や、発災後に緊急輸送道路の機能が喪失されることのないよう、耐震化に取り組む必要がある。

◆ **道路ネットワークの維持確保【道路安全室・住宅・建築室】**

- 災害時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路において防災・減災対策を進めているが、対策実施後も適切な維持管理を行うとともに、被災時には必要に応じて、災害時協力協定締結機関にも協力を求め迅速な道路啓開に努める必要がある。
- 緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震対策・維持補修を進めるほか、緊急輸送道路の舗装補修や路面下空洞調査を行う必要がある。
- 災害時に活用する道路を確保するため、無電柱化を進めるなど道路ネットワークの整備を行う必要がある。

- 大規模な地震等により沿道建築物の倒壊等で道路が閉鎖されるといった事態を回避するため、通行を確保すべき道路の沿道建築物について、耐震診断・耐震改修を促進する必要がある。

目標：7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

◆ 密集住宅市街地等の防災性向上【都市整備室、消防局】

- 建築物の密集化が著しい既成市街地では、地震発生時に同時多発する火災が延焼拡大して大規模火災につながるおそれがあることから、密集住宅市街地等の防災性の向上を促進する必要がある。

◆ 道路ネットワークの確保【道路安全室】

- 道路ネットワークを整備し、道路が持つ延焼防止機能の発現により、地震発生時に発生する火災の延焼拡大を抑止する。

◆ 消防団の充実強化【消防局】

- 消防団は地域防災力の中核として大きな役割を果たしていることから、被用者（事業所等に雇用されているサラリーマン等）の増加、女性消防団員の活動に対するニーズの増加などに伴う多くの課題に対応し、消防団の充実強化や活性化を図る必要がある。

◆ 消防水利の多様化【消防局】

- 市街地における消防水利の多くを占める消火栓は、大規模地震発災時には、地盤の変動による水道管の破損、断水等により使用不能になると予想されることから、消防水利の多様化が必要である。

◆ 地域の災害対応力の向上【消防局、総合安全対策室】

- 防災訓練等を通じて、地域の自主防災組織による初期消火が行われるよう、訓練指導等を行う必要がある。

7-2 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

◆ 避難路沿道建築物の耐震化等【住宅・建築室】

- 大規模な地震等により沿道建築物の倒壊等で道路が閉鎖されるといった事態を回避するため、通行を確保すべき道路の沿道建築物について、耐震診断・耐震改修等を促進する必要がある。

7-3 ため池、農業用施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

◆ **ため池・水路等整備【産業振興室】**

- ため池・水路等農業用施設の被害は、施設の損壊だけではなく、ため池決壊等による周辺地域への流下被害をもたらす二次被害の要因となることから、被害を未然に防止し、又は軽減する必要がある。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

◆ **有害物質の流出・拡散対策【環境室、消防局、各局】**

- 災害時において、化学物質等が流出し、健康被害の発生や土壌・水質・大気汚染等の二次被害が発生した際には、速やかに流出した化学物質の種類・性状等を把握の上、関係機関と連携しながら、的確な対応を取る必要がある。
- 災害時のアスベスト飛散のリスクを低減するため、吹き付け材を使用した市有建築物のアスベスト対策措置状況の把握と除去を進める必要がある。

7-5 農地の荒廃による被害の拡大

◆ **農地の保全の取組【産業振興室】**

- 農業用施設の耐震診断、耐震化を促進する必要がある。
- 農地等の地域資源は下流域の湛水（たんすい）を防止するなどの防災機能も有しているが、農村地域においては、人口減少や高齢化の進行等により、保全管理上の問題が深刻化していることから、農地の保全等を推進する必要がある。

目標：8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

◆ **ごみ焼却施設の維持管理【環境室】**

- ごみ焼却施設については、災害時にも安定したごみ焼却能力を確保できるよう維持・運営を図っていく必要がある。

◆ **災害廃棄物処理体制の確立【環境室】**

- 大規模な災害が発生した際には、災害の種類や発生場所等により、災害廃棄物の発生量や性状が大きく異なることから、処理体制を整備しておく必要がある。

◆ **他地域自治体との連携【環境室】**

- 災害廃棄物の仮置場や最終処分場には限りがあるため、県や他地域自治体との広域的

な連携を含めた対応を検討する必要がある。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

◆ 関係協力団体との連携【道路安全室、総合安全対策室】

○大規模災害時に、障害物の除去や応急復旧等に必要の人材、資機材の確保のため、関係協力団体と協定を締結しているが、協定の実効性が更に高まるよう、連携を強化していく必要がある。

◆ 他自治体等との連携強化【総務局】

○他の自治体と協力体制の強化に向けた取組を進めていく必要がある。
○他市等と締結している協定の実効性を高めるため、応援・受援体制を確立するとともに、手順、役割分担などを具体化し、訓練等を行う必要がある。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

◆ 地域における主体的な活動の推進【市民協働推進室】

○安全・安心ネットワーク等により、活発な地域活動が行われているが、役員の高齢化・固定化などが進んでいる。持続可能な地域づくりを進めるためには、地域団体の主体的な活動が継続的に行われ、多世代の地域・住民間での交流・連携を促進する必要がある。

◆ 地域コミュニティによる防災力の強化【総合安全対策室、消防局、市民協働推進室】

○市民一人ひとりの防災意識を一層向上させるとともに、地域コミュニティでの防災力を図るため、自主防災活動の活性化を図る必要がある。

◆ 治安の維持【総合安全対策室、市民協働推進室】

○災害による混乱や避難生活者の空き家屋などが生ずることから、被災地における治安の維持等を図る必要がある。

8-4 基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

◆ 橋梁の耐震化【道路安全室】

○被災後、道路ネットワークの寸断による復旧・復興の遅れを防止するため、道路ネットワークの整備を行い、橋梁の耐震化等を推進する必要がある。

◆ 橋梁の長寿命化【道路安全室】

○橋梁は、計画的に点検・補修を行い、橋梁の長寿命化を図っているが、機能確保のため、引き続き長寿命化を推進する必要がある。

◆ 道路構造物等の長寿命化【道路安全室】

○道路構造物や道路附属物等の老朽化が進んでいるが、機能確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、計画的に点検・補修を実施することが必要である。

◆ **港湾の耐震化及び長寿命化【都市整備室】**

○港湾施設の損傷による復旧・復興の遅れを防止するため、県と連携し港湾の耐震化及び長寿命化を推進する必要がある。

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

◆ **港湾・海岸の高潮対策【都市整備室】**

○明石港、江井島港、東播磨港及び海岸部の高潮対策を県と連携し強化するとともに、老朽化施設の改修が必要である。

◆ **河川の高潮対策【都市整備室】**

○2級河川の高潮対策を県と連携して対応する必要がある

◆ **河川の整備【都市整備室】**

○治水安全度を高めるため、県の河川整備計画に基づき、順次整備が進むように県と連携して対応する必要がある。

◆ **内水氾濫対策【都市整備室、下水道室、道路安全室】**

○近年の気候変動の影響により、局所的な集中豪雨が増えている状況があるため、計画的に雨水管整備を実施するとともに、既設雨水管や市が管理する道路側溝・用水路等の適切な維持管理を行う必要がある。また、高潮により海・河川の外水位が上昇し、地盤が低い市街地においては、浸水被害を受けやすく長期化することから、排水ポンプを設置する必要がある。

8-6 避難所運営がうまくいかず避難所における自治が崩壊する事態

◆ **避難所運営マニュアルの充実・策定【教育委員会、総合安全対策室】**

○避難所開設当初や風水害など短期間の場合は、市職員が中心となって運営をすることから、市職員用のマニュアルを随時見直していく必要がある。

○状況によっては、要配慮者への細やかな配慮が必要なことから、適宜福祉避難所への移動を判断し、安全な誘導を行うためのマニュアルが必要である。

○中長期的な避難所運営では、ペットや生活ルールをめぐるトラブル、犯罪など、様々な問題に対応しなければならない。避難所の運営状況によっては、被災者の自立、ひいては被災地の復興の遅れにつながることも考えられることから、避難者が中心となって避難所を運営するためのマニュアルが必要である。

8-7 被災者の住居確保等の遅延により生活再建が遅れる事態

◆ 応急仮設住宅建設候補地の選定【住宅・建築室】

○大規模災害発生時には、多くの応急仮設住宅の建設が必要とされるが、その建設候補地をあらかじめ選定し、県と情報共有しておく必要がある。

◆ 民間賃貸住宅の居室借上げ（賃貸型応急住宅）【住宅・建築室】

○応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないことが考えられるので、民間賃貸住宅の居室借上げ（賃貸型応急住宅）についても迅速に対応出来るように県と情報共有しておく必要がある。

第5章 推進すべき施策の方針

1 リスクシナリオごとの施策の方針

第4章の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）に係る本市の脆弱性の評価及び本市の各種部門計画等を踏まえ、目標に対する今後の施策、取り組みを、リスクシナリオごとに掲げた。

< 推進すべき施策の方針の凡例 >

目標：

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

○-○

【施策の方向性】

①

②

◆ 具体的施策

○取り組み内容 【 】内は担当

目標：1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

【施策の方向性】

- ① 住宅や市有建築物等の耐震化について、耐震診断の実施、効果的な耐震補強策の普及等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、耐震改修工事や建替え等の促進を図る。
- ② 市民等が安全に避難できるよう道路（避難路）や公園等の空地（避難場所）を確保する。
- ③ 消防活動拠点の整備と機能強化を図るとともに、防火対策を進める。
- ④ 児童・生徒等をはじめ、市民が自分の周りに災害時に潜む危険を把握するとともに、災害発生時には、自分の身を守ることができ、かつ、共助の力を発揮することができるよう地域防災力の向上を図る。
- ⑤ 災害時に特別な配慮を必要とする方に対して安全確保のための施策を推進する。

◆ 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化

○多数の者が利用する建築物や避難路等の沿道建築物を対象に耐震診断等に対する補助などを行い、民間建築物の耐震化を促進する。住宅についても、耐震診断・改修設計・耐震改修の補助を行い、耐震化を促進する。【住宅・建築室】

- 民間の社会福祉施設、保育所等の耐震化整備のほか、ブロック塀の改修、非常用自家発電設備等の整備推進を図る。【関係部局】
- ◆ **市有建築物の新設、耐震化、機能改善**
 - 市有建築物について耐震化や機能改善を進めるよう取り組む。また、必要に応じて新設、建て替えを行う。(各局)
 - 現行の耐震基準を満足しない市営住宅については、耐震改修、建替え又は用途廃止等に取り組む。【住宅・建築室】
- ◆ **橋梁の耐震化**
 - 被災時に、道路の被害や落橋による復旧・復興活動の大幅な遅延を防ぐため、橋梁の耐震化対策を推進する。【道路安全室】
- ◆ **道路ネットワークの確保**
 - 道路ネットワークの整備を行い、都市の防災機能の向上に努める。【道路安全室】
 - 緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震対策・維持補修を進めるほか、緊急輸送道路の舗装補修や路面下空洞調査を進める。【道路安全室】
 - 無電柱化、道路法面防災を進め、防災機能の高い都市を形成する。また、道路ネットワークの整備を行い、都市の防災機能の向上に努める。【道路安全室】
 - 地震によって沿道建築物が緊急輸送道路等の重要な道路を閉鎖して通行を妨げることがないように、避難路等沿道建築物の耐震化を促進する。また、県が指定した避難路等の沿道建築物については、県と連携して、耐震診断を実施しその診断結果の報告が確実に実施されるよう指導・助言を行う。【住宅・建築室】
- ◆ **公園施設の耐震化、長寿命化**
 - 令和2年度末時点で計画未策定の公園があることから、調査・計画を早急に実施して計画的な修繕や改築・更新の実施および予算の平準化を図る。【都市整備室】
- ◆ **危険空き家対策**
 - 空き家の適切な管理の促進や、空き家の活用の促進などについて、総合的かつ的確に空き家対策に取り組む。【住宅・建築室】
- ◆ **大規模盛土造成地の調査・指導**
 - 大規模盛土造成地の位置及び規模並びに安全性を調査し、その位置を示したマップ及びその安全性に関する評価を公表することにより、市民の防災意識向上及び宅地管理の啓発に努める。【住宅・建築室】
- ◆ **消防活動拠点の整備と機能強化**
 - 消防庁舎等の改修や耐震化を図る。また、停電時の非常電源対策や浸水対策、飲料水・食料の備蓄等により活動能力の強化を図る。【消防局】
 - 緊急消防援助隊の受援計画の見直しや、関係機関と連携して、明石市消防受援計画に定める宿营地等の受入れ体制の拡充整備を図る。【消防局】
- ◆ **消防活動隊の出動体制強化**

- 消防活動隊の出動可能隊数の増隊を図り、消防活動体制を充実強化する。【消防局】
- ◆ **消防団の充実強化**
 - 消防団員の確保を図るとともに、現場活動体制の強化や安全装備品・資機材等の充実等により消防団活動の充実に取り組む。また、女性消防団員の活動しやすい環境づくりや地域との連携強化により、消防団を活性化し地域防災力の充実強化を図る。【消防局】
- ◆ **住宅防火対策**
 - 地域の自主防災組織に対して防火指導を行い、大規模災害時における防火対策について周知を図る。【消防局】
- ◆ **住宅用火災警報器の設置促進**
 - 防火指導をはじめとするあらゆる機会を通して、住宅用火災警報器のさらなる設置促進を図る。【消防局】
 - 各種イベントや火災予防週間時において、広報活動や街頭でのパンフレット配布を行い、周知を図る。【消防局】
- ◆ **消防法及び建築基準法の法令違反の建物に対する是正促進**
 - 火災が発生した場合に人命危険が高い違反防火対象物を、早期に是正させる。【消防局】
- ◆ **消防水利の多様化**
 - 防火水槽、海水、河川等の自然水利、工業用水、プール、ため池など、消防水利の多様化を図る。【消防局】
- ◆ **密集住宅市街地等の防災性向上**
 - 住民に対して防災・減災に対する知識の普及や意識の高揚を図り、協働で防災性の向上に努める。【都市整備室】
 - 密集住宅市街地について、事前に調査し「区域警防計画」を作成するとともに、狭隘道路でも消火可能な車両等装備の充実を進める。【消防局】
- ◆ **防災教育・啓発**
 - 総合防災訓練、地域での防災訓練を支援し、自主的な防災対応能力の向上を図る。【総合安全対策室】
 - 出前講座を通じて小中学生や住民に対し、災害に対する正しい認識や避難方法を啓発する。【総合安全対策室】
 - 企業の防災意識の高揚を図り、従業員や顧客等の安全を確保するとともに、地域コミュニティの構成員としての地域住民への積極的な社会貢献活動の促進を図る。【総合安全対策室】
- ◆ **避難行動要支援者の支援体制の構築**
 - 避難行動要支援者名簿を整備し、行政と地域関係者が密接に連携して平時から避難行動要支援者に関する情報を把握するとともに、的確な避難支援や迅速な安否確認等に効果的に活用し、実効性のある支援体制の構築を図る。【福祉局、総合安全対策室】

■重要業績指標（KPI）

- ・住宅の耐震化率 2019（推定）90.8%⇒2025（目標）97%
- ・多数利用建築物の耐震化率 2015（推定）88%⇒2025（目標）97%
- ・大規模盛土造成地の第1次スクリーニング調査率 100%（2012）
- ・大規模盛土造成地のマップ公表率 100%（2015）
- ・大規模盛土造成地の第1.5次スクリーニング調査率 100%（2016）
- ・緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ橋梁のうち耐震補強が必要な橋梁の耐震補強実施数 0橋（2018）⇒目標 2橋（2026）
- ・小中学校の耐震化率 100%（2016）
- ・明石市公園施設長寿命化計画策定率 82.9%（2019）⇒目標 100%（2021）
- ・住宅用火災警報器設置促進を促す広報状況⇒毎年度実施
- ・消防団装備の充実強化⇒毎年度実施
- ・消防査察の実施状況⇒毎年度実施
- ・防火指導の実施状況⇒毎年度実施
- ・消防庁舎非常電源の保守状況⇒毎年度実施
- ・出前講座の件数⇒目標 年 50回
- ・地域の防災訓練の支援⇒目標 年 20回

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

【施策の方向性】

- ① 津波や高潮による被害軽減を図るため、漁港施設の長寿命化と機能強化を図る。
- ② 安全に避難出来るよう、情報の伝達や避難方法について周知・啓発する。
- ③ 児童・生徒等をはじめ、市民が自分の周りに災害時に潜む危険を把握するとともに、災害発生時には、自分の身を守ることができ、かつ、共助の力を発揮することができるよう地域防災力の向上を図る。
- ④ 災害時に特別な配慮を必要とする方に対して安全確保のための施策を推進する。

◆ 安全な避難の確保

- 津波ハザードマップを活用し、津波避難ビルや避難場所を周知する。【総合安全対策室】
- 情報収集・伝達手段の効果的な利活用をより一層充実させ、応急対応力の向上を図るため、防災行政無線や、各種情報システムの習熟を図る。【総合安全対策室】
- 津波を想定した総合防災対応訓練を行い、対応力の向上の向上に努める。【総合安全対策室】
- 高潮、津波による浸水想定区域が存在する地区を対象に、自主防災組織等と連携した

避難訓練や、避難施設や避難経路等、地域の実情を踏まえた防災マップが住民主体で作成されるよう支援する。【総合安全対策室、消防局】

◆ **防御施設の改良**

- 大規模地震及び大型台風発生時の、津波や高潮による海岸付近の住宅や市民の被害軽減を図るため、漁港施設構造物の保全計画を策定し、漁港施設の長寿命化と機能強化を図る。【産業振興室、都市整備室】

◆ **防御施設の迅速な操作**

- 大規模地震及び大型台風発生時の、津波や高潮による河川、海岸付近の住宅や市民の被害軽減を図るため、河川樋門ゲート及び防潮門扉の操作連絡を迅速かつ確実に行える情報伝達システムの構築及び操作の機動力の向上に努める。【都市整備室】

◆ **防災教育・啓発（1-1 一部再掲）**

- 総合防災訓練、地域での防災訓練を支援し、自主的な防災対応能力の向上を図る。【総合安全対策室】
- 出前講座を通じて小中学生や住民に対し、災害に対する正しい認識や避難方法を啓発する。【総合安全対策室】

◆ **避難行動要支援者の支援体制の構築（1-1 再掲）**

- 避難行動要支援者名簿を整備し、行政と地域関係者が密接に連携して平時から避難行動要支援者に関する情報を把握するとともに、的確な避難支援や迅速な安否確認等に効果的に活用し、実効性のある支援体制の構築を図る。【福祉局、総合安全対策室】

◆ **要配慮者利用施設における災害時の体制整備の強化**

- 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設における、水害や土砂災害など災害時の防災体制、避難誘導など利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画の策定状況の把握に努める。【総合安全対策室・福祉局】

■ **重要業績指標（KPI）**

- ・ 出前講座の件数⇒目標 年 50 回（再掲）
- ・ 地域の防災訓練の支援⇒目標 年 20 回（再掲）

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

【施策の方向性】

- ① 津波や高潮による被害軽減を図るため、漁港施設の長寿命化と機能強化を図る。
- ② 河川の改修、雨水管整備、主要な雨水排水施設の適切な維持管理などによる浸水対策を推進するとともに、雨水流出抑制の促進を図る。
- ③ 児童・生徒等をはじめ、市民が自分の周りに災害時に潜む危険を把握するとともに、

災害発生時には、自分の身を守ることができ、かつ、共助の力を発揮することができるよう地域防災力の向上を図る。

④ 災害時に特別な配慮を必要とする方に対して安全確保のための施策を推進する。

◆ **漁港の高潮対策**

○海岸保全施設整備事業により漁港施設の長寿命化と機能強化を図る。

【産業振興室】

◆ **港湾・海岸の高潮対策**

○港湾施設及び海岸保全施設の長寿命化と機能強化について事業主体である県と連携する。【都市整備室】

◆ **河川の高潮対策**

○河川樋門ゲートについて機能を維持できるように事業主体である県と連携する。【都市整備室】

◆ **河川の整備**

○県管理河川の整備が河川整備計画に基づき進捗するように、事業主体である県と連携する。【都市整備室】

◆ **内水氾濫対策**

○財源を確保し、計画的に雨水管や排水ポンプ等の整備を進めるとともに、既設雨水管や市が管理する道路側溝・用水路等雨水排水施設の適切な維持管理を実施する。また、雨水流出抑制を促進する。【下水道室・道路安全室・都市整備室】

○国、県と連携し、浸水レベルに応じた適切な対応ができる人材・組織体制等を整備する。【総合安全対策室、都市整備室、道路安全室、下水道室】

◆ **ハザードマップの改訂**

○県の最新のシミュレーション結果に基づき、ハザードマップを改訂していく。【総合安全対策室】

◆ **防災教育・啓発（1-1 一部再掲）**

○総合防災訓練、地域での防災訓練を支援し、自主的な防災対応能力の向上を図る。【総合安全対策室】

○出前講座を通じて小中学生や住民に対し、災害に対する正しい認識や避難方法を啓発する。【総合安全対策室】

◆ **避難行動要支援者の支援体制の構築（1-1 再掲）**

○避難行動要支援者名簿を整備し、行政と地域関係者が密接に連携して平時から避難行動要支援者に関する情報を把握するとともに、的確な避難支援や迅速な安否確認等に効果的に活用し、実効性のある支援体制の構築を図る。【福祉局、総合安全対策室】

◆ **要配慮者利用施設における災害時の体制整備の強化（1-2 再掲）**

○浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設における、水害や

土砂災害など災害時の防災体制、避難誘導など利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画の策定状況の把握に努める。【総合安全対策室、福祉局】

■重要業績指標（KPI）

- ・下水道による都市浸水対策達成率 49.6%（2018）⇒目標 49.9%（2025）
- ・ため池マップの作成・公表 目標 95%（2020年）
- ・ハザードマップ作成率（影響大きい池）の作成率⇒目標 95%（2023年）
- ・出前講座の件数⇒目標 年 50回（再掲）
- ・地域の防災訓練の支援⇒目標 年 20回（再掲）

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

【施策の方向性】

- ① 土砂災害特別警戒区域等にある既存不適格住宅の除去や建築物の改修等について促進する。
- ② 児童・生徒等をはじめ、市民が自分の周りに災害時に潜む危険を把握するとともに、災害発生時には、自分の身を守ることができ、かつ、共助の力を発揮することができるよう地域防災力の向上を図る。
- ③ 定期的に土砂災害警戒区域等の点検を行い、危険度を確認する。
- ④ 災害時に特別な配慮を必要とする方に対して安全確保のための施策を推進する。

◆ 住宅への土砂災害対策支援

- 土砂災害特別警戒区域等にある既存不適格住宅の除去や建築物の改修等に関し支援を行う。【都市整備室】

◆ 安全な避難の確保

- 兵庫県が指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定が進み次第、最新の情報に更新したハザードマップを作成、公表する。【総合安全対策室】

◆ 防災教育・啓発

- 土砂災害防止への市民の理解と関心を深めるとともに、土砂災害に関する防災知識の普及、警戒避難体制整備等を推進していく。【都市整備室】
- 土砂災害ハザードマップを活用して、災害の危険性や対応方法などについて 出前講座等で啓発を実施する。【総合安全対策室】

◆ 土砂災害警戒区域等の点検

- 定期的に土砂災害警戒区域等の点検を行い、安全性を確認する【都市局】

◆ 避難行動要支援者の支援体制の構築（1-1 再掲）

○避難行動要支援者名簿を整備し、行政と地域関係者が密接に連携して平時から避難行動要支援者に関する情報を把握するとともに、的確な避難支援や迅速な安否確認等に効果的に活用し、実効性のある支援体制の構築を図る。【福祉局、総合安全対策室】

◆ 要配慮者利用施設における災害時の体制整備の強化（1-2再掲）

○浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設における、水害や土砂災害など災害時の防災体制、避難誘導など利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画の策定状況の把握に努める。【総合安全対策室、福祉局】

■重要業績指標（KPI）

- ・ 出前講座の件数⇒目標 年 50 回（再掲）
- ・ 地域の防災訓練の支援⇒目標 年 20 回（再掲）

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

1-5 情報伝達の不備や意識の低さ等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生

【施策の方向性】

- ① 市民への災害情報伝達体制の強化を図る。
- ② 児童・生徒等をはじめ、市民が自分の周りに災害時に潜む危険を把握するとともに、災害発生時には、自分の身を守ることができ、かつ、共助の力を発揮することができるよう地域防災力の向上を図る。
- ③ 災害時に特別な配慮を必要とする方に対して安全確保のための施策を推進する。

◆ 災害リスクの周知

○地震、津波、洪水、土砂災害などによる被害を最小限にするため、ハザードマップを作成、公表して適切な避難行動の確保を行う。また、高潮については、兵庫県による浸水想定区域の公表に伴ってハザードマップを作成、公表し、周知する。【総合安全対策室】

◆ 災害情報伝達体制の推進

- 住民一人一人が、的確な避難行動がとれるよう、防災行政無線、防災情報メール、ホームページ、ツイッター等の SNS、テレビのテロップやデータ放送、緊急速報メールなど多様な媒体を活用して防災情報を発信するとともに、効果的な情報伝達手段について引き続き検討を行う。【総合安全対策室】
- 災害発生時においても、同報系防災行政無線等通信設備が正常に機能確保できるよう、定期的な保守点検を行うとともに、計画的な機器更新を行う。【総合安全対策室】
- 発災直後から被災現場等の状況を迅速に収集できるようなツールを検討する。【総合安

【総合安全対策室】

○防災ネットあかしについて様々な機会をとらえて周知し、メールの登録促進に取り組む。【総合安全対策室】

◆ 避難行動要支援者の支援体制の構築（1-1 再掲）

○避難行動要支援者名簿を整備し、行政と地域関係者が密接に連携して平時から避難行動要支援者に関する情報を把握するとともに、的確な避難支援や迅速な安否確認等に効果的に活用し、実効性のある支援体制の構築を図る。【福祉局、総合安全対策室】

◆ 要配慮者利用施設における災害時の体制整備の強化（1-2 再掲）

○浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設における、水害や土砂災害など災害時の防災体制、避難誘導など利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画の策定状況の把握に努める。【総合安全対策室、福祉局】

◆ 多言語による防災関連資料、パンフレットなどの作成・配布

○外国人に対し外国語によるハザードマップや防災パンフレット等により一層の周知を図る。【総合安全対策室】

目標：2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

2-1 被災地での食料・飲料水、電力、燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止

【施策の方向性】

- ① 市民及び事業者の責務として水、食料等の備蓄に努めてもらうとともに、市としては3日間の食料等の備蓄の確保や、継続的な物資等の供給体制を確保する。
- ② 水道施設機能の維持や給水体制を確保する。
- ③ ライフラインの早期復旧に向け事業者との連携を密にする。

◆ 物資調達・供給体制の構築

○物資調達体制を確立するため、他の地方公共団体との応援協定、生産者及び販売業者との物資の調達に関する協力協定の締結を図る。【総合安全対策室】

○市民会館を広域的救援物資集積・輸送拠点施設としているが、当該施設が被災した場合の代替施設についても検討を行う。【総合安全対策室】

○国、他県、他市からの救援物資の受け入れ・保管・仕分け・配送を円滑に行えるようにマニュアルを充実、訓練を実施するなど、物資管理体制を整える。【市民生活局】

○県が開設する広域物資輸送拠点から、市が開設する広域的救援物資集積・輸送拠点施設を経て避難所に必要な支援物資を届けられるよう検討する。【市民生活局】

◆ 備蓄計画の推進、避難所における物資・資機材の確保、家庭内備蓄の啓発

○南海トラフ巨大地震の想定避難者数に基づき、3日分の食料を備蓄する。【総合安全対

策室】

- 市民自らの責務として、ローリングストックの活用などにより、3日分程度、可能であれば1週間分以上の食料・飲料水・生活必需品について備蓄しておくよう啓発に努める。【総合安全対策室】

◆ 物資供給ルートの確保

- 緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震対策・維持補修を進めるほか、緊急輸送道路の舗装補修や路面下空洞調査を進める。【道路安全室】(1-1 一部再掲)
- 無電柱化、道路法面防災を進め、防災機能の高い都市を形成する。また、道路ネットワークの整備を行い、都市の防災機能の向上に努める。【道路安全室】
- 地震によって沿道建築物が緊急輸送道路等の重要な道路を閉鎖して通行を妨げることがないように、避難路等沿道建築物の耐震化を促進する。【住宅・建築室】

◆ 水道施設等の耐震化

- 浄水場、配水池、ポンプ場の耐震補強工事、耐震診断及び管路特に基幹管路の耐震管への更新等、水道施設の耐震化を着実に進める。【水道局】

◆ 応急給水体制の整備

- 他事業者や民間団体との協定により緊急調達が可能な体制を推進する。【水道局】
- 応急給水体制が円滑に行えるよう、災害応援協定を締結している、隣接市町や民間団体と継続して訓練を実施する。【水道局】
- 耐震性貯水槽について、給水体制を確認するとともに、定期的な施設点検を実施する。【水道局】

◆ 市場施設の防火・耐震化

- 明石市公設卸売市場について、防火、耐震化の取り組みを検討する。【産業振興室】

◆ 電気・ガスの早期復旧

- 早期復旧に向けて、ライフライン事業者の基地局となる場所や優先的に復旧を開始する重要施設についてあらかじめ、事業者と調整しておくなど、平素から連携を密にしておく。【総合安全対策室】

■重要業績指標 (KPI)

- ・配水池の耐震化率 88.5% (2018年度) ⇒目標 100% (2023年度)
- ・管路の耐震化率 現状 2018年 40.9%⇒目標 2026年 45.4%
- ・基幹管路の耐震化率 現状 2018年 68.3%⇒目標 2026年 73.4%
- ・緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ橋梁のうち耐震補強が必要な橋梁の耐震補強実施率
0橋(2018) 目標⇒2橋 (2026) (再掲)
- ・市管理の緊急輸送道路の5年に1度の路面下空洞調査実施率
目標 100% (2026)

(起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）)

2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【施策の方向性】

- ① 消防力の強化や消防活動拠点の安全性を確保する。
- ② 公助が不足することが想定されるため、市民の自助、共助力の向上を図る。

◆ 消防活動拠点の整備と機能強化（1-1 再掲）

- 消防庁舎等の改修や耐震化を図る。また、停電時の非常電源対策や浸水対策、飲料水・食料の備蓄等により活動能力の強化を図る。【消防局】
- 緊急消防援助隊の受援計画の見直しや、関係機関と連携して、明石市消防受援計画に定める宿营地等の受入れ体制の拡充整備を図る。【消防局】

◆ 消防活動隊の出動体制強化

- 消防活動隊の出動可能隊数の増隊を図り、消防活動体制を充実強化する。【消防局】

◆ 災害対応の体制・資機材の充実

- 救助・救急及び消火等に係る各種装備・資機材の充実を図るとともに、緊急消防援助隊など広域的な応援の受入れ体制の強化を図る。【消防局】
- 「消防車両等更新計画」に基づき、非常用車両を含めた消防車両等の順次更新を進め、災害対応力の強化を図る。【消防局】
- 大規模災害に備え関係機関との連携をさらに進めて協力体制を構築する。【消防局】

◆ 消防の情報通信施設の強化

- 無線通信設備の安定運用と障害対応のため、毎年継続して保守点検委託を行うとともに、老朽化に対しては適時に機器更新を行う。【消防局】
- 通信指令システムについても安定運用と障害対応のために継続して保守点検委託を行い、通信指令システムを構成する機器について、適時に機器更新を行うことにより、老朽化に伴う障害発生率の低減に努める。【消防局】

◆ 消防団の充実強化（1-1 再掲）

- 消防団員の確保を図るとともに、現場活動体制の強化や安全装備品・資機材等の充実等により消防団活動の充実に取り組む。また、女性消防団員の活動しやすい環境づくりや地域との連携強化により、消防団を活性化し地域防災力の充実強化を図る。【消防局】

◆ 防災教育・啓発

- 自主防災活動を実践していくリーダー等の人材育成を行う。【総合安全対策室・市民協働推進室・消防局】
- 地域の防災訓練において、市民が出来る応急手当や救助法等を紹介する。【消防局】
- 救命率の向上を目指し、市民救命士の養成を行う。【消防局】
- 家具転倒防止対策やガラス飛散対策等、けがのリスクを減らせるよう周知、啓発を行

う。【総合安全対策室】

- 地震、津波、水害時の正しい避難行動がとれるように、周知、啓発を行う。【総合安全対策室】

■重要業績指標（KPI）

- ・無線通信施設の維持管理及び適時機器更新⇒毎年度実施
- ・通信指令システムの維持管理及び適時機器更新⇒毎年度実施
- ・非常召集伝達訓練の実施⇒毎年度実施
- ・市民救命士講習等の実施状況⇒毎年度実施
- ・出前講座の件数⇒目標 年 50 回（再掲）
- ・地域の防災訓練の支援⇒目標 年 20 回（再掲）

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

【施策の方向性】

- ① 医療活動や消防活動に必要な燃料を確保出来るよう体制を整える。

◆ 燃料の確保

- 協定先である、兵庫県石油商業組合西神明石支部と具体的な手順を定めておく。【総合安全対策室】

◆ 電気・ガスの早期復旧（2-1 再掲）

- 早期復旧に向けて、ライフライン事業者の基地局となる場所や優先的に復旧を開始する重要施設についてあらかじめ、事業者と調整しておくなど、平素から連携を密にしておく。【総合安全対策室】

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

【施策の方向性】

- ① 不要な外出の自粛及び市内企業に社員のとどめ置きを要請する。
- ② 帰宅困難者に対して、駅及び駅周辺事業者と連携して避難及び帰宅のための情報を適切に提供し、不安感の解消に努める。
- ③ 一時滞在所の収容人数を超える場合の対応を検討する。

◆ 大規模災害時一斉帰宅の抑制と帰宅困難者の受入対策

- 大規模災害発生時において、帰宅困難者を極力発生させないため各事業者に対し従業員を社内等に留めることができるよう各事業者への周知を行う。【総合安全対策室】

○帰宅困難者一時滞在施設については、明石駅の周辺施設を中心に確保に向けた取り組みを継続的に進めていく。【総合安全対策室】

○一時滞在所の収容人数を超え、一般避難所に収容する場合の手順等定めておく。
【総合安全対策室】

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺

【施策の方向性】

- ① 三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）と連携しつつ、あらゆる手段を活用して医療救護体制の確保を図る。
- ② 医療機関の耐震化を促進するとともに、救助・救急、医療活動等を迅速に行うため活用することとなる環状道路について、整備を進める。

◆ 災害時における医療体制の整備

- 平時から明石市医師会等の関係機関との連携を強化し、災害時の速やかな応急医療及び患者搬送、健康調査ができる体制を整備する。【保健所】
- 関係機関からの医薬品等の供給を円滑に受け取ることができる体制を整備する。【保健所】
- 医療救護本部と医療機関間の情報伝達・情報共有が出来るよう通信訓練等を実施し連携強化を図る。【保健所】

◆ 医療救護・保健計画の策定

- 災害発生時に、関係機関が実施する基本的事項、時間的経過に応じた活動方法を定めるため、検討会議を設置し、検討結果をまとめた医療救護・保健計画を策定する。【保健所】

◆ 救護班の整備

- 大規模災害時における医療救護活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、明石市医師会、歯科医師会、薬剤師会と緊密に連携をとり、体制を整備する。【保健所】

◆ 民間の医療機関の耐震化の促進

- 多数の者が利用する建築物（病院等）を対象に耐震診断等に対する補助などを行い、民間建築物の耐震化を促進する。【住宅・建築室】

◆ 物資等の供給を支える支援ルートの整備

- 災害時において、救助・救急、医療活動等を迅速に行うため活用することとなる道路ネットワークの整備を進め、供用率の向上を図る。【道路安全室】

■重要業績指標（KPI）

- ・広域災害救急医療情報システム（EMIS）入力訓練参加（目標2人）

- ・DMAT 活動拠点本部での活動訓練参加（目標 2 人）
- ・保健所、医療機関間の無線通信訓練（1 回以上/年）

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【施策の方向性】

- ① 被災地域の感染症対策・食中毒対策の実施を行う。
- ② 下水道施設の整備や仮設トイレの確保を行うなど、衛生環境の悪化を防止する。

◆ 避難所等の衛生環境の確保

- 消毒や手洗いの必要性や方法など、市民に啓発する。【保健所】
- 避難所、救護所等で感染症予防のために必要な物品を確保し整備する。【保健所】
- 災害発生時の下水機能不全に備え、マンホールトイレの整備や仮設トイレの確保を推進する。【環境室、総合安全対策室】
- し尿収集について、委託業者及び広域相互応援協定により対処できるよう、体制の確保を図る。【環境室】

◆ 被災地域の感染症対策・食中毒対策の実施

- 避難所における疾病・感染症等の発生・まん延を防ぐため、平常時の予防接種の促進や、避難所における感染症対策・食中毒対策を充実させる。【保健所】
- 感染症対策として、消毒や害虫駆除が迅速に行えるよう体制の充実を図る。【保健所】

◆ 下水道業務継続体制の整備

- 毎年度実地訓練を実施することで業務継続計画の定着化を図り、そこで得られた課題から計画の見直しを行うことで、PDCAサイクルによる計画のレベルアップを図る。【下水道室】

- 自家発電等の非常用電源及び燃料・薬品等の確保を行うとともに、隣接市町等との相互応援、民間企業との応急復旧、燃料・薬品・資材調達等に関する協定を締結するなどの体制を整備する。【下水道室】

◆ 下水道施設の耐震・耐水化の推進

- 必要な耐震・耐水性能を確保する防災対策を推進する。【下水道室】

■重要業績指標（KPI）

- ・浄化センターにおける簡易処理施設の耐震化率 27%（2018）⇒目標 45%（2025）

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【施策の方向性】

- ① 避難所でできる限りストレスを軽減した生活を送れるよう環境改善に努める
- ② 避難所における備蓄の推進を進めるとともに、物資・資機材を確保する体制の構築を図る。
- ③ 避難者の健康管理・衛生対策の体制を整備し、災害関連死を防ぐ。

◆ 備蓄の推進・施設の機能強化

- 計画的に備蓄を進めるとともに、被災地を参考に被災者のニーズにあった物資・資機材の確保に努める。【総合安全対策室】
- 太陽光発電施設（リチウムイオン蓄電池）、電気自動車やハイブリッド車の活用等の推進を進める。【総合安全対策室】
- 避難所開設時に指定公共機関である通信事業者から提供される情報器機や、無線 LAN の有効活用を検討する。【総合安全対策室】
- 避難所バリアフリー化を進める。【教育委員会】
- 冷暖房機器の整備や蓄電池の備蓄を進める。【総合安全対策室、教育委員会】
- 誰もが利用しやすいように避難所となるトイレの改修を進める。【教育委員会】
- 学校にある貯水槽の機能維持に努める。【教育委員会】
- 給水バルーンの供給体制を確認しておく。【水道局】

◆ 物資調達・供給体制の構築（2-1 再掲）

- 災害時の物資調達に向け、大規模小売業者等との協定締結や連携強化を図る。【総合安全対策室】
- 市民会館を広域的救援物資集積・輸送拠点施設としているが、当該施設が被災した場合の代替施設についても検討を行う。【総合安全対策室】
- 国、他県、他市からの救援物資の受け入れ・保管・仕分け・配送を円滑に行えるようにマニュアルを充実、訓練を実施するなど、物資管理体制を整える。【市民生活局】
- 県が開設する広域物資輸送拠点から、市が開設する広域的救援物資集積・輸送拠点施設を経て避難所に必要な支援物資を届けられるよう検討する。【市民生活局】

◆ 福祉避難所の体制整備

- 大規模な災害に備え、引き続き協定の締結を進めるとともに、継続して訓練を行う。【福祉局】

◆ 保健医療活動チームの要請・受援体制の整備

- 被災者の保健医療需要と保健医療資源を迅速に把握する体制を整備する。また、県等関係機関に外部からの保健医療活動チーム等を要請する体制、市内で活動する保健医療活動チームの調整等受援体制を整備する。【保健所】

◆ 避難者の健康の確保

- 災害発生後の速やかな救護所の設置、感染症対策、食中毒対策、こころのケア対策、

エコノミークラス症候群対策、巡回健康相談など、避難者の保健・医療面での支援を円滑に行えるよう体制を整備する。【保健所】

■重要業績指標（KPI）

- ・健康危機管理支援チーム（DHEAT）養成研修の参加人数（目標 2 人/年）
- ・明石市災害時保健活動ガイドラインの改訂

目標：3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【施策の方向性】

- ① 防災拠点等の耐震化等を図るとともに、業務継続体制の整備を図る。

◆ 本庁舎等の耐震化等

- 地震、水害においても機能が維持できる本庁舎の建て替えを行う。【政策局】

◆ 業務継続体制の整備、他自治体との連携強化

- 実効性のある業務継続体制を確保するため、「業務継続計画（BCP）」について、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを適宜行う。【各局】
- 応援物資や職員などの受入れが効果的に行えるよう、受援計画に基づき、情報連絡体制や、集合場所、活動内容等の調整に関することなどをあらかじめ明確にする。【総合安全対策室】

◆ 市本庁舎の代替施設の指定

- 本庁舎が使用できない状態となった時のため、代替施設を指定しておく。【総合安全対策室】

◆ 長期電源途絶等に対する対応の検討

- 津波・浸水等のおそれがある市施設について、止水板の設置を行う。また、市施設について非常時優先業務実施時においても電力を確保するため、非常用電源 3 日分の燃料を調達するための方策を検討する。【財務室、関係局】

◆ バックアップ体制の整備

- 庁内 LAN システムや、住民記録システムなどの基幹業務システムは、停電等に備えた非常用電源の確保などの対策を行っている庁舎外のデータセンターに、サーバを設置しており、その他のシステムについても、システムの優先度に応じ、順次、データセンターへの移設を行う。【総務管理室】

◆ 職員用備蓄食糧の確保

- 消費期限が切れて 1 年以内の備蓄用食料について、職員用に活用できないか検討する。

【総合安全対策室】

◆ 災害時初動対応体制の強化

- 各部の行動マニュアルに基づき、計画的に訓練を行う。【各局】
- 災害対策本部図上訓練や参集訓練を計画的に実施する。【総合安全対策室】
- 電話が不通の場合でも職員の安否確認が出来る体制を整える。【職員室、総合安全対策室】
- SNS を活用し災害情報を早期に収集する方法を検討する。【総合安全対策室】

◆ 指定金融機関との連携

- 災害によるシステム停止時にも市の債務が確実に履行できるようにするため、指定金融機関と災害時の協力体制等について検討する。【会計室】

◆ 消防活動拠点の整備と機能強化（1-1 再掲）

- 消防庁舎等の改修や耐震化を図る。また、停電時の非常電源対策や浸水対策、飲料水・食料の備蓄等により活動能力の強化を図る。【消防局】
- 緊急消防援助隊の受援計画の見直しや、関係機関と連携して、明石市消防受援計画に定める宿営地等の受入れ体制の拡充整備を図る。【消防局】

◆ 火葬場施設の機能確保

- 火葬場施設が被害を受け、火葬炉が使用不要になった場合に早期復旧ができる体制を整えたとともに、他市町の火葬場を利用できるように備えておく。【斎場管理センター】

◆ 遺体安置場所の確保

- あかし斎場旅立ちの丘だけでは遺体が収容しきれない場合に備え、遺体収容場所について調整しておく。【斎場管理センター】

◆ 学校等の長寿命化

- 公共施設等総合管理計画及び個別計画に基づき、整備計画を策定する。【教育委員会】

■重要業績指標（KPI）

- ・明石市消防受援計画の拡充整備⇒適宜見直し
- ・消防庁舎非常電源の保守状況⇒毎年度実施
- ・非常召集伝達訓練の実施⇒毎年度実施

目標：4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

【施策の方向性】

- ① 庁舎等の電力、燃料確保対策を推進する。
- ② 市民への情報伝達手段の多様化を図る。

◆ 情報通信設備の多重化等

○災害等が発生した場合において、情報通信機能を維持するため、重要機器・回線等の多重化、停電対策といった現状の取組を維持するとともに、情報通信設備の新規・更新整備を行う際には、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築に取り組む。【総務管理室】

◆ 長期電源途絶等に対する対応の検討（3-1 一部再掲）

○津波・浸水等のおそれがある市施設について、止水板の設置を行う。また、非常時優先業務実施時においても電力を確保するため、非常用電源 3 日分の燃料を調達するための方策を検討する。【財務室、関係局】

○平素から石油商業組合との連携・維持に努めるとともに、非常時の対応手順について定めておく。【総合安全対策室】

○避難所等で太陽光発電施設（リチウムイオン蓄電池）、電気自動車やハイブリッド車の活用等の推進を進める。【総合安全対策室、教育委員会】

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない状態

【施策の方向性】

① 市民への情報伝達手段の多様化を図る。

◆ 情報伝達の多様化

○テレビ、ラジオ放送が中断した場合においても、迅速、確実に気象警報や避難勧告等の重要な緊急情報を住民に伝達できるよう、防災情報メールや緊急速報メール、SNS など、情報伝達体制の充実を図る。また、新たな効果的な伝達方法についても検討する。【総合安全対策室、シティセールス推進室】

目標：5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

【施策の方向性】

① 企業の災害対処能力の向上のためBCP作成支援、防災訓練等の支援を行う。

② 円滑な供給体制が維持できるよう道路環境を整備する。

◆ 個別企業のBCPの策定の促進

○各企業において災害時に重要な業務を継続するための事業継続計画を策定・運用して

いくため、企業BCPの策定を促進する【総合安全対策室、産業振興室】

◆ 道路の確保等

- 緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震対策・維持補修を進めるほか、緊急輸送道路の舗装補修や路面下空洞調査を進める。【道路安全室】(1-1 一部再掲)
- 無電柱化、道路法面防災を進め、防災機能の高い都市を形成する。また、道路ネットワークの整備を行い、都市の防災機能の向上に努める。【道路安全室】

■重要業績指標 (KPI)

- ・緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ橋梁のうち耐震補強が必要な橋梁の耐震補強実施数
0 橋(2018) 目標⇒2 橋 (2026) (再掲)
- ・市管理の緊急輸送道路の5年に1度の路面下空洞調査実施率
目標 100% (2026)

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止

【施策の方向性】

- ① ライフライン事業者と情報収集手段、連絡体制の構築等を図る。
- ② 交通網の寸断に備え必要な整備を行う。

◆ ライフライン機能の確保

- ライフライン事業者との情報収集手段、連絡体制の構築を図るとともに、復旧工事の基地となる場所の確保について事前に調整する。【総合安全対策室】

◆ 道路の確保等 (5-1 再掲)

- 緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震対策・維持補修を進めるほか、緊急輸送道路の舗装補修や路面下空洞調査を進める。【道路安全室】
- 無電柱化、道路法面防災を進め、防災機能の高い都市を形成する。また、道路ネットワークの整備を行い、都市の防災機能の向上に努める。【道路安全室】

■重要業績指標 (KPI)

- ・緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ橋梁のうち耐震補強が必要な橋梁の耐震補強実施数
0 橋(2018) 目標⇒2 橋 (2026) (再掲)
- ・市管理の緊急輸送道路の5年に1度の路面下空洞調査実施率
目標 100% (2026) (再掲)

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

【施策の方向性】

- ① 危険物施設等の災害時連携体制を強化し大規模災害対応能力の向上・強化に努める。

◆ 危険物施設等の災害時連携体制の強化

- 重要産業施設において保有する危険物施設、物品等を把握し、大規模自然災害発生時に起こりうる火災・危険物災害等に対する対応体制を強化するとともに、平時における訓練を重ねることにより施設関係者及び関係機関との連携をさらに進め、大規模災害対応能力の向上・強化に努める。【消防局】

■重要業績指標（KPI）

- ・危険物施設の立入検査状況⇒毎年度実施

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

5-4 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止

【施策の方向性】

- ① 被災時の道路ネットワーク機能確保を図れるよう、道路交通基盤の整備を進める。

◆ 道路交通基盤の整備

- 災害時においても避難路や物資の輸送路等として活用することとなる道路ネットワークの整備を進め、供用率の向上を図る必要がある。【道路安全室】

◆ 安全・安心なみちづくり

- 無電柱化、道路法面防災を進め、被災時の道路ネットワーク機能の確保を図る。【道路安全室】
- 緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震対策・維持補修を進めるほか、緊急輸送道路の舗装補修や路面下空洞調査を進める。【道路安全室】（1-1 一部再掲）

■重要業績指標（KPI）

- ・緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ橋梁のうち耐震補強が必要な橋梁の耐震補強実施数
0 橋(2018) 目標⇒2 橋 (2026) (再掲)
- ・市管理の緊急輸送道路の5年に1度の路面下空洞調査実施率
目標 100% (2026) (再掲)

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

【施策の方向性】

- ① 非常時においても、金融機関が業務を継続出来るよう、業務継続計画（BCP）策定

を推進する。

◆ **金融機関における BCP 策定の推進**

- 金融サービス等の機能停止を防ぐため、市内金融機関に BCP 策定の啓発を行う。【総合安全対策室、産業振興室】

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

5-6 食料等の安全供給の停滞

【施策の方向性】

- ① 物資調達体制を確立するため、他の地方公共団体や民間事業者との協定を結ぶ
- ② 食料等の供給に関連する施設の耐震化を進める。

◆ **市場施設の防火・耐震化 (2-1 再掲)**

- 明石市公設卸売市場について、防火、耐震化の取り組みを検討する。【産業振興室】

◆ **物資調達・供給体制の構築 (2-1 一部再掲)**

- 物資調達体制を確立するため、他の地方公共団体との応援協定、生産者及び販売業者との物資の調達に関する協力協定の締結を図る。【総合安全対策室】

◆ **農地の保全の取組**

- 農業用施設の耐震診断、耐震化を進める。【産業振興室】

目標：6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

6-1 電力供給ネットワーク (発電電所、送配電設備) や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

【施策の方向性】

- ① 生活、経済活動に必要最低限の電気、ガス等を確保するとともに早期復旧を図る。

◆ **市有施設へのエネルギー供給源の多様化**

- 避難所等で太陽光発電施設 (リチウムイオン蓄電池) や家庭用燃料電池、コジェネレーション、電気自動車やハイブリッド車の活用等の推進を進める。【総合安全対策室、教育委員会、環境室、住宅建築室】

◆ **住宅等におけるエネルギー供給源の確保**

- 太陽光発電施設（リチウムイオン蓄電池）、コジェネレーションの普及促進や電気自動車やハイブリッド車から電源活用等について啓発する。【総合安全対策室、環境室】

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

【施策の方向性】

- ① 水道施設の耐震化や応急給水体制を構築する。
- ② 飲料水の入手先の多様化を図る。
- ③ 早期復旧が出来るよう、業継継続計画を常に実効性あるものにしておく。

◆ 農業水利施設の保全

- 頭首工、用排水機場、用水路、パイプライン等の適正な整備・保全を実施するとともに、土地改良区への継続的な支援を行いながら、被災時にも早期復旧を実施する体制の維持強化を図る。【産業振興室】

◆ 水道施設の耐震化（2-1 再掲）

- 浄水場、配水池、ポンプ場の耐震補強工事、耐震診断及び管路特に基幹管路の耐震管への更新等、水道施設の耐震化を着実に進める。【水道局】

◆ 水道施設の機能確保（2-1 再掲）

- 自家発電装置の運転に備え、燃料、浄水処理に必要な薬品の確保しておく。
【水道局】

◆ 応急給水体制の整備（2-1 再掲）

- 他事業体や民間団体との協定により緊急調達が可能な体制を推進する。【水道局】
- 応急給水体制が円滑に行えるよう、災害応援協定を締結している、隣接市町や民間団体と継続して訓練を実施する。【水道局】
- 耐震性貯水槽について、給水体制を確認するとともに、定期的な施設点検を実施する。
【水道局】

◆ 業務継続計画の整備

- 災害時の人的・物的資源の制約を踏まえた水道事業用の業務継続計画を策定する。
【水道局】

■重要業績指標（KPI）

- ・配水池の耐震化率 88.5%（2018年度）⇒目標 100%（2023年度）（再掲）
- ・管路の耐震化率 現状 2018年 40.9%⇒目標 2026年 45.4%（再掲）
- ・基幹管路の耐震化率 現状 2018年 68.3%⇒目標 2026年 73.4%（再掲）

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

6-3 下水道の長期間にわたる機能停止

【施策の方向性】

- ① 早期復旧が出来るよう業継継続計画を常に実効性あるものにしておく。
- ② 下水道施設の耐震化・耐水化、長寿命化を図る。

◆ 下水道業務継続体制の整備（2-6 再掲）

- 毎年度実地訓練を実施することで業務継続計画の定着化を図り、そこで得られた課題から計画の見直しを行うことで、P D C Aサイクルによる計画のレベルアップを図る。

【下水道室】

- 自家発電等の非常用電源及び燃料・薬品等の確保を行うとともに、隣接市町等との相互応援、民間企業との応急復旧、燃料・薬品・資材調達等に関する協定を締結するなどの体制を整備する。【下水道室】

◆ 下水道施設の耐震・耐水化の推進（2-6 再掲）

- 必要な耐震・耐水性能を確保する防災対策を推進する。【下水道室】

◆ 下水道施設の老朽化対策

- 下水道施設の改築・長寿命化を推進する。【下水道室】

■重要業績指標（KPI）

- ・浄化センターにおける簡易処理施設の耐震化率 27%（2018）⇒目標 45%（2025）（再掲）

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

6-4 地域交通ネットワークが分断される事態

【施策の方向性】

- ① 橋りょうの耐震補強や道路ネットワークの整備を行い、都市機能の向上に努める。

◆ 橋梁の耐震化（1-1 再掲）

- 被災時に、道路の被害や落橋による復旧・復興活動の大幅な遅延を防ぐため、橋梁の耐震化対策を推進する。【道路安全室】

◆ 道路ネットワークの確保（1-1 再掲）

- 道路ネットワークの整備を行い、都市の防災機能の向上に努める。【道路安全室】
- 緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震対策・維持補修を進めるほか、緊急輸送道路の舗装補修や路面下空洞調査を進める。【道路安全室】
- 無電柱化、道路法面防災を進め、防災機能の高い都市を形成する。また、道路ネットワークの整備を行い、都市の防災機能の向上に努める。【道路安全室】
- 地震によって沿道建築物が緊急輸送道路等の重要な道路を閉鎖して通行を妨げるこ

がないよう、避難路等沿道建築物の耐震化を促進する。また、県が指定した避難路沿道建築物については、県と連携して、耐震診断を実施しその診断結果の報告が確実に実施されるよう指導・助言を行う。【住宅・建築室】

■重要業績指標（KPI）

- ・ 緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ橋梁のうち耐震補強が必要な橋梁の耐震補強実施数
0 橋(2018) 目標⇒2 橋（2026）（再掲）
- ・ 市管理の緊急輸送道路の5年に1度の路面下空洞調査実施率
目標 100%（2026）（再掲）

目標：7 制御不能な二次災害を発生させない

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

7-1 市街地での大規模火災の発生

【施策の方向性】

- ① 密集住宅市街地等においても、消防活動が円滑に行えるよう、体制を整備する。
- ② 密集住宅市街地整備促進事業を進める。
- ③ 地域での防災体制の向上を図る。

◆ 密集住宅市街地等の防災性向上（1-1 再掲）

- 住民に対して防災・減災に対する知識の普及や意識の高揚を図り、協働で防災性の向上に努める。【都市整備室】
- 密集住宅市街地について、事前に調査し「区域警防計画」を作成するとともに、狭隘道路でも消火可能な車両等装備の充実を進める。【消防局】

◆ 道路ネットワークの確保（1-1 一部再掲）

- 道路ネットワークの整備を行い、都市の防災機能の向上に努める。【道路安全室】

◆ 消防団の充実強化（1-1 再掲）

- 消防団員の確保を図るとともに、現場活動体制の強化や安全装備品・資機材等の充実等により消防団活動の充実に取り組む。また、女性消防団員の活動しやすい環境づくりや地域との連携強化により、消防団を活性化し地域防災力の充実強化を図る。【消防局】

◆ 消防水利の多様化（1-1 再掲）

- 防火水槽、海水、河川等の自然水利、工業用水、プール、ため池など、消防水利の多様化を図る。【消防局】

◆ 地域の災害対応力の向上

- 地域の自主防災組織による防災訓練により、消火要領を習得するとともに、防災意識の向上を図る。【総合安全対策室、消防局】

■重要業績指標（KPI）

- ・消防団装備の充実強化⇒毎年度実施（再掲）
- ・自主防災組織への訓練指導⇒毎年度実施

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

7-2 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

【施策の方向性】

- ① 避難路沿道建築物の耐震化等インフラ整備を進める。

◆ 避難路沿道建築物の耐震化等

- 建築物等の耐震化補助制度の充実や制度活用のPR、耐震化の必要性についての啓発、危険なブロック塀の撤去等を行うことにより、災害時における多数の者の円滑な避難や、救急・消防活動の実施、緊急物資の輸送等の障害になることを防ぐ。

【住宅・建築室】

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【施策の方向性】

- ① 水路施設の保全を図り、危険度の高いため池は改善を進める。
- ② ため池浸水想定マップ等を通じて減災意識の向上を図る。

◆ ため池・水路等整備

- ため池・水路等農業用施設の整備を積極的に推進する。特にため池については、老朽化による決壊を防止するため、危険度の高いため池から順次改善等を進めるとともに、巡回・点検に努める。また、減災意識の向上を図るため、ため池浸水想定マップを作成する。【産業振興室】

■重要業績指標（KPI）

- ・ため池マップの作成・公表 目標 95%（2020年）（再掲）
- ・ハザードマップ作成率（影響大きい池）の作成率 目標 95%（2023年）（再掲）

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

【施策の方向性】

- ① 事業者が所持している有害物質の把握及び安全対策を行う。

◆ 有害物質流出・拡散対策

- 災害時に有害な化学物質等が漏洩することや、建築物等の倒壊等による石綿の飛散を防止するため、平常時から法令に基づく施設の点検や各事業所からの化学物質排出量の把握など、化学物質による環境リスクの低減を図る。【環境室】
- 災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、兵庫県等と連携して、速やかに大気、土壌、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無についての把握を行うとともに、的確な対応をとれるよう体制を整える。【環境室、消防局】

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

7-5 農地の荒廃による被害の拡大

【施策の方向性】

- ① 排水機場等、農業用施設の耐震診断、耐震化等により、農業経営の安定と農用地等の保全を図る。

◆ 農地保全の取組(5-6 再掲)

- 農業用施設の耐震診断、耐震化を進める。【産業振興室】

■重要業績指標 (KPI)

- ・ため池耐震調査 目標 95% (2025 年)

目標：8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【施策の方向性】

- ① 大量の災害廃棄物の発生に備え、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための体制を整備する。

◆ ごみ焼却施設の維持管理

- ごみ焼却施設については、今後も施設を適切に維持・運営するとともに、コスト面を考慮しつつ、大規模改修工事による延命化など施設整備を計画的に進める。【環境室】

◆ 災害廃棄物処理体制の確保

- 災害廃棄物の種類により、処理体制も異なることから、関係機関との連絡体制を確立するとともに、資機材、人員、仮置場、最終処分確保について定めるなど、迅速か

つ適切に対応できるごみ処理体制の構築に取り組む。【環境室】

◆ 他地域自治体との連携

- 「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」等において、大規模災害時の災害廃棄物処理に関する広域的な連携等について検討する。【環境室】

■重要業績指標（KPI）

- ・市災害廃棄物処理計画の見直し（適宜）及び防災行動マニュアルの見直し（毎年）

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【施策の方向性】

- ① 平時から災害時応援協定を締結している関係協力団体や他自治体と連携を強化する。

◆ 関係協力団体との連携

- 大規模災害発生時における支援協定を締結している協力団体との連携を強化し、災害時における障害物の除去や応急復旧などに必要な人員、資機材の確保を推進する。

【道路安全室・総合安全対策室】

◆ 他自治体等との連携強化

- 災害時相互応援協定に基づく相互応援について、被災状況に応じてよりの確かつ迅速な応援を可能とする仕組みづくりに継続的に取り組む。【総務局】
- 他市等と締結している協定の実効性を高めるため、応援・受援体制を確立し、手順、役割分担などを具体化し、訓練の実施を通じて、実効性の高い相互応援体制の構築を図るよう努める。【総務局】

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【施策の方向性】

- ① 自主防災組織の活動を支援し自主的な防災対応能力の向上を図る。
- ② 防災・防犯活動を通じた地域コミュニティの醸成を図る

◆ 地域における主体的な活動の推進

- 小学校区まちづくり組織等の活動や、地域の課題解決につながる取組を支援することで、地域住民の交流促進や地域の主体的な活動の活性化を図る。【市民協働推進室】

◆ 地域コミュニティによる防災力の強化

- 防災への関心を持ち、自主防災活動に参加し協力する市民を育てるために、出前講座

等や地域での防災訓練を支援することにより、災害が発生した場合に迅速かつ適切に対処できる自主的な防災対応能力の向上を図る。

【総合安全対策室、消防局、市民協働推進室】

◆ 治安の維持

- 地域住民による地域安全活動の中核となる防犯組合連合会等の自主防犯組織に対して、環境浄化活動、防犯訓練の実施や防犯用資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行う【総合安全対策室、市民協働推進室】

■重要業績指標（KPI）

- ・ 自主防災組織への訓練指導⇒毎年度実施（再掲）
- ・ 出前講座の件数⇒目標 年 50 回（再掲）
- ・ 地域の防災訓練の支援⇒目標 年 20 回（再掲）

（起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ））

8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【施策の方向性】

- ① 緊急輸送道路等の整備・耐震対策を図る

◆ 橋梁の耐震化(1-1 再掲)

- 被災時に、道路の被害や落橋による復旧・復興活動の大幅な遅延を防ぐため、橋梁の耐震化対策を推進する。【道路安全室】

◆ 橋梁の長寿命化

- 計画的な点検や補修により、橋梁の長寿命化対策を推進し、機能の維持を図る。

【道路安全室】

◆ 道路構造物等の長寿命化

- 計画的な点検や補修により、道路構造物や道路附属物等の長寿命化対策を推進し、機能の維持を図る。【道路安全室】

◆ 港湾の耐震化及び長寿命化

- 事業主体である県と連携し、港湾の耐震化、長寿命化及び機能の維持を図る。

【都市整備室】

■重要業績指標（KPI）

- ・ 緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ橋梁のうち耐震補強が必要な橋梁の耐震補強実施数 0 橋(2018)⇒ 目標 2 橋 (2026)（再掲）
- ・ 計画に位置付けられた修繕対象の橋梁のうち修繕が完了した橋梁数の割合 目標 100% (2026)

- ・計画に位置付けられた修繕対象の舗装のうち修繕が完了した舗装延長の割合
目標 100% (2026)
- ・5年に1度調査対象としている路線のうち路面下空洞調査の実施率
目標 100% (2026)
- ・5年に1度点検対象としている道路附属物のうち点検が完了した箇所数の割合
目標 100% (2026)

(起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ))

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【施策の方向性】

- ① 高潮、洪水、内水氾濫など浸水被害に応じた対策を実施する。

◆ 港湾・海岸の高潮対策(1-3 再掲)

- 港湾施設及び海岸保全施設の長寿命化と機能強化について事業主体である県と連携する。【都市整備室】

◆ 河川の高潮対策(1-3 再掲)

- 河川樋門ゲートについて機能を維持できるように事業主体である県と連携する。【都市整備室】

◆ 河川の整備(1-3 再掲)

- 県管理河川の整備が河川整備計画に基づき進捗するように、事業主体である県と連携する。【都市整備室】

◆ 内水氾濫対策(1-3 再掲)

- 財源を確保し、計画的に雨水管や排水ポンプ等の整備を進めるとともに、既設雨水管や市が管理する道路側溝・用水路等雨水排水施設の適切な維持管理を実施する。また、雨水流出抑制を促進する。【下水道室、道路安全室、都市整備室】
- 国、県と連携し、浸水レベルに応じた適切な対応ができる人材・組織体制等を整備する。【総合安全対策室、都市整備室、道路安全室、下水道室】

■重要業績指標 (KPI)

- ・下水道による都市浸水対策達成率 49.6% (2018) ⇒目標 49.9% (2025) (再掲)

8-6 避難所運営がうまくいかず避難所における自治が崩壊する事態

【施策の方向性】

- ① 避難所開設当初から閉鎖まで円滑な避難所運営が行えるようにする。

◆ 避難所運営マニュアルの充実・策定

- 避難所開設当初や風水害など短期間の場合は、市職員が中心となって運営をすることになるので、市職員用のマニュアルを随時見直していく。【教育委員会】
- 避難所運営が中長期となる場合は、避難者が中心となって、秩序ある避難所生活が行えるよう、地域における避難所運営のガイドラインとなるマニュアルを作成する。【総合安全対策室】

8-7 被災者の住居確保等の遅延により生活再建が遅れる事態

【施策の方向性】

- ① 応急住宅を迅速に提供できるよう、建設候補地の選定や民間賃貸住宅の居室借上げを迅速に行う。

◆ 応急仮設住宅建設候補地の選定

- 市有地等公共用地において兵庫県と連絡をとり、応急仮設住宅の想定必要戸数に足る建設候補地を選定する。【住宅・建築室】

◆ 民間賃貸住宅の居室借上げ（賃貸型応急住宅）

- 応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、兵庫県と連携をとり、迅速に応急仮設住宅を提供出来るよう備える。【住宅・建築室】

2 重点化する施策

限られた資源で効果的かつ効率的に推進するために、優先順位の高い取組を設定し、重点化を図りながら進める必要がある。そのため、人命保護を最重点として、影響の大きさや緊急度の観点から重点化すべき取り組みを選定した。

重点化を図るリスクシナリオを以下に示す。

施策を重点化するリスクシナリオ（網掛け部分）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
	1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-5 情報伝達の不備や意識の低さ等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。	2-1 被災地での食料・飲料水、電力、燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 自衛隊、警察、消防、海保等に被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
	2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。	3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サ	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネ

プライチェーンを含む) を機能不全に陥らせない。	ルギーの供給停止
	5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
	5-6 食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3 下水道の長期間にわたる機能停止
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な二次被害を発生させない。	7-1 市街地での大規模火災の発生
	7-2 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出
	7-5 農地の荒廃による被害の拡大
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6 避難所運営がうまくいかず避難所における自治が崩壊する事態
	8-7 被災者の住居確保等の遅延により生活再建が遅れる事態

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本市の強靱化に向けた取組に当たっては、全庁横断的な体制のもとで、全庁一丸となって推進していく。また、国、県、関係団体、民間事業者、市民等との連携・協力を進めることが非常に重要となっており、平時から様々な取組を通じた関係構築を進める。

2 計画の進捗管理

市地域計画に基づく取組を確実に推進するため、関連事業等の進捗状況を毎年度把握していくものとする。進捗状況の把握に当たっては、総合計画や実施計画等関連計画で行う事業評価（進捗管理）とも連携して実施する。また、関連事業の進捗状況や各種取組結果等を踏まえ、所管部課が中心となり、各種取組の見直しや改善、必要となる予算の確保等を行いながら事業を推進する。

本市だけでは対応できない事項については、国、県、関係機関等への働きかけなどを通じ、事業の推進を図る。

3 計画の見直し

市地域計画については、今後の社会情勢の変化、国や県等の強靱化に関する施策の取組状況や本市の施策の進捗状況等を考慮しつつ、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行うものとする。なお、市地域計画は、他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けているものであることから、国土強靱化に係る他の計画については、それぞれ計画の見直し、修正等の時期に合わせて必要となる検討を行い、市地域計画と整合を図るものとする。

議案第25号関連資料

あかし案内所の設置について

SDGsの基本理念に基づく「すべての人にやさしいまち 明石」を象徴する空間として、また、障害の有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず誰もが安心して外出を楽しむことができるための拠点として、明石駅前に「あかし案内所」を設置します。

計画段階から多様な当事者からの意見を取り入れ、誰もが利用しやすい施設とするとともに、明石らしい情報発信、おもてなしの提供等を行っていきます。

1 「あかし案内所」施設概要

(1) 運営開始日

2020年(令和2年)3月17日

(2) 施設の機能

①あかし案内所 ②みんなのトイレ ③子育てサポート室



2 「あかし案内所」内の各施設について

(1) あかし案内所

明石で時間を過ごす、すべての人が、居心地の良さや過ごしやすさを感じられるような、観光案内だけではない総合的な「明石のまちの案内所＝あかし案内所」として運営。

特に、外出の際に支援が必要な方へのサポートや関係機関との連携を行うことで、これまで外出をあきらめてきた方に「案内所に行けば何とかなる」と思っていたような「すべての人にやさしいまち 明石」のシンボルとして運営。

- ① 運営時間：平日9時～19時 土日祝 9時～18時
- ② 運営者：明石観光協会
- ③ 手話、筆談、多言語対応等の多様なコミュニケーション手段による対応
- ④ 車いす・傘の貸出、希望者へのおむつの提供

【施設・運営の特徴】

- ① ユニバーサル・ホスピタリティ研修の受講等を通じたスタッフの接客向上、おもてなしの提供
- ② 障害特性に応じたサービスの調整・提供等、専門性の高い対応が必要な場合には、専門機関(NPO法人ウィズアス)と連携
- ③ 市内ユニバーサルモデルルート の提案、飲食・宿泊・観光施設等のバリアフリー情報を提供
- ④ 館内外に分かりやすいピクトグラム、多言語表記で案内するほか、明石らしいイラストによる装飾、車いす利用者も利用しやすい高さのカウンターの設置
西側出入口には自動音声案内を設置し、館内に触知案内板を設置



(2) みんなのトイレ

誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの公共トイレを設置

- ① 供用時間：7時～23時
- ② 設置・管理者：明石市（明石観光協会に日常管理を委託）
- ③ 男性用（小便器4台、個室2室）、女性用（個室3室）、多目的トイレ（1室）を設置
- ④ 男性・女性用トイレに1室ずつ、車いす使用者やオストメイトの方が利用可能な広い個室を確保

【施設の特徴】

- ① 男性用・女性用・多目的トイレの場所を知らせる音声案内をトイレ入口付近に設置
- ② 多目的トイレには、自動ドア、多目的ベッド、高さの異なる荷物掛けフック等を設置し、どなたでも利用できる旨を表示

(3) 子育てサポート室

授乳室、おむつ交換台等を備えた子育て世代にやさしい空間を整備

- ① 供用時間：平日 9時～19時、土日祝 9時～18時
- ② 設置・管理者：明石市（明石観光協会に日常管理を委託）
- ③ 授乳室、おむつ交換台、調乳用温水器、キッズトイレを設置

【施設の特徴】

- ① 男性がミルクをあげることができ、子どもと一緒に座れるソファを設置
- ② 授乳に付き添う子どもが退屈しないよう、絵本を置いた本棚を設置

3 整備費用（見込み）

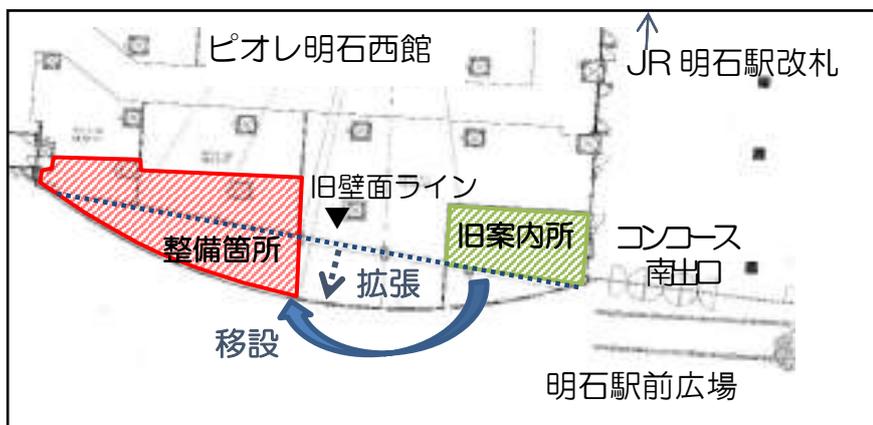
あかし案内所	39,300 千円	
トイレ・子育てサポート室	62,255 千円	
合計	101,555 千円	うち、国補助金 23,000 千円 (別途、観光協会へ国補助金 10,450 千円)

4 補正予算

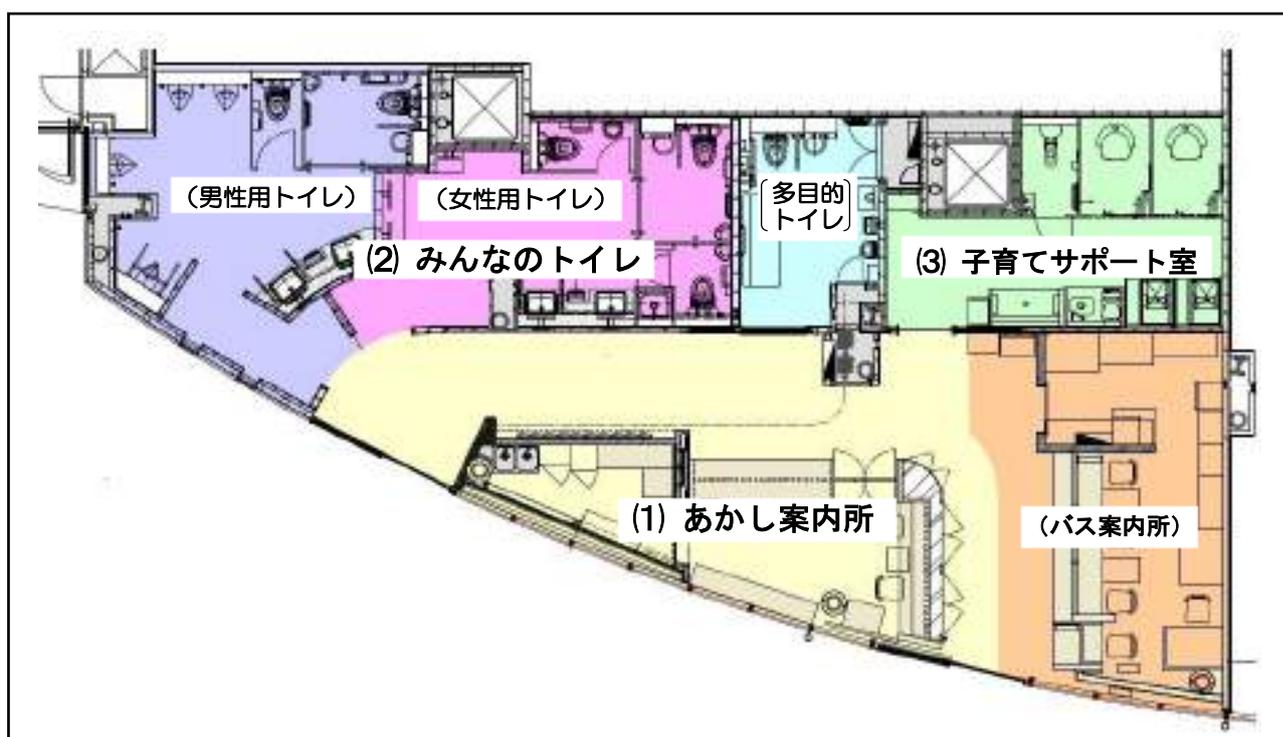
補助率の高い国補助金を活用すること及び補助対象経費の減額による補正

歳入	・旅行環境整備事業費補助金（補助率 1/3）	現計 30,600 千円→補正後 0 千円
	・観光振興事業費補助金（補助率 1/2）	現計 5,000 千円→補正後 28,000 千円
市債	・ユニバーサルデザイン施設整備事業債	現計 66,200 千円→補正後 75,500 千円

(整備箇所)



(平面図)



議案第18号関連資料

明石市犯罪被害者等の支援に関する条例の一部改正(案)の概要

1 改正の目的

犯罪被害者等に支給する支援金の上限額を引き上げるとともに、特例給付金の支給、住居復旧及び防犯対策に要する費用の補助その他犯罪被害者等の視点に立った更なる支援を実施することのほか、所要の整備を図ることにつき、条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正の概要

(1) 基本理念に、犯罪被害者等の支援は、迅速かつ公正に行うとともに、犯罪被害者等の経済的負担について適切に配慮された、利用しやすいものでなければならない旨を加える。

(2) 犯罪被害者等に対する支援策の拡充

ア 支援金の上限額の引上げ

(現行) 30万円 → (改正) 40万円

イ 加害者が心神喪失や責任年齢に達していないため刑事責任を問われない等の事由により立替支援金の支給を受けられない遺族に対し、20万円の特例給付金を支給する。

ウ 犯罪被害者等の安全確保のための住居復旧及び防犯対策に要する費用を補助する。

エ 犯罪被害者等が居住の安全のため宿泊施設を利用する場合における宿泊に要する費用を補助する。

オ 犯罪被害者等が裁判所における財産開示手続及び第三者からの情報取得手続を利用する際に要する費用を補助する。

(3) その他所要の整備

3 施行予定期日

令和2年4月1日

議案第1号関連資料

あかし被害者基金条例（案）の概要

1 制定の目的

犯罪等により害を被った者等の支援に関する事業に要する経費に充てるため、あかし被害者基金を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。

2 条例の概要

(1) 基金の積立額について規定（第2条関係）

市民、各種団体又は事業者が基金への積立てを指定した寄附金額、用途を限定しない被害者の支援に関する寄附金額その他市長が適当と認める寄附金額、一般会計歳入歳出予算をもって定める積立額を、基金に積み立てる。

(2) 基金の処分について規定（第6条関係）

基金は、設置の目的を達成するために必要があると認める場合に限り、予算に計上して処分することができる。

(3) その他基金について必要な事項を規定

3 施行予定期日

令和2年4月1日

議案第21号関連資料
あかし市民広場条例の一部改正について

1 あかし市民広場の次年度の管理運営について

令和元年度末で指定管理期間の満了を迎えるあかし市民広場については、運営の中断により市民及び利用者に影響を及ぼさないよう、また、賑わいづくりの手法を継承しながら、市民交流や活動の場として市民等が利用しやすくなる取り組みを進めるため、市の直営による運営を行います。

2 条例改正について

(1) 改正の概要

あかし市民広場の運営について、直営でも行えるよう改正します。

ア 指定管理者による管理の規定

（現行）指定管理者に、市民広場の管理を行わせるものとする。

（改正）指定管理者に、市民広場の管理を行わせることができる。

イ 使用料の規定

（現行）使用許可を受けた者は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を、指定管理者に支払わなければならない。

（改正）使用許可を受けた者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

ウ 管理運営主体の変更に伴う文言整理

エ 利用料金制度を採用した場合の規定整備

（新設）市長は、第16条第1項の規定により指定管理者に市民広場の管理を行わせる場合、市民広場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(2) 施行期日

令和2年4月1日

3 管理運営の内容

管理職等を配置した市の組織により直営で運営を行うと共に、必要な部分については業務委託を行います。

(1) 人員体制

現状は、市派遣職員1名、観光協会契約・臨時職員4名、委託派遣職員1名で現場の運営を行っている他、人事や経理などを観光協会本体で行っています。市直営になった場合、課長級1名、係長級1名、再任用職員1名、任期付職員等6名の配置を想定しております。

(2) 事業内容

① イベント

ア これまで明石観光協会が行ってきたイベントは、直営により独自に企画立案を行い、自主イベントとして実施する他、必要に応じて明石観光協会等へ委託を行います。

イ 市民の交流や利用に繋げるため、市民活動団体と連携して行うイベントは、明石コミュニティ創造協会に委託します。

② 貸館業務

- ・小規模な団体も利用しやすくなるよう、アドバイス・コーディネート の充実や多様な利用方法提案のための案内冊子等の作成を行います。
- ・明石観光協会や明石コミュニティ創造協会が共催するイベントについて、使用料が優遇できるよう、要綱等の整備を行います。

③ 日常的運営

- ・市民が心地よく滞在できる場所となるよう、机や本棚等の配置を行うほか、施設等の案内業務を実施します。

(3) 予算

R 1 年度 (指定管理)		R 2 年度 (直営)		増減	
歳出	指定管理料	80,500	管理費(光熱水費を含む)	40,192	11,492
			事業費(イベント)	14,500	
			その他	7,500	
	市職員人件費	5,400	市職員人件費	35,200	
歳入	—	0	使用料等	8,750	8,750
市の負担の増減(歳出増減額-歳入増減額)					2,742

東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレーの進捗状況について

シビックプライドの醸成を図り、明石の様々な特色を発信するとともに、共生社会の実現のため、東京2020オリンピック・パラリンピックの聖火リレー・聖火フェスティバルを実施するにあたり、現在の進捗状況の報告をいたします。

1. オリンピック聖火リレー

(1) 明石市の日程（予定）

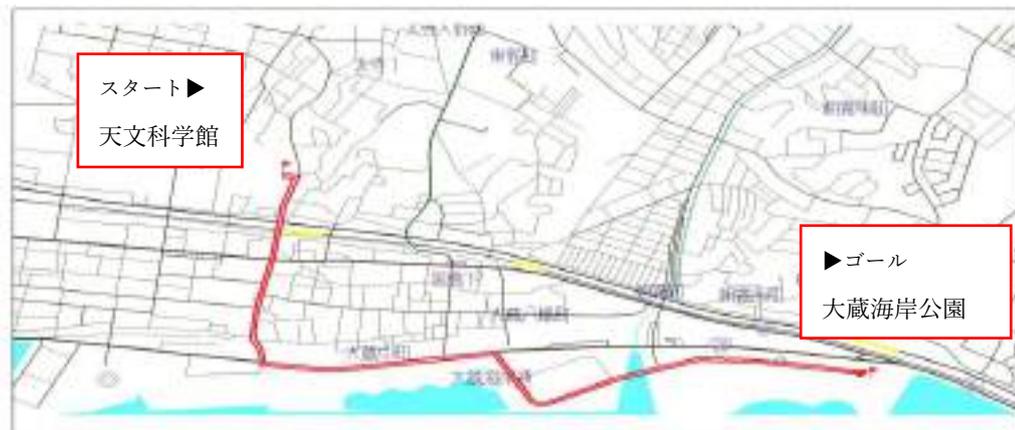
5月25日（月）

11:44 聖火ランナー スタート（天文科学館正面玄関前）

先行広報車列は20分前（11:24）に出発

12:16 ゴール（大蔵海岸公園こども広場北側ロータリー）全長約2.4km

12:16～12:26 ゴール地点でミニセレモニーを実施



(2) 聖火ランナー

明石では12名のランナーが走行予定です。

①兵庫県選出枠の明石ゆかりのランナー（2名）

②聖火リレーパートナー企業が公募したランナー（10名）

(3) サポートランナー

大蔵海岸公園内道路を、軌道星隊シゴセンジャー及びブラック星博士と公募市民の親子ペア8組が、聖火ランナーをサポートして走行する予定です。

※サポートランナーとは、地域から聖火リレーを盛り上げる走者として、公道以外の場所で聖火ランナーの後方を走行するランナーです。

各市において1か所限定で認められています。

(4) 安全対策

交通規制、雑踏警備、テロ対策、消防・救急対応について、兵庫県警（明石警察署）および消防局と連携しながら、警備・救護計画を進めています。

2. パラリンピック聖火フェスティバル

パラリンピックの聖火は、全都道府県で採火されます。聖火を展示したイベント「聖火ビジット」が各地で行われた後、都道府県単位で集火され開催地東京へ送り出されます。この採火から出立までの一連のイベントをまとめて「聖火フェスティバル」と称しています。聖火は東京で1つに集められ、開催都市をリレーします。

(1) 明石の日程

＜採火＞ 8月13日（木）午前：社会福祉法人明桜会 大地の家
8月16日（日）午前：市立文化博物館

＜聖火ビジット＞ 8月16日（日）午後：あかし市民広場

※兵庫県下41市町の集火および東京への出立式は、8月17日（月）に神戸総合運動公園ユニバー記念競技場で行われます。

(2) 実施概要

- ・明石原人、アカシゾウの化石発掘地に因み、原始時代を模した火起こし器による採火を行います。
- ・「大地の家」施設利用者と公募市民が採火した火を、「すべての人にやさしいまち・明石の火」として、あかし市民広場で市民の皆さんにお披露目するとともに、盛り上げイベントを開催予定です。

「(仮称)あかしSDGs推進計画(第6次長期総合計画)」の検討状況及び 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の1年延長について

第5次長期総合計画の計画期間が2020年度に終了することから、次期総合計画である「(仮称)あかしSDGs推進計画」策定に向けた、現在の検討状況を報告します。

1 第5次長期総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の検証

(詳細は別紙「第5次長期総合計画の検証について」参照)

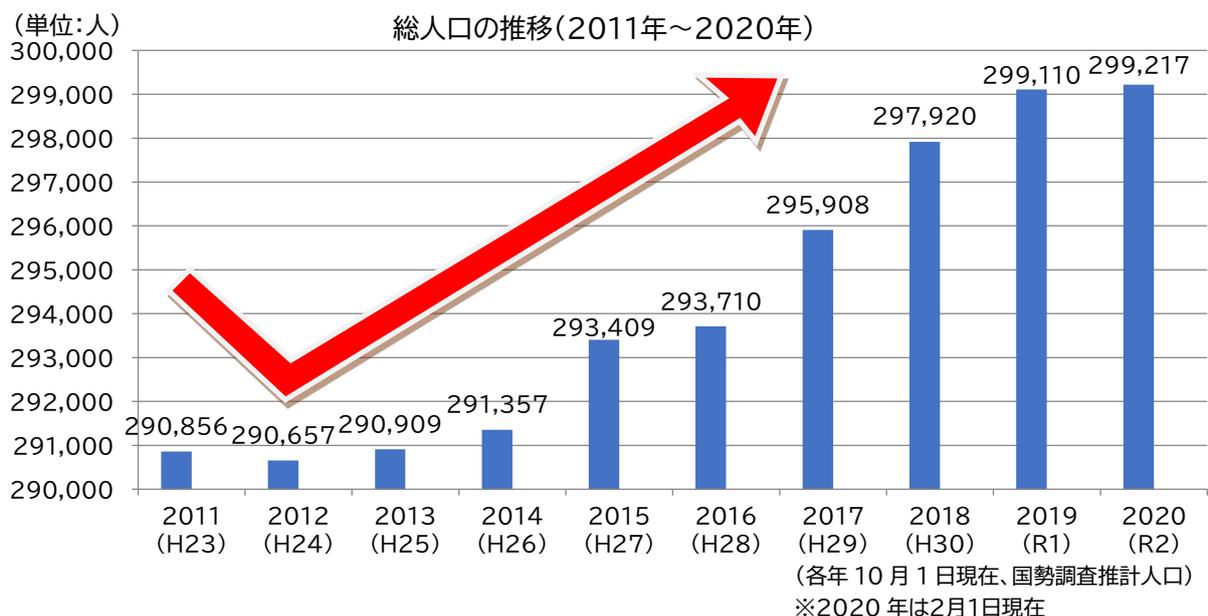
(1) トリプルスリーの達成状況

第5次長期総合計画では、目指す10年後のまちの姿を、人が集まり、つながり、成長する「ひと まち ゆたかに育つ 未来安心都市・明石」と定め、まちを構成する大きな要素である人口について、2020年度の目標人口を「おおむね29万人」としています。

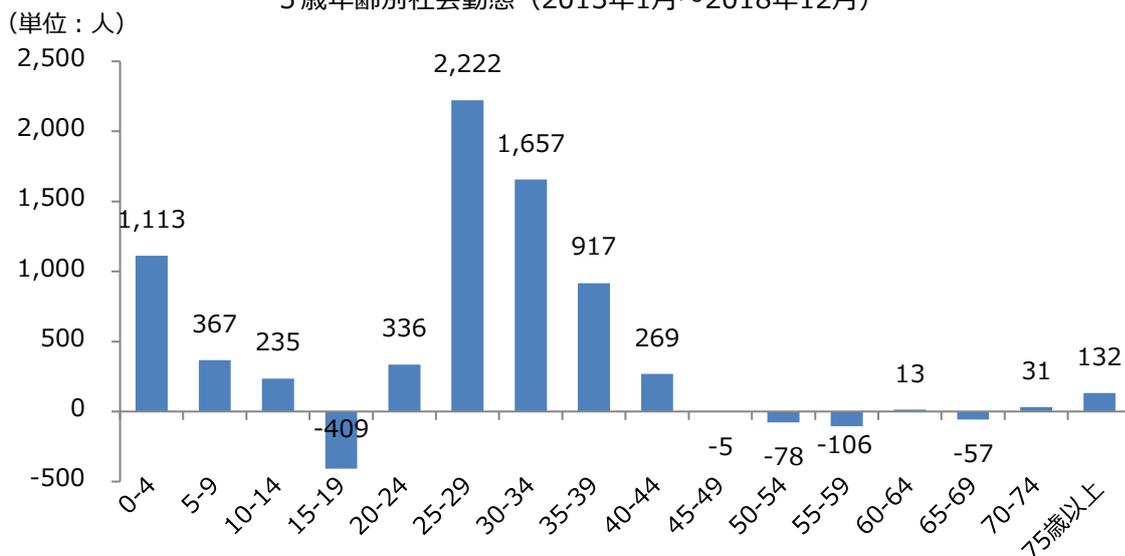
また、総合計画の趣旨や重点的な施策展開の方向性を踏まえて策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略においては、人口増加、地域活力の向上を目指す本市の重点的、象徴的な目標としてトリプルスリー(「人口30万人」、「赤ちゃん3,000人」、「本のまち300万冊」)を数値目標として設定しています。

① 人口30万人

人口は2012年まで3年連続で減少していましたが、2013年から0～9歳と20～30代の子育て世代の転入超過などにより増加に転じ、7年連続で増加が続いています。



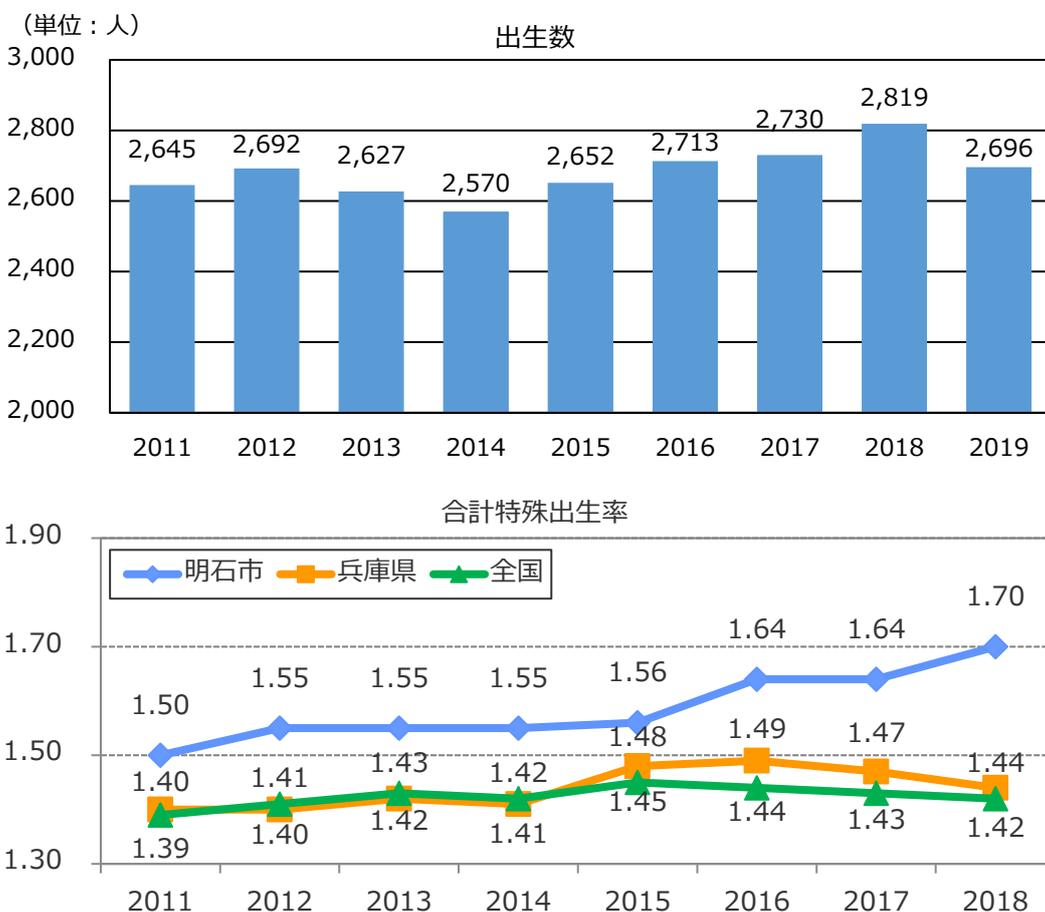
5歳年齢別社会動態（2013年1月～2018年12月）



② 赤ちゃん 3,000 人

出生数は、2015 年から 4 年連続で増加していましたが、2019 年は 2,696 人と、3,000 人の達成に向けては厳しい状況です。

一方、合計特殊出生率は、年々増加しており、国や県と比較しても高い状況です。15 歳～49 歳までの女性の人口が減少するなか、引き続き、子どもを産み育てやすい環境を整備することで、出生数を維持していく必要があります。



③ 本のまち 300 万冊

本の貸出冊数は、市民図書館が明石駅前の利便性の高い場所に設置されたことなどから、目標に向けて進捗している状況です。



(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標の達成状況

まち・ひと・しごと創生総合戦略では、トリプルスリーのほかに、4つの基本目標ごとの成果目標に加え、施策の効果を測る重要業績評価指標 (KPI) として合計 18 項目の数値目標を設定しており、現在、以下の進捗状況です。

達成又は順調に推移している項目	13 項目
未達成又は達成が厳しい項目	3 項目
今後把握する項目・変更予定の項目	2 項目
合計	18 項目

「まちに愛着を感じる人」「住みやすいと思う人」「子育て環境が良いと思う人」の割合といった、2019年6～7月に実施したアンケートによる5項目については、全て目標を達成いたしました。

また、その他にも、交通事故件数や認知症サポーター数など、合計 13 項目について達成又は順調に推移しております。

項目	2019年度	目標値
明石のまちに愛着を感じる人の割合	90.8%	85.0%
住みやすいと思う人の割合	91.2%	88.0%
住み続けたいと思う人の割合	81.7%	75.0%
子育て環境が良いと思う人の割合	70.7%	55.0%
緑や海、公園など自然が豊かであると思う人の割合	78.5%	75.0%

一方で、「保育所の待機児童数」など未達成又は達成が厳しいものが3項目あり、今後も引き続き達成に向けての取り組みを進めてまいります。

項目	2019年度	目標値
保育所待機児童数 (2019年4月1日)	412人	0人

残り2項目については現時点で数値が確認できず、次の国勢調査で今後把握するものと変更予定のものです。

(3) 長期総合計画推進会議の評価

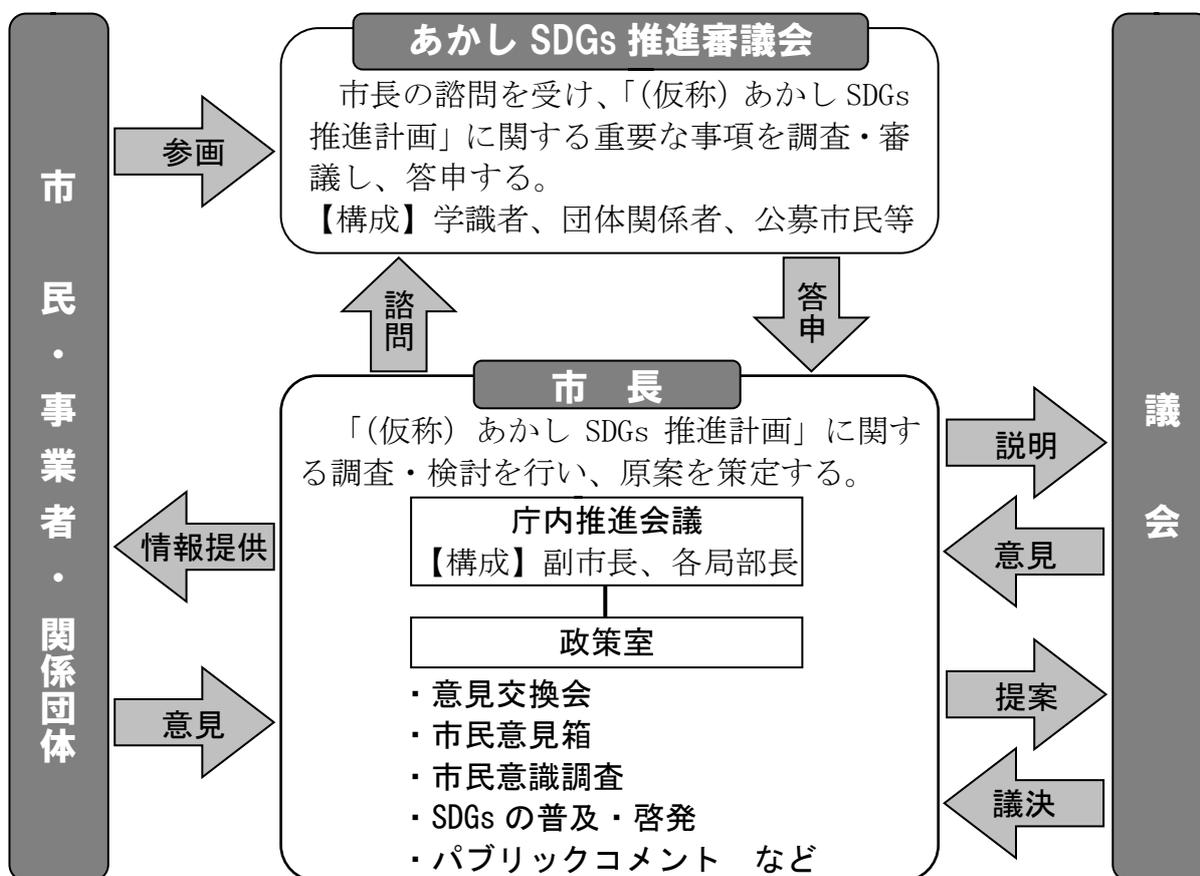
2019年度での推進会議において、人口の推移をはじめ、市民意識調査の結果、2011～2018年度の主要事業の取組状況や数値目標の進捗状況について取りまとめ報告しました。

その結果、総合計画や総合戦略に関して「これまでの取組状況から実感的にも計画が進捗していることが感じられ、全体的な進捗状況として目標達成がほぼ見えてきた。」との評価をいただいています。

こうした状況から、第5次長期総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略については、「おおむね着実に推進」していると考えられます。

2 「(仮称)あかしSDGs推進計画(第6次長期総合計画)」の検討状況

(1) 策定の体制



(2) 取組スケジュール

時期		内容	
		市民参画	市議会
令和元年	4月～9月	○市民意識調査（6～7月） ○タウンミーティング（6～10月） ○子育てモニターとの意見交換（8月～）	9月議会 ・取組状況 ・市民意識調査結果
	10月～12月	○あかしSDGs審議会委員公募（11月） ○高齢者大学での市長懇談会（11月～）	12月議会 ・附属機関の設置条例改正
令和2年	1月		
	2月	○第1回あかしSDGs推進審議会 ・現計画の検証 ・（仮称）あかしSDGs推進計画の考え方	
	3月	○第2回あかしSDGs推進審議会 ・（仮称）あかしSDGs推進計画の素案	3月議会 ・検討状況の報告・議論
	4月	○次期総合計画意見箱の設置（4月～） ○あかし高校会議所、当事者団体等との意見交換（4月～）	
	5月	○第3回あかしSDGs推進審議会 ・（仮称）あかしSDGs推進計画案 ・（仮称）あかしSDGs前期戦略計画の骨子	
	6月		6月議会 ・検討状況の報告・議論
	7月		
	8月	○第4回あかしSDGs推進審議会 ・（仮称）あかしSDGs推進計画案 ・（仮称）あかしSDGs前期戦略計画の素案	
	9月		9月議会 ・検討状況の報告・議論
	10月	○第5回あかしSDGs推進審議会 ・（仮称）あかしSDGs推進計画及び（仮称）あかしSDGs前期戦略計画のパブコメ案	
	11月	○パブリックコメントの実施	

	12月		12月議会 ・検討状況の報告・議論
令和3年	1月	○第6回あかしSDGs推進審議会 ・(仮称)あかしSDGs推進計画」及び(仮称)あかしSDGs前期戦略計画の答申案 ○市長への答申	
	2月		
	3月		3月議会 ・議案提案(次期総合計画)

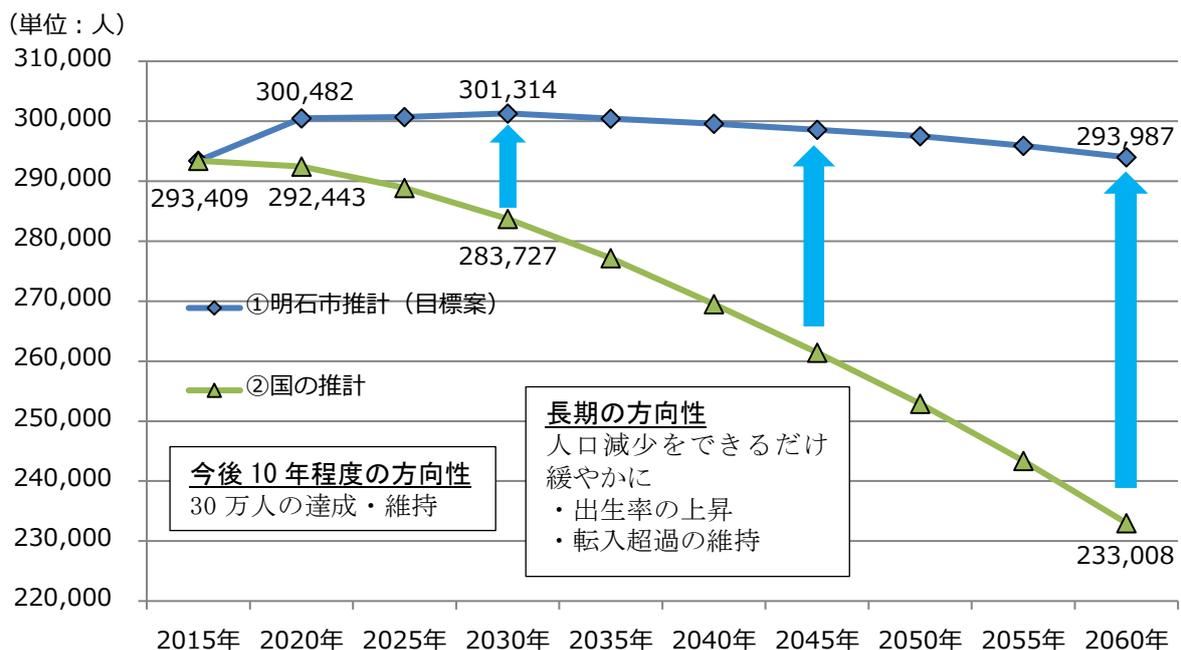
(3) 「(仮称)あかしSDGs推進計画(第6次長期総合計画)」のイメージ(素案)

(仮称)あかしSDGs推進計画(第6次長期総合計画)	
2030年の あるべき姿	SDGs未来安心都市・明石 ～いつまでも すべてのひとに やさしいまちを みんなで～
まちづくり の理念	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能なまちづくり 【いつまでも】 ・誰一人取り残さないまちづくり 【すべての人に】 ・誰にもやさしいまちづくり 【やさしいまち】 ・パートナーシップによるまちづくり 【みんなで】
まちづくり の方向性	戦略の柱 ①社会：やさしい共生社会の創造 ②環境：環境と豊かな暮らしの調和 ③経済：地域の資源・特性を生かした活力ある経済 ※3側面に統合的に取り組む(相乗効果)
象徴的な 数値目標	人口など

(4) 人口の将来推計

将来にわたり活力ある持続可能なまちを実現するため、今後10年程度の間は人口30万人の達成・維持を図るとともに、長期的にも人口減少のスピードをできるだけ緩やかにしつつ、人口構造の安定化を目指します。

○2030年に30万人を維持する上で前提となる考え方 *合計特殊出生率：2030年までに1.8に上昇 *社会動態：2021～2030年の平均 約750人/年の転入超過



(5) 第 1 回あかし SDGs 推進審議会 (2020 年 2 月 3 日開催) での主な意見

<本市の状況、第 5 次長期総合計画の検証について>

- ・ 10 年程前までは、障害があることを隠す必要があったが、配慮施策が取り入れられ、障害者であることを声に出せる明石になってきた。インクルーシブ条例の検討が進むと、本当に安心して生活や社会参加できると思う。
- ・ 現在、本当に好循環だと思う。近くでも家がたくさん建って子供たちの声がたくさん聞こえるようになっている。
- ・ 子育て世代が多く入ってきていることは良いことだと思う。また、明石駅は最近とてもにぎやかになってきたが、他の所はちょっと寂しいと思う。

<(仮称) あかし SDGs 推進計画 (第 6 次長期総合計画) について>

- ・ 市民の皆さんは、SDGs という抽象的な概念が、具体的にどういうことなのか分からないのではないかと。インクルーシブなどの直感的に理解しにくい言葉も含めて、分かりやすい言葉に置き換えて伝える必要がある。
- ・ まちで SDGs のバッジを見かけることもあり、また、電車等でも SDGs のアイコンを目にする機会が増えている。
明石市でも市民にしっかりと知ってもらう必要があるのではないかと。
- ・ 持続可能という同じテーマを掲げている東京オリンピック・パラリンピックが開催される年であり、このタイミングをうまく利用して明石市として実現することを具体的に示す一番いい時期であると考えます。

- ・ 地球温暖化や気候変動が進んでいる中で、環境面の取組が少し弱いのではないかと。また、気候の変化に伴う災害への防災も重要であり、市民の意識も高まっている。
- ・ 環境の上で社会が成り立っており、環境をベースにした構造の方が良いと感じる。SDGs の3側面には色々な見せ方があるので、工夫して欲しい。

3 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の1年延長

長期総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の一体的で効率的・効果的な推進を図るため、現在の総合戦略の計画期間（2015～2019年度）について、長期総合計画の計画期間に合わせ2020年度まで1年延長いたします。

(1) 計画期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2015～2019年度の5年間 ⇒ 2015～2020年度の6年間
(2) 主な施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在掲げている施策を基本とします。 ・ 新たな施策については、2021年度からの「（仮称）あかしSDGs前期戦略計画」で行います。
(3) 数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ トリプルスリーをはじめ、数値目標については変更しませんが、すでに目標値を達成している項目については、さらに改善し、未達成の項目については、達成に向けて取り組みます。 ただし、「明石への関心を高め、定住を促す」のKPIである「3世代同居・近居への住宅取得費用等の助成件数」のみ、施策を実施していないため、「20代・30代の人口増加（転入超過）数」をKPIとします。 ・ 新たな数値目標の設定については、2021年度からの「（仮称）あかしSDGs前期戦略計画」で行います。
(4) 市民意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2019年11月に開催した長期総合計画推進会議において、まち・ひと・しごと創生総合戦略の1年延長について、異論はないとのご意見をいただきました。 ・ 2020年1月にパブリックコメントを実施いたしました結果、1名の方から「概ね賛成である」の意見がございました。

第5次長期総合計画の検証について

令和2年2月3日開催

第1回あかしSDGs推進審議会 提出資料

第5次長期総合計画の検証について

1 計画の概要

(1) 明石市第5次長期総合計画（2011～2020年度）の概要

ひと まち ゆたかに育つ 未来安心都市・明石

多様な能力や個性を持った「ひと」が明石に集まり、出会い、互いの価値観を認め合って、信頼を築いていく。そうしたつながりの中で、だれもが成長していくことができる。このような「ひと」が豊かに育つまちを実現していきます。

「ひと」の育ちが「まち」を発展させ、発展したまちがもっと豊かな「ひと」を育む。

「ひと」、「まち」の成長、発展により、未来に希望を持てる安心なまちを築き、次の世代に引き継いでいきます。

2020年度の目標人口：おおむね29万人

まちづくり戦略

子どもの健やかな育ちで、 みんなの元気を生み出す

みんなが関わって、子どもの健やかな育ちを支えることで、あらゆる世代の定住・流入を促進するとともに、ふれあいや成長を確かなものにし、一人ひとりの元気、さらにはまちの元気を生み出していきます。

こうしたことを戦略として、重点的な取り組みを選択し、目指すまちの姿を実現していきます。

まちづくり手法

- 1 選択・集中する
- 2 みんなで進める
- 3 地域にあるものを活用する
- 4 広域的な視点を持つ

戦略の5つの柱

- 1 安全・安心を高める
- 2 自立した温かい地域コミュニティをつくる
- 3 明石らしい生活文化を育てる
- 4 まちを元気にする
- 5 一人ひとりの成長を支える

行政経営の展開

- 1 参画と協働の仕組みづくりの推進
- 2 自立した地方行政の推進
- 3 市民ニーズに対応した行政経営
- 4 組織力・職員力の向上
- 5 健全財政の推進

(2) 明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015～2019年度）の概要

① 総合戦略の方向性

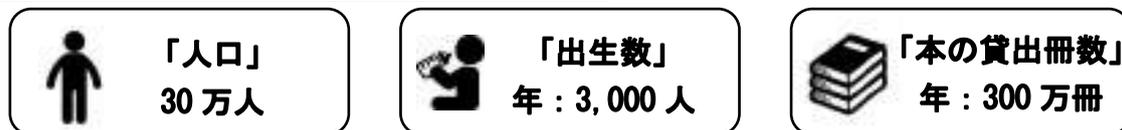
- ・人口増に積極的な取組を行ってきたこれまでの方向性を維持し、住民に最も身近な基礎自治体として「暮らしやすさ」を重視し、市民サービスの向上につながる様々な施策を展開し「住みたい、住み続けたい」と思われる『選ばれるまち』に向けた取組を進めていきます。

② 総合戦略の4つの基本目標

- ・明石に愛着と誇りを持ち、若者も高齢者も「住みたい、住み続けたい」と思えるよう、将来に夢や希望を持てる、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりに向けた取組を進めていく上で、4つの基本目標を定め、人口減少と地域活力低下の克服に向けた総合的な施策展開を行います。

- 1 若い世代の子育て環境を整える
- 2 新たな人の流れをつくる
- 3 まちの賑いを高める
- 4 安全・安心な暮らしを実現する

③ 総合戦略の数値目標（トリプルスリー）



※トリプルスリーを含め、21の数値目標を設定

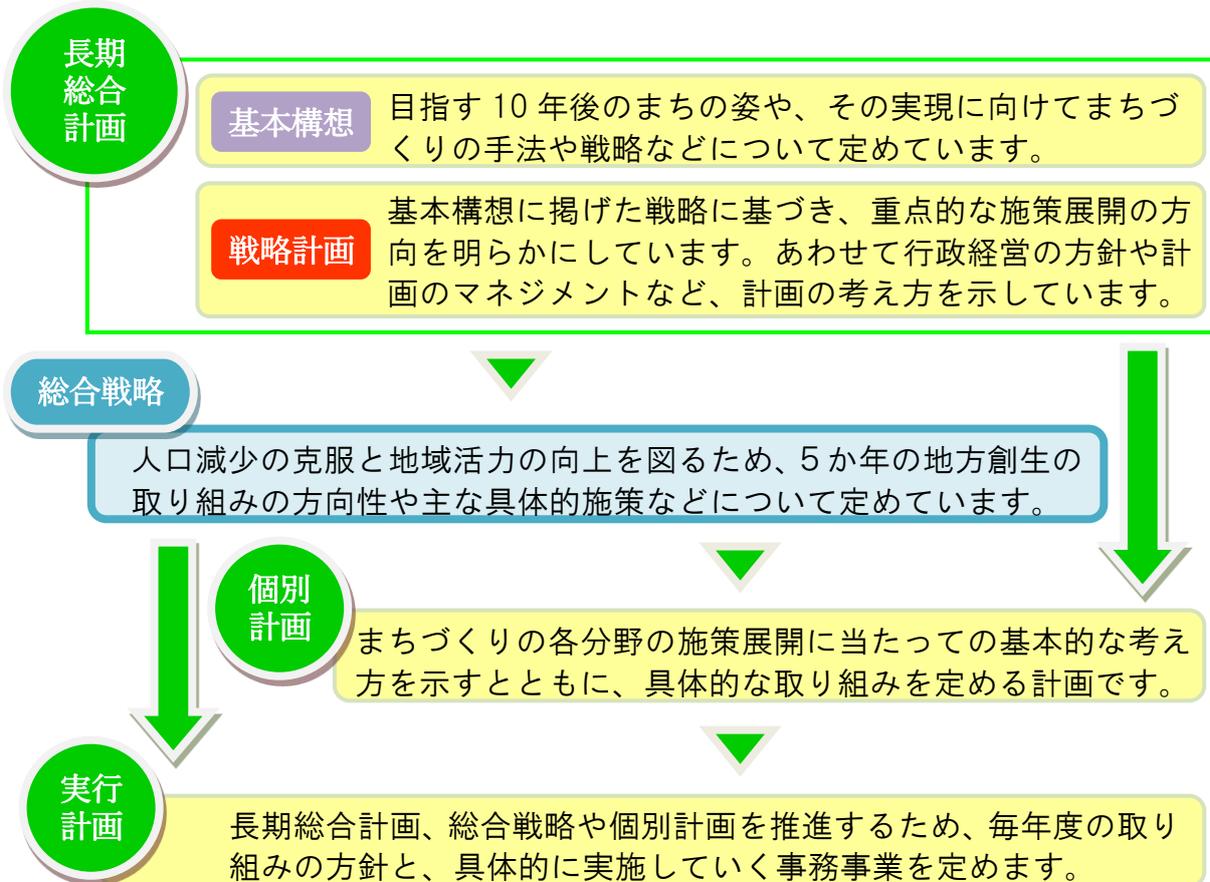
④ 総合戦略の1年延長

- ・総合戦略と総合計画のより一体的で効率的・効果的な推進を図るため、現在の総合戦略の計画期間（2015～2019年度）を第5次長期総合計画の終了時期に合わせ、2020年度まで1年延長する方針です。（2020年3月改定予定）

(3) 長期総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の関係

- ・第5次長期総合計画（計画期間：2011～2020年度）（以下、長期総合計画）は、まちづくりの基本方針を示す最上位の計画であり、目指すまちの姿を、「ひと まち ゆたかに育つ 未来安心都市・明石」として掲げ、その実現に向け、「子どもの健やかな育ちで、みんなの元気を生み出す」ことをまちづくりの戦略としています。また、5つの戦略の柱を定め、重点的な施策展開の方向などを定めています。
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略（計画期間：2015～2019年度）（以下、総合戦略）は、長期総合計画の趣旨及び施策展開の方向を踏まえて策定し、人口減少の克服と地域活力の向上を図ることを目的に、4つの基本目標を設定し、その実現に向けた具体的な施策や数値目標を提示しています。
総合戦略策定以降は、同戦略に基づき、重点的な施策展開を図っています。

【概要図】



2 第5次長期総合計画の推進状況の検証

(1) 基本構想の検証

①検証方法

- ・現在の総合計画では、目指す10年後のまちの姿を、人が集まり、つながり、成長する「ひと まち ゆたかに育つ 未来安心都市・明石」と定め、まちを構成する大きな要素である人口について、2020年度の目標人口を「おおむね29万人」としています。
- ・総合計画の趣旨や重点的な施策展開の方向性を踏まえて策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略において、人口増加、地域活力の向上を目指す本市の重点的、象徴的な目標としてトリプルスリー（「人口30万人」、「あかちゃん3,000人」、「本のまち300万冊」）を数値目標として設定しています。
- ・基本構想の実現に向けて進んでいるかどうかの検証については、目標人口に向けた人口の数値的な動きとともに、市民のまちへの思いや意識など、まちづくり全体に対する評価について分析する必要があります。
- ・また、総合計画及び総合戦略の着実な推進を図るため、市民や各種団体代表、学識経験者などで構成される「明石市長期総合計画推進会議」において、市民参画のもとで進行管理を行ってきたことからその評価も対象とします。
- ・これらを踏まえて、以下の4点から検証を行うこととします。

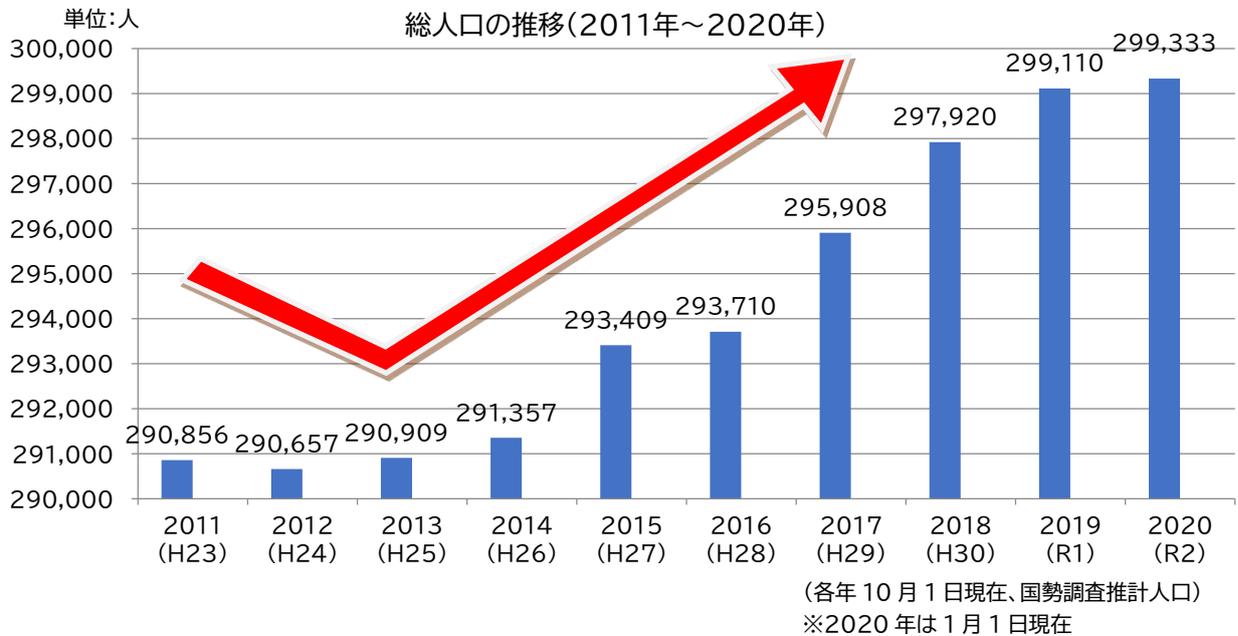
- | |
|----------------------------------|
| ア 掲げている目標人口の実現に向けた人口動向の分析 |
| イ トリプルスリーの達成状況 |
| ウ まちへの愛着度や住みやすさ、定住意向についての市民意識の分析 |
| エ 長期総合計画推進会議の評価 |

②検証結果

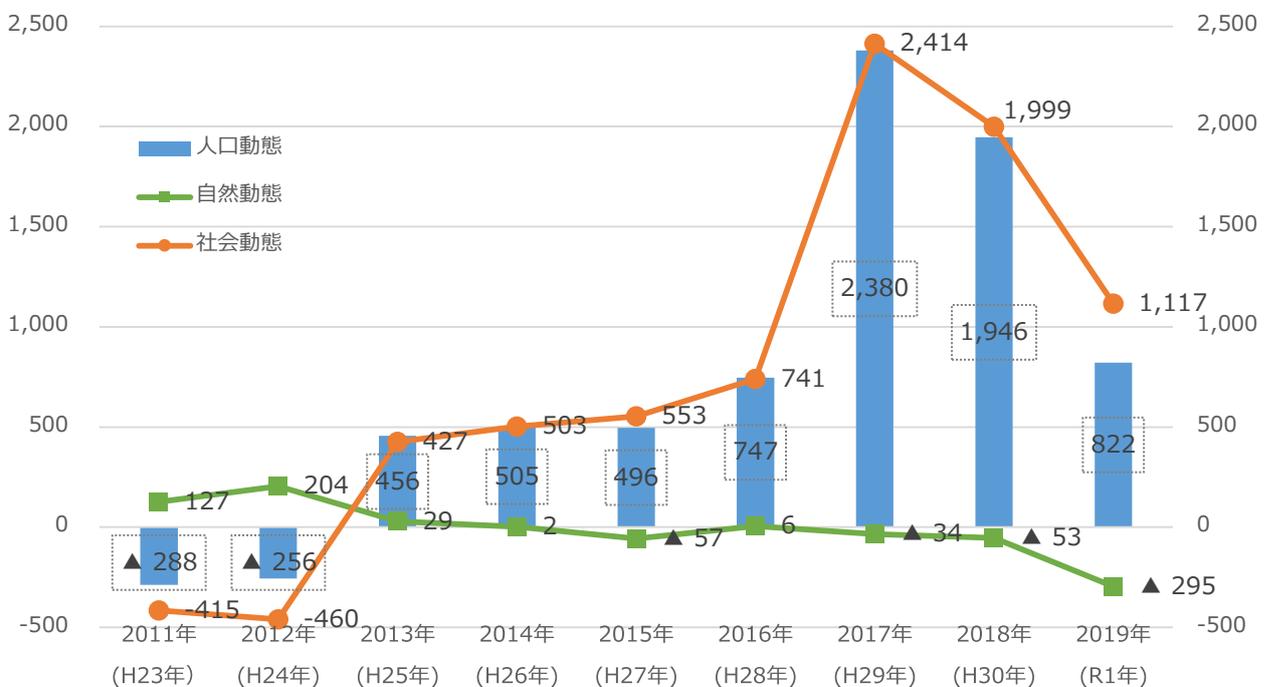
ア 掲げている目標人口の実現に向けた人口動向の分析

- 人口は2012年まで3年連続で減少していましたが、2013年から0～9歳と20～30代の子育て世代の転入超過などにより増加に転じ、7年連続で増加が続いています。

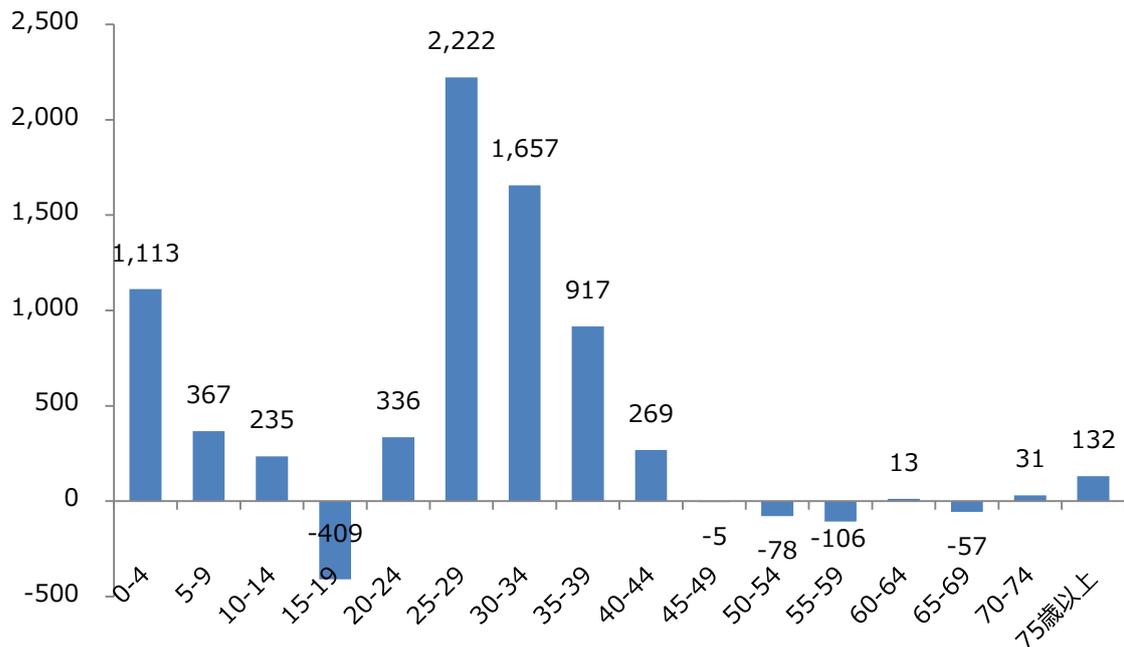
【図1】総人口



【図2】人口動態



【図3】5歳年齢別社会動態（2013年1月～2018年12月）



- ・人口が増えることで、地域経済の活性化や市税収入の増加など、市の財政にも好影響を与え、施策展開のための財源も含め、持続的な発展につながるというまちの好循環が拡大傾向にあります。



* まちの賑わい（明石駅前の歩行者・自転車通行量）

19,650人（2015年10月）→33,115人（2018年10月） 7割増

* 市税収入（個人市民税、固定資産税、都市計画税）

343億円（2012年度決算）→365億円（2018年度決算） +22億円

* 市の基金（財政、減債、特別会計等健全化の3基金）

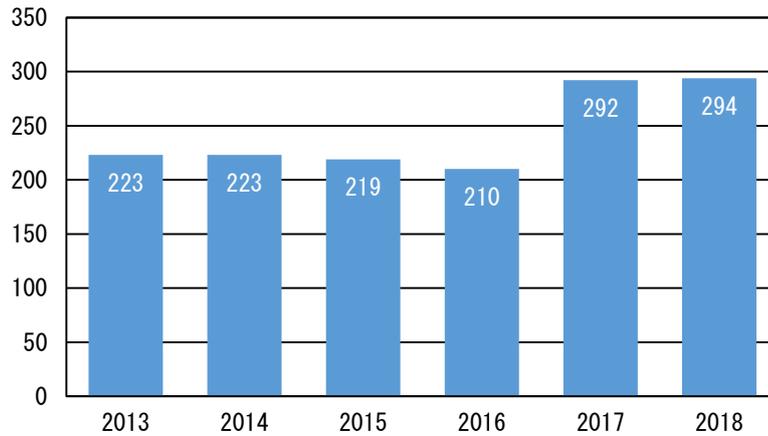
70億円（2012年度決算）→115億円（2018年度決算）

12年ぶりの100億円超

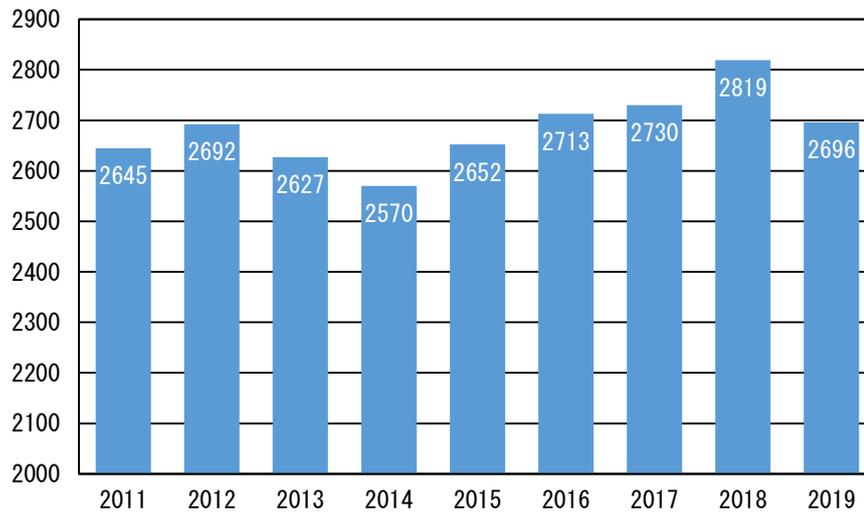
イ トリプルスリーの達成状況

- ・トリプルスリーのうち、「人口30万人」「本のまち300万冊」については、現時点で、目標に向けて進捗している状況です。（図1、図4）
- ・「あかちゃん3,000人」については、2014年から4年連続で増加していましたが、2019年では、2,696人となっており、3,000人の達成に向けては厳しい状況です。一方、合計特殊出生率は、年々増加しており、国や県と比較しても高い状況です。15歳～49歳までの女性の人口が減少するなか、引き続き、子どもを産み育てやすい環境を整備することで、出生数を維持していく必要があります。（図5、図6）

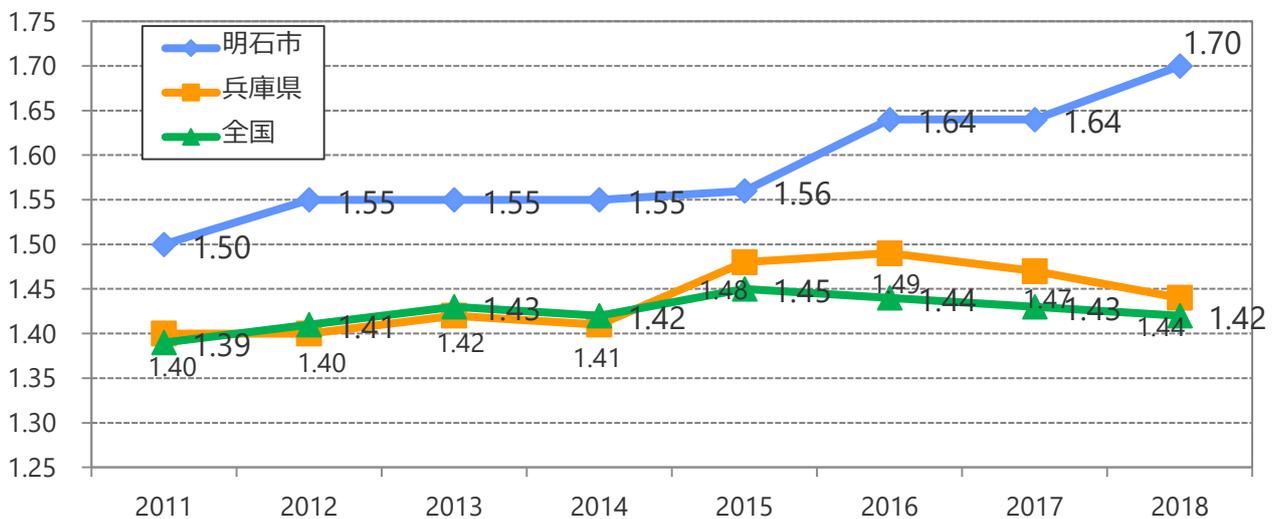
【図4】本の貸出冊数
(万冊)



【図5】出生数
(人)



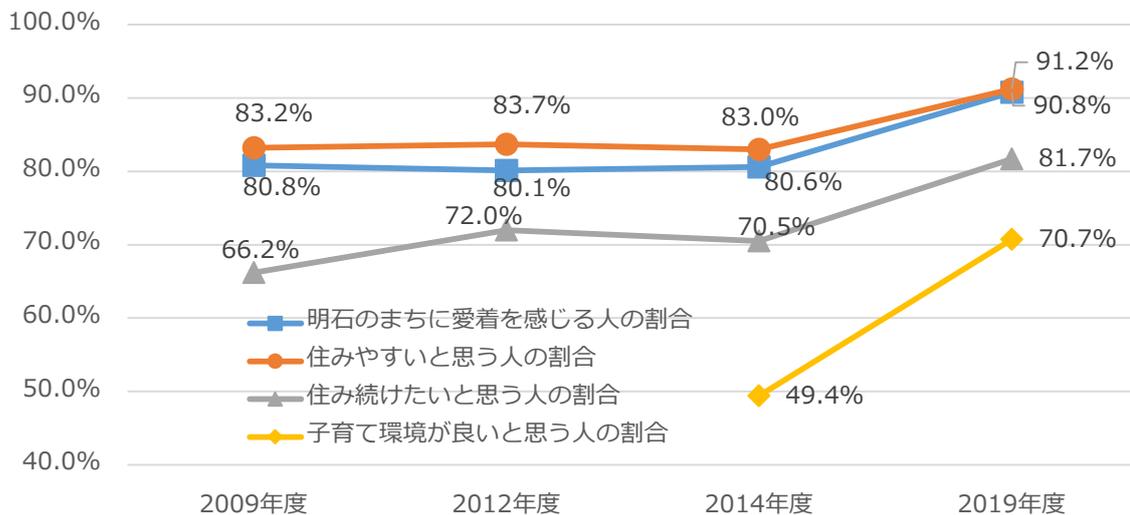
【図6】合計特殊出生率



ウ まちへの愛着度や住みやすさ、定住意向についての市民意識の分析

- ・市民意識を見てみると、計画の策定段階である 2009 年以降 3 回実施した市民アンケートにおいて、「まちに愛着を感じる人」「住みやすいと思う人」の割合がいずれも約 8 割、「今後も住み続けたいと思う人」の割合が約 7 割となっており、高い水準を維持していました。
- ・2019 年 6～7 月に実施したアンケートでは、「まちに愛着を感じる人」「住みやすいと思う人」の割合が 9 割以上の非常に高い数値となっています。
特に、こどもを核としたまちづくりを進めてきた結果、「子育て環境が良いと思う人」の割合については、前回より 20 ポイント以上の上昇となっています。(図 7)

【図 7】 市民意識調査の結果



エ 長期総合計画推進会議の評価

- ・2019 年度での推進会議において、人口の推移をはじめ、市民意識調査の結果、2011～2018 年度の主要事業の取組状況や数値目標の進捗状況について取りまとめ報告しました。
- ・その結果、「これまでの取組状況から実感的にも計画が進捗していることが感じられ、全体的な進捗状況として目標達成がほぼ見えてきた。」との評価をいただいています。

こうしたア～エの状況から、まちづくり戦略「子どもの健やかな育ちで、みんなの元気を生み出す」に基づく重点的な施策展開により、目指すまちの姿「ひと まち 豊かに育つ未来安心都市・明石」の実現に向けて、「おおむね着実に推進」していると考えられます。

(2) 戦略計画の検証

- ・戦略計画では、戦略の5つの柱（「安全・安心を高める」「自立した温かい地域コミュニティをつくる」「明石らしい生活文化を育てる」「まちを元気にする」「一人ひとりの成長を支える」）ごとに、重点的な施策展開の方向を示しています。
- ・そこで、2011年度から、戦略計画の方向に沿って、まち・ひと・しごと創生総合戦略や個別計画などに基づき実施してきた、主な新規・拡充の取組を取りまとめます。あわせて、取組の結果、市民の暮らしや意識・行動がどう変化したかを分かりやすく示すため設定していた総合戦略の数値目標の達成状況や参考指標の動きを踏まえ、戦略の柱に沿った効果的な施策展開が行われてきたかという観点から進捗状況を総括します。

【まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標の達成度】

- ◆達成又は順調に推移している項目：「◎」（達成）、「○」（順調に推移）
- ◆未達成又は達成が厳しい項目：「△」

【参考指標の傾向】

- ◆第5次長期総合計画策定時より改善している項目：「○」
- ◆第5次長期総合計画策定時より改善していない項目：「△」

戦略の柱① 安全・安心を高める

【主な新規・拡充の取組】

◆1-1 日常生活の安全性を高める

- ・駅の安全対策・バリアフリー化（JR明石・西明石駅へのホームドア設置に向けた取組など）
- ・山電連続立体交差事業（明石川～林崎松江海岸駅）、山手環状線の整備（中工区、西工区）

◆1-2 非常時への備えを万全にする

- ・住宅・公共施設の耐震化、災害ハザードマップの改訂、小学校区等での防災訓練
- ・災害時要配慮者への支援（自治会等への名簿情報の提供、福祉避難所の開設など）

◆1-3 健康な心と身体を維持する

- ・市民病院の地方独立行政法人化による医療体制の充実
- ・あかし保健所の設置（保健・医療・福祉の一体的な推進）

◆1-4 共に生きるための支え合いを充実する

- ・後見支援センターの設置、認知症高齢者への支援充実（診断費用の助成など）
- ・手話言語等コミュニケーション条例に基づく取組、（仮称）ユニバーサル歯科診療所の開設（2020年度）

【進捗の状況】

◆関連するまち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標
(基本目標4 安全・安心な暮らしを実現する)

	直近の数値	目標値 (2019年度)	達成度
交通事故件数	1,187件	1,400件	◎
住宅耐震化率	90.3%	91.0%	○
認知症サポーター数	10,251人	10,000人	◎

◆参考指標

【市民意識調査】

展開の方向	質問項目	2012.4月	2015.2月	2019.7月	傾向
1-1	「住んでいる地域は治安が良い」と答えた人の割合	—	59.7%	70.3%	○
1-2	「市民『減災』手帳(災害ハザードマップ)を見たことがある」と答えた人の割合	—	35.5%	64.6%	○
	「住んでいる地域は、地震や台風、豪雨など自然災害が少ない」と答えた市民の割合	—	81.8%	86.2%	○
1-3	「日常生活の中で、健康のためにより生活習慣(食事や運動など)に取り組んでいる」と答えた人の割合	65.9%	63.7%	67.6%	○
1-4	「支援が必要な高齢者や障害者などを地域で支え合う地域福祉活動が推進されている」と答えた人の割合	37.1%	32.9%	42.5%	○
	「普段の生活で何か困ったときに、相談できる人が周りにいる」と答えた人の割合	71.0%	69.1%	56.4%	△

参考指標	策定時	現在	傾向
市民病院の常勤医師数	45人 (2011.3)	 55人 (2019.3)	○

◆1-1 日常生活の安全性を高める：交通事故件数は目標値を達成しており、治安が良いと感じる人の割合が増加するなど、取組の成果が表れています。日常生活の安全は暮らしの基盤であり、定住や転入の促進の観点からも継続的な取組が求められます。

◆1-2 非常時への備えを万全にする：市民の防災意識の高まりにより、住宅等の耐震化率や災害ハザードマップを見たことがある人の割合が増加するなど、取組の成果が表れています。今後予想される南海トラフ地震や集中豪雨などに備え、災害時要配慮者への支援の充実をはじめ、ハード・ソフト両面から一層の取組が求められます。

◆1-3 健康な心と身体を維持する： 日常生活の中で健康のためにより生活習慣に取り組む人の割合は微増であり、市民の健康づくりを促進する更なる取組が求められます。一方、市民病院の常勤医師数の増加など、地域医療体制の充実の面では一定の成果が表れています。

◆1-4 共に生きるための支え合いを充実する： 認知症サポーター数や「支援が必要な高齢者や障害者などを地域で支え合う地域福祉活動が推進されている」と答えた人の割合が増加しており、一定の成果が表れています。一方で、「普段の生活で何か困った時に相談できる人が周りにいる」と答えた人の割合は減少しており、家族構成の変化などに対応した、一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな取組が一層求められます。

戦略の柱② 自立した温かい地域コミュニティをつくる

【主な新規・拡充の取組】

◆2-1 主体的な地域活動、市民活動を広げる

- ・全28小学校区へのまちづくり協議会の設置
- ・地域交付金制度、地域事務局構築に対する補助制度（2019年度見込 14校区・11校区）

◆2-2 高齢者の地域での活躍の場を広げる

- ・高年クラブ活動助成金の拡充、（一社）明石シルバー人材センターに対する支援の拡充
- ・高齢者のたこバス無料化、シニアいきいきパスポートの導入

◆2-3 認め合う開かれた地域をつくる

- ・障害者配慮条例に基づく取組（事業者等に対する合理的配慮助成制度など）
- ・地域総合支援センターの設置（6か所） ・（仮称）インクルーシブ条例の制定（2020年度）

【進捗の状況】

◆関連するまち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標（基本目標2 新たな人の流れをつくる、基本目標3 まちの賑わいを高める、基本目標4 安全・安心な暮らしを実現する）

	直近の数値	目標値 (2019年度)	達成度
市と協働のまちづくり協定締結した小学校区数	11校区	10校区	◎

◆参考指標

【市民意識調査】

展開の方向	質問項目	H24.4月	H27.2月	R1.7月	傾向
2-1	「この1年程度の間、地域のまちづくり活動（自治会活動やボランティア活動など）に参加した」と答えた人の割合	27.2%	29.6%	32.0%	○

参考指標	策定時	現在	傾向
自治会加入率	79.6% (2011.4)	72.2% (2019.4)	△
シルバー人材センター 会員数	1,142人 (2011.3.31)	1,414人 (2019.3.31)	○
高年クラブ会員数	11,417人 (2011.4)	8,629人 (2019.4)	△

◆**2-1 主体的な地域活動、市民活動を広げる**： 地域コミュニティは本市の強みであり、市と協働のまちづくり協定を締結した小学校区数は目標を達成し、地域のまちづくり活動への参加率も増加しています。一方で、自治会加入率は全国的な傾向と同様に低下しており、地域活動などを維持・活性化する一層の取組が求められます。

◆**2-2 高齢者の地域での活躍の場を広げる**： シルバー人材センターの会員数は増加傾向にある一方で、高年クラブ会員数は減少傾向にあります。2019年度から高年クラブ等への活動助成を拡充したところであり、今後、高齢化の進展が見込まれる中で、意欲ある元気な高齢者が地域社会でその力を発揮し、支え手になっていただける更なる環境整備が求められます。

◆**2-3 認め合う開かれた地域をつくる**： こどもから高齢者まで、障害者の有無にかかわらず誰もが安心して暮らすことができるインクルーシブな社会の実現に向けた「誰にもやさしいまちづくり」の重点的な施策展開が、全体的な「住みやすい」「住み続けたい」と思う人の割合の向上に寄与しているものと考えられます。

戦略の柱③ 明石らしい生活文化を育てる

【主な新規・拡充の取組】

◆**3-1 自然の恵みを将来にわたり享受できる環境をつくる**

- ・再生可能エネルギーの推進（クリーンセンターのガスソーラー等）、レジ袋削減の取組
- ・生物多様性の保全（レッドリストの作成、ミドリガメの対策など）

◆**3-2 スポーツや文化芸術、歴史に親しめる環境をつくる**

- ・スポーツ環境の充実（大蔵海岸多目的広場の開設、県サッカー協会による二見人工島のサッカーグラウンドの開設、（仮称）17号池公園を整備中（2022年度供用））
- ・本のある文化のまちづくりの推進（あかし市民図書館の整備など）

◆**3-3 食・時・海を暮らしに生かす**

- ・市制施行100周年事業（B-1全国大会の開催など）
- ・天文科学館を起点とした「時のまち」の発信

【進捗の状況】

◆関連するまち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標（基本目標2 新たな人の流れをつくる、基本目標3 まちの賑わいを高める）

	直近の数値	目標値 (2019年度)	達成度
緑や海、公園など自然が豊かであると思う人の割合	78.5%	75.0%	◎
観光客入込数	549万人	540万人	◎

◆参考指標

【市民意識調査】

展開の方向	質問項目	2012.4月	2015.2月	2019.7月	傾向
3-1	「普段から省エネ行動にとりくんでいる」と答えた人の割合	77.0%	71.2%	77.4%	○
3-2	「この1年程度の間、スポーツや運動（1回あたり30分程度以上）を週1回以上した」と答えた人の割合	42.7%	41.7%	44.1%	○
	「この1年程度の間、文化芸術活動をした」と答えた人の割合	23.8%	19.9%	27.7%	○
3-3	「農水産物を購入する際に、明石産であることを意識している」と答えた人の割合	—	農産物 46.9%	59.3%	○
			水産物 57.0%		

参考指標	策定時	現在	傾向
家庭系燃やせるごみの1人1日あたり排出量	525g (2010年度)	480g (2018年度)	○

◆3-1 自然の恵みを将来にわたり享受できる環境をつくる： 自然が豊かであると思う人の割合が目標を達成するとともに、燃やせるごみの一人当たり排出量も減少しており、一定の取組の成果が表れています。今だけでなく未来のこどもたちが豊かな自然の恵みを享受できるよう、引き続き、地球と自然にもやさしいまちづくりの推進が求められます。

◆3-2 スポーツや文化芸術、歴史に親しめる環境をつくる： スポーツ施設の整備のほか、教室・イベントなど活動の場・機会の提供などにより、近年、スポーツ・運動や文化芸術活動の実施率に改善が見られ、取組の一定の成果が表れています。さらに、本の貸出冊数が増加傾向にあり、新たな魅力として本のある文化のまちづくりに向けた効果的な取組が推進されていると考えられます。

◆3-3 食・時・海を暮らしに生かす： 明石の魅力を市内外に積極的に発信してきた結果、まちに愛着を感じる人の割合や観光客入込数が目標を達成するなど、取組の成果が表れています。

戦略の柱④ まちを元気にする

【主な新規・拡充の取組】

◆4-1 地域産業を元気にする

- ・卸売市場への指定管理の導入、商工会議所等と連携した中小企業支援・創業支援
- ・明石製品のブランド化及び海外への販路開拓

◆4-2 中心市街地の魅力を高める

- ・明石駅前南地区再開発事業（再開発ビル、駅周辺・国道2号デッキの整備など）
- ・明石駅前の喫煙防止、マナーアップ（区域の設定、喫煙所の設置）

◆4-3 明石のファンを増やす

- ・シティセールスの推進（住宅関連企業等と連携した移住定住促進、明石たこ大使「さかなクン」などを活用した海・魚の魅力発信、ふるさと納税の返礼品拡充など）
- ・（仮称）あかし案内所の開設（2020.3月）

【進捗の状況】

- ◆関連するまち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標（基本目標1 若い世代の子育て環境を整える、基本目標2 新たな人の流れをつくる、基本目標3 まちの賑わいを高める）

	直近の数値	目標値 (2019年度)	達成度
明石製品を使った新たな加工品、商品の開発（累計）	32種類	20種類	◎
公共交通利用者数	10,159万人	9,830万人	◎
20代・30代の転入超過数	1,320人	1,000人	◎

◆参考指標

【市民意識調査】

展開の方向	質問項目	2012.4月	2015.2月	2019.7月	傾向
4-1	「日常の買い物が便利である」と答えた人の割合	75.1%	75.3%	80.7%	○
	「住んでいる地域に会社や工場など働く場所が多い」と答えた人の割合	—	22.1%	29.3%	○
4-3	「住んでいる地域のまちのイメージが良い」と答えた人の割合	—	51.0%	62.9%	○

参考指標	策定時	現在	傾向
市内総生産	10,650億円 (2010年度)	11,189億円 (2017年度)	○

有効求人倍率	0.37倍 (2011.3)		1.03倍 (2019.3)	○
明石市商店街連合会 会員数	676人 (2011.5)		529人 (2019.5)	△
明石駅前の歩行者・自転車通行量	19,650 (2015.10)		33,115 (2018.10)	○
国道2号南側商店街区域における新規出店者数(物販、飲食、サービス)	12店舗 (2015.11)		17店舗 (2018.10)	○

◆4-1 地域産業を元気にする： 人口増加を契機にまちの賑わいが向上しており、市内総生産や有効求人倍率などが増加しています。一方で、商店街会員数の減少や、中小企業・農漁業者などの後継者不足といった課題もあり、持続可能な地域産業に向けた取組が求められます。

◆4-2 中心市街地の魅力を高める： 明石駅前南地区再開発事業により、明石の玄関口にふさわしい賑わいの拠点が整備され、明石駅南の歩行者・自転車通行量や中心市街地エリアの新規出店数が大きく増加するなど、取組の成果が表れています。

◆4-3 明石のファンを増やす： 子育てしやすいまちとしての発信とともに、「海」「時」などのまちの魅力の発信やイベント等の開催により、20代・30代の転入超過数や観光客入込数が目標を達成しており、取組の成果が表れています。

戦略の柱⑤ 一人ひとりの成長を支える

【主な新規・拡充の取組】

◆5-1 子育て家庭を支える

- ・経済的負担の軽減（中3までのこども医療費無料化、第2子以降の保育料無料化など）
- ・保育所待機児童の対策（受入枠の拡充、保育士確保策による質の向上など）
- ・明石こどもセンター（児童相談所）の開設

◆5-2 質の高い教育を推進する

- ・教育環境の整備（中学校給食の実施、エアコンの設置、小学1年生に30人学級の導入など）
- ・こどもの読書活動の推進（学校司書の全校配置、ビブリオバトル等の啓発行事の開催など）

◆5-3 幅広い世代の意欲を育む

- ・生涯学習、交流の場の充実（あかねが丘学園の移転、生涯学習センター・男女共同参画センターの指定管理者制度の導入など）

【進捗の状況】

◆関連するまち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標（基本目標1 若い世代の子育て環境を整える）

	直近の数値	目標値 (2019年度)	達成度
子育て環境が良いと思う人の割合	70.7%	55.0%	◎
保育所待機児童数	412人	0人	△
全国学力・学習状況調査で全国平均点を上回る科目数	80% (4/5科目)	100%	△

◆参考指標

【市民意識調査】

展開の方向	質問項目	2012.4月	2015.2月	2019.7月	傾向
5-2	「市立学校における学習指導に対して満足している」と答えた保護者の割合	52.1%	64.9%	76.5%	○
	「住んでいる地域の学校の教育環境が良い」と答えた人の割合	—	45.6%	57.3%	○
5-3	「この1年程度の間、生涯学習活動をした」と答えた人の割合	14.1%	12.4%	10.3%	△

◆5-1 **子育て家庭を支える**： こどもを核としたまちづくりの重点的な施策展開により、子育て環境が良いと思う人の割合が目標を達成するとともに、出生数 3,000 人の達成は難しいものの出生率が上昇傾向にあり、取組の効果が表れています。一方で、保育所待機児童の解消が喫緊の課題であり、一層の取組が求められます。

◆5-2 **質の高い教育を推進する**： 学習指導に満足している保護者や教育環境が良いとした人の割合は向上しており、一定の成果が表れています。一方で、全国学力・学習状況調査では8割の教科で全国平均点を上回っているものの目標達成には至っておらず、一人ひとりの特性に応じたきめ細やかな取組が一層求められます。

◆5-3 **幅広い世代の意欲を育む**： 生涯学習や交流の場の充実を図ってきましたが、生涯学習活動の実施率は低下しています。若者から高齢者まで幅広い世代の方々が生涯にわたって自らの能力を高め、成長する機会や場を提供するなど、一人ひとりの成長を支える取組が一層求められます。

行政経営の展開

【主な新規・拡充の取組】

1 参画と協働の仕組みづくりの推進

- ・市民参画条例、協働のまちづくり推進条例に基づく取組

2 自立した地方行政の推進

- ・中核市移行による市民サービスの向上（保健所、動物センター、こどもセンターなど）

3 市民ニーズに対応した行政経営

- ・市民ニーズの把握（市長懇談会、市長意見箱、市民相談の充実など）
- ・あかし総合窓口の開設

4 組織力・職員力の向上

- ・効率的で機能的な組織体制（局制の採用）、専門性を持つ職員の採用・活用

5 健全財政の推進

- ・財政健全化の取組（総人件費の削減、事務事業の見直し、公共施設配置適正化など）

【進捗の状況】

- ◆関連するまち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標（基本目標1 若い世代の子育て環境を整える）

	直近の数値	目標値 (2019年度)	達成度
市の総人件費の削減	202億円	189億円	△

◆参考指標

【市民意識調査】

展開の方向	質問項目	2012.4月	2015.2月	2019.7月	傾向
1	「市の計画に意見を出したり、市の取り組みに参加して活動したい」と答えた人の割合	43.3%	43.1%	46.4%	○
3	「広報あかしをほぼ毎回読む」と答えた人の割合	61.9%	55.1%	58.9%	△
4	「市の窓口サービスについて、適切で気持ちのよい対応がなされていると感じる」と答えた人の割合	48.9%	48.5%	62.3%	○

参考指標	策定時	現在	傾向
正規職員数	2,386人 (2011.4)	→ 2,004人 (2019.4)	○

基金残高（財政、減債、特別会計等健全化の3基金）	70億円 (2010年度)	➡	115億円 (2018年度)	○
財政力指数	0.778 (2010年度)	➡	0.794 (2018年度)	○
経常収支比率	93.1 (2010年度)	➡	94.4 (2018年度)	△
実質公債費比率	8.5 (2010年度)	➡	2.8 (2018年度)	○

1 参画と協働の仕組みづくりの推進： 市民参画条例や協働のまちづくり推進条例に基づく取組を推進しており、引き続き、市民が市政に参画しやすい環境づくりに取り組むとともに、市民と共に協働のまちづくりを一層推進していきます。

2 自立した地方行政の推進： 中核市移行により自らの責任と権限により地域課題の解決を図れる体制が一層整ったことから、今後、市民に最も身近な基礎自治体として、市民サービスの更なる向上に取り組めます。

3 市民ニーズに対応した行政経営： 市長懇談会の実施や市民相談の充実により市民ニーズの把握に努めるとともに、SNSなど市民への情報提供ツールの充実を図っています。引き続き、効果的で分かりやすい市政情報の提供と市民の声を踏まえた行政経営に取り組めます。

4 組織力・職員力の向上： 時代状況や社会情勢に応じた組織改正を行うとともに、専門性を持った職員の採用などを進めています。引き続き、多様化する市民ニーズや行政課題に的確、迅速に対応できる業務執行体制の確立に取り組めます。

5 健全財政の推進： 総人件費は目標達成に至っていないものの、正規職員数では大幅に削減を図っており、事務事業の見直しや歳入確保の取組などにより、基金残高も12年ぶりに100億円を超えています。引き続き、持続可能な財政構造の構築に取り組めます。

※**財政力指数：** 地方公共団体の財政力を示す指数です。指数が高いほど税収が多く、豊かな団体ということになり、1を超えると原則として地方交付税は交付されません。

※**経常収支比率：** 日常的な行政活動に必要な経費に、市税や地方交付税などの自由に使える収入がどのくらい使われているかの割合です。この数値が低いほど、自由に使える収入に余裕があることとなります。

※**実質公債費比率：** 市税や地方交付などの自由に使える収入のうち、公債費や公営企業の市債（借金）償還に対する繰出金など、実質的な市債の償還に使われたものの占める割合です。この比率が18%を超えると市債の発行に総務省の許可が必要となります。

【参考】まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標の進捗状況

【参考】まち・ひと・しごと創生総合戦略における数値目標の状況

- 全21項目の数値目標のうち
 ◆達成又は順調に推移している項目 : 15項目 (◎:達成済み ○:順調に推移)
 ◆未達成又は達成が難しい項目 : 4項目 (△)
 ◆その他(今後把握する項目や変更予定の項目) : 2項目 (ー)

明石のトリプルスリー(施策の基本的な方向性を分りやすく示す数値目標)

	2014年(推定値)	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2019年(旧推定)	達成度
人口30万人	281,367人	293,409人	293,710人	295,908人	297,920人	299,094人	300,000人	○
令和5年10月1日現在								
男女5:9(出生数)	2,070人	2,652人	2,713人	2,730人	2,819人	2,696人	3,000人	△
3,000人/年								
市の定石	2,218,807冊	2,157,722冊	2,102,843冊	2,924,386冊	2,938,395冊		3,000,000冊	○
300万冊/年度								

成果目標(基本目標ごとの数値目標)

	成果指標	2014年(推定値)	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2019年(旧推定)	達成度
基本目標1	出生数	2,570人	2,662人	2,713人	2,730人	2,819人	2,696人	3,000人	△
	若い世代の子育て環境を整える								
	子育て環境が良いと思う人の割合※1	49.4%	—	—	—	—	70.7%	55.0%	◎
基本目標2	公共交通機関数	9,605人	9,494人	9,819人	10,012人	10,159人	9,605人	9,605人	◎
	新に及人の駅を作つて								
	住みやすいと思う人の割合※1	69.0%	—	—	—	—	91.2%	88.0%	◎
基本目標3	図書館での本の貸出冊数	220万冊	218万冊	210万冊	292万冊	294万冊	300万冊	300万冊	○
	まちの賑いさ高める								
	明石のまちに愛着を感じる人の割合※1	60.6%	—	—	—	—	90.6%	85.0%	◎
基本目標4	文芸参加件数	1,258件	1,740件	1,078件	1,462件	1,187件	1,400件	1,400件	◎
	女性・若者が暮らしを楽にする								
	住み続けたいと思う人の割合※1	70.9%	—	—	—	—	81.7%	75.0%	◎

※1: まちづくり市民意識調査

KPI1（施策ごとの進捗状況を検証するために設定し、その施策を行うことによって生まれる効果等の数値目標）

基本目標	2014年(実績)	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2019年(目標)	達成度
基本目標1 若い世代の子育て環境を整える								
1 安心して子育てができるまちづくり	① 出生・子育てにかけた不妊解消 ② 子育てにかかる負担の軽減 ③ ひとりの親家庭への支援	498人	547人	1,518人	1,320人	1,000人	1,000人	◎
2 良好な教育環境の整備	① 学習環境の向上 ② 心豊かな人づくり	75.0% 6/8科目	50.0% 4/8科目	75.0% 6/8科目	50.0% 5/10科目	80.0% 4/5科目	100.0%	△
3 子育てと仕事の両立のための環境をつくる	① 幼学館教育・保育の充実 ② 学習場における保護者対応の充実	156人	547人	571人	412人	0人	0人	△
4 社会全体で子どもを育てる	① 子どもたちの健闘応援 ② 子育てネットワークの拡大	49.4%	-	-	-	70.7%	55.0%	◎
基本目標2 新たな人の流れをつくる								
1 働きやすい環境をつくる	① 若年層の就労支援 ② 女性の活躍推進	125,000人 ※2	-	-	-	-	137,000人	-
2 住みやすい環境を整備する	① 交通ネットワークの整備 ② 市域の活性化ある県民 ③ 生活基盤整備 ④ 自然環境の保全、良好な景観形成の推進	70.2%	-	-	-	78.5%	75.0%	◎
3 明石への関心を高め、定住を促す	① シティセールスの推進 ② 定住促進につながる環境の整備	未実施	-	-	-	40件	40件	-
基本目標3 まちの賑いを高める								
1 明石の活力をみんなで高める	① 豊かな文化のある暮らし ② 賑いの創出と交流の促進	489万人	501万人	559万人	549万人	540万人	540万人	◎
2 地域産業の振興	① 産学官等の連携による加工振興 ② 「明石の産」をいかした取り組み	0種類	32種類	32種類	32種類	20種類	20種類	◎
3 地域コミュニティの活性化	① 小学校区単位の運動のまちづくり ② まちづくりの担い手育成とネットワーク化	未実施	3校区 (平成28年度から実施)	10校区	11校区	10校区	10校区	◎
基本目標4 安全・安心な暮らしを実現する								
1 防災・減災の推進	① 市域防災力・災害対応力の向上 ② 日常の安全・安心の確保	88.1%	88.7%	89.8%	90.3%	91.0%	91.0%	◎
2 みんなで安心して暮らせる社会をつくる	① 健康安心と身体を育む環境の整備 ② 高齢者の安心な暮らしを支える ③ 障害者の生活支援 ④ 認め合う開かれた地域をつくる	5,002人	8,140人	9,600人	10,251人	10,000人	10,000人	◎
3 持続可能な推進体制の整備	① 公社サービス体制の充実	203億円	200億円	202億円	202億円	189億円	189億円	△

※1、まちづくり市民意識調査 ※2、平成22年国勢調査結果 ※3、平成27年国勢調査結果 ※4、中核市移行の人口費は別途取組

(仮称) 緑のあり方に関する検討会の設置について

本市は、「SDGs 未来安心都市・明石」の実現に向け、経済・環境・社会の三側面のバランスの取れた持続可能なまちづくりに取り組んでいます。

こうした中、明石商工会議所をはじめとする産業界からは、市内産業の更なる活性化を図るため、工場の緑地面積率の緩和について要望を受けているところです。

一方で、環境面からは、市域が狭く人口が密集しているまちの特性を踏まえ、市全体における緑地面積の維持・確保や、市民の十分な理解が必要であると考えます。

については、経済面と環境面の調和が重要であることから、地域経済の発展とともに住み良い地域環境を維持するため、「(仮称) 緑のあり方に関する検討会」を設置し、工場の緑地面積率の緩和や緑のあり方等について幅広く議論を行おうとするものです。

1 検討会の概要

(1) 検討テーマ

- ①工場の緑地を含めたまち全体の緑のあり方
- ②工場の緑地面積率を緩和した場合の本市の緑化への影響及び受益企業による地域貢献や負担のあり方 等

(2) 委員（10名程度）

学識経験者や経済団体、環境団体、地域団体代表、公募市民等から各2名程度

(3) スケジュール

2020年5月以降で5回程度開催し、年内に一定の方向付けを行う

(4) 事務局

政策局（政策室）と庁内関係課で構成

(5) 予算額

1,000千円（委員報酬、先進地視察 等）

【参考】緑地面積率基準の現状と規制緩和の手続き

(1) 規制対象工場

42社44工場（敷地面積9,000㎡、建築面積3,000㎡以上）

(2) 規制の内容と緩和の方法

工場立地法による基準は、①工場立地法の地域準則（1997年(H9)施行）、又は、②地域未来投資促進法（要計画策定）に基づき、市条例を制定することで緩和が可能。

	用途地域	本市の現状	緩和する場合	
		工場立地法 (国の基準)	①工場立地法 (地域準則)	②地域未来 投資促進法
「緑地面積」	工業専用地域 工業地域	20%以上	5%以上	1%以上 (注2)
	準工業地域		10%以上	10%以上
「環境施設面積」 (注1)	工業専用地域 工業地域	25%以上	10%以上	1%以上 (注2)
	準工業地域		15%以上	15%以上

(注1) 緑地+緑地以外の環境施設の合計面積

(注2) 南二見人工島などの、住民の生活圏域と明確に区分された区域のみが対象

「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画(案)」について

バリアフリー法*に基づき、本市のバリアフリー化に関する方針等を定める「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画」(以下、「計画」という。)につきまして、12月議会での報告後、「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会(以下、「協議会」という。)」での検討、パブリックコメントによる意見公募を行いましたので、検討状況を報告いたします。

*バリアフリー法:高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

1 計画素案(12月議会報告時)からの主な変更点 (協議会(1月21日開催)における検討)

	協議会での意見	計画案への反映
1	「バリアフリー化の優先的な促進が必要な地区(以下、「促進地区」という。)」以外の駅周辺の活性化についても検討いただきたい。	全市的なまちづくりの「基本方針の考え方」として、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する取組を交流・賑わいの創出につなげる旨を追加。 (概要版3頁)
2	駅周辺以外で生活拠点が形成されている地区についても、促進地区に設定ができないか。	地域主体によるバリアチェック等の取組が行われており、地区内に、公共施設や医療・福祉・商業施設等が集積している「松が丘地区」を新たに促進地区と設定。 (概要版16頁)
3	市が独自に定め、地域主導の取組を後押しする「ユニバーサルデザインのまちづくり推進モデル地域」と「促進地区」の関係性が分かるよう図示しては。	モデル地域での地域の取組を通じ、促進地区の設定等に関する提案が行われた場合は、協議会において具体化に向けた検討を行うことを図示。 (概要版4頁)

2 パブリックコメントの実施

(1) 実施期間:2020年(令和2年)1月24日(金)~2月24日(月)

(2) 実施結果:8名から計17件のご意見を頂きました。

(3) 主なご意見

- ① ユニバーサルデザインとバリアフリーの違いが分かるよう、説明が必要では。
- ② 民間施設のバリアフリー化については、企業や事業者に対する啓発や連携、民間事業者の主体的取組の促進についても記述が必要では。
- ③ 明石駅周辺は、多くの来訪者や観光客等に対してのユニバーサルデザイン化という視点も必要では。

3 今後のスケジュール

3月9日に開催予定の協議会で、パブリックコメントで頂いた意見も踏まえた検討を行い、計画の第1編、第2編(マスタープラン編)を最終案として取りまとめ、3月中に策定します。

令和2年度以降は、計画の第2編で定めた「促進地区」のうち、核となるハード事業の具体の調整が可能な地区について、順次、事業を重点的・一体的に実施することが必要な「重点整備地区」に設定し、具体的な事業内容等を定める「基本構想」として第3編に追記します。

明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画 【概要版(案)】

誰もが安全で快適に移動しやすく、暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを進めるため、本市のバリアフリー化に関する方針等を定める「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画」を策定します。

2020年(令和2年)1月現在
明石市

目次

第1編 本計画について

1.1 計画策定の背景	-1-
1.2 計画の構成	-1-
1.3 基本理念.....	-1-
1.4 基本目標.....	-2-
1.5 計画期間.....	-2-
1.6 計画の継続改善と見直し.....	-2-

第2編 全市的にユニバーサルデザインのまちづくりを進めるための方針(マスタープラン)

2.1 全市的なユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針.....	-3-
(別紙)各移動等円滑化促進地区の方針.....	-5-
①JR朝霧駅周辺地区.....	-5-
②JR明石駅・山陽電鉄山陽明石駅周辺地区.....	-6-
③JR西明石周辺地区.....	-7-
④JR大久保駅周辺地区.....	-8-
⑤JR魚住駅周辺地区.....	-9-
⑥JR土山駅周辺地区.....	-10-
⑦山陽電鉄西新町駅周辺地区.....	-11-
⑧山陽電鉄林崎松江海岸駅周辺地区.....	-12-
⑨山陽電鉄中八木駅周辺地区.....	-13-
⑩山陽電鉄東二見駅周辺地区.....	-14-
⑪山陽電鉄西二見駅周辺地区.....	-15-
⑫松が丘地区.....	-16-

第1編 本計画について

1.1 計画策定の背景(本編1～3頁)

- 本市は「住みたい・住み続けたいまち」を目指し、障害の有無や性別にかかわらず、子どもから高齢者まで誰にでもやさしいまちづくりの取組を進めている。
- また、国連の持続可能な開発目標(SDGs)の理念に基づき、「誰ひとり置き去りにすることなく助け合うまちづくり」の考え方のもと、すべての人が安心して暮らすことができ、持てる能力を最大限に発揮して、自己の存在を誇らしく感じることができる共生社会の実現を目指している。



ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるため、バリアフリー法*に基づき本計画を策定

*高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

1.2 計画の構成(本編4頁)

第1編 本計画について

計画策定の背景、基本理念、基本目標等の計画全般に共通する事項

第2編 全市的にユニバーサルデザインのまちづくりを進めるための方針 (マスタープラン)

市域全体の取組を進めるための基本方針、バリアフリー化の優先的な促進が必要な「移動等円滑化促進地区」、各地区の方針 等

【移動等円滑化促進方針(マスタープラン)】

第3編 事業を重点的・一体的に実施することが必要な地区の方針 (基本構想)

*作成次第追記

バリアフリー化が特に必要な地区で、事業(公共交通、道路、交通安全、建築物、路外駐車場、都市公園等)を重点的・一体的に実施することが必要な「重点整備地区」の設定、各地区の具体的な事業内容 等

【基本構想】

1.3 基本理念(本編7頁)

誰もが「出かけることができる」「出かけたくなるまち」を目指し、ユニバーサルデザインの考えに沿って全市域のまちづくりを進め、**誰も取り残されることのない共生社会を実現**します。

1.4 基本目標(本編8頁)

◆市民・当事者の意見を反映

- 目標①:多様な市民の意見を取り入れ、利用者視点に立ったユーザビリティの向上を図る。
- 目標②:当事者や市民参画のもとで計画・取組を推進。

◆取組内容のポイント

- 目標③:ハード施策とソフト(ハート)施策を両輪として取組を進める。
- 目標④:ユニバーサルツーリズムを推進し、誰もが安心して外出ができる環境の充実を図る。
- 目標⑤:災害時・緊急時に対応したユニバーサルデザインのまちづくりを進める。

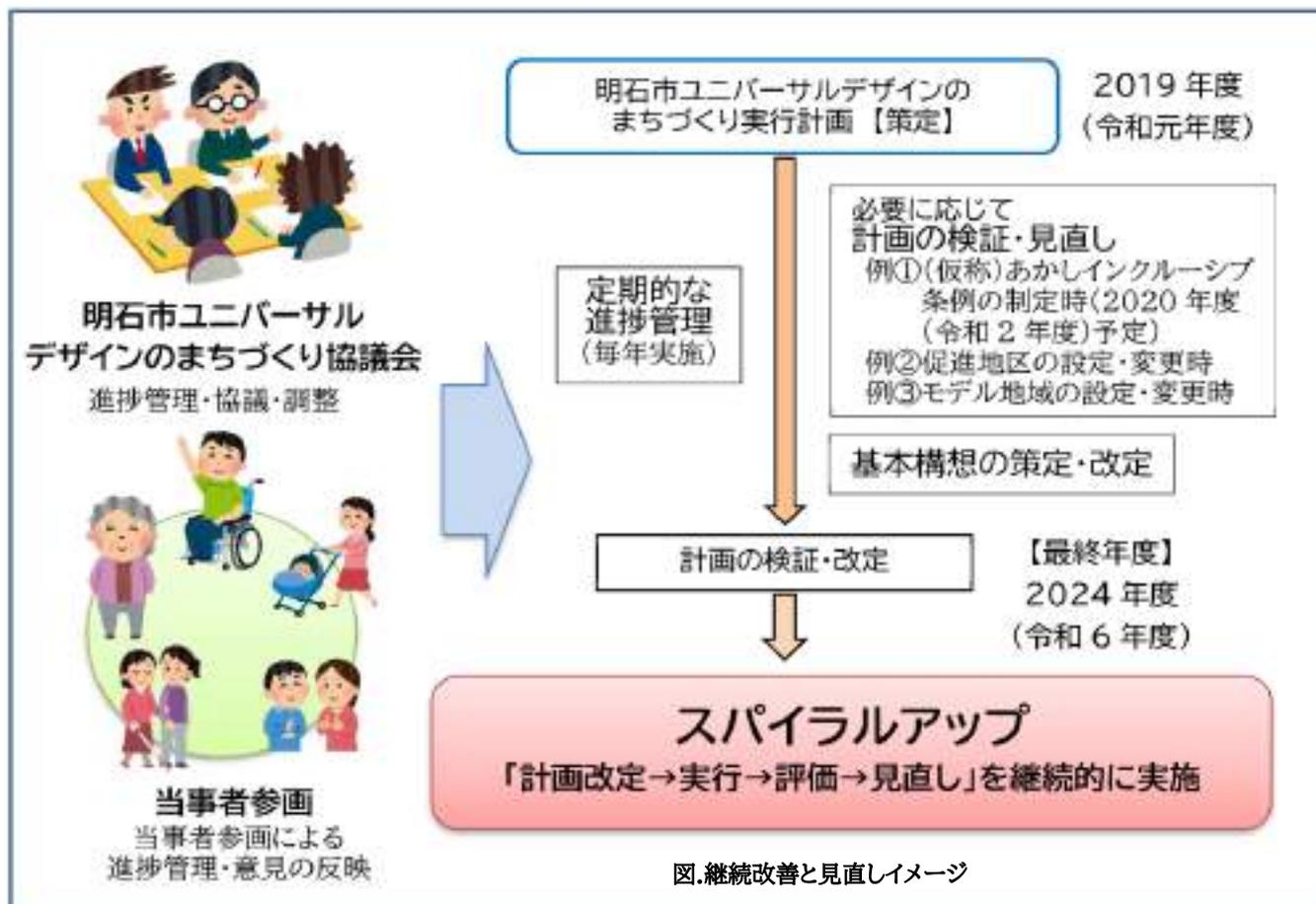
◆持続的な計画とするための仕組み

- 目標⑥:地域の実情に応じた取組とするため、地域に根差した団体等の取組との連携を図る。
- 目標⑦:計画の定期的な進捗管理や必要な見直しを行い、スパイラルアップを図る。

1.5 計画期間(本編9頁)

2019 年度(令和元年度)～2024 年度(令和6年度)

1.6 計画の継続改善と見直し(本編9頁)



第2編 全市的にユニバーサルデザインのまちづくりを進めるための方針(マスタープラン)

2.1 全市的なユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針

◆基本方針の考え方(本編10頁)

(自転車に例えると・・・)

「出かけることができる」「出かけたくなるまち」の実現で、
外出・社会参加の機会や交流・賑わいを創出



誰も取り残されることのない共生社会の実現



◆当事者・市民の意見を反映したユニバーサルデザインのまちづくり(本編11~12頁)

ユーザビリティの向上や、質の高いユニバーサルデザインのまちづくりを進めるため、多様な当事者・市民の意見を反映する機会を確保。

「あかしユニバーサルモニター制度」の活用、当事者・市民の意見を踏まえたハード整備、ユニバーサルデザインのまちづくりの担い手の養成 等

◆安全・安心なまちを支える都市基盤整備(本編13~18頁)

移動環境の基盤となる、公共交通、道路、交通安全、建築物、路外駐車場、都市公園等の整備にあたり、バリアフリー基準への適合とともに、多様な利用者の意見を反映。

誰もが移動しやすい交通体系の構築、公共交通のバリアフリー化、人にやさしい道づくり、学校等公共施設のバリアフリー化、民間施設のユニバーサルデザイン化 等



ホームドア設置イメージ

◆心のバリアフリーの推進(本編19~20頁)

社会的障壁を取り除くことは社会の責務であるという考え方に基づき、多様な特性を持つ人々が相互にコミュニケーションを取り、支え合う「心のバリアフリー」を進める。

多様な市民が交流するイベント等の開催、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及促進、子供たちへの交流・体験の機会の創出 等



ユニバーサルフットサル

◆ユニバーサルデザインのまちづくりに必要な情報提供(本編21~22頁)

すべての市民に必要な情報が伝わることの重要性を認識し、その確保に向けた取組を進める。

バリアフリーマップの作成・活用、多様なコミュニケーション手段の普及・促進、誰でもわかりやすい案内表示の充実 等



タブレット端末を使った通訳手話通訳サービス

◆ユニバーサルツーリズムの推進(本編23頁)

外出の際に支援が必要な人が抱える困りごとに応じることができる環境を整え、市民や来訪者が安心して本市の魅力を楽しむことができる取組を関係者と協力して進める。

明石の魅力を五感で楽しむ環境づくり、「あかし案内所」の活用 等

◆災害時・緊急時に対応したユニバーサルデザインのまちづくり(本編24頁)

大規模災害時等の緊急時に、情報の入手や避難等に支援が必要な高齢者、障害者等が安全かつ速やかに避難できるよう、地域や民間事業者とも連携した取組を進める。

当事者参画と支え合いによる地域防災ネットワークづくり、避難所のバリアフリー化 等

◆地域との連携(本編25頁～26頁)

▶ユニバーサルデザインのまちづくり推進モデル地域

地域単位でユニバーサルデザインのまちづくりを積極的に実践している地域を指定。地域の取組を後押しするとともに、その取組を市域全体につなげていく。



図.ユニバーサルデザインのまちづくり推進モデル地域のイメージ

◆移動等円滑化促進地区の設定(本編27～31頁)

バリアフリー化の優先的な促進が必要な地区を「移動等円滑化促進地区」として **12地区**を設定。

設定の考え方

- ① 多くの当事者・市民が利用し、バリアフリー化を進めることが有効な地区
- ② 地域発案による地区設定
- ③ まちや社会の変化に応じた設定・見直し



図.移動等円滑化促進地区の位置

◆移動等円滑化促進地区の方針(本編33頁)

地区目標、取組方針、生活関連施設^{*1}、生活関連経路^{*2}等、各促進地区のユニバーサルデザインのまちづくりに関する方針。(別紙参照)

- *1:生活関連施設:日常生活や社会生活において、常に多数の人が利用する施設(災害時等に多数の人が利用する避難所を含む)や高齢者、障害者等の利用が多い施設
- *2:生活関連経路:多くの人が安全に通行でき、生活関連施設への移動の利便性や地区の回遊性の向上に資する生活関連施設相互間の経路

(別紙)各移動等円滑化促進地区の方針

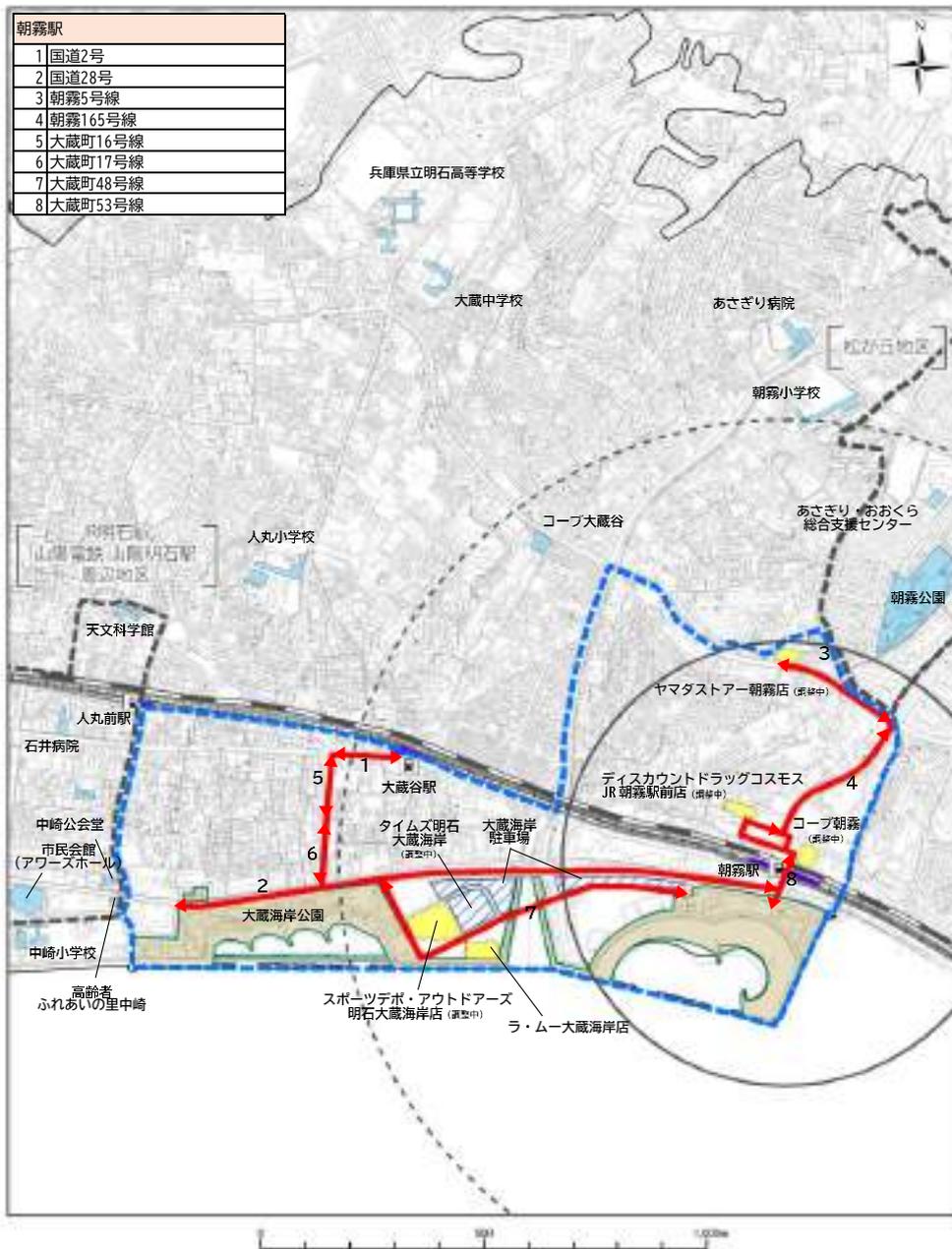
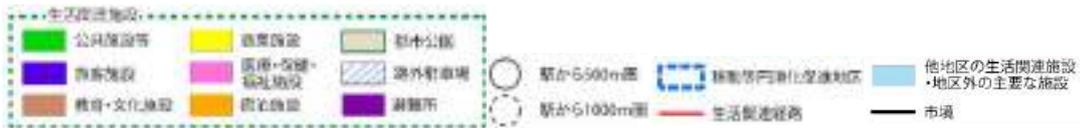
①JR朝霧駅周辺地区(本編34～35頁)

地区目標

駅から大蔵海岸公園までのバリアフリー化による、誰もが安心して楽しめるユニバーサルデザインのウォーターフロントの形成

地区の取組方針

- ◆ 駅から大蔵海岸公園までの経路、大蔵海岸公園等における、誰もが安全に移動し、利用しやすい環境の整備。
- ◆ 大蔵海岸公園を活用した、ユニバーサルツーリズムの促進。
- ◆ ユーザビリティに配慮した建築物のバリアフリーの促進と、建築物と歩道の連続性の確保。



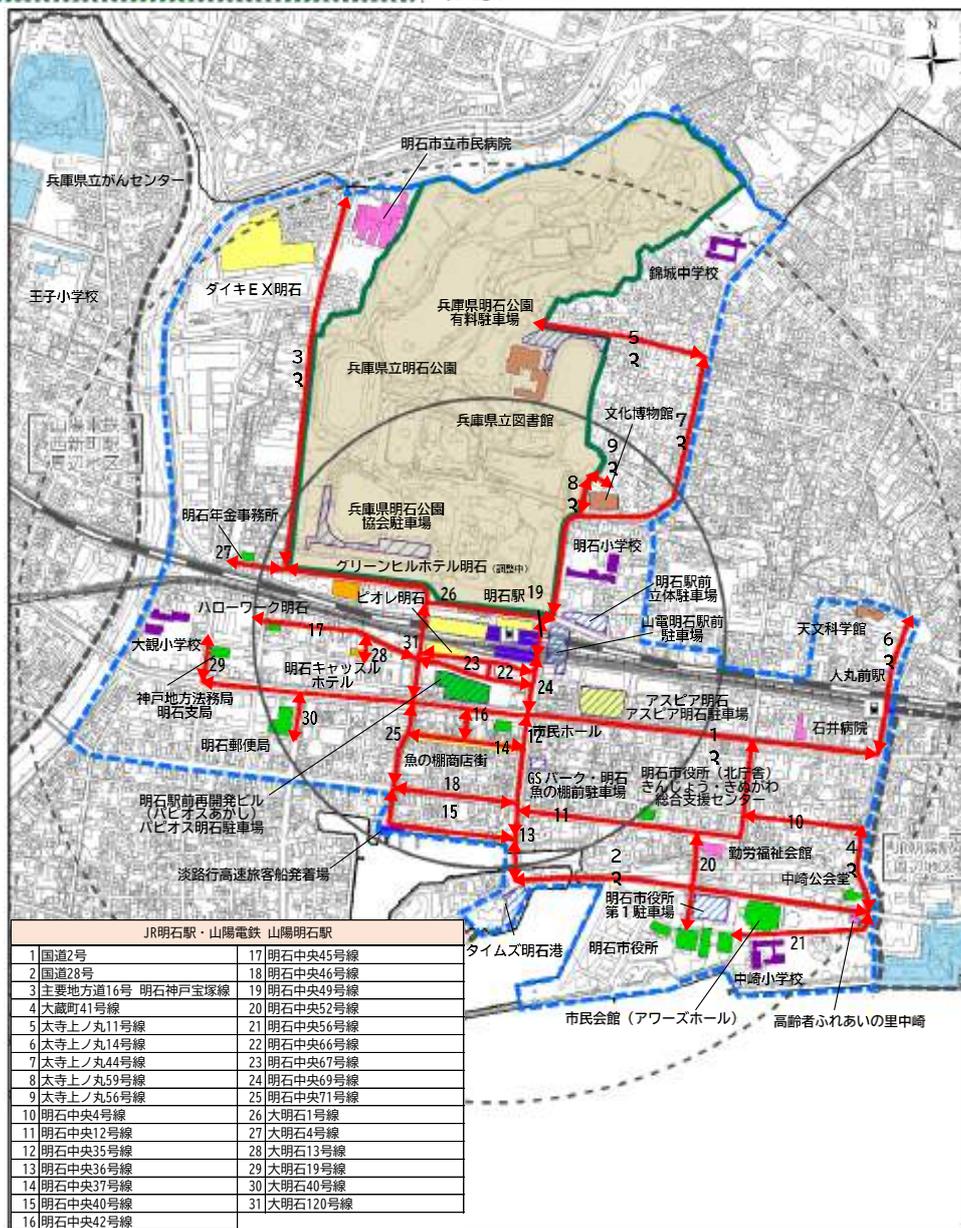
②JR明石駅・山陽電鉄山陽明石駅周辺地区(本編36～37頁)

地区目標

あかしの中心核にふさわしい、人が交流し、にぎわいあふれる
先導的なユニバーサルデザインのまちづくり

地区の取組方針

- ◆ バリアが散見される歩道や視覚障害者が横断を危険と感じる交差点等における、更なるユーザビリティの向上、休憩スペースの設置等による移動環境の質の向上、施設と歩道の連続性の確保。
- ◆ 駅、バスターミナル等の旅客施設における案内誘導の改善・充実。
- ◆ 公共施設や大規模施設、宿泊施設、小規模店舗等も含めた建築物や、公園・駐車場についてのユーザビリティに配慮したバリアフリー化の促進。
- ◆ 観光資源や中心市街地の賑わいを楽しむユニバーサルツーリズムの拠点整備。



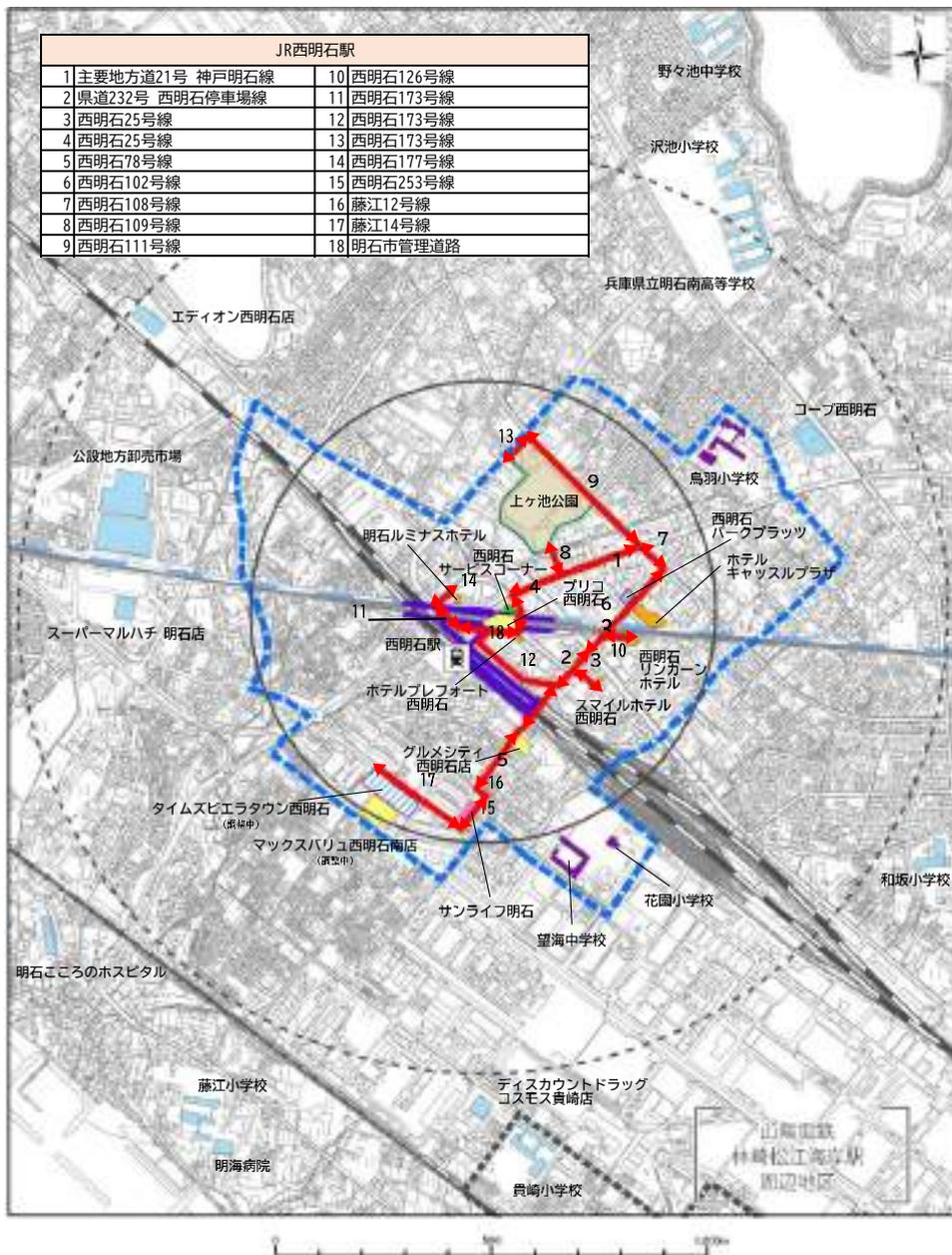
③JR西明石周辺地区(本編38～39頁)

地区目標

にぎわいの創出と暮らしやすさの向上を目指した、
ユニバーサルデザインのまちづくりによる広域交通の玄関口としての機能強化

地区の取組方針

- ◆ 駅周辺のまちづくりと連携した、広域交通ネットワーク拠点にふさわしいユニバーサルデザインのまちづくりの推進。
- ◆ 駅構内の東西改札間の移動や、在来線からの新幹線への移動の円滑化。
- ◆ 広域からの来訪者に配慮した案内誘導の改善・充実。
- ◆ 生活関連経路における歩行者通行空間の確保と移動の円滑化。
- ◆ ユーザビリティに配慮した宿泊施設等の建築物・駐車場・公園のバリアフリー化と、施設と歩道との移動の連続性の確保。



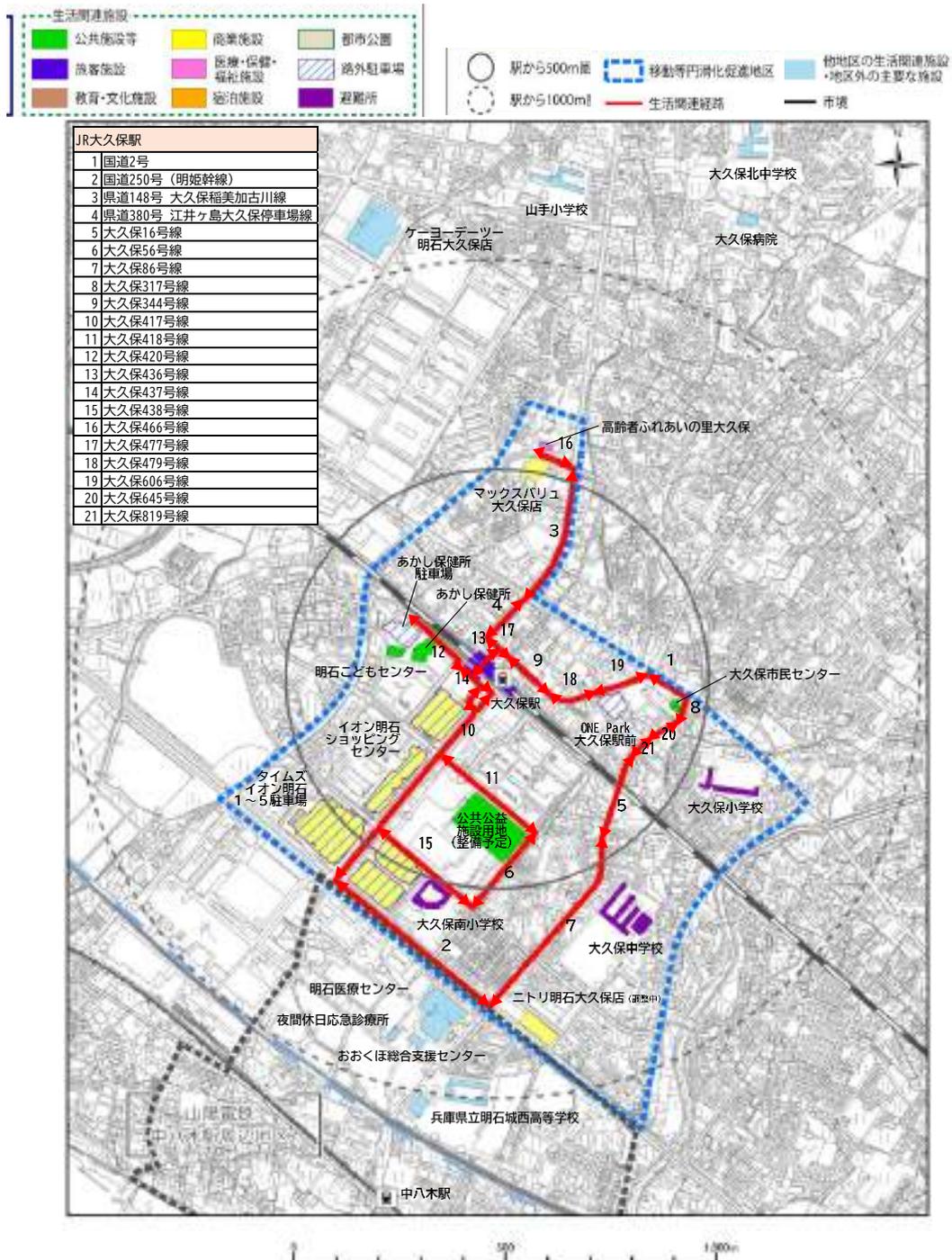
④JR大久保駅周辺地区(本編40~41頁)

地区目標

まちの変化に対応した移動経路の連続性の確保等による、
誰もが住み続けたいくなる魅力的なユニバーサルデザインのまちづくり

地区の取組方針

- ◆ 新たな施設整備等によるまちの変化に対応したユニバーサルデザインのまちづくり。
- ◆ 移動の連続性の確保による更なるバリアフリー化。
- ◆ 生活関連経路における歩道の波打ち解消、段差・勾配の改修、点字ブロック設置。
- ◆ ユーザビリティに配慮した商業施設を中心とした建築物・駐車場のバリアフリー化の促進。



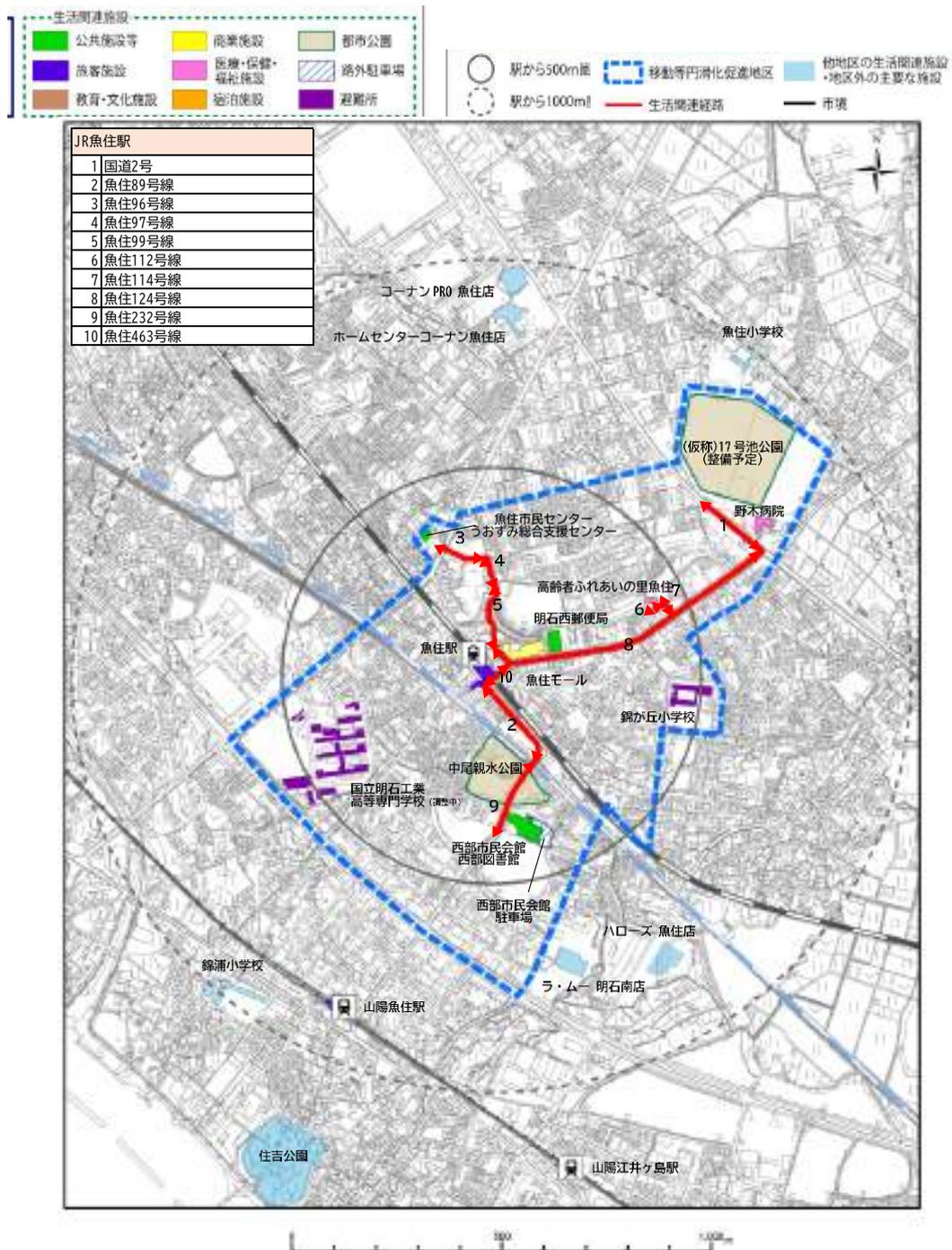
⑤JR魚住駅周辺地区(本編42～43頁)

地区目標

駅周辺の移動環境の向上に向けた
ユニバーサルデザインによる暮らしの核とにぎわいづくり

地区の取組方針

- ◆ 駅周辺の歩道や施設のバリアフリー化の周辺地域への展開。
- ◆ 生活関連経路について、歩道の点字ブロックの設置と、歩道未整備区間における歩行者通行空間の確保。
- ◆ 誰もが憩えるユニバーサルデザインに配慮した公園整備の推進。
- ◆ ユーザビリティに配慮した建築物のバリアフリー化の促進と、建築物と歩道との連続性の確保。



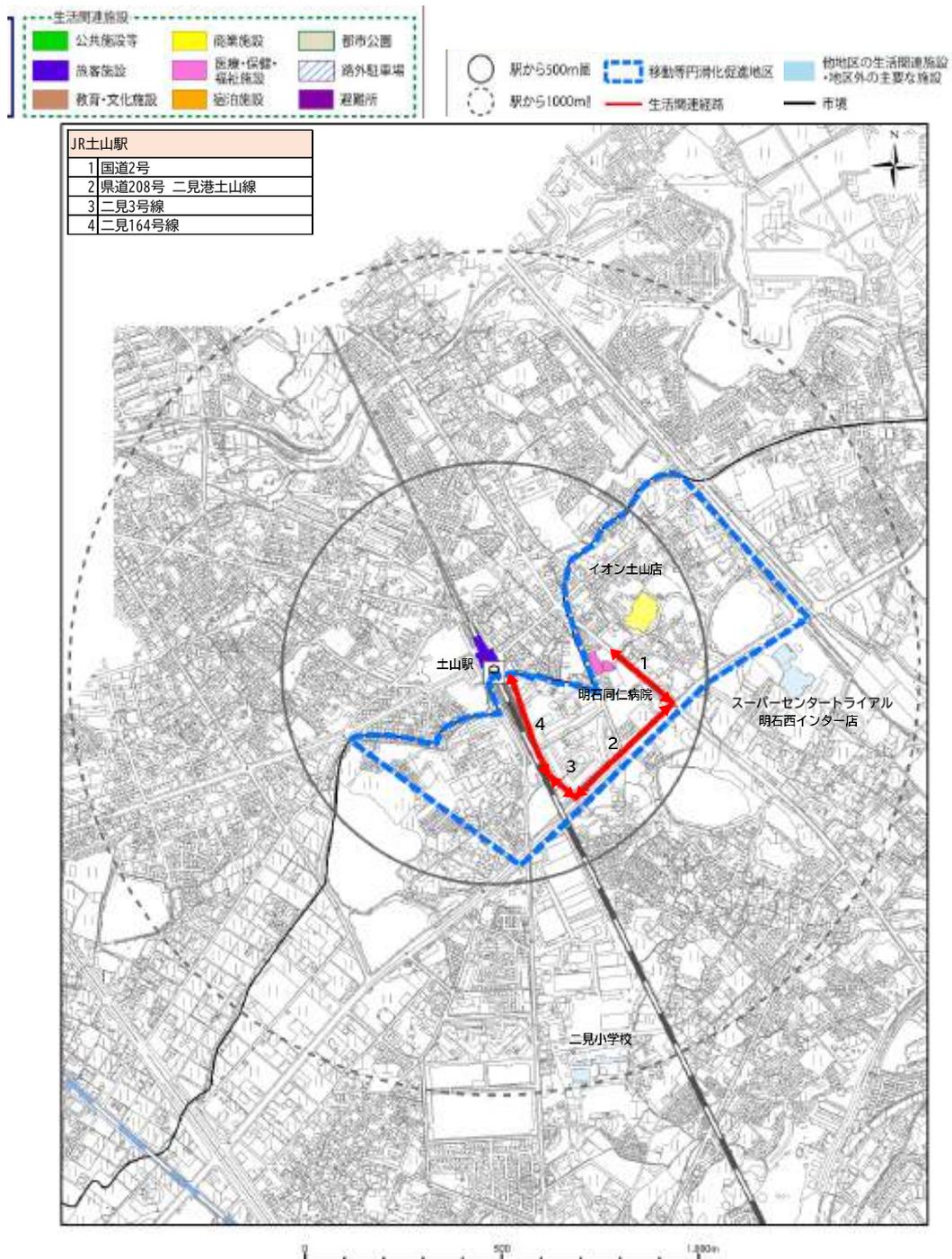
⑥JR土山駅周辺地区(本編44～45頁)

地区目標

安全で安心な移動環境の向上等に向けた、
播磨町との連携による駅周辺のユニバーサルデザインのまちづくり

地区の取組方針

- ◆ 播磨町との連携によるユニバーサルデザインのまちづくり。
- ◆ 交通量が多い生活関連経路における歩道の整備や点字ブロック等の設置。
- ◆ 歩道未設置区間における歩行者通行空間の確保。
- ◆ ユーザビリティに配慮した建築物のバリアフリー化の促進と建築物と歩道との連続性の確保。



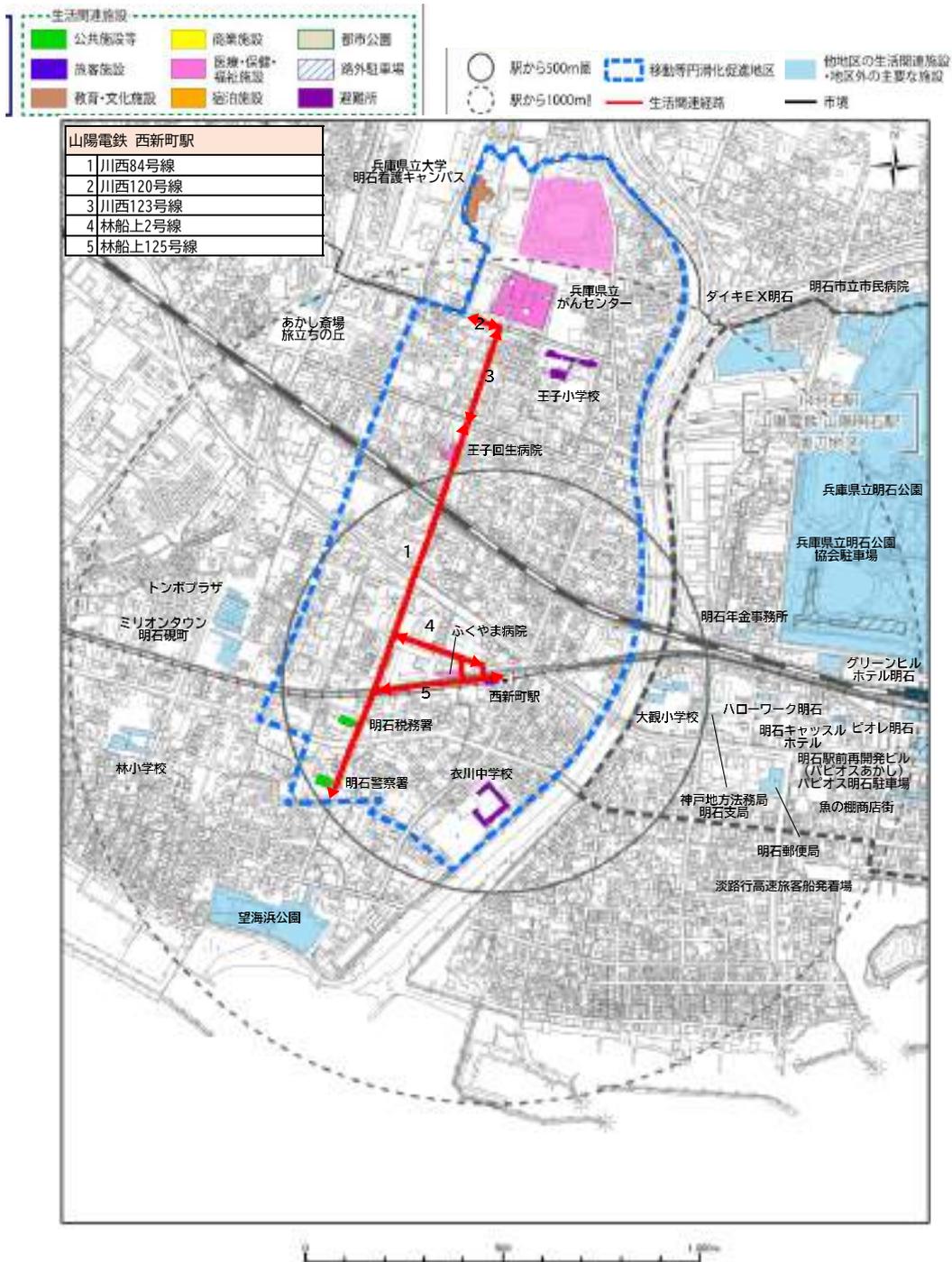
⑦山陽電鉄西新町駅周辺地区(本編46~47頁)

地区目標

駅周辺におけるユニバーサルデザインのまちづくりを
広範囲に拡大することによる、安全で安心なまちづくり

地区の取組方針

- ◆ 生活関連経路における歩道の波打ち解消、段差・勾配の改修、点字ブロック設置。
- ◆ ユーザビリティに配慮した建築物のバリアフリー化の促進、建築物と歩道との連続性の確保。



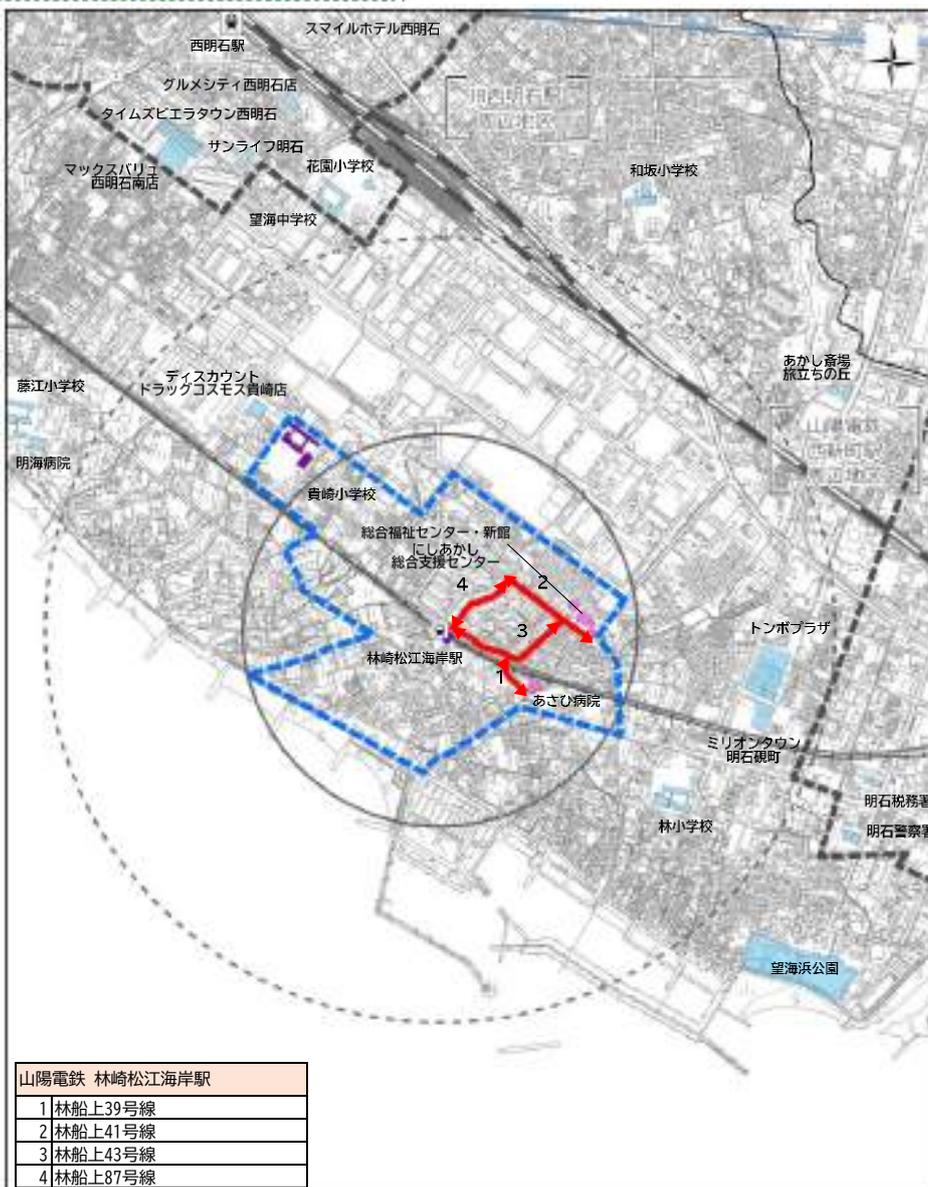
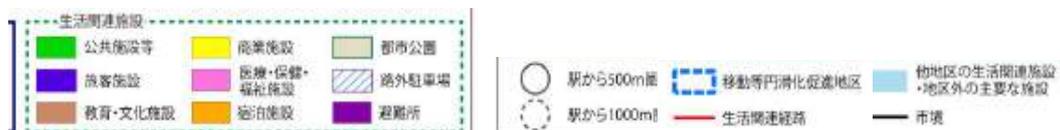
⑧山陽電鉄林崎松江海岸駅周辺地区(本編48～49頁)

地区目標

市の福祉拠点にふさわしい、
先導的なユニバーサルデザインのまちづくり

地区の取組方針

- ◆ 駅構内のホーム間を結ぶ連絡経路の整備、多機能トイレの設置、改札出入口の勾配緩和等による、駅のバリアフリー化。
- ◆ 生活関連経路について、歩道の一部区間における点字ブロックの設置、段差・勾配等の改修等と、歩道未整備区間における歩行者通行空間の確保。
- ◆ 総合福祉センター利用者の移動の足となる公共交通の維持・確保。
- ◆ ユーザビリティに配慮した建築物のバリアフリー化の促進と、建築物と歩道との連続性の確保。
- ◆ 総合福祉センター新館を活用したユニバーサルスポーツの普及・促進。



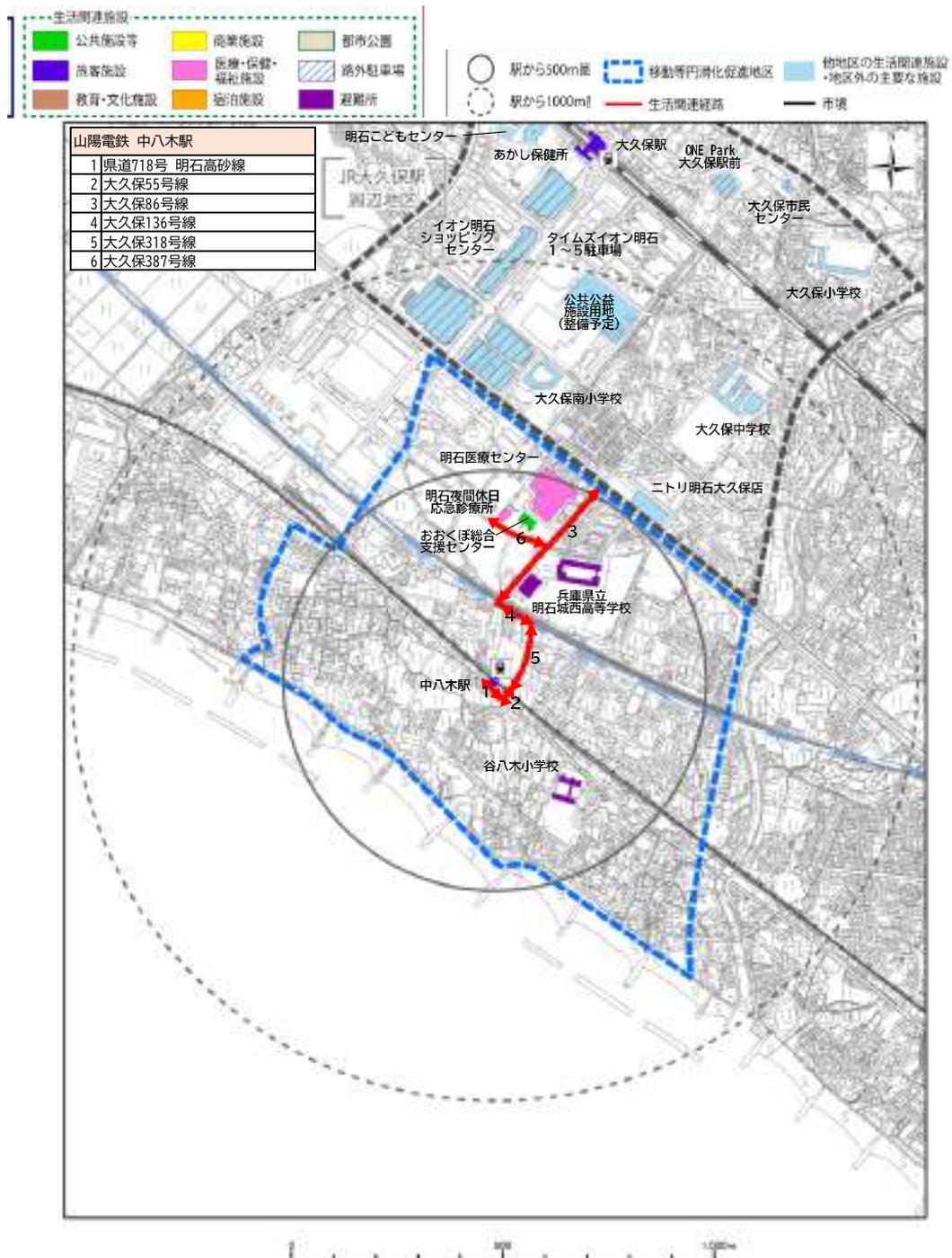
⑨山陽電鉄中八木駅周辺地区(本編50～51頁)

地区目標

駅と医療施設・福祉施設を結ぶ移動経路の
バリアフリー化を契機としたユニバーサルデザインのまちづくり

地区の取組方針

- ◆ 駅構内ホーム間を結ぶ連絡経路等のバリアフリー化の促進。
- ◆ 駅から医療施設・福祉施設までの歩道における波打ち解消、段差・勾配等の改修、点字ブロックの設置。
- ◆ 歩道未整備区間における、歩行者通行空間の確保。
- ◆ ユーザビリティに配慮した建築物のバリアフリー化の促進と、建築物と歩道との連続性の確保。



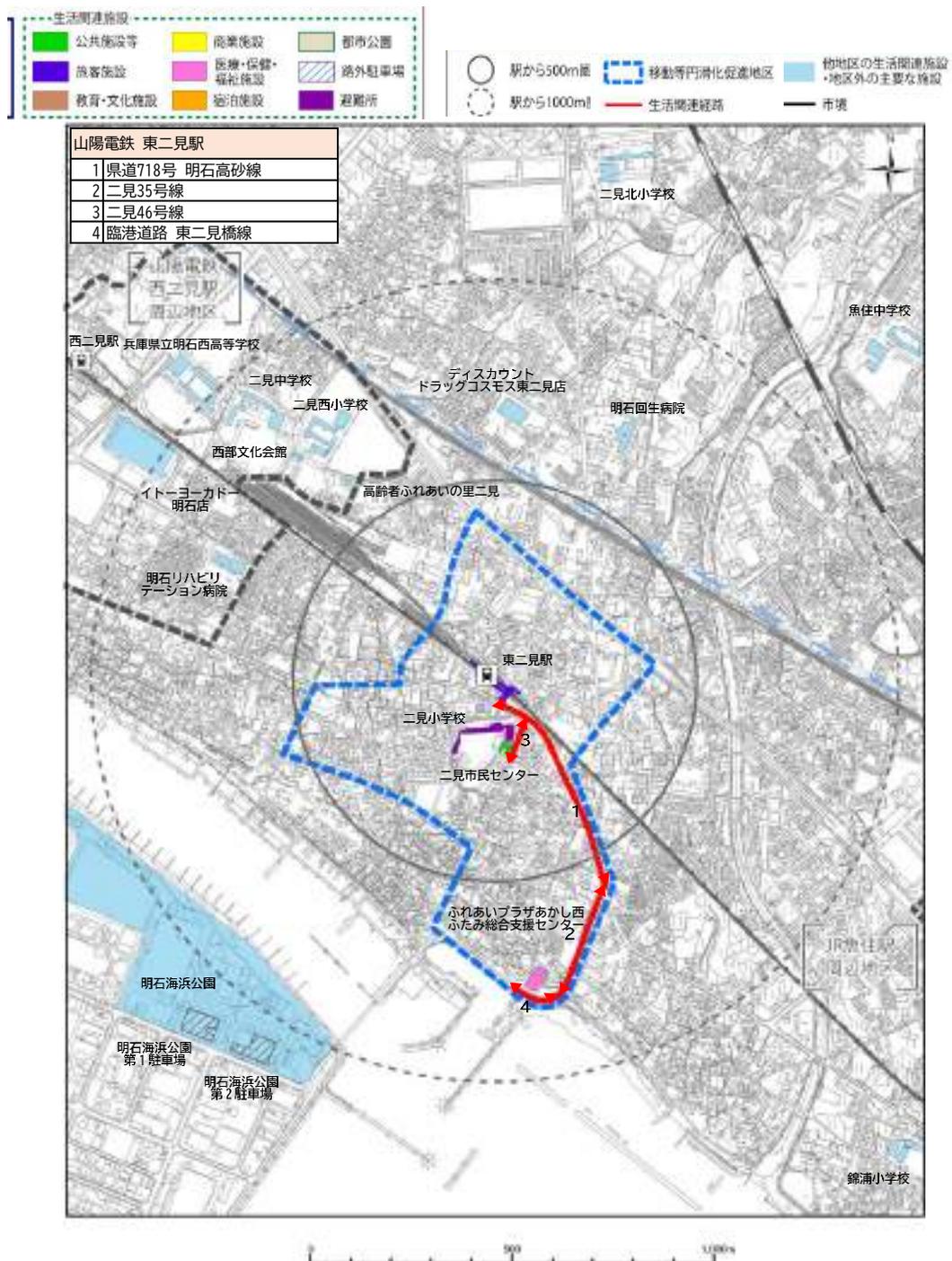
⑩山陽電鉄東二見駅周辺地区(本編52～53頁)

地区目標

駅と福祉施設・公共施設とを結ぶ移動経路の
バリアフリー化によるまちの安全性向上を目指したユニバーサルデザインのまちづくり

地区の取組方針

- ◆ 生活関連経路における、歩道の波打ち解消、段差・勾配の改修、点字ブロックの設置。
- ◆ ユーザビリティに配慮した建築物のバリアフリー化の促進と、建築物と歩道との連続性の確保。



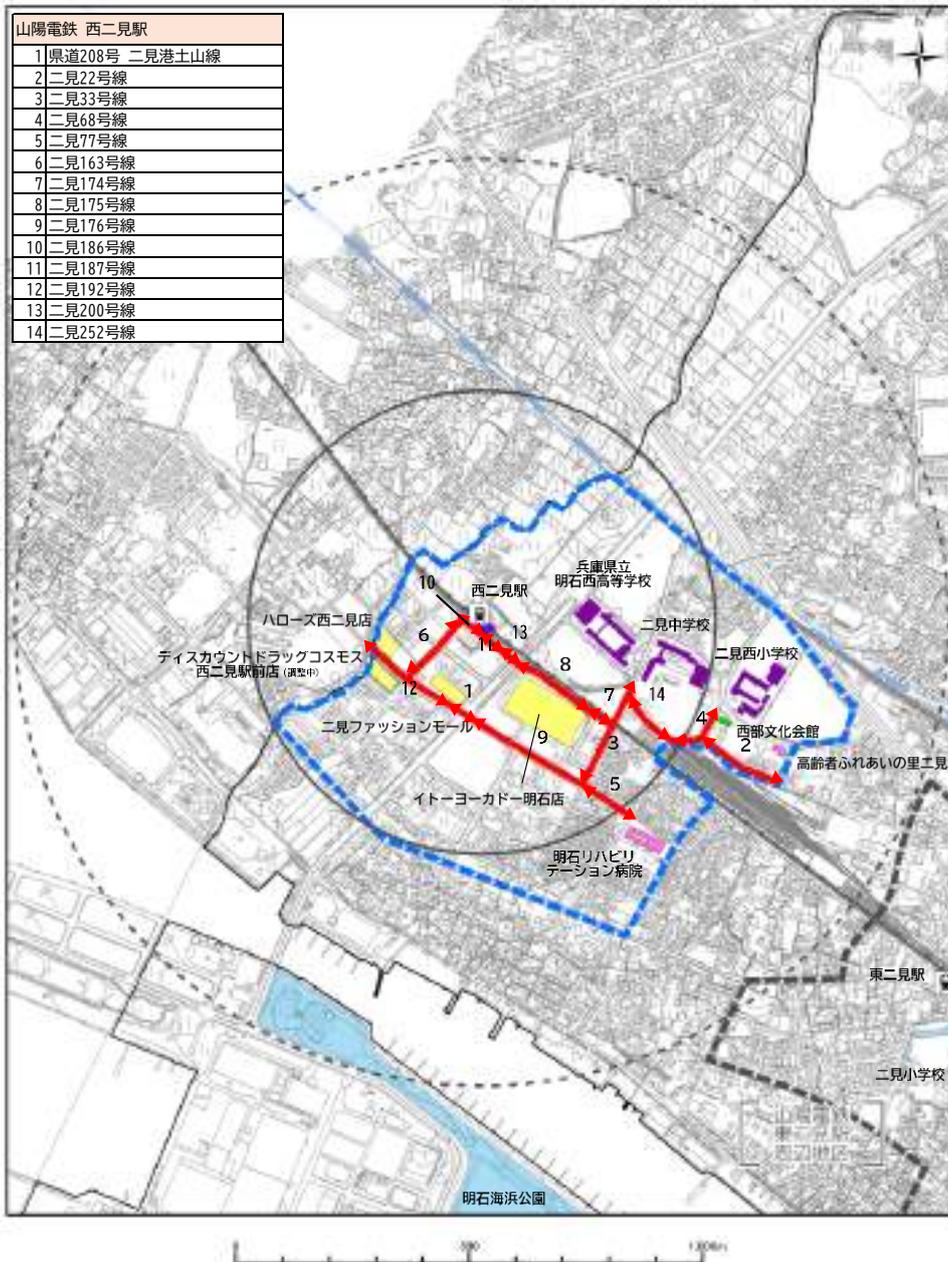
⑪山陽電鉄西二見駅周辺地区(本編54～55頁)

地区目標

大規模商業施設の賑わいと、地域の暮らしが両立する
ユニバーサルデザインのまちづくり

地区の取組方針

- ◆ 生活関連経路における、歩道の波打ち解消、段差・勾配の改修、点字ブロックの設置。
- ◆ 歩道の未整備区間における、歩行者通行空間の確保。
- ◆ ユーザビリティに配慮した建築物のバリアフリー化の促進と、建築物と歩道との連続性の確保。



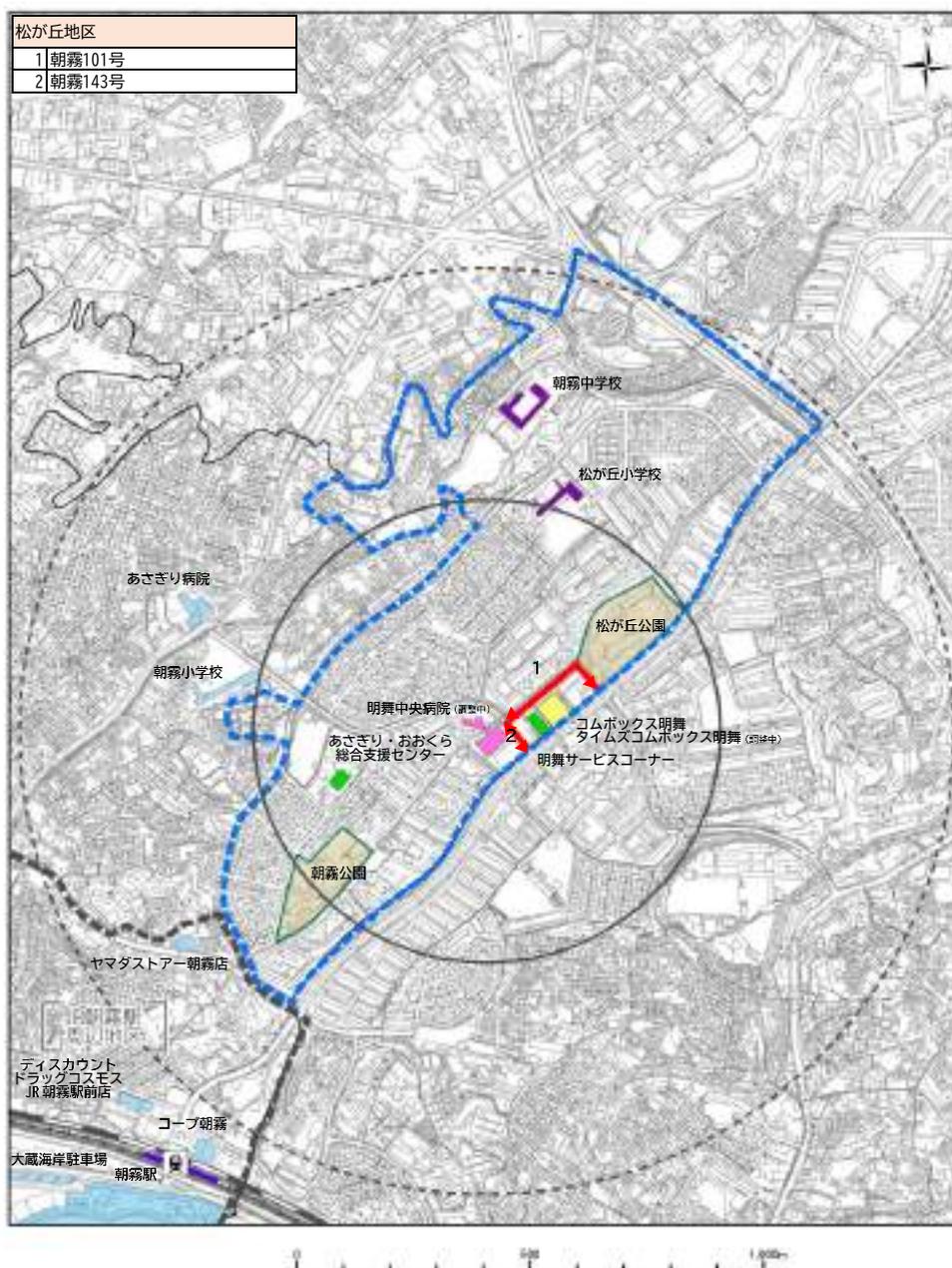
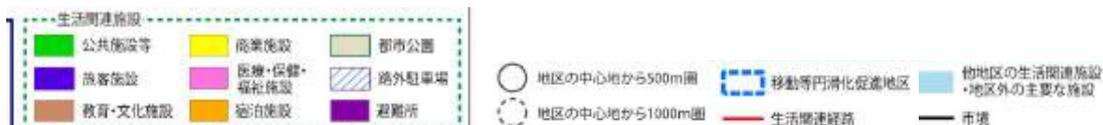
⑫松が丘地区(本編56～57頁)

地区目標

まちの変化に対応した移動環境の整備に向けた、
地域活動との連携によるユニバーサルデザインのまちづくり

地区の取組方針

- ◆ まちの変化に対応した公共交通の利便性の向上。
- ◆ 地域との連携による、取組や生活関連施設・生活関連経路の検討。
- ◆ 生活関連経路について、歩道の点字ブロック設置と、歩道未整備区間における、歩行者通行空間の確保。
- ◆ ユーザビリティに配慮した建築物のバリアフリー化の促進と、建築物と歩道との連続性の確保。
- ◆ 関係機関や交通事業者等との連携によるユニバーサルデザインのまちづくり。【調整中】



「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画」
(案)

2020年(令和2年)1月現在

明石市

目次

第1編 本計画について

1. 計画策定の背景.....	- 1 -
1.1 共生社会の実現を目指して.....	- 1 -
1.2 ユニバーサルデザインのまちづくり.....	- 2 -
1.3 関係法令の整備.....	- 2 -
1.4 バリアフリー法の改正.....	- 3 -
1.5 「明石市交通バリアフリー基本構想」によるバリアフリー整備.....	- 3 -
2. 本計画の策定について.....	- 4 -
2.1 計画の構成と位置付け.....	- 4 -
2.2 検討経緯.....	- 5 -
2.3 「明石市交通バリアフリー基本構想」の検証.....	- 6 -
2.4 基本理念.....	- 7 -
2.5 基本理念の実現に向けた基本目標.....	- 8 -
2.6 計画期間.....	- 9 -
2.7 計画の継続改善と見直し.....	- 9 -

第2編 全市的にユニバーサルデザインのまちづくりを進めるための方針(マスタープラン)

1. 全市的なユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針.....	- 10 -
1.1 基本方針の考え方.....	- 10 -
1.2 当事者・市民の意見を反映したユニバーサルデザインのまちづくり.....	- 11 -
1.3 安全・安心なまちを支える都市基盤整備.....	- 13 -
1.4 心のバリアフリーの推進.....	- 19 -
1.5 ユニバーサルデザインのまちづくりに必要な情報提供.....	- 21 -
1.6 ユニバーサルツーリズムの推進.....	- 23 -
1.7 災害時・緊急時に対応したユニバーサルデザインのまちづくり.....	- 24 -
1.8 地域との連携.....	- 25 -

2. バリアフリー化の優先的な促進が必要な地区(移動等円滑化促進地区)の設定	- 27 -
2.1 地区設定の考え方	- 27 -
2.2 「移動等円滑化促進地区」の設定	- 27 -
2.3 生活関連施設の設定	- 29 -
2.4 生活関連経路の設定	- 30 -
2.5 旅客施設と道路(駅前広場)の連続性の確保:届出制度	- 32 -
3. 移動等円滑化促進地区の方針	- 33 -
3.1 JR 朝霧駅周辺地区	- 34 -
3.2 JR 明石駅・山陽電鉄山陽明石駅周辺地区	- 36 -
3.3 JR 西明石駅周辺地区	- 38 -
3.4 JR 大久保駅周辺地区	- 40 -
3.5 JR 魚住駅周辺地区	- 42 -
3.6 JR 土山駅周辺地区	- 44 -
3.7 山陽電鉄西新町駅周辺地区	- 46 -
3.8 山陽電鉄林崎松江海岸駅周辺地区	- 48 -
3.9 山陽電鉄中八木駅周辺地区	- 50 -
3.10 山陽電鉄東二見駅周辺地区	- 52 -
3.11 山陽電鉄西二見駅周辺地区	- 54 -
3.12 松が丘地区	- 56 -
4. 基本構想の策定方針	- 58 -
4.1 重点整備地区の設定・基本構想の策定に向けた考え方	- 58 -
4.2 市民・地域等の意見の把握	- 58 -
4.3 地区ごとの基本構想策定スケジュール	- 58 -

資料編

1. 市の現況	資料-1
2. 市民ニーズ(アンケート調査結果)	資料-8

第1編 本計画について

1. 計画策定の背景

1.1 共生社会の実現を目指して

本市は「住みたい・住み続けたいまち」を目指し、障害の有無や性別にかかわらず、こどもから高齢者まで誰にでもやさしいまちづくりの取組を進めています。2017年(平成29年)12月には、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に共生社会の実現を目指す「共生社会ホストタウン」に登録されました。2019年(令和元年)8月には、先導的な取組が評価され、「先導的共生社会ホストタウン」の認定を受けています。

こうしたことを受け、すべての市民が安心して暮らせるまち明石を実現するために、本市における今後の包括的指針となる「(仮称)あかしインクルーシブ条例」の制定に向けた検討を2018年度(平成30年度)から行っています。国連の持続可能な開発目標(SDGs)*の理念に基づき、「SDGs未来安心都市・明石」を掲げる本市は「誰ひとり置き去りにすることなく助け合うまちづくり」という考えのもと、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に、支えあい、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指しています。

*SDGs(持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットで採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を目標とする17の国際目標。



普遍性

先進国を含め、全ての国が行動

包摂性

人間の安全保障の理念を反映し「誰一人取り残さない」

参画性

全てのステークホルダーが役割を

統合性

社会・経済・環境に統合的に取り組む

透明性

定期的にフォローアップ

図. SDGs(持続可能な開発目標)の特徴

1.2 ユニバーサルデザインのまちづくり

共生社会の実現のためには、人々の心のあり方に働きかける「心のバリアフリー」とあわせて、障害の有無や年齢・性別にかかわらず、誰もが安全で快適に移動しやすく、暮らしやすい「ユニバーサルデザインのまちづくり」を推進することが必要です。

本市においても、利用者視点に立ち、ユニバーサルデザインのまちづくりに向けた取組を進めているところです。



図.明石市の共生社会実現に向けた取組

1.3 関係法令の整備

国においては、「障害者の権利に関する条約」を2014年(平成26年)1月に批准し、同年2月からその効力が発効しています。同条約の批准のための「障害者基本法」の改正(2011年(平成23年))、障害者に対する差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止等を規定する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の制定(2013年(平成25年))など、障害者等を取り巻く法令が整備されてきています。

本市においても、障害者差別解消法の施行にあわせて、「明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例(障害者配慮条例)」を制定(2016年(平成28年))しています。

1.4 バリアフリー法の改正

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下、「バリアフリー法」という。)においては、高齢者、障害者等が移動や施設利用をする上での利便性・安全性の向上を図るため、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対してバリアフリー化基準(移動等円滑化基準)への適合を求めるとともに、高齢者、障害者等が利用する施設が集中する地区(重点整備地区)において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置等を定めています。

2018年(平成30年)にバリアフリー法が改正され、同法に基づく措置は「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として行われるものであることが基本理念として明記されたほか、市町村がバリアフリー方針を定める「移動等円滑化促進方針(マスタープラン)制度」が創設されるなどの改正が行われました。

1.5 「明石市交通バリアフリー基本構想」によるバリアフリー整備

本市においては、2002年(平成14年)に、旧・交通バリアフリー法(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律)に基づき、「明石市交通バリアフリー基本構想(以下、「平成14年基本構想」という。)」を策定しました。

平成14年基本構想では、3地区を「重点整備地区^{*1}」に設定し、駅舎、駅前広場、歩道等の交通分野におけるバリアフリー化を進めてきました。

また、7地区を本市独自の「準整備地区^{*2}」に設定し、バリアフリー化を進めてきましたが、その後のまちの変化やバリアフリー法の改正等を受け、バリアフリー化が求められています。

2002年(平成14年)策定 明石市交通バリアフリー基本構想



*1 重点整備地区

旧・交通バリアフリー法に基づき、旅客施設及びその周辺の地区において重点的・一体的に移動円滑化のための整備を行う地区

*2 準整備地区

本市が独自に設定する、旅客施設及びその周辺地区において、重要度の高い整備課題、比較的低投資かつ投資効果の高い事業を実施する地区

2. 本計画の策定について

2.1 計画の構成と位置付け

(1) 計画の構成とバリアフリー法上の位置付け

「1. 計画策定の背景」を受け、本計画をバリアフリー法に基づく法定計画として策定します。

第1編は、計画策定の背景、基本理念、基本目標等の計画全般に共通する事項を定めます。

第2編は、市域全体のユニバーサルデザインのまちづくりに関する基本方針とともに、バリアフリー化の優先的な促進が必要な地区及びその地区の方針等を定め、バリアフリー法上の「移動等円滑化促進方針(マスタープラン)」と位置付けます。

第3編は、バリアフリー化が特に必要な地区で、事業(公共交通、道路、交通安全、建築物、路外駐車場、都市公園等)を重点的・一体的に実施することが必要な地区について、事業計画を順次策定し、バリアフリー法上の「基本構想」と位置付け、平成14年基本構想の見直しを図ります。

計画の構成

第1篇 本計画について

計画策定の背景、基本理念、基本目標等の計画全般に共通する事項

第2編 全市的にユニバーサルデザインのまちづくりを進めるための方針(マスタープラン)

市域全体の取組を進めるための基本方針、バリアフリー化の優先的な促進が必要な「移動等円滑化促進地区」・各地区の方針等

【移動等円滑化促進方針(マスタープラン)】

第3篇 事業を重点的・一体的に実施することが必要な地区の方針(基本構想)*策定次第追記

バリアフリー化が特に必要な地区で、事業を重点的・一体的に実施することが必要な「重点整備地区」の設定、各地区の具体的な事業内容等

【基本構想】

図. 計画の構成(バリアフリー法上の位置付け)

(2) 関係法令・計画等との関係

計画策定に当たっては、平成14年基本構想及び2018年度(平成30年度)に策定した明石駅周辺を重点モデル地区とする「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり重点モデル地区実行計画」を前提に、関連する法令・条例・計画との整合を図りながら、現在検討中の「(仮称)あかしインクルーシブ条例」の理念・方向性を十分に踏まえて策定します。

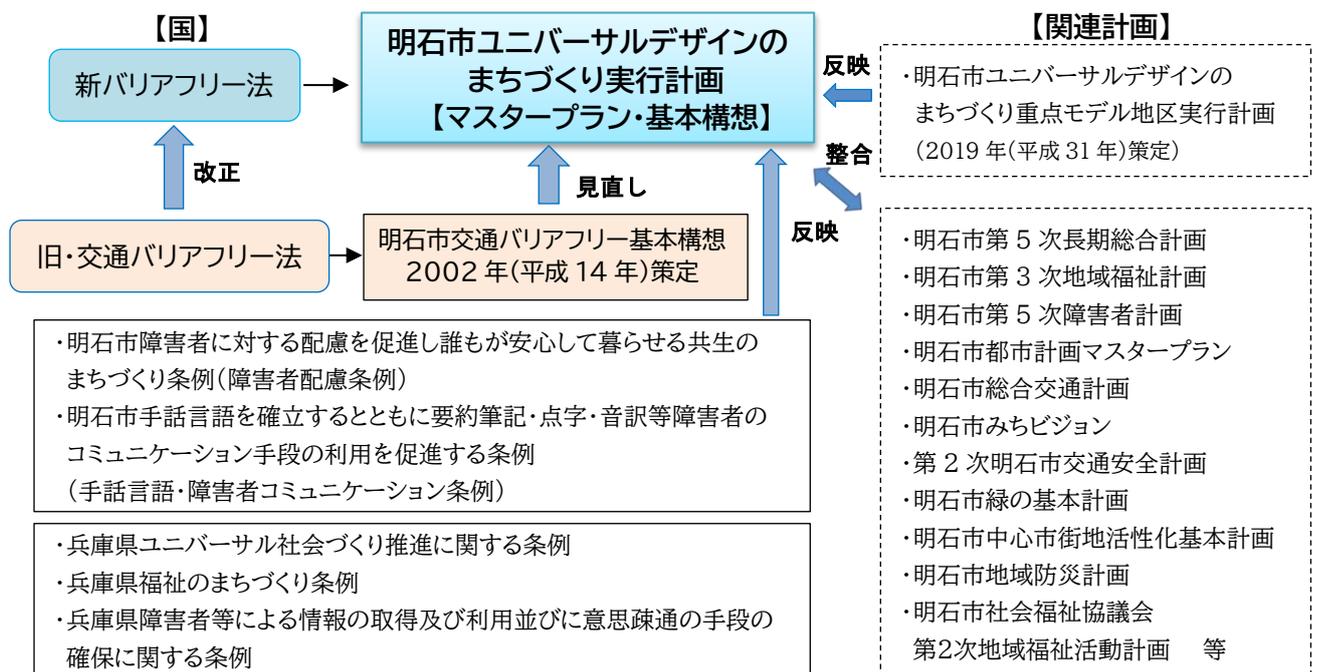


図. 計画の構成(関係法令・計画等との関係)

2.2 検討経緯

本計画の策定にあたっては、高齢者・障害者等の当事者、交通事業者、行政機関、有識者等で構成される「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会」での議論のほか、アンケート調査、ヒアリング調査、まちあるき点検等を通じて、多くの方々の意見を踏まえながら検討を進めました。

◆2018年度(平成30年度)

10月21日	あかしユニバーサルモニターとのまちあるき点検(明石駅周辺)
2月1日	2018年度第1回 明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会
2月～3月	市民アンケート調査<調査結果を「資料編」に掲載>
2月	障害当事者団体へのヒアリング調査
3月19日	2018年度第2回 明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会

◆2019年度(令和元年度)

6月3日	2019年度第1回 明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会
7月1日	山陽電鉄林崎松江海岸駅周辺のまちあるき点検
8月27日	2019年度第2回 明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会
10月4日	JR西明石駅周辺地区まちあるき点検
11月8日	2019年度第3回 明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会
12月2日	2019年度第4回 明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会
1月21日	2019年度第5回 明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会
1月24日 ～2月24日	パブリックコメントの実施
月 日	2019年度第6回 明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会(予定)



2018年度第1回協議会



まちあるき(林崎松江海岸駅周辺地区)

【「ユニバーサルデザインのまちづくりに関するアンケート」のお願い】

明石市では、障害の有無や性別、年齢に関わらず、誰もが安全で快適にまちを移動できるよう、「ユニバーサルデザインのまちづくり」を進めています。「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称バリアフリー法）」の趣旨に基づき、本年度から「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画（仮称）」の策定に着手する予定です。計画の策定にあたり、皆様が日常生活でよく利用される施設や移動経路などについての情報やご意見をお聞かせいただきたく、アンケート調査を実施いたします。お忙しいところお手数ですが、ご協力の程、どうぞよろしくお願いいたします。

【バリアフリー】とは
障害のある人や高齢の人などが生活する上で行動の妨げになる障壁（バリア）をなくすことです。

【ユニバーサルデザイン】とは
障害の有無や年齢、性別などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいようあらかじめデザインする考え方のことです。

<参考：バリアの例>

凹凸ブロックが分厚く、視認性が低い。

花柄の円●が凸すまずおそれがある。

【ご記入にあたってのお願い】

- ご回答は、ボールペンや濃い鉛筆などで、この調査票に直接記入してください。
- この調査票はお送りした封筒の宛名の方がお答えください。事情によりご本人の記入が難しい場合は、ご本人の意向を聞いてご家族や介助者・ヘルパーの方などが記入ください。
- この調査は無記名であり、調査の結果は、ユニバーサルデザイン施策の基礎資料として統計的な分析のみを行います。
- この調査票にご記入いただきましたら、お手数ですが同時の返信用封筒（印字は不要です）に入れ、**平成31年3月5日（火曜日）までに**、ポストに投函してください。

アンケート調査



パブリックコメント

2.3 「明石市交通バリアフリー基本構想」の検証

平成 14 年基本構想に基づく重点整備地区のバリアフリー整備は、2017 年(平成 29 年)までに概ね完了しました。

一方、2018 年度(平成 30 年度)に行った平成 14 年基本構想の検証では、下表のとおり、成果と課題が抽出されました。課題としては、準整備地区には継続的に検討されている事項が一部残っている、バリアフリー法改正による最新基準への適合が必要である、現在のバリアフリー法の対象となる建築物・公園・駐車場・タクシー等を含めた一体的な取組がなされていない等が挙げられました。

こうした課題を整理しながら、本計画をバリアフリー法に基づく法定計画として策定し、引き続きバリアフリー化、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進していきます。

【「明石市交通バリアフリー基本構想」(2002 年(平成 14 年))策定の検証】

【成果】

- 重点整備地区の「重点目標」は概ね完了
 - ・駅のエレベーター設置、駅前広場整備等、駅周辺のバリアフリー化が進む
 - ・歩道(特定経路)のバリアフリー整備は完了
 - ・行政、事業者ともバリアフリー、ユニバーサルデザインに対する各種取組を積極的に推進

【課題①】

- 準整備地区の「整備の基本的な方向性」は継続的に検討されている事項が残る

【課題②】

- バリアフリー法改正により移動等円滑化基準が拡充。最新基準への適合が必要

【課題③】

- 建築物、公園、駐車場、タクシー等の取組は構想に記載がなく、各事業者が個別に対応

【課題④】

- 市内には未だにバリアが散見される(まちあるき、ヒアリング等の意見)

【課題⑤】

- 基本構想策定後、進捗管理、事業者間連携、当事者への意見聴取・情報提供等の継続的な取組が不十分

【本計画の検討時の留意点】

引き続き、移動等円滑化の推進に向けた取組の継続が必要

・市全域のユニバーサルデザインのまちづくり方針を定める

・事業化の調整がとれた地区は、具体的な事業推進に向けて展開

・ハードとソフトの両輪

・バリアフリー法に基づき各施設、経路を一体的に整備

・当事者を含めた幅広い市民の意見を踏まえて検討

・行政、事業者、市民が連携して継続的に取り組みながら、スパイラルアップを図る仕組みの構築

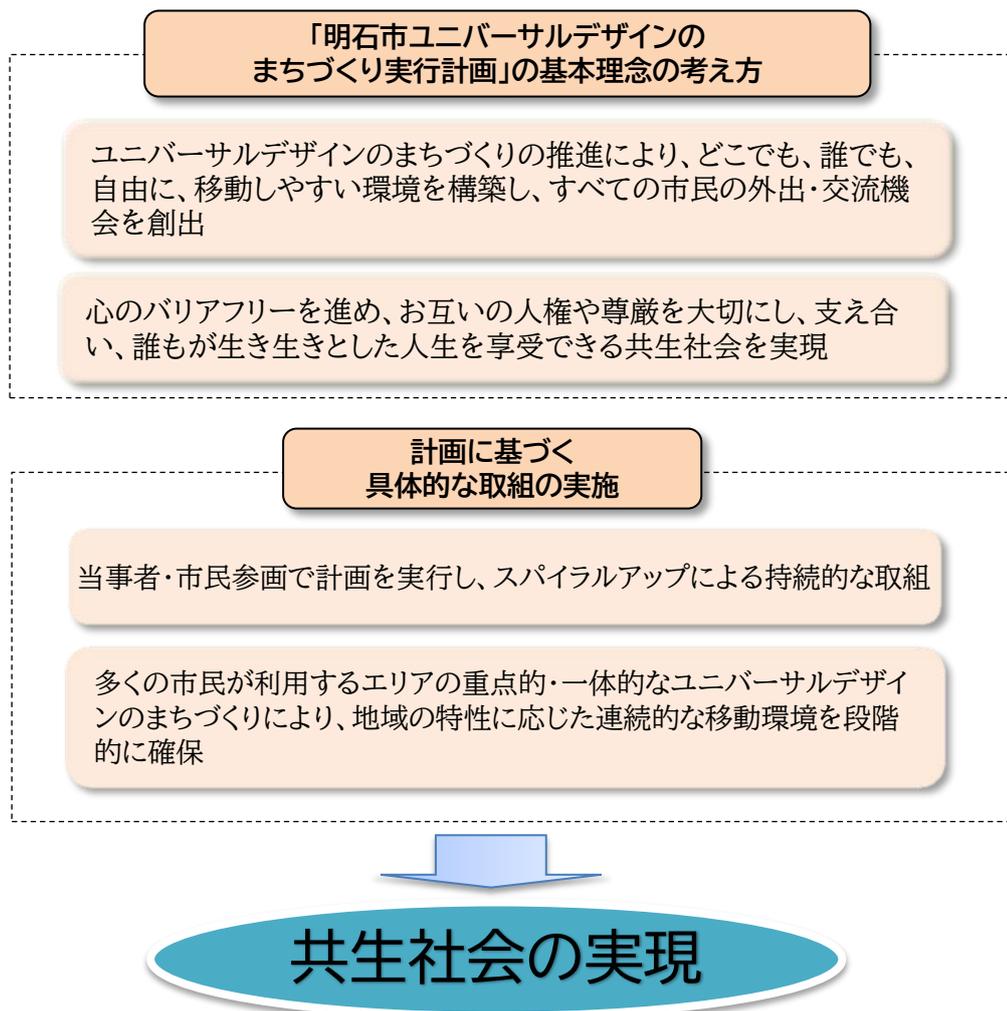
バリアフリー法に基づく法定計画として本計画を策定し、
ユニバーサルデザインのまちづくりを推進

2.4 基本理念

誰もが「出かけることができる」「出かけたくなるまち」を目指し、ユニバーサルデザインの考えに沿って全市域のまちづくりを進め、誰も取り残されることのない共生社会を実現します。

国連の持続可能な開発目標(SDGs)の理念に基づき、本市は「誰ひとり置き去りにすることなく助け合うまちづくり」という考えのもと、年齢、性別、能力などに関わらず、すべての人が安心して暮らすことができ、その持てる能力を最大限に発揮して、自己の存在を誇らしく感じることができる共生社会の実現を目指します。

そのために、本計画は、誰もが安全で快適に移動できるよう、利用者視点に立った、ユニバーサルデザインのまちづくりを全市的に進めるための方針を示しています。



本市が目指すインクルーシブな社会の方向性

- 誰もが平等である社会を実現するため、障害者等が必要とする支援を受けることができる
- 障害者等を支援される存在としてのみとらえることなく、その自己決定権を尊重し、すべての市民が自ら活躍できる存在として、その力がまちづくりにより効果を生み出すために必要であると理解される
- 必要なときに必要な支援を受けることができ、誰もが心から安心して暮らすことができる
- 誰もが個性を活かし、持てる力を最大限に発揮できる

図.本計画の基本理念の考え方

2.5 基本理念の実現に向けた基本目標

◆当事者・市民の意見を反映した質の高いユニバーサルデザインの実現

目標1:利用者視点に立ったユーザビリティの向上

様々な立場の市民の意見を計画の推進に取り入れるとともに、実際に一緒にまちを歩き、当事者の不便や困難を共有しながら検討した施策を展開することで、利用者視点に立ったユーザビリティの向上に取り組みます。

目標2:当事者・市民参画による計画・取組の推進

本計画の実現に向けた取組が効果的に実施されるには、高齢者、身体障害者、知的・精神障害者(発達障害者を含む)、子育て世代等、様々な立場の市民の積極的な参画により、意見が本計画に基づく取組に的確に反映されることが必要です。そのため、当事者・市民が参画できる機会や仕組みを構築し、取組の検証や評価を行いながら、スパイラルアップを図っていきます。

◆取組内容のポイント

目標3:「ハード」と「ソフト(ハート)」の両輪

共生社会の実現に向けては、「ユニバーサルデザインのまちづくり」の取組と同時に、人々の意識や行動に向けて働きかける「心のバリアフリー」を進めることが必要です。

本計画では、都市基盤の整備に関する「ハード」施策と、「ソフト(ハート)」施策を両輪とし、地域福祉、防災、観光等の関連分野との連携を密に図りながら、まちづくりを推進するための取組を定めます。

目標4:ユニバーサルツーリズムの推進

市民や、本市を訪れる誰もが安心して外出を楽しむことができるまちを目指すことは、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりにつながります。

このため、ユニバーサルツーリズムを推進し、支援が必要な人が気軽に外出でき、明石の魅力的な歴史・文化資源を楽しむことができるよう、関係機関と連携しながら、環境整備や案内機能の充実を図ります。

目標5:災害時・緊急時に対応したユニバーサルデザインのまちづくり

誰もが安全・安心に暮らせる生活環境にするためには、平常時だけでなく災害時・緊急時に対応したユニバーサルデザインのまちづくりも必要となります。各避難所における施設面のバリアフリー化はもとより、避難時でも円滑にコミュニケーションを図ることができるような環境を整えるなど、災害時における要配慮者の支援について、ハード・ソフト両面から進めていきます。

◆持続的な計画とするための仕組み

目標6:地域との連携

本計画は、バリアフリー法に基づく法定計画として、移動等円滑化促進地区や重点整備地区を設定しますが、行政や事業者主導の取組だけではなく、地域に根差した団体と連携して地域の実情に応じたユニバーサルデザインを進めるため、地域発案によるユニバーサルデザインの推進に関する取組を本計画に位置付けることを検討していきます。

目標7:計画の継続改善と見直し

本計画の目標年度を2024年度(令和6年度)としますが、定期的な進捗管理を実施するとともに、まちづくりの進捗状況等にあわせて適宜見直しを行いながら、スパイラルアップを図ります。

2.6 計画期間

2019 年度(令和元年度)～2024 年度(令和6年度)

本計画の計画目標年次を 2024 年度(令和 6 年度)とし、2019 年度(令和元年度)～2024 年度(令和 6 年度)の期間で、計画に基づく取組を進めます。

2.7 計画の継続改善と見直し

(1) 計画の進捗管理

計画期間中は、「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会」において当事者参画のもとで、本計画に基づく取組内容をできる限り明確化しながら、定期的に進捗確認や検証、すぐに解決が困難な課題解決に向けた検討等を行い、継続的な取組を推進します。

(2) 計画の見直し

計画最終年度の 2024 年度(令和 6 年度)には、本計画の検証を行った上で、計画の改定を行い、継続的なスパイラルアップを図っていきます。

なお、計画期間中であっても、現在本市において検討中の「(仮称)あかしインクルーシブ条例」の制定時には、必要に応じて見直しを行います。

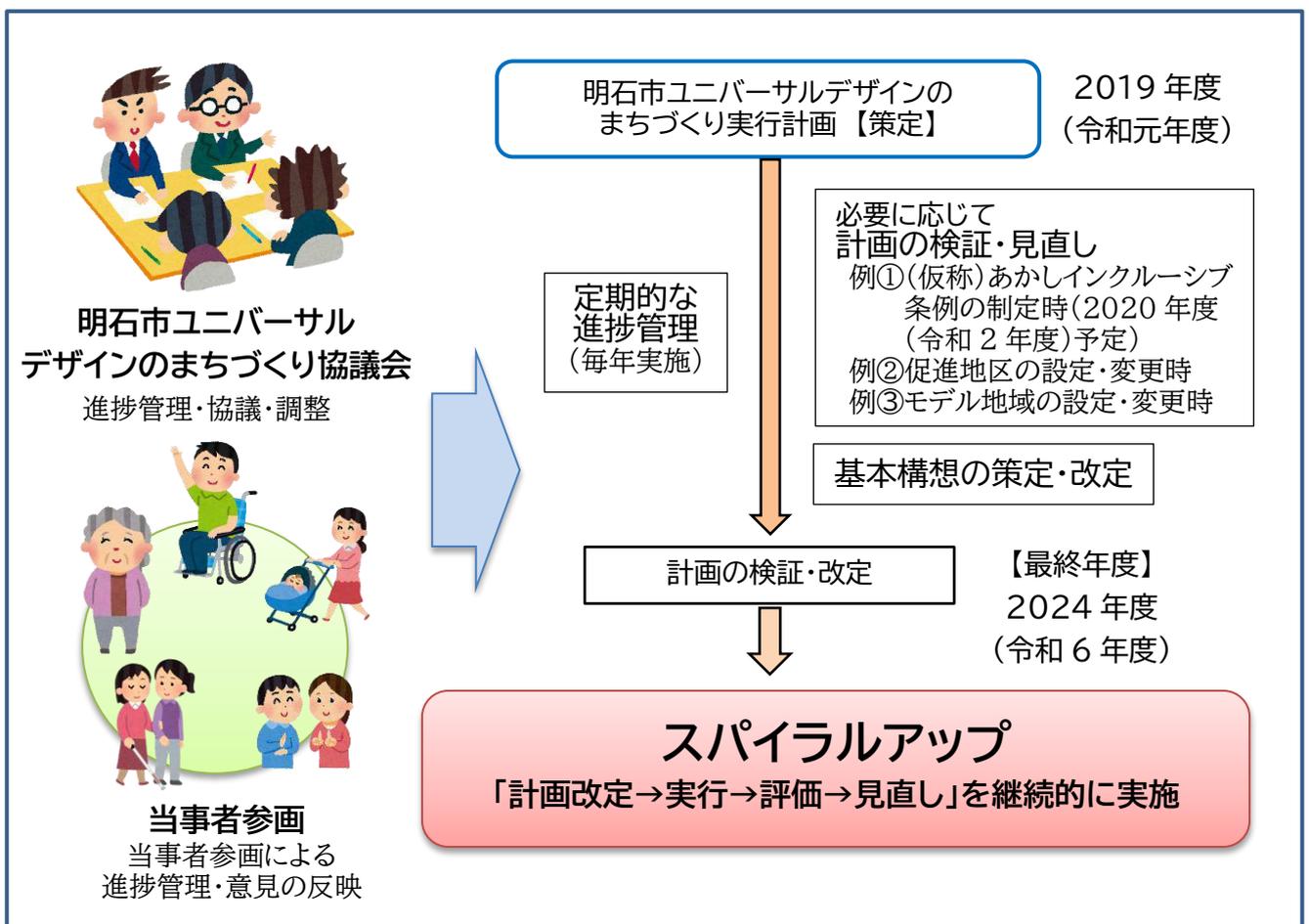


図.継続改善と見直しイメージ

第2編 全市的にユニバーサルデザインのまちづくりを進めるための方針(マスタープラン)

1. 全市的なユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針

1.1 基本方針の考え方

基本理念に基づき、市域全体のユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくための基本的な方針を示します。

市内の物理的なバリアフリー化などのハード整備と、心のバリアフリーを重点的に推進しながら、外出時に必要不可欠な情報の提供、すべての人が外出を楽しむことができるユニバーサルツーリズム、災害時・緊急時に対応したユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。また、ユニバーサルデザインの継続的な取組を推進していくため、多様な意見を聞きながら、地域と連携し、適宜改善を行います。

「出かけることができる」「出かけたくなる」まちの実現により、外出機会、社会参加の一步を踏み出す機会や、交流・賑わいの創出につなげていきます。

■基本方針の考え方を自転車に例えると・・・



「出かけたくなるまち」の実現で、
外出機会、社会参加の一步を踏み出す機会を創出

1.2 当事者・市民の意見を反映したユニバーサルデザインのまちづくり

本計画に基づき全市的にユニバーサルデザインの取組をハード、ソフトともに進めるにあたっては、取組の実施者が、様々な利用者特性があることを理解し、多様な当事者・市民の意見を反映する機会を設ける、市民、地域、企業等と協働・連携するなどにより、ユーザビリティの向上による質の高いユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

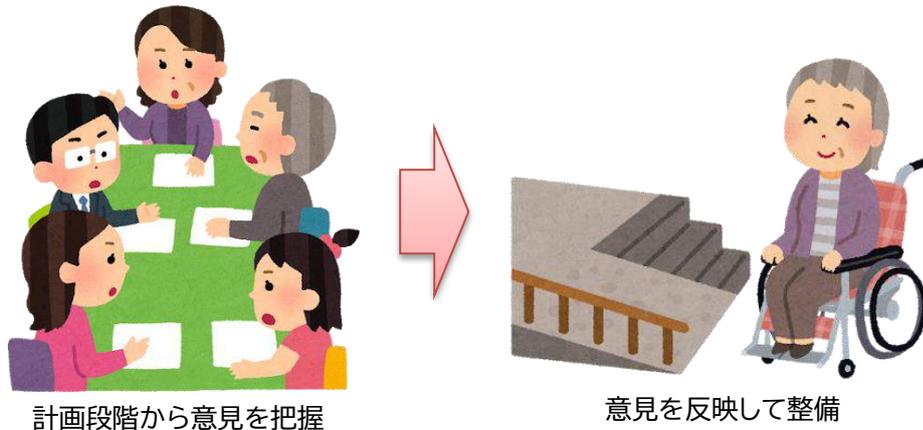


図.意見を反映したユーザビリティ向上のイメージ

(1) 利用者意見を反映する仕組みの構築

ユニバーサルデザインのまちづくりの取組を進めるにあたっては、計画段階等において、多様な当事者や市民・地域等が参加する現地点検やヒアリング等を通じて、ユーザビリティの向上を図るため、意見を聴取し、反映していきます。

(2) 「あかしユニバーサルモニター制度」を活用した取組の支援

「あかしユニバーサルモニター制度*」を活用し、バリアフリー環境や情報アクセシビリティ、ソフト対策等の充実に関する意見を施設の管理・運営や取組に生かす仕組みを構築し、活用していきます。

*「あかしユニバーサルモニター制度」

障害当事者等が、日常生活において気付いた点を、市が主催する意見交換会等で意見として提案し、いただいた意見をまちづくりに反映する制度

(3) 当事者や市民の意見を踏まえたハード整備の推進

ハード整備にあたっては、計画・設計・施工の各段階において、当事者や市民の意見を反映しながら実施し、整備後も必要に応じて意見を踏まえて改善するなど、ユーザビリティの向上を実現していきます。

①市の施設整備への利用者意見の反映

市が施工する施設整備について、「あかしユニバーサルモニター制度」等を活用しながら計画・設計段階において多様な利用者と現地や計画内容の確認を行い、聴取した意見を整備内容に反映するための仕組みを構築し、活用していきます。

②兵庫県「チェック&アドバイス制度」の活用

兵庫県福祉のまちづくり条例に基づき、多数の方が利用する施設について、県が登録する「福祉のまちづくりアドバイザー」が利用者・専門家の視点から点検・助言を実施する「チェック&アドバイス制度」を活用し、市内の建築物のバリアフリー化を進めていきます。

(4) ユニバーサルデザインのまちづくりの担い手の養成

多様な当事者・市民の意見を反映しながらユニバーサルデザインのまちづくりを推進するためには、関係する行政・市民や当事者、事業者等が、バリアフリーの取組の企画、提案や助言、指導を的確に行うことができるスキルを身に着けることが重要です。本計画に基づく取組の実施や、本計画の進捗管理、検証作業等を通じて、関係者のスキルアップを図っていきます。

①当事者リーダーの養成

当事者参画による取組を推進するため、障害者等の当事者が取組に参画し、様々な場面において、自らの言葉で積極的に発言することを通じて、地域社会のリーダーとなるための養成方策について検討します。

②バリアフリー整備の専門家の養成

建築物や歩道等のバリアフリー整備にあたっては、基準が設定されており、各種ガイドラインも発行されています。これらの基準の遵守はもとより、基準への適合義務がない小規模店舗での望ましい改修方策や小規模な改修による効果的な対策等に関する知識・技術を習得するため、専門家を対象にした養成プログラムの導入を検討します。

③支援者の養成

地域福祉の担い手となるボランティアへの支援活動や、手話通訳者・要約筆記者養成講座の開催等による支援者の養成を継続していきます。

1.3 安全・安心なまちを支える都市基盤整備

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進にあたり、移動環境を構築する基盤となる公共交通、道路、交通安全、建築物、路外駐車場、都市公園等の整備方針について示します。

安全・安心なまちを支える都市基盤整備の推進にあたっては、バリアフリー基準の適合に向けた取組を全市的に進めるとともに、施設整備の計画・設計段階において、障害当事者等の多様な利用者の意見を反映するための仕組みや、利用者の意見を施設の管理・運営に生かす仕組みを構築・活用しながら取り組んでいきます。

(1) 公共交通(鉄道・バス・タクシー・旅客船)

誰もが移動しやすい切れ目のない交通体系の構築、高齢者、障害者等の安全・円滑な移動の確保、バリアフリー化された車両等の普及、乗務員の接遇向上や適切な情報提供等による利用者の利便性向上等に向けた取組を進めます。

①誰もが移動しやすい交通体系の構築

現在、鉄道、路線バス、コミュニティバス(Taco バス)、タクシー、旅客船により地域内の移動を確保しています。バス路線の再編や次世代モビリティ、新技術の活用も視野に入れ、各種交通手段の適切な役割分担により、すべての市民が安全で円滑に移動しやすい交通体系を構築していきます。

②旅客施設の移動等円滑化

市内にある鉄道駅 18 駅(播磨町内に立地する JR 土山駅も含む)のうち、バリアフリー化が求められている 1 日あたりの乗降客数が 3,000 人以上の 12 駅について、移動等円滑化経路の最短化・複数化を目指します。また、1 日あたりの乗降客数が 3,000 人以下の駅や旅客線ターミナルについても、可能な範囲でバリアフリー化を進めていきます。



橋上化によりバリアフリー化を実施(JR 魚住駅)



バリアフリーに配慮した駅(山陽電鉄西二見駅)

③ホーム上での安全対策の実施

駅ホームからの転落を防止するため、鉄道事業者と連携し、市内すべての駅で内方線付き点状ブロックを設置しています。ホームドアの設置については、JR明石駅とJR西明石駅への早期設置を目指します。

また、駅における安全性向上に向けた取組やソフト面での取組の充実等について、事業者との調整を進めます。



ホームドア設置イメージ



内方線付き点状ブロック

JR 西明石駅のホームの現況

④ユニバーサルデザインに配慮した車両の導入

誰もが移動しやすい環境を整備するために、乗降負担の少ないノンステップバスや、ユニバーサルデザインタクシーを積極的に導入していきます。

また車両の導入にあわせて、ユニバーサルデザインタクシー用の乗降場の整備、乗降しやすいバス停留場に向けた歩道の改修、職員の接遇向上を図るなど、利用しやすい環境整備を進めます。



ノンステップバス(Tacoバス)



ユニバーサルデザインタクシー



⑤利用者の利便性向上に向けた工夫

旅客施設の大規模改修時には、当事者参画による「まちあるき」を実施してバリアフリーチェックを行うなど、ユーザビリティの向上を図ります。

また、駅・バスターミナル等における案内サインや移動経路を改善し、利用者の利便性向上を図ります。



駅構内トイレに大型ベッドを設置(JR 西明石駅)



音声付構内案内図(山陽電鉄江井ヶ島駅)

⑥運行情報の速やかな提供

事故や悪天候等による運休・遅延が発生した際に、視覚障害者や聴覚障害者等、多様な利用者に配慮した速やかな情報提供に努めていきます。



ホームページでの運行情報の提供(山陽電鉄)



列車運行アプリ(JR 西日本)

⑦職員のバリアフリー教育・研修の継続実施

交通事業者の職員を対象にしたバリアフリー教育や研修を継続的に実施し、障害者等への理解促進と接遇スキルの向上を図っていきます。

(2) 道路／交通安全

ユニバーサルデザインの考えに基づき、高齢者や障害者をはじめ、すべての歩行者が安全で快適に通行できるよう、道路のバリアフリー化等による安全・安心な歩行空間の確保、案内標識の充実や休みながら歩ける休憩施設の整備等による快適性の向上に努めます。あわせて、移動時のバリアとなる違法駐車や放置自転車等の防止に向けた利用者への意識啓発等を進めます。

①すべての人にやさしい道づくり

本計画に位置付けられる生活関連経路は、歩道の波打ち解消、段差・勾配の改修、視覚障害者誘導用ブロック(以下、「点字ブロック」という。)の設置などにより、連続したバリアフリー経路を整備するとともに、生活関連経路以外の道路についても、地域の課題やニーズなどを踏まえ、重要度や緊急性を評価・優先順位付けし、バリアフリー化を進めます。



歩道の波打ち解消・段差の改修



バリアフリー化された歩道

②歩行環境の整備

すべての利用者が快適に歩ける空間を確保するため、助け合い意識を喚起するような標識の設置、ベンチなどの休憩施設の整備等により、公共空間としての歩道の機能向上を図ります。



助け合い意識を喚起するような標識の設置



ベンチの設置

③横断歩道のユニバーサル化の検討

横断歩道、音響式信号機、視覚障害者誘導用道路横断帯(エスコートゾーン)の設置を含めた交差点の安全な横断方策について、障害者や地域住民の意見等を踏まえながら検討し、必要な整備を行います。



音響式信号機

音響式信号機の設置



エスコートゾーンの設置

④安全・安心な歩行空間の確保

地域や学校等との協働・連携を図りながら、通学路、生活道路等において、安全・安心な歩行空間を確保していきます。



通学路のグリーン舗装



速度制限による歩行者優先の道路整備

⑤交通結節点のユニバーサルデザインの推進

鉄道からバス、バスからバスなどの乗り換えや乗り継ぎが円滑に行えるよう、駅前広場やバスターミナルのユニバーサルデザインに配慮した整備・改修を行います。

また、目的地へ円滑に移動できるよう、利用者の視点に立った案内表示に取り組みます。



駅前広場(明石駅)



点字・音声案内

⑥自転車利用環境の向上による自転車と歩行者の共存

自転車と歩行者が共存できる安全な自転車通行空間・歩行空間の整備を進めるとともに、自転車交通安全教室や放置自転車対策を行うなど、ハード・ソフトの両面から自転車利用環境の向上を推進し、自転車と歩行者が共に通行しやすい環境整備に取り組みます。



自転車専用通行帯の整備



自転車交通安全教室

⑦道路の維持管理の継続

道路の安全性を向上するため、道路の陥没などの危険な箇所や街路灯の球切れ・破損、歩道上の植栽の繁茂等については、市民・道路モニターからの通報や、日常パトロール等を踏まえ、速やかな対応を行います。

⑧安全な歩行空間を阻害する行為への対策

路上駐車、路上での荷捌き、歩道上への商品のはみ出し等が移動時のバリアになるため、適正な道路使用ルールの指導・啓発を継続して進めていきます。

(4) 建築物／路外駐車場／都市公園

公共施設、小規模な飲食店、商店、事業所等市内の様々な施設について、安全で円滑な経路の確保、障害者や子育て世代等の利用にも配慮したトイレや駐車場の設置、施設利用に関連したわかりやすい情報提供等に努めます。

①学校等の公共施設のバリアフリー化の促進

市役所や学校をはじめとする公共施設については、多様な利用者が来訪するため、きめ細かく利用者の特性に配慮し、一層のバリアフリー化を推進します。

このうち、災害時等に避難所となる学校や、地域活動等の拠点となるコミュニティ・センター等の施設については、地域の実情に応じた整備・改修を順次進めるとともに、コミュニケーションツールの設置といった情報提供の充実を図ります。特に学校については、地域コミュニティの拠点に位置付けられ、文化・スポーツをはじめとした活動も行われていることから、誰もが利用しやすく、より地域に開かれた学校を目指した、環境の整備を進めていきます。

②民間施設のバリアフリー化をできるところから実現

・合理的配慮の提供を支援する公的助成制度

本市では、商業者や地域の団体が障害のある人に必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用(簡易スロープや手すりなどの工事費用)を助成しています。本制度を活用し、小規模店舗を含めた市内すべての建築物のバリアフリー化を進めていきます。



制度を活用したスロープの設置

③誰もが快適に利用できるトイレ整備の推進

誰もが快適に利用できるトイレを確保することは、すべての人が参加・参画できる社会を実現するための重要な事項の一つです。利用者の特性や利用者数を踏まえた適切な整備、同一フロアでの分散や上下階での役割分担など、施設全体を活用したトイレ機能の分散の考え方を公共施設で推進するとともに、民間事業者にも整備を求めていきます。

④ユニバーサルデザインに配慮した駐車スペース整備の推進

車いす使用者等の歩行が困難な方は、自動車での移動も多く、車いす用リフト付き車両からの乗降等をスムーズに行うため、十分な幅員や奥行きが確保された駐車スペースが必要です。そのような駐車スペースを公共施設で確保するとともに、駐車場の新設・改築を行おうとする事業者に対して、歩行が困難な方のための駐車スペースの出入口付近への設置、幅員・奥行きの確保等について、指導・周知を図ります。

・兵庫ゆずりあい駐車場

公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテル等に設置されている、歩行が困難な方のための駐車スペースを適正に利用していただくため、兵庫県が県内共通の利用証を交付する制度です。

本市でも、本制度の推進を継続して行っています。



兵庫ゆずりあい駐車場の案内表示

⑤ユニバーサルデザインに配慮した公園整備の推進

子どもや高齢者、障害者等の多様な市民の誰もが憩いや安らぎを感じながら円滑に公園を利用することができるよう、主要な出入口や園路のバリアフリー化、施設やバリアフリー化された移動経路等のわかりやすい案内表示、トイレの改修等、ユニバーサルデザインに配慮した公園整備を進めていきます。



当事者の意見を踏まえてバリアフリー化した公園の出入口(石ヶ谷公園)



公園内の多目的トイレ(明石公園)

⑥施設出入口と歩道とのバリアフリーの連続性の確保

施設内のバリアフリー化に比べて、施設出入口と歩道とのバリアフリーの連続性が確保されていないことがあることから、誰もが安心して移動できるよう、関係者間で連携してバリアフリーの連続性を確保していきます。

1.4 心のバリアフリーの推進

共生社会の実現に向けては、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めると同時に、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支えあう「心のバリアフリー」を進めることが重要です。

このため、障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であること(障害の社会モデル)の理解や障害者及びその家族への差別の解消はもとより、多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うための「心のバリアフリー」の取組を推進していきます。

(1) 市民の理解を深めるための啓発活動の推進

「障害の社会モデル」の考え方に基づき、障害等を理由とする差別の解消や合理的配慮の提供など、「心のバリアフリー」をすべての市民が理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動につなげていくための啓発活動を行います。

①多様な市民が交流するイベント等の開催

障害当事者等も含めた多様な市民が共に参加し、楽しむことができるイベント等の交流の機会を設け、様々な障害への理解を深めるとともに、市民の交流やまちの賑わいを創出します。



アートシップ明石(障害当事者の作品展示)



ユニバーサルフットサル



ストリートピアノ(イメージ)

②講演会やフォーラム等の開催

市民がユニバーサルデザインや障害特性について学び、これからのまちづくりについて自主的に考え、行動するための気づきの場を提供するため、講演会やフォーラム等を開催します。



あかしユニバーサル交流会(フォーラム・パネルディスカッション)

③ヘルプマーク・ヘルプカードの普及促進

外見からは支援を必要としていることがわかりにくい人や、支援してほしいことを伝えるのが難しい人に対して、声かけや支援を行いやすくするためのきっかけとなるヘルプマーク*1やヘルプカード*2を普及促進します。



ヘルプマーク



ヘルプカード

*1「ヘルプマーク」

援助や配慮を必要としていることが外見では分からない人々が、周りに配慮を必要なことを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。

*2「ヘルプカード」

援助や配慮を必要とする人が、いざというときに必要な支援を周囲の人をお願いするため、かかりつけ病院、自分の症状や緊急連絡先などを記入するカードです。持ち歩くことで、災害時や緊急時など、周囲の人に手助けを求めたいときに役立ちます。

(2) 実際の行動につなげるための気付きの機会の創出

障害のある人の尊厳を大切にしながら合理的配慮を行うことができる力や、障害特性に応じてコミュニケーションを図るスキルの習得を促進し、障害のある人との交流する機会を創出する取組を行います。

①次世代を担う子供たちへの交流・体験の機会の創出

小学校で、障害者や高齢者との交流を図りながら、疑似体験、介助体験を行い、交通分野のバリアフリーについて理解を深める「バリアフリー教室」を開催するとともに、手話体験教室、パラリンピック種目の体験などを通じて児童の障害理解の促進を図ります。

また、学校教職員に対しても、障害当事者とフィールドワークへの参加やユニバーサルマナー検定の受講等を促進し、合理的配慮への理解を深めます。

②心のバリアフリーの普及促進

「市が進める共生社会のまちづくり」、「障害者への配慮」、「簡単な手話表現」など、市職員が地域に出向き、わかりやすく伝える出前講座などを実施します。

③多様な人々の特徴や接し方の理解促進

本市ではこれまで、市職員、民間事業者、高校生等を対象に、障害者や高齢者など、多様な人々の特徴を理解し、接し方や配慮を身につけるため、「ユニバーサルマナー検定」受講の機会を提供してきました。より多くの方々に理解が広がるよう、対象者を検討しながら、今後も受講機会を提供していきます。

また、民間事業者の「ユニバーサルマナー検定」受講の機会を増やし、利用者がまちを楽しむことができる接遇スキルの向上を図ります。



特別授業「I'm POSSIBLE」プログラム



手話体験教室



バリアフリー体験教室

1.5 ユニバーサルデザインのまちづくりに必要な情報提供

まちを移動する際に必要な情報を受け取り、理解し、自らの思いを伝えるという各段階に、障害のある人がいることを理解したうえで、すべての市民に必要な情報が伝わることの重要性を認識し、それが確保されるような取組を進めていきます。

なお、情報の収集・提供にあたっては、収集した情報の蓄積や更新のシステムについても留意し、正しい情報が持続的に提供されるよう配慮します。

(1) バリアフリーマップの作成・活用

高齢者や障害者、子育て世代など、多様な方がまちを移動する際に必要な情報を把握しやすくし、外出機会を増やすことを目的に、バリアフリー化された施設や経路等のバリアフリー情報が一目で分かる地図(バリアフリーマップ)の作成とその普及に努めます。作成にあたっては、各施設の利用者や施設管理者の意見を踏まえながら、使いやすく更新しやすいものとなるように配慮します。

市がマップを作成する場合には、バリアフリー法の規定に基づき、旅客施設や道路等の管理者から、バリアフリーの状況に関する情報提供を受けながら進めます*。

また、民間や地域によるバリアフリーマップの作成・情報発信を促進し、その普及に努めます。

マップ作成後も、掲載内容の更新や追加情報の収集が継続的に行えるような体制の構築を検討します。



明石駅周辺のバリアフリーマップ



3 商業施設が作成したトイレマップ

【バリアフリーマップで掲載する内容の例】

- ◆施設の情報:バリアフリー経路・出入口の状況・トイレ(多目的トイレ・オストメイト・大型ベッド等の有無) 等
- ◆経路の情報:点字ブロックの設置状況・音響式信号機の位置・急勾配や幅員が狭い等の危険区間の明示 等
- ◆そ の 他:店舗等のバリアフリー配慮の好事例 等

*各施設の管理者等は、バリアフリーの状況について、市町村の求めに応じて、旅客施設及び道路については情報提供しなければならない旨を、建築物、路外駐車場、公園については情報提供に努めなければならない旨がバリアフリー法(第24条)に規定されています。

(2) 多様なコミュニケーション手段の普及・促進

障害のある人もない人も分け隔てられることなく理解しあい、一人ひとりの尊厳を大切にしようとする共生のまちづくりを推進するため、手話言語や要約筆記、点字、音訳等の障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用を推進します。

公共施設においては、利用者ニーズに対応した情報提供を行うとともに、民間施設においても、チラシ等の点字訳や音訳、コミュニケーションボードの設置等に要する費用を助成する合理的配慮の提供を支援する公的助成制度を活用し、民間事業者によるコミュニケーションツールの設置等を促進します。



タブレット端末を使った遠隔手話通訳サービス



手話対応型公衆電話ボックス(手話フォン)の設置

(3) イベント時の情報提供への配慮

県や市が開催するイベントでは、手話通訳や要約筆記、点字資料の配布等の情報提供に対する配慮を引き続き継続していきます。また、民間団体等が開催するイベントにおいても情報保障への配慮が行われるよう、啓発や手話通訳者・要約筆記者の配置に対する助成等を進めます。

(4) 市内のバリアフリーの取組事例の紹介

「合理的配慮の提供を支援する公的助成制度」の取組事例の紹介などによる市民への周知を行いながら、市内の好事例を紹介する取組を実施していきます。

(5) 誰でもわかりやすい案内表示の充実

まちを移動する際に目的の場所へ円滑に移動できるよう、利用者の視点に立った案内表示に取り組めます。色弱の人にも配慮した配色、高齢者、知的・精神障害者(発達障害者を含む)にもわかりやすいピクトグラムの積極的な活用やシンプルなデザインの配慮、外国人に対応した多言語表示等の案内表示を充実させます。

(6) 点字ブロックや音声案内による誘導案内の充実

歩道、鉄道駅、公共施設の出入口等に設置している点字ブロックについては、利用する当事者の視点に立って点検し、特に利用頻度の高い経路では連続性を確保するなど、より安全で円滑な移動ができるよう整備を進めます。あわせて、音声案内や点字の併用等を検討します。

(7) 工事の案内への配慮

工事のため、日ごろ通り慣れた道路の使い勝手が変わり、歩きにくいことや不便を感じる場合があります。また、工事による少しの変化でも、高齢者や障害者等にとっては、大きな負担となる恐れがあります。そこで、歩行者の安心感を高めるため、工事情報の提供については、各事業者による適切な情報提供の仕組みづくりの検討を進めます。

1.6 ユニバーサルツーリズムの推進

本市が進める「やさしいまちづくり」の一環として、高齢者や障害者など、外出の際に支援が必要な人やその家族などが外出先で抱える不安や困りごとに応じることができる環境を整えることにより、障害の有無や年齢、性別、国籍等にかかわらず、明石で暮らす人や明石を訪れる人の誰もが安心して外出し、明石の魅力ある食・文化・歴史などを五感で楽しむことができる「ユニバーサルツーリズム」の取組を推進し、広くその取組を発信していきます。

(1) 明石の魅力を五感で楽しむ環境づくり

明石で暮らす人や明石を訪れる人の誰もが安心して外出し、明石の魅力ある食・文化・歴史などを五感で楽しむことができる環境づくりに取り組んでいきます。

そのため、関係者と協力しながら、公園、文化施設、小規模な飲食店を含めた民間施設等、多くの人が訪れる施設のバリアフリー化、「ユニバーサルマナー検定」の受講等による接客スキルの向上、イベント時の情報提供への配慮など、まち全体での合理的配慮の提供に取り組んでいきます。



宇宙を観測する望遠鏡の模型

触れることで大きさや形を学べる模型や、点字・点図を使った天文教具などを展示(天文科学館)

(2) 「(仮称)ユニバーサルツーリズムセンター」の活用

明石駅前において 2019 年度中に供用予定の「(仮称)ユニバーサルツーリズムセンター」を拠点として、「ユニバーサルツーリズム」を推進します。

同センター内の観光案内所においては、車いすの方も利用しやすいカウンターを設け、ユニバーサルツーリズム情報等を提供します。また、多様な利用者の問い合わせやニーズに対応できるよう、関係機関との連携により、スタッフの接客の向上、提供する情報の拡充等、案内機能の充実を図ります。

(3) 当事者のニーズに応じた観光情報等の提供

誰もが安心して観光を楽しむことができるよう、身体や障害の状況に応じた観光ルートの設定、手話通訳や要約筆記者の同行等、観光客一人ひとりの状況に配慮した観光ガイドや目的地までの誘導支援の充実を目指します。

また、モニターツアーを開催するなど、関係機関と連携して当事者視点によるユニバーサル観光資源の発掘・活用に取り組むとともに、観光施設や店舗等のバリアフリー情報の収集を行い、ホームページへの掲載、観光案内所における提供等による情報発信を行います。

(4) 推進体制の整備

ユニバーサルツーリズムを当事者視点で推進していくため、行政、市民、民間事業者、市内外の関係団体等の幅広い関係者と協力し、当事者の参画を得ながら、ユニバーサルツーリズムの推進に携わる体制を構築します。

1.7 災害時・緊急時に対応したユニバーサルデザインのまちづくり

大規模災害時や、事故等の緊急時に、情報の入手や避難等について配慮や支援が必要な高齢者、障害者等が安全かつ速やかに避難できるよう、地域や民間事業者とも連携して、平常時だけでなく災害時・緊急時に対応したバリアフリー化方策も進めていきます。

(1) 当事者参画と支え合いによる地域防災ネットワークづくり

災害時に、地域において適切な対応がとれるよう、当事者参画と地域の支え合いによる防災ネットワークづくりを行政、地域、医療等の関係機関、事業者等が連携して推進します。

そのため、地域における日頃からの人間関係づくりや、災害時要配慮者も参画した現地確認、防災訓練等の実施を通じて、地域の特性に応じた防災計画の策定や、避難時に危険な場所の改善等を推進します。

(2) 避難計画策定の推進

本市では、災害時要配慮者を把握し、市と地域等で情報共有を図るため、災害時要配慮者を登録した避難行動要支援者名簿を作成しています。地域において、同名簿を活用し、一人ひとりの特性に応じた避難支援を定めた個別支援計画を策定することを推進します。

(3) 災害時要配慮者を考慮した避難所の確保

民間施設の福祉避難所への活用や、災害時要配慮者に対応した避難所体制の構築等、地域や民間事業者とも連携しながら、災害時要配慮者を考慮した避難所の確保に努めます。

(4) ハザードマップの普及

高齢者、視覚障害者等にも配慮した配色やピクトグラムを活用した分かりやすいハザードマップを市内全戸に配布するとともに、音訳を行い、すべての市民に、災害リスクについて周知します。

(5) 避難所のバリアフリー化の推進

地域の身近な避難所となる小中学校等では、トイレの洋式化・バリアフリー化、エレベーターの設置等を進めます。

また、災害時にはコミュニケーション支援ボードの活用等によって、要配慮者との意思疎通の強化を図ります。

(6) 民間住宅の耐震化の促進

地震に備えた住宅の耐震化を促進するため、住宅の無料の簡易耐震診断や、建替・改修工事等に対する支援を継続して行い、安全・安心なまちづくりを推進します。

(7) 非常時や災害時に備えた道路の安全性や防災性の向上

発災後の道路ネットワークの確保、道路の耐震化、狭あい道路の整備、主たる避難経路になる通学路の安全性向上等、もしもの時に備える道づくりを進めます。

1.8 地域との連携

(1) 地域の自主的な取組との連携

ユニバーサルデザインのまちづくりに関する取組には、行政や事業者主体の取組のみならず、まちづくり協議会や地区社会福祉協議会をはじめとした地域団体や市民団体等が当事者・市民主導で、地域の実情に応じて自主的に行われている取組もあります。

そこで、「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会」において、これらの自主的な地域の取組状況の情報共有を行うとともに、同協議会参加団体と連携した取組の実施や、当該団体からの提案を踏まえた取組の実施や本計画の変更等について検討・調整などを行い、地域と連携して、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていきます。

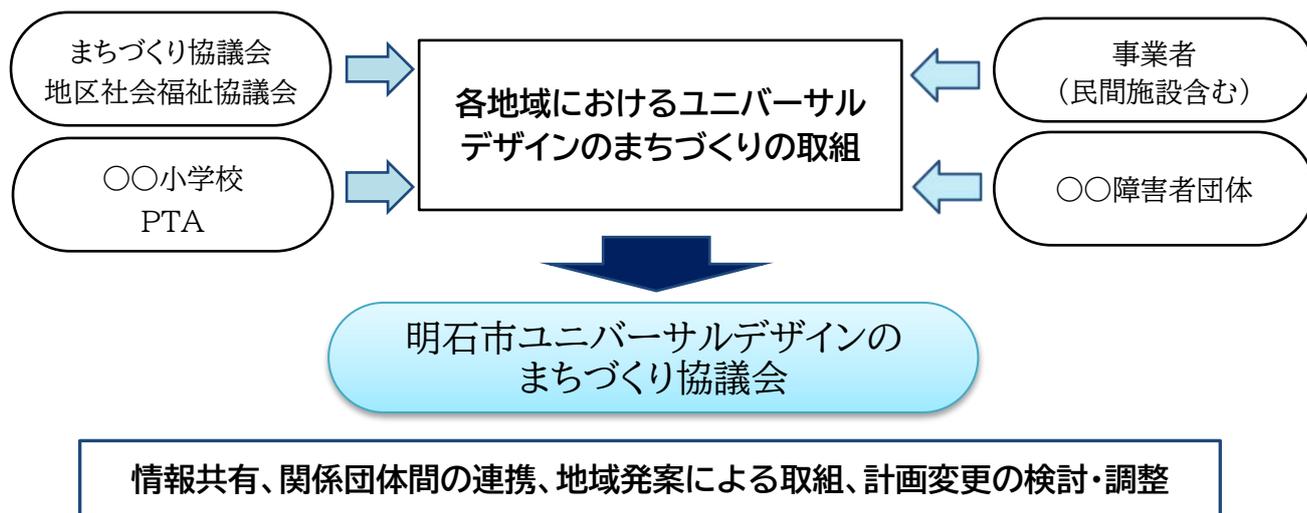


図.地域との連携イメージ

(2) ユニバーサルデザインのまちづくり推進モデル地域

① モデル地域指定の背景・目的

本市においては、小学校区ごとに設置されたまちづくり協議会を中心として地域活動が行われており、協議会の中には、地域主導でユニバーサルデザインのまちづくりに取り組んでいる地域もあります。

そこで、市独自の取組として、地域単位でユニバーサルデザインのまちづくりを積極的に実践している地域を、「ユニバーサルデザインのまちづくり推進モデル地域(以下、「モデル地域」という。)」に指定し、当該地域の取組を後押しするとともに、その取組を市域全体の取組につなげていきます。

② モデル地域の指定方針

モデル地域は、「まちづくり協議会が策定した事業計画に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりの取組を積極的に実施しており、今後も実施が見込まれる地域」を指定することとします。

指定に当たっては、市内のまちづくり協議会を対象に意向や取組内容・方針を確認し、幅広い参画のもと継続的な取組を計画している地域から指定することとします。なお、まちづくり協議会に対する公募は、2020年度(令和2年度)から開始し、あわせて、地域の意向を取組に具体化するための後押しを行っていきます。

■ 想定される取組

- 多様な参加者による現地調査(まちあるき)の実施(バリアフリーチェック)
- バリアフリーマップの作成、情報発信
- 地域のイベント等における「心のバリアフリー」啓発活動
- 当事者も参画した避難訓練の実施
- 本計画に対する提案 など

【想定される取組例】

「江井島まちづくり協議会」では、車いす・ベビーカー利用者も参加した住民参加の防災訓練を年1回開催。一人では避難できない人がいたことから、車いす利用者、視覚障害者らとの「まちあるき」の実施や、自宅から商業施設までの経路上のバリア情報を収集する等の取組を実施。

「魚住まちづくり協議会」では、バリアチェックを通じた危険箇所等の改善の取組が行われてきたことを踏まえ、バリアフリーの視点に基づきながら、安全・防災マップづくりや啓発活動、災害時の要配慮者への支援に向けた検討等を実施。



江井島まちづくり協議会



魚住まちづくり協議会

地域によるバリアフリーチェック

③ 取組の進め方

モデル地域として指定された地域の活動について、必要に応じて地域の取組を後押しするとともに、協議会において情報共有を図り、同協議会参加団体と連携した取組の実施や、他地域への展開につなげていきます。また、個別対応が可能な課題については、関係機関と調整のうえ、適宜対応します。

地域主体で作成したユニバーサルデザインのまちづくりの提案や、モデル地域から移動等円滑化促進地区や重点整備地区への設定・変更など、本計画の変更に関する提案がなされた場合には、検討・調整を行います。

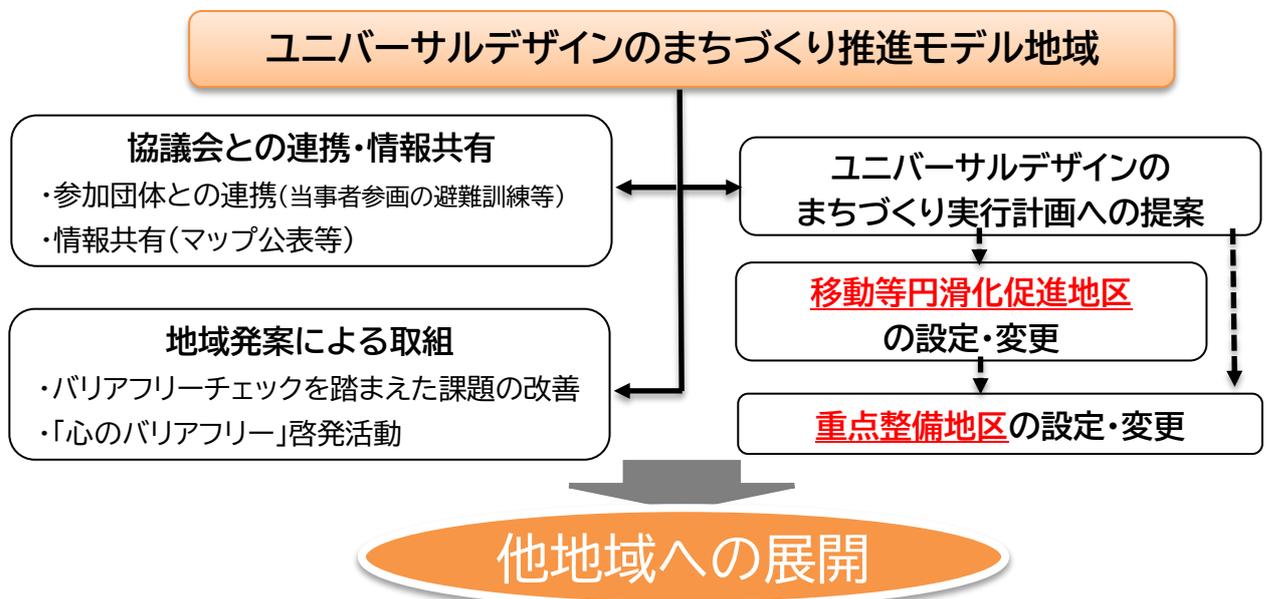


図.ユニバーサルデザインのまちづくり推進モデル地域のイメージ

2. バリアフリー化の優先的な促進が必要な地区(移動等円滑化促進地区)の設定

バリアフリー法に基づき、バリアフリー化の優先的な促進が必要な地区を「移動等円滑化促進地区(以下、「促進地区」という。)」として設定し、各促進地区に係るユニバーサルデザインのまちづくりに関する方針を定めて、取組を推進していくとともに、その取組を段階的に全市に波及させていきます。

2.1 地区設定の考え方

促進地区の設定にあたっては、第1編「2.5 基本理念の実現に向けた基本目標」を踏まえ、以下の考え方に基づき、利用者視点に立ったユーザビリティ向上の観点から設定します。

①多くの当事者・市民が利用し、バリアフリー化を進めることが有効な地区の設定

鉄道駅や福祉施設、大規模商業施設、病院など、多くの高齢者・障害者等が利用する施設が複数立地する地域や、総合的な都市機能の増進を図るうえで重要な拠点として関連計画等で位置づけられた地域など、面的なバリアフリー化が必要である地区を促進地区として設定します。

②地域発案による地区の設定－まちづくり協議会との連携－

「ユニバーサルデザインのまちづくり推進モデル地域」等、地域においてユニバーサルデザインに関わるまちづくり活動が活発化し、地域のニーズが高まり、促進地区の設定や範囲・内容についての見直しについて、地域から提案された地区を促進地区として設定することを検討します。

③まちや社会の変化に応じた見直し

本計画は、まちづくりの進展や移動環境の変化、法令改正や基準の改定などを踏まえ、当事者、市民の意見をもとに、本計画の検証・改定を継続的に行っていきます。また、促進地区の設定においても、まちや社会の状況に応じて、適宜、地区の設定やその範囲・内容について見直しを検討します。

2.2 「移動等円滑化促進地区」の設定

本市は東西に長い地理的特性を有し、その東西を鉄道が横断しています。居住者や鉄道利用者が多く集まる鉄道駅周辺には、駅を結節点としてバス路線が形成されている、公共施設や商業等サービス機能が集まっていることなどから、駅周辺が市民等の暮らしの中心となっています。本市の都市計画マスタープランにおいては、主要な鉄道駅を核とした集約型の都市の将来像が示されています。

また、平成14年基本構想でも、鉄道駅を中心とした地区が設定されましたが、道路と建築物の経路が連続的に確保されていない、鉄道駅周辺は整備が進んだが、その周辺のバリアフリー整備が未対応といった課題も明らかになっており、引き続き、鉄道駅周辺のバリアフリー化を推進する必要性が高い状況です。

こうした本市の状況や「2.1 地区設定の考え方」を踏まえ、以下の方針により、促進地区を設定します。

【促進地区の設定方針】

- ① 多くの市民や来訪者が利用する駅(乗降者数の多い駅から優先して設定)の周辺地区で、当該駅から徒歩圏(概ね半径 500m、施設の立地状況等によっては1km以内)に、3か所以上の不特定多数の市民、高齢者・障害者等が常に利用する施設(以下、「生活関連施設」という。)が立地する地区を促進地区とする。
 なお、「平成 14 年基本構想」で重点整備地区(3 か所)、準整備地区(7 か所)とされていた地区は促進地区とする。
- ② 地域発案があった地区や、駅周辺以外で生活拠点が形成されている地区で、地区の中心地から徒歩圏に、3か所以上の生活関連施設が立地する地区についても、促進地区としての設定を検討する。
- ③ 今後のまちづくりの進展、社会状況の変化等に応じ、促進地区の設定・変更を検討する。

※ 地区外であっても第2編「1. 全市的なユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針」に基づき、まちの状況に応じたユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。



■ 移動等円滑化促進地区(12 地区)

① JR朝霧駅 周辺地区	⑦ 山陽電鉄 西新町駅 周辺地区
② JR明石駅・山陽電鉄山陽明石駅周辺地区	⑧ 山陽電鉄 林崎松江海岸駅 周辺地区
③ JR西明石駅 周辺地区	⑨ 山陽電鉄 中八木駅 周辺地区
④ JR大久保駅 周辺地区	⑩ 山陽電鉄 東二見駅 周辺地区
⑤ JR魚住駅 周辺地区	⑪ 山陽電鉄 西二見駅 周辺地区
⑥ JR土山駅 周辺地区	⑫ 松が丘地区



図.移動等円滑化促進地区の位置

【移動等円滑化促進地区の設定要件】(バリアフリー法、国のガイドラインから)

- ① 高齢者・障害者等が、日常生活等で常に利用する施設が複数立地すること
- ② これらの施設が徒歩圏内(概ね 4km²)に集積し、施設間の移動が徒歩であること
- ③ バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切であること

2.3 生活関連施設の設定

促進地区内に立地する当事者・市民が多く利用する施設を生活関連施設として設定します。

【本計画における設定の考え方】

- ① 常に多数の人が利用する施設(災害時等に多数の人が利用する避難所を含む)
- ② 高齢者、障害者等の利用が多い施設
- ③ 「平成 14 年基本構想」で「移動円滑化を図る施設(重点整備地区)」、「移動円滑化を図る周辺施設(準整備地区)」に設定されている施設
- ④ 生活関連施設はネットワークの起終点となるため、既にバリアフリー化されている施設であっても設定

※ 生活関連施設以外の施設であっても、バリアフリー法や兵庫県福祉のまちづくり条例等に基づき、バリアフリー化を進めていきます。



施設区分	設定基準
公共施設等	常に多数の人が利用する公共性の高い施設
旅客施設	鉄道駅、旅客船ターミナル
教育・文化施設	バリアフリー法に基づく基準の適合義務がある延べ面積 2,000 ㎡以上の施設
商業施設	
医療・保健・福祉施設	
宿泊施設	
都市公園	多数の人の利用が想定される広域公園、総合公園、地区公園、近隣公園
路外駐車場	生活関連施設に隣接しているか、 又は生活関連経路の途中にある 500 ㎡以上の路外駐車場
観光施設	地域の観光資源として地域外からの来訪者も多く訪れる観光施設
避難所	移動等円滑化促進地区内にある避難所(学校)
その他	上記以外で、地域等で要望が高い施設については、地区の状況を踏まえ設定

【生活関連施設 法律上の定義】

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設

【国ガイドラインの考え方】

- ・常に多数の人が利用する施設を選定する
- ・高齢者、障害者等の利用が多い施設を選定する

2.4 生活関連経路の設定

促進地区内の生活関連施設間を結ぶ経路を生活関連経路として設定します。

【本計画における設定の考え方】

以下の①～③を踏まえ、地域の実情、施設の利用実態等に応じ、生活関連経路を設定します。

- ① 生活関連施設の立地状況等を踏まえ、生活関連施設への移動の利便性や地区の回遊性向上に資する生活関連施設相互間の経路
- ② より多くの人々が安全に通行できる経路
- ③ 「平成14年基本構想」で特定経路・準特定経路として位置付けた路線については、今後も継続的にバリアフリー化に取り組む必要があることから、生活関連経路に設定

※ 生活関連経路以外の路線であっても、歩行者等の安全性確保が早急に必要とされる路線や、補修等が必要な箇所については、対応していきます。

【生活関連経路 法律上の定義】

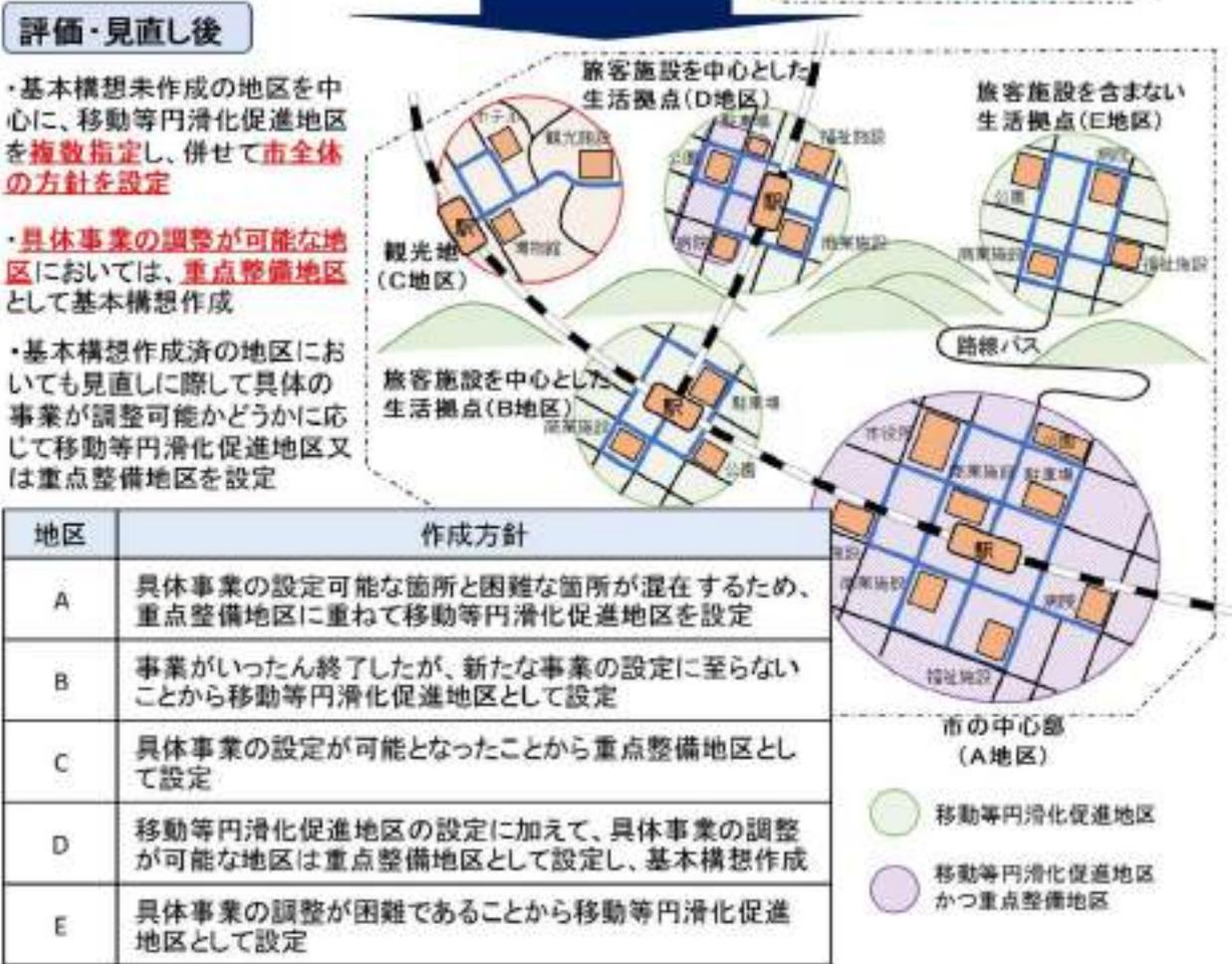
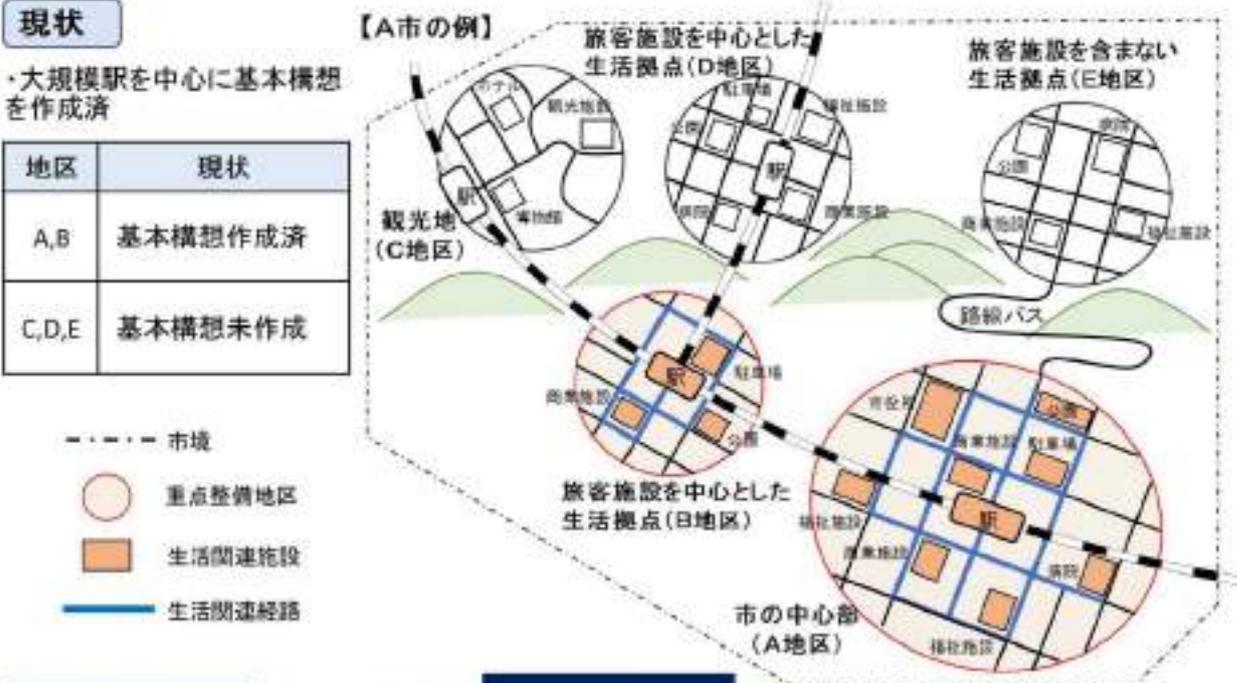
生活関連施設相互間の経路

【国ガイドラインの考え方】

- ・より多くの人々が利用する経路を設定する
- ・生活関連施設相互のネットワークを確保する

【参考:移動等円滑化促進方針と基本構想の作成イメージ】

＜基本構想作成済の市町村の場合＞

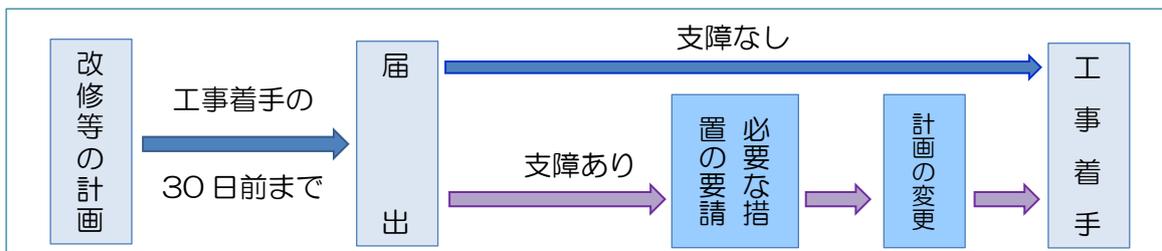


(出典「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」平成 31 年 3 月国土交通省)

2.5 旅客施設と道路(駅前広場)の連続性の確保:届出制度

多くの人を利用する駅をはじめ、旅客施設に接続する駅前広場や道路は、特に移動の連続性に配慮することが必要です。

バリアフリー法(第24条の6)の規定により、公共交通事業者等又は道路管理者は、促進地区内において、旅客施設や道路の改良等であって、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合には、当該行為に着手する30日前までに市に届け出なければならないこととされています。この届出があった場合に市は、促進地区のバリアフリー化を図る上で、支障があると認めるときは、届出に係る行為の変更等の必要な措置を要請します。



◆届出制度の対象の指定

【駅・旅客船乗り場と道路(駅前広場)の改良等に当たっての届出が必要な駅及びその周辺】

地区名	旅客施設	道路	届出の対象範囲
JR朝霧駅 周辺地区	JR朝霧駅	朝霧165号線	鉄道駅施設との連続性確保
	山陽電鉄大蔵谷駅	国道2号	
JR明石駅 山陽明石駅 周辺地区	JR明石駅(北)	大明石1号線	駅前広場(ロータリー)との連続性確保
	JR明石駅(南)	明石中央66号線	
	山陽明石駅	明石中央66号線	駅前広場(ロータリー)との連続性確保
	山陽電鉄人丸前駅	太寺上ノ丸14号線	鉄道駅施設との連続性確保
	淡路行旅客船乗り場	明石中央40号線	旅客船乗り場との連続性確保
JR西明石駅 周辺地区	西明石東口(北)	西明石29号線	駅前広場(ロータリー)との連続性確保
	西明石東口(南)	西明石78号線	鉄道駅施設との連続性確保
JR大久保駅 周辺地区	JR大久保駅(北)	大久保436号線	鉄道駅施設との連続性確保
	JR大久保駅(南)	大久保437号線	
JR魚住駅 周辺地区	JR魚住駅(北)	魚住124号線	駅前広場(ロータリー)との連続性確保
	JR魚住駅(南)	魚住462号線	
山陽電鉄西新 町駅周辺地区	山陽電鉄西新町駅(北)	林船上2号線	鉄道駅施設との連続性確保
山陽電鉄林崎 松江海岸駅周 辺地区	山陽電鉄林崎松江海岸 駅(北)	林船上43号線	鉄道駅施設との連続性確保
山陽電鉄中八 木駅周辺地区	山陽電鉄中八木駅(南)	県道明石高砂線	鉄道駅施設との連続性確保
山陽電鉄東二 見駅周辺地区	山陽電鉄東二見駅(北)	二見207号線	鉄道駅施設との連続性確保
	山陽電鉄東二見駅(南)	県道明石高砂線	
山陽電鉄西二 見駅周辺地区	山陽電鉄西二見駅(北)	二見150号線	鉄道駅施設との連続性確保
	山陽電鉄西二見駅(南)	二見186号線	

【駅間の乗継ぎの配慮が必要な駅及びその周辺】

旅客施設	届出の対象範囲
JR明石駅・山陽明石駅	鉄道駅相互間のバリアフリー経路
JR西明石駅	在来線-新幹線間のバリアフリー経路

3. 移動等円滑化促進地区の方針

移動円滑化促進地区では、各促進地区の状況に応じて地域や事業者と連携しながら、「1. 全市的なユニバーサルデザインの基本方針」に記載した取組等を具体化し、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていきます。

以下に、各促進地区の位置や区域、地区目標、取組方針、生活関連施設、生活関連経路等、促進地区ごとのユニバーサルデザインのまちづくりの方針を示します。今後、基本構想の検討過程の中で、当事者・市民や地域の意向、実施する事業内容等を踏まえ、必要が生じれば、促進地区の方針の見直しも行うこととします。

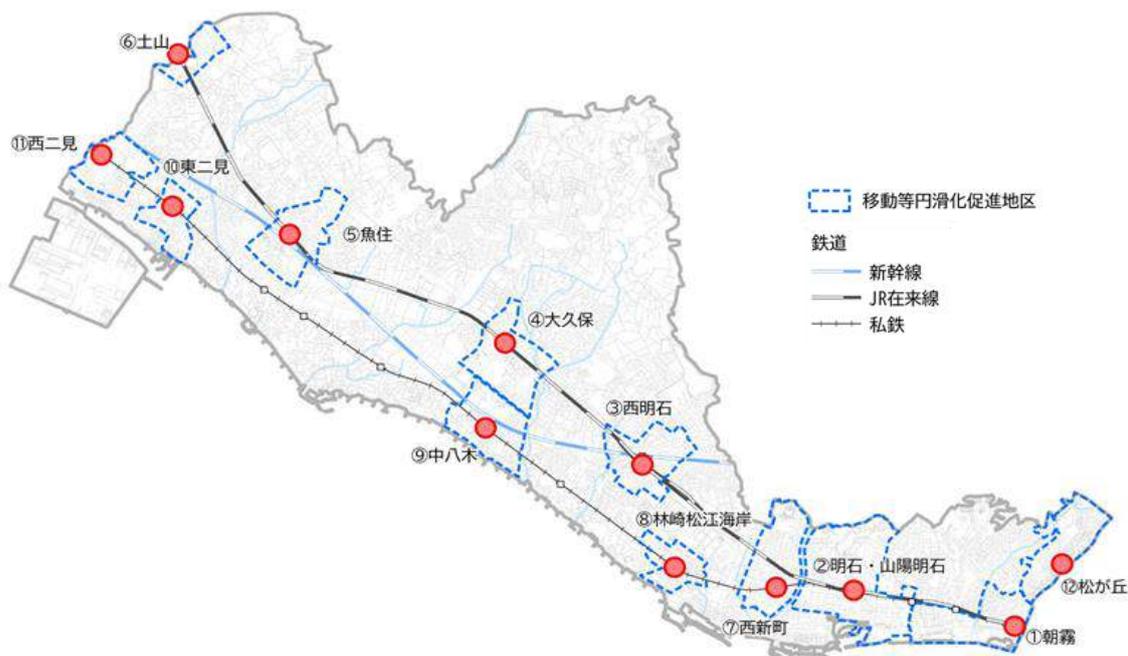


図.移動等円滑化促進地区の位置・区域

3.1 JR 朝霧駅周辺地区

(1) 地区特性

駅南側には、市のレクリエーション拠点となる大蔵海岸公園が立地しており、駅と大蔵海岸公園とは朝霧歩道橋で直結し、公園付近には複数の施設が立地するなど親水性の高いウォーターフロントを形成しています。

また、駅南側の国道 2 号・28 号沿いには、沿道型店舗が立地し、駅北側には土地区画整理事業等により形成された中低層の住宅地が広がっています。

(2) 地区のバリアフリー状況

- ◆ JR朝霧駅は、エレベーター、多目的トイレ、内方線付き点状ブロックの設置等のバリアフリー化を実施。
- ◆ 駅前広場は乗り換え利便性の向上、バリアフリー化等を目的にリニューアル済み。
- ◆ 朝霧歩道橋の海側にエレベーターが設置され、エレベーター棟 1 階には、多機能トイレが設置されている。
- ◆ 朝霧歩道橋の海側から砂浜に行くことが可能なスロープを整備。砂浜用車いす貸出を実施。



リニューアルされた駅前広場



JR 朝霧駅構内のトイレ



砂浜に行くことができるスロープ



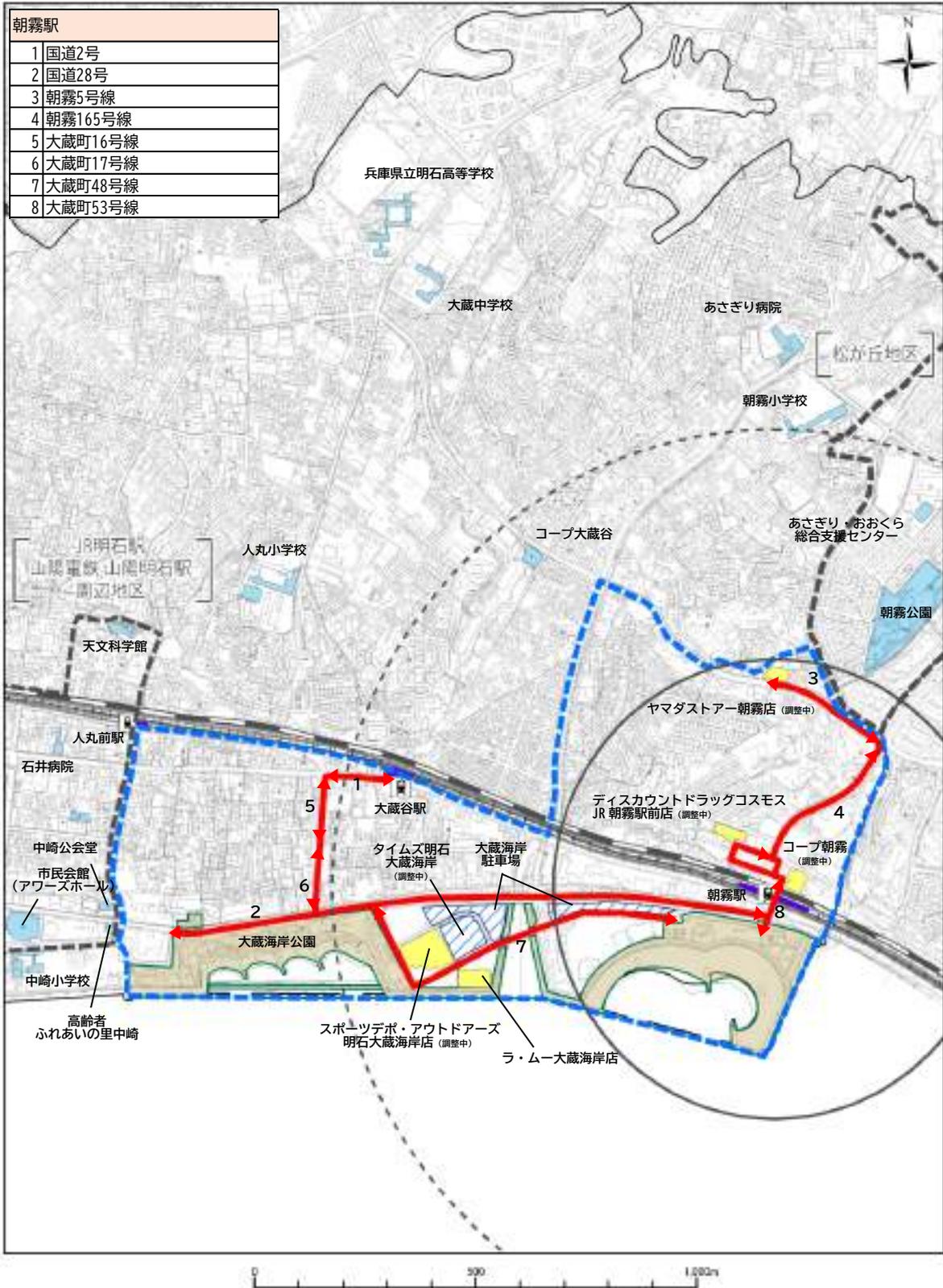
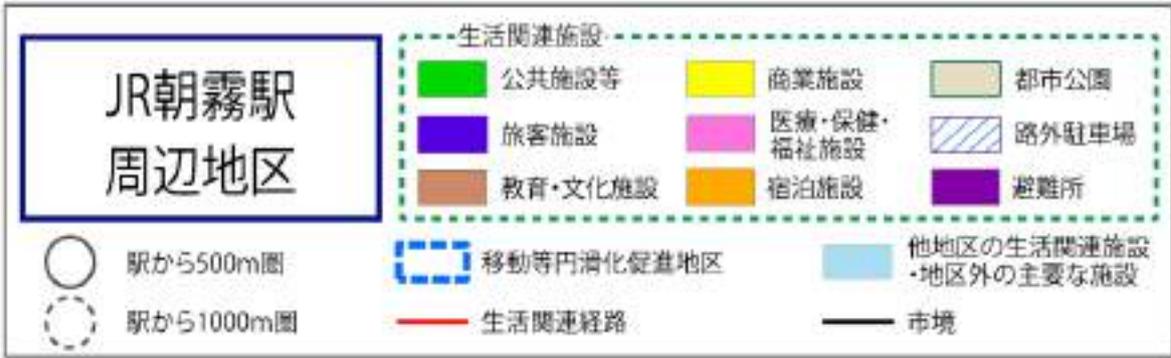
砂浜用車いすの貸出し(大蔵海岸公園)

(3) 地区目標

駅から大蔵海岸公園までのバリアフリー化による、誰もが安心して楽しめるユニバーサルデザインのウォーターフロントの形成

(4) 地区の取組方針

- ◆ 駅から大蔵海岸公園までの経路、大蔵海岸公園等における、誰もが安全に移動し、利用しやすい環境の整備。
- ◆ 大蔵海岸公園を活用した、ユニバーサルツーリズムの促進。
- ◆ ユーザビリティに配慮した建築物のバリアフリーの促進と、建築物と歩道との連続性の確保。



3.2 JR 明石駅・山陽電鉄山陽明石駅周辺地区

(1) 地区特性

市の商業・業務機能の中心地として、駅南側を中心に、市内外から多くの人が集まり、にぎわう中心市街地が形成されています。駅周辺には、市の環境・景観核となる県立明石公園、魚の棚商店街、天文学科学館など様々な文化・歴史・レクリエーション資源が点在します。先行的・重点的にユニバーサルデザインのまちづくりを推進する地区として、誰もが日常的に楽しみやすく安全に移動できるユーザビリティと回遊環境の向上を目指しています。

(2) 地区のバリアフリー状況

- ◆ JR 明石駅、山陽明石駅は、エレベーター、多機能トイレ、内方線付き点状ブロックの設置等のバリアフリー化を実施。
- ◆ 駅南側は市街地再開発事業により駅前広場の改良や商業・公共サービス機能の向上など、駅周辺のバリアフリー化が完了。
- ◆ 駅周辺における歩道の整備、点字ブロックの設置等のバリアフリー化を実施。
- ◆ 駐輪場の整備、自転車等放置禁止区域の指定範囲の拡大等により、駅周辺の放置自転車台数は大幅に減少。



山陽明石駅のエレベーター



リニューアルされた駅前広場



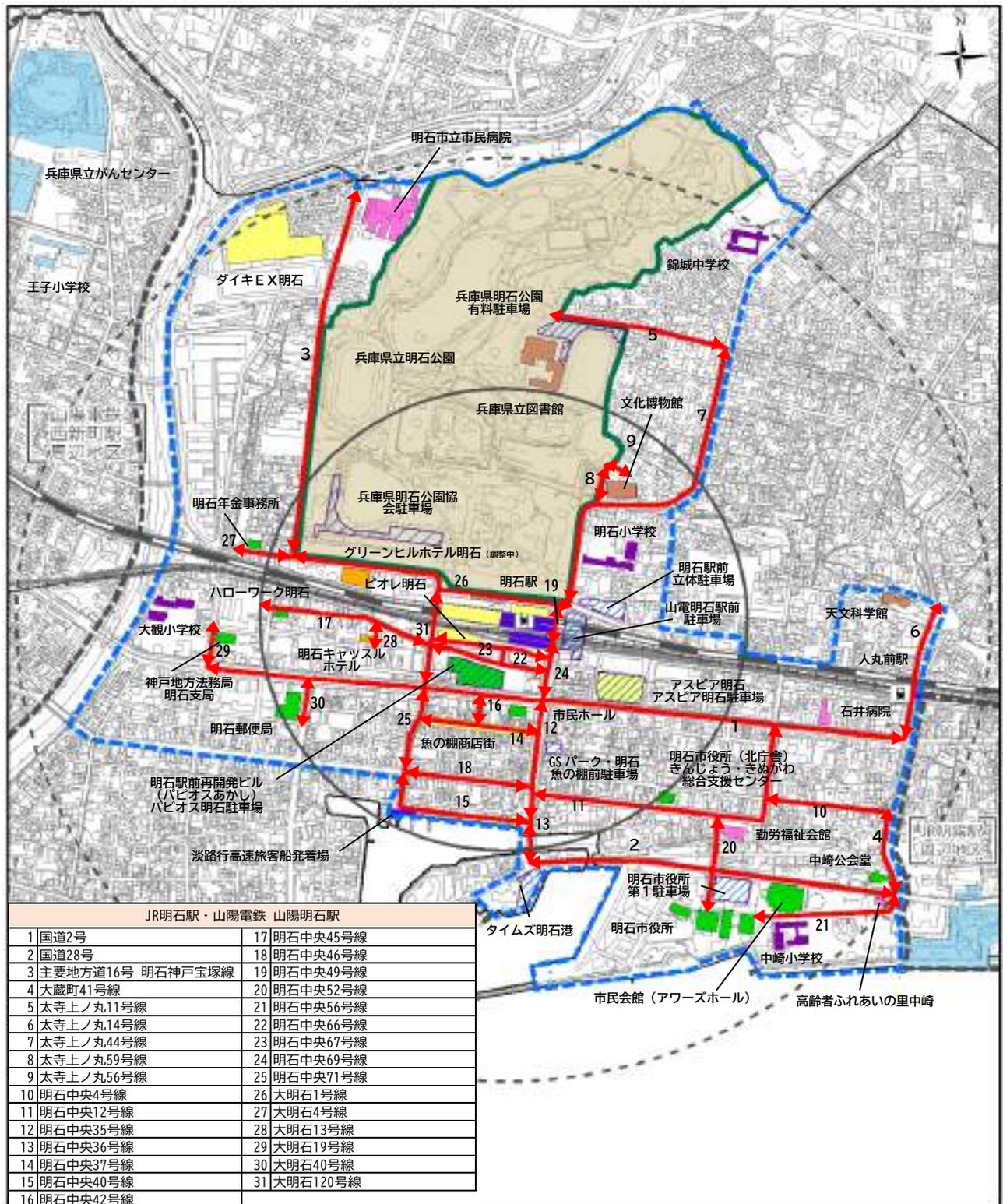
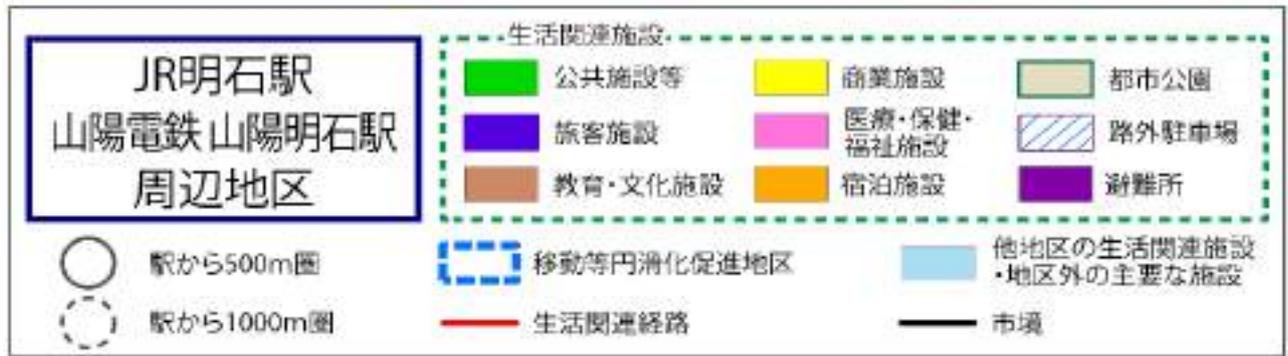
整備された歩道

(3) 地区目標

あかしの中心核にふさわしい、人が交流し、にぎわいあふれる
先導的なユニバーサルデザインのまちづくり

(4) 地区の取組方針

- ◆ バリアが散見される歩道や視覚障害者が横断を危険と感じる交差点等における、更なるユーザビリティの向上、休憩スペースの設置等による移動環境の質の向上、施設と歩道の連続性の確保。
- ◆ 駅、バスターミナル等の旅客施設における案内誘導の改善・充実。
- ◆ 公共施設や大規模施設のみならず、宿泊施設、小規模店舗等も含めた建築物や、公園・駐車場についてのユーザビリティに配慮したバリアフリー化の促進。
- ◆ 観光資源や中心市街地のにぎわいを楽しむユニバーサルツーリズムの拠点整備。



3.3 JR 西明石駅周辺地区

(1) 地区特性

JR 山陽本線と山陽新幹線が交差し、神戸・大阪や首都圏等にアクセス可能な広域交通ネットワークの拠点となっています。駅周辺には商業・業務機能が集積し、その背後は住宅地が形成されています。

駅周辺の活力を生かし、地域の人も広域からの来訪者も快適に時間を過ごせる駅の南北が一体となったまちづくりを目指しています。

(2) 地区のバリアフリー状況

- ◆ 駅は、エレベーター、多機能トイレ、内方線付き点状ブロック等の設置、西側改札からの連絡通路の整備等によるバリアフリー化を実施。
- ◆ 東西の駅前広場の整備にあわせて、東口連絡通路にエレベーターの設置、バス停の整備、歩道の点字ブロックの設置や段差・勾配の改修等を実施。
- ◆ 駅周辺における歩道の整備、点字ブロックの設置等のバリアフリー化を実施。
- ◆ 駐輪場の整備、自転車等放置禁止区域の指定範囲の拡大等により、駅周辺の放置自転車台数は大幅に減少。



駅構内の連絡通路



東口連絡通路のエレベーター



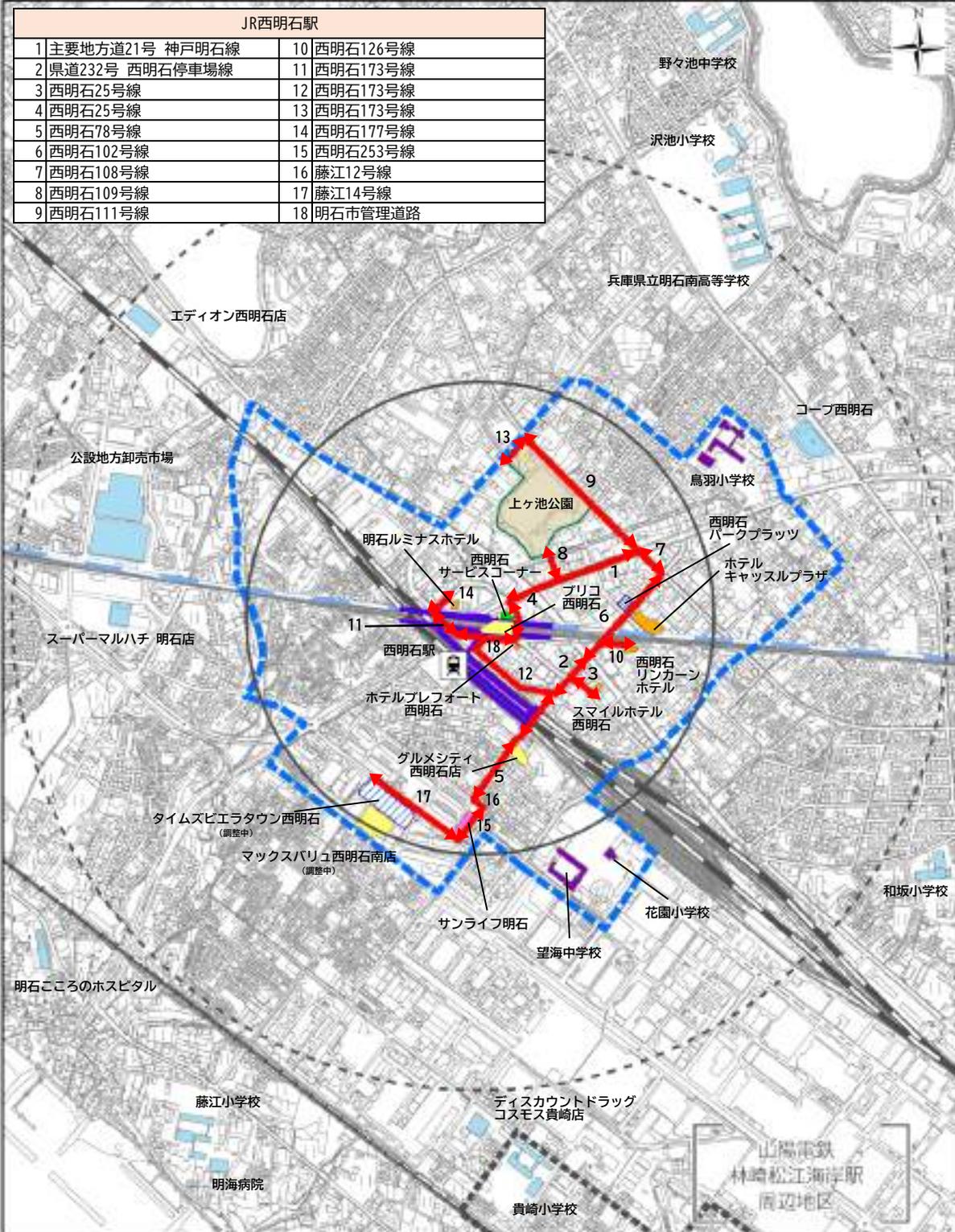
駅前広場とバス停

(3) 地区目標

にぎわいの創出と暮らしやすさの向上を目指した、ユニバーサルデザインのまちづくりによる広域交通の玄関口としての機能強化

(4) 地区の取組方針

- ◆ 駅周辺のまちづくりと連携した、広域交通ネットワーク拠点にふさわしいユニバーサルデザインのまちづくりの推進。
- ◆ 駅構内の東西改札間の移動や、在来線から新幹線への移動の円滑化。
- ◆ 広域からの来訪者に配慮した案内誘導の改善・充実。
- ◆ 生活関連経路における、歩行者の通行空間の確保と移動の円滑化。
- ◆ ユーザビリティに配慮した宿泊施設等の建築物・駐車場・公園のバリアフリー化と、施設と歩道との移動の連続性の確保。



3.4 JR 大久保駅周辺地区

(1) 地区特性

駅南側は、都市景観形成地区に指定されており、土地区画整理事業等により整備された商業拠点や集合住宅地が美しい都市景観を形成しています。近年は、公共施設の整備や JT 跡地の開発などにより、新たなまちづくりの動きも見られます。

また、駅北側についても、土地区画整理事業により形成した良好な市街地での土地利用が進んでおり、駅の南北が一体となったにぎわいと魅力づくりが進められています。

(2) 地区のバリアフリー状況

- ◆ 駅は、エレベーター、多機能トイレ、内方線付き点状ブロックの設置等のバリアフリー化を実施。
- ◆ 駅前広場や駅周辺における歩道の点字ブロックの設置、駅から大久保市民センターまでの歩道における段差・勾配の改修、幅員の確保を実施。



駅構内のエレベーター



バリアフリー化が図られた駅前広場



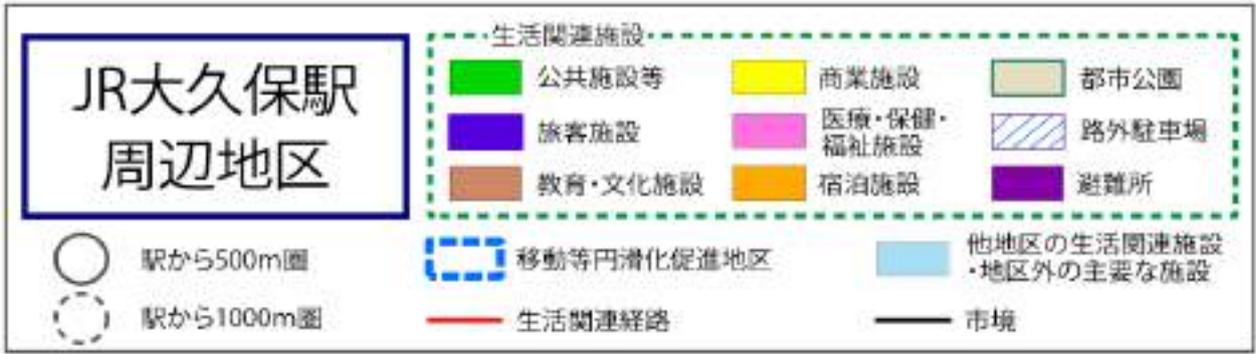
歩道のバリアフリー化

(3) 地区目標

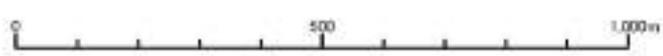
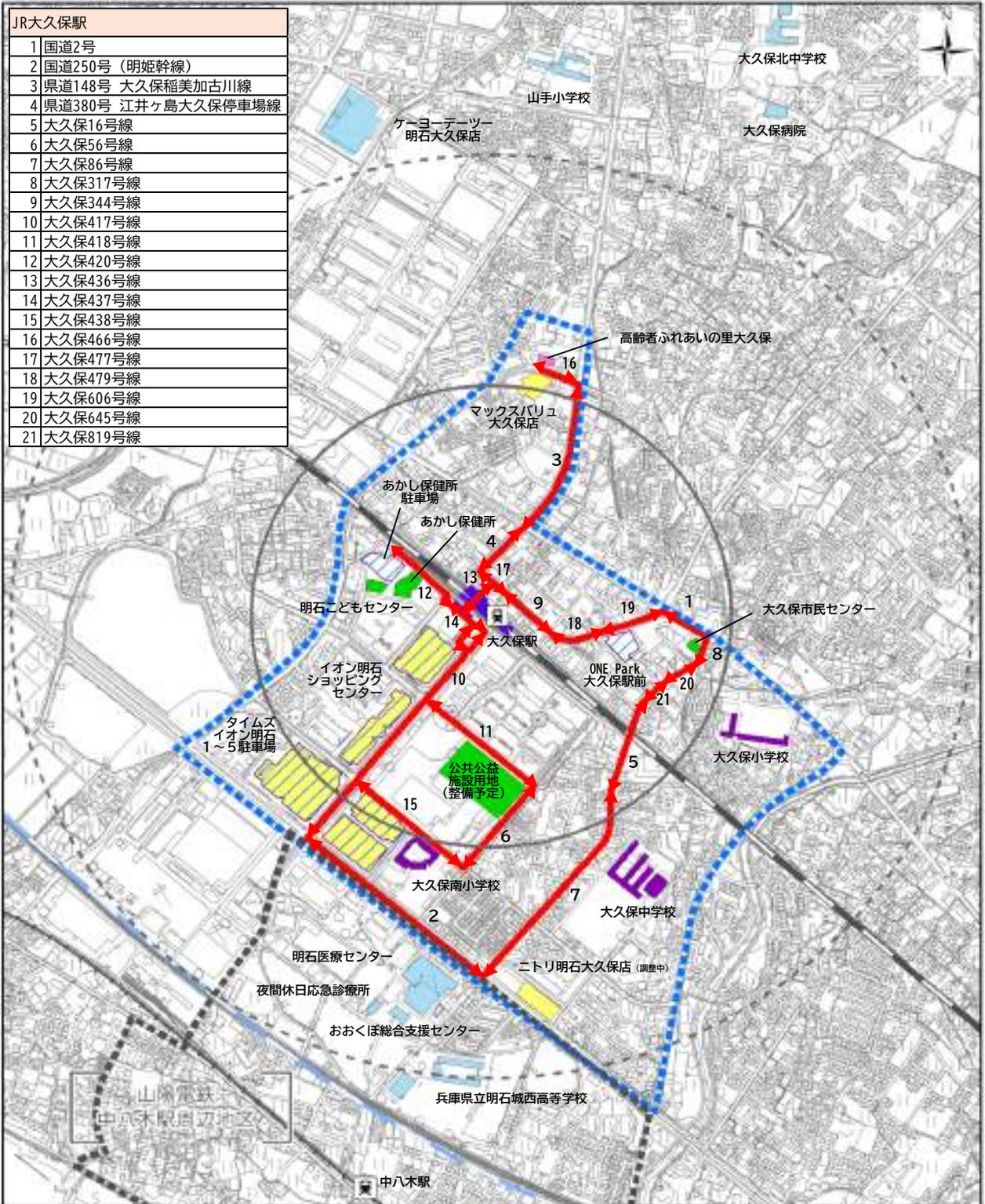
まちの変化に対応した移動経路の連続性の確保等による、誰もが住み続けたい魅力的なユニバーサルデザインのまちづくり

(4) 地区の取組方針

- ◆ 新たな施設整備等によるまちの変化に対応したユニバーサルデザインのまちづくり。
- ◆ 移動の連続性の確保による更なるバリアフリー化。
- ◆ 生活関連経路における歩道の波打ち解消、段差・勾配の改修、点字ブロック設置。
- ◆ ユーザビリティに配慮した商業施設を中心とした建築物・駐車場のバリアフリー化の促進。



JR大久保駅	
1	国道2号
2	国道250号(明姫幹線)
3	県道148号 大久保稲美加古川線
4	県道380号 江井ヶ島大久保停車場線
5	大久保16号線
6	大久保56号線
7	大久保86号線
8	大久保317号線
9	大久保344号線
10	大久保417号線
11	大久保418号線
12	大久保420号線
13	大久保436号線
14	大久保437号線
15	大久保438号線
16	大久保466号線
17	大久保477号線
18	大久保479号線
19	大久保606号線
20	大久保645号線
21	大久保819号線



3.5 JR 魚住駅周辺地区

(1) 地区特性

駅南側は、公園や図書館等の公共施設が立地しており、また、駅北側では土地区画整理事業等により良好な住宅地が形成されています。

駅の橋上化に伴い、駅の南北をつなぐ自由通路や南北駅前広場、駅へのアクセス道路の整備が行われ、駅北側では運動公園の整備が進められているなど駅の南北が一体となった暮らしの核づくりの強化やまちのにぎわいづくりが進められています。

(2) 地区のバリアフリー状況

- ◆ 駅は、エレベーター、多機能トイレ、内方線付き点状ブロックの設置等のバリアフリー化を実施。
- ◆ 南北の駅前広場の新設・改良により、バス、タクシー等の乗降場を整備するなど、交通結節点の機能を強化。
- ◆ 駅周辺における歩道の整備、点字ブロックの設置等のバリアフリー化を実施。



駅前広場の障害者用乗降場



エレベーター・エスカレーターの整備



駅構内の多目的トイレ

(3) 地区目標

駅周辺の移動環境の向上に向けた
ユニバーサルデザインによる暮らしの核とにぎわいづくり

(4) 地区の取組方針

- ◆ 駅周辺の歩道や施設のバリアフリー化の周辺地域への展開。
- ◆ 生活関連経路について、歩道への点字ブロックの設置と、歩道未設置区間における歩行者通行空間の確保。
- ◆ 誰もが憩えるユニバーサルデザインに配慮した公園整備の推進。
- ◆ ユーザビリティに配慮した建築物のバリアフリー化の促進と、建築物と歩道との連続性の確保。

JR魚住駅 周辺地区

- 駅から500m圏
- 駅から1000m圏

生活関連施設

公共施設等	商業施設	都市公園
旅客施設	医療・保健・福祉施設	路外駐車場
教育・文化施設	宿泊施設	避難所

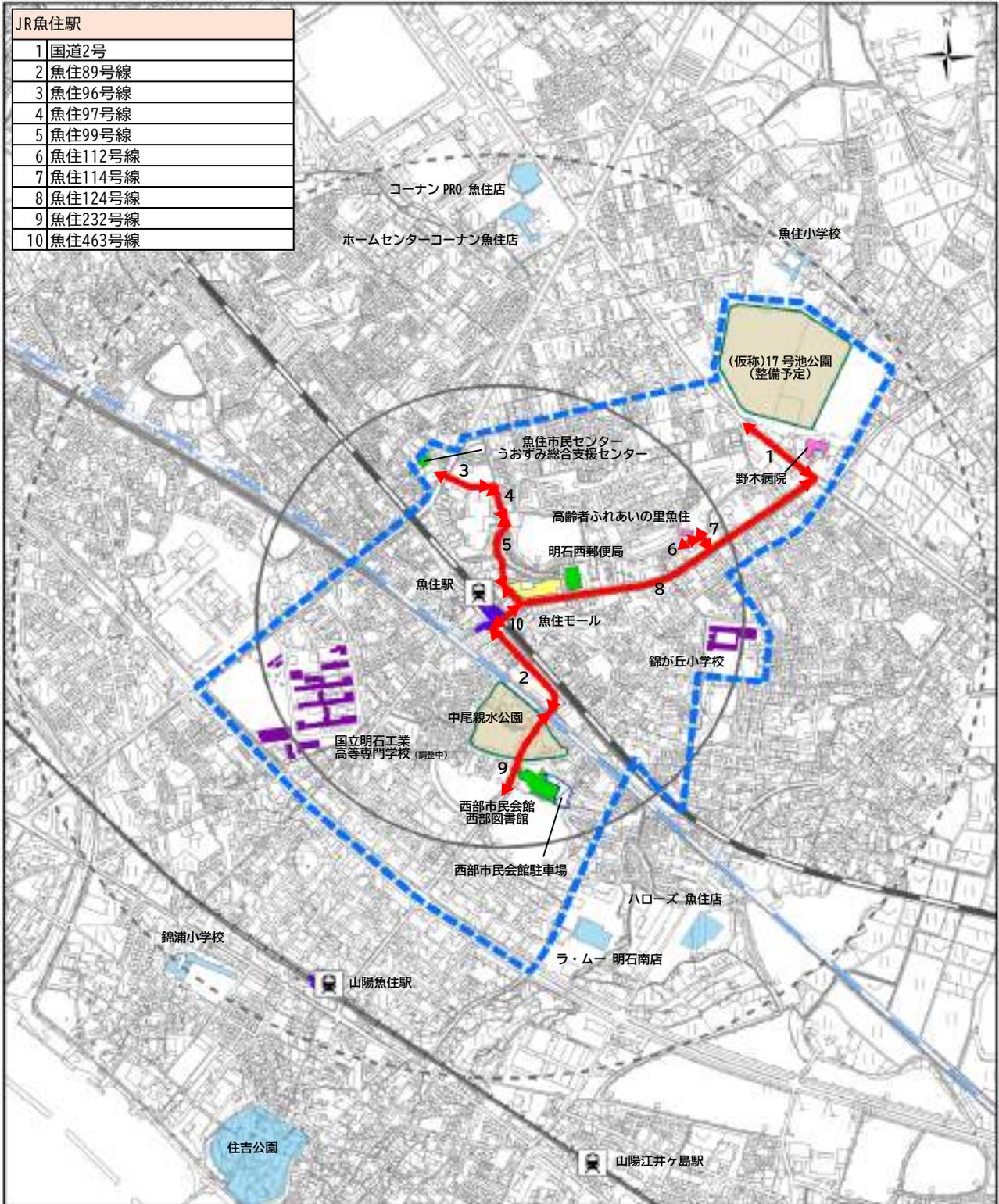
移動等円滑化促進地区

生活関連経路

他地区の生活関連施設・地区外の主要な施設

市境

JR魚住駅	
1	国道2号
2	魚住89号線
3	魚住96号線
4	魚住97号線
5	魚住99号線
6	魚住112号線
7	魚住114号線
8	魚住124号線
9	魚住232号線
10	魚住463号線



3.6 JR土山駅周辺地区

(1) 地区特性

駅前広場と駅へのアクセス道路の整備により、利便性の高い市街地環境が形成され、快適な住環境と産業が調和したまちづくりが進められています。

播磨町との境界部分であり、駅は播磨町に立地していることから、同町との連携のもとでまちづくりを進めていく必要がある地区です。

(2) 地区のバリアフリー状況

- ◆ 駅は、エレベーター、多機能トイレ、内方線付き点状ブロックの設置等のバリアフリー化を実施。
- ◆ 駅東側に駅前広場を整備し、バス、タクシー等の乗降場を整備するなど、交通結節点の機能を強化。
- ◆ 駅北側道路の一部区間において、路側帯のカラー舗装により、歩行者の通行空間を確保。



駅前広場



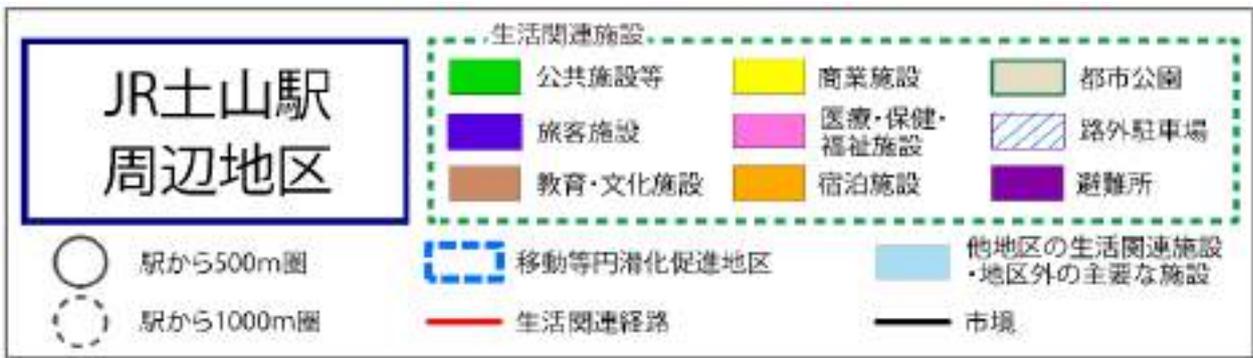
路側帯のカラー舗装(駅北側)

(3) 地区目標

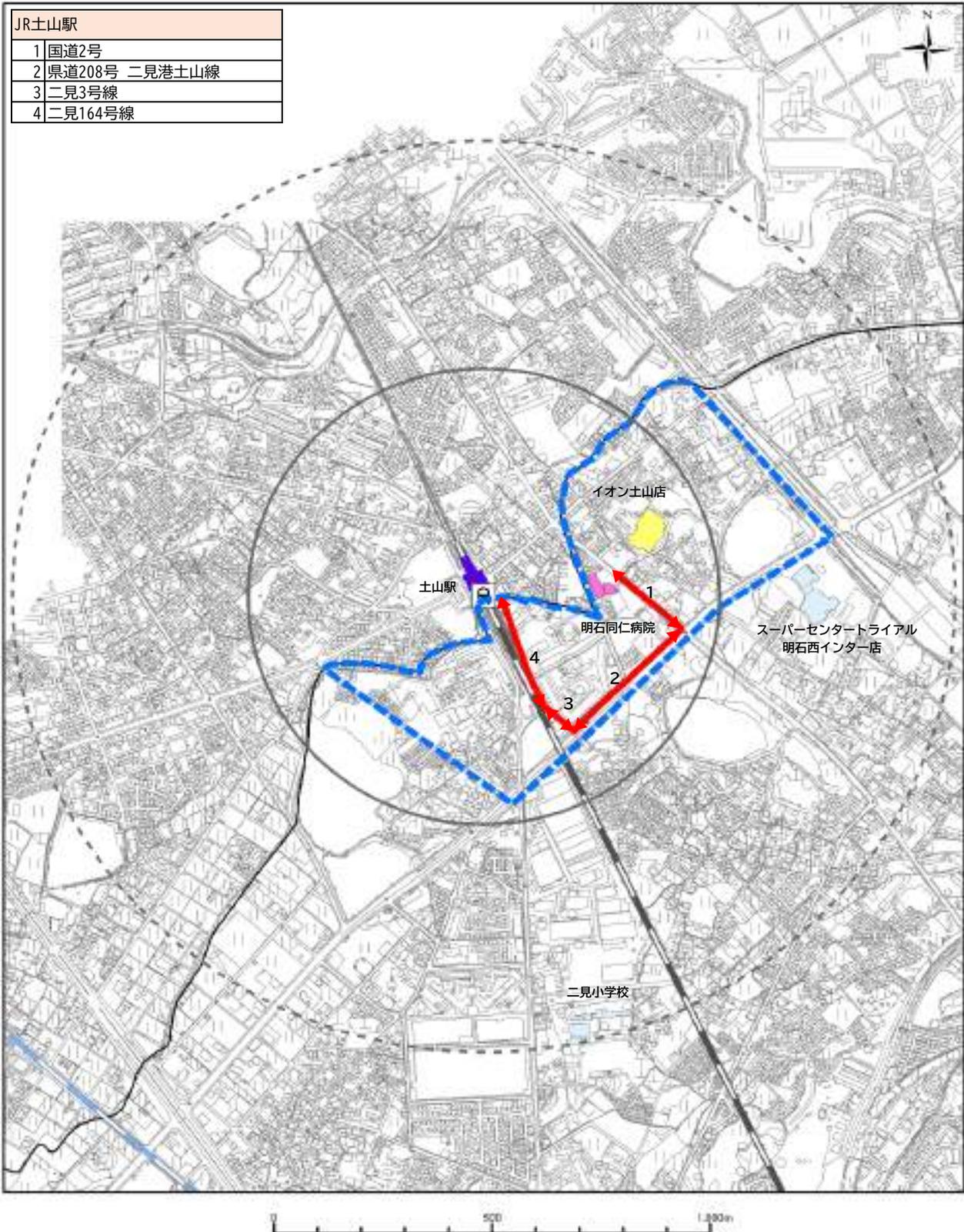
安全で安心な移動環境の向上等に向けた、
播磨町との連携による駅周辺のユニバーサルデザインのまちづくり

(4) 地区の取組方針

- ◆ 播磨町との連携によるユニバーサルデザインのまちづくり。
- ◆ 交通量が多い生活関連経路における歩道の整備や点字ブロック等の設置。
- ◆ 歩道未整備区間における歩行者通行空間の確保。
- ◆ ユーザビリティに配慮した建築物のバリアフリー化の促進と、建築物と歩道との連続性の確保。



JR土山駅	
1	国道2号
2	県道208号 二見港土山線
3	二見3号線
4	二見164号線



3.7 山陽電鉄西新町駅周辺地区

(1) 地区特性

山陽電鉄本線連続立体交差事業(第2期)の実施、幹線道路網や駅周辺の施設整備などにより、多様な地域特性を活かした活力と魅力あるまちづくりが進められています。

駅北側には医療施設や大学、南側には税務署や警察署といった公共施設が立地しています。

(2) 地区のバリアフリー状況

- ◆ 駅は、連続立体交差事業により、エレベーター、多機能トイレ、内方線付き点状ブロックの設置等のバリアフリー化を実施。
- ◆ 駅北側にユニバーサルデザインの駅前広場を整備。
- ◆ 駅周辺の鉄道沿線において、バリアフリー化された歩道を整備。



バリアフリー化された駅



ユニバーサルデザインの駅前広場



鉄道沿線に整備された歩道

(3) 地区目標

駅周辺におけるユニバーサルデザインのまちづくりを
広範囲に拡大することによる、安全で安心なまちづくり

(4) 地区の取組方針

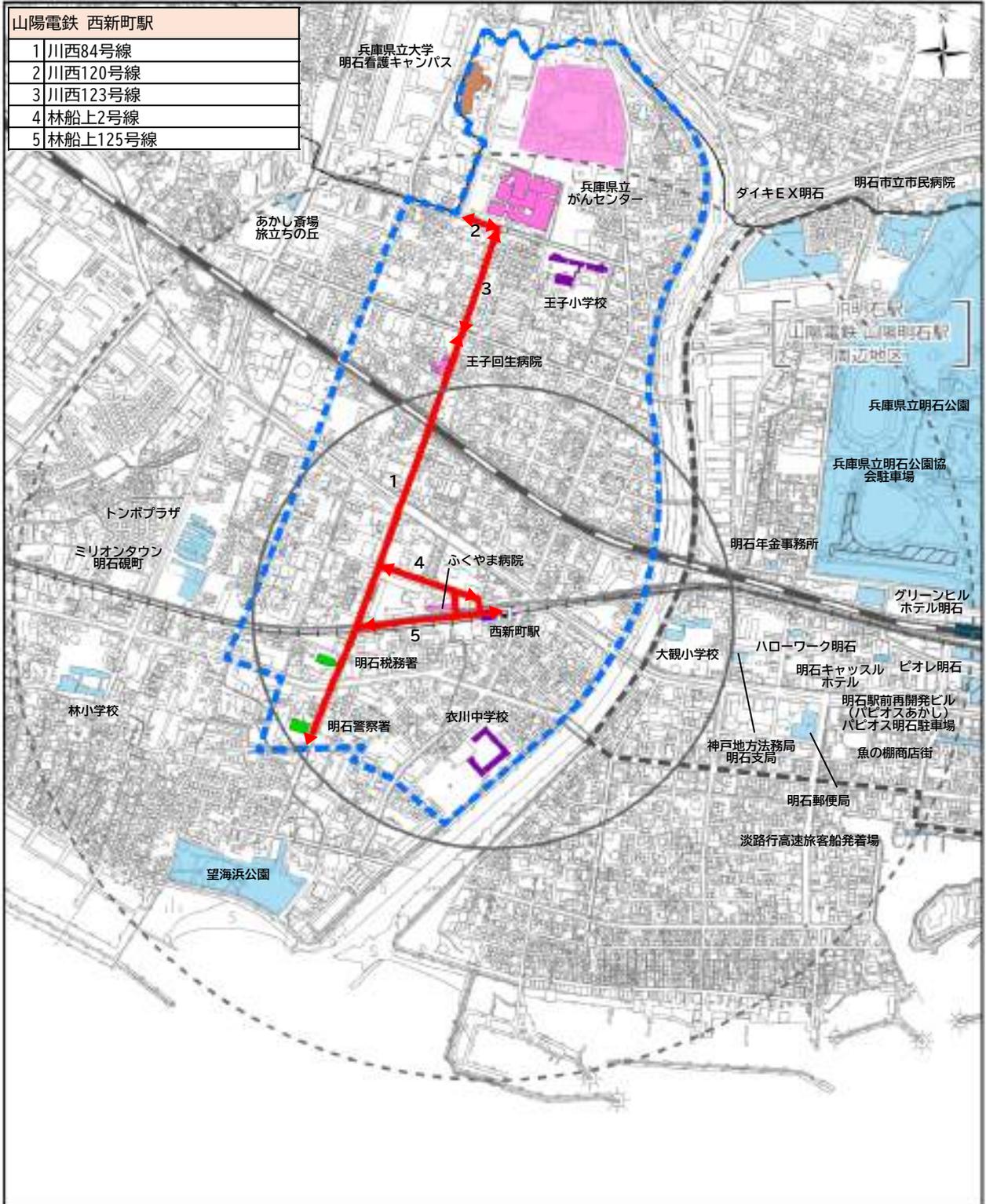
- ◆ 生活関連経路における歩道の波打ち解消、段差・勾配の改修、点字ブロック設置。
- ◆ ユーザビリティに配慮した建築物のバリアフリー化の促進、建築物と歩道との連続性の確保。

山陽電鉄 西新町駅 周辺地区



山陽電鉄 西新町駅

1	川西84号線
2	川西120号線
3	川西123号線
4	林船上2号線
5	林船上125号線



3.8 山陽電鉄林崎松江海岸駅周辺地区

(1) 地区特性

駅周辺には中低層の住宅地が形成されています。駅北側には、市民を対象とした各種福祉サービス拠点となる総合福祉センターや、総合支援センターが立地していることから、高齢者、障害者などが多く訪れる地区です。

また、駅南側には中低層の住宅地や林崎松江海岸が立地しています。

(2) 地区のバリアフリー状況

- ◆ 駅は、車いす使用者等が通行しやすい幅広改札、内方線付き点状ブロックの設置、インターホンの改善等を実施。
- ◆ 駅から総合福祉センターまでの移動経路の交差点に音響式信号機とエスコートゾーンを設置。
- ◆ 総合福祉センターに、多目的ホールや交流スペース等を備える新館を整備するなど、福祉拠点としての機能を強化。



駅のインターホン



音響式信号機とエスコートゾーンの設置



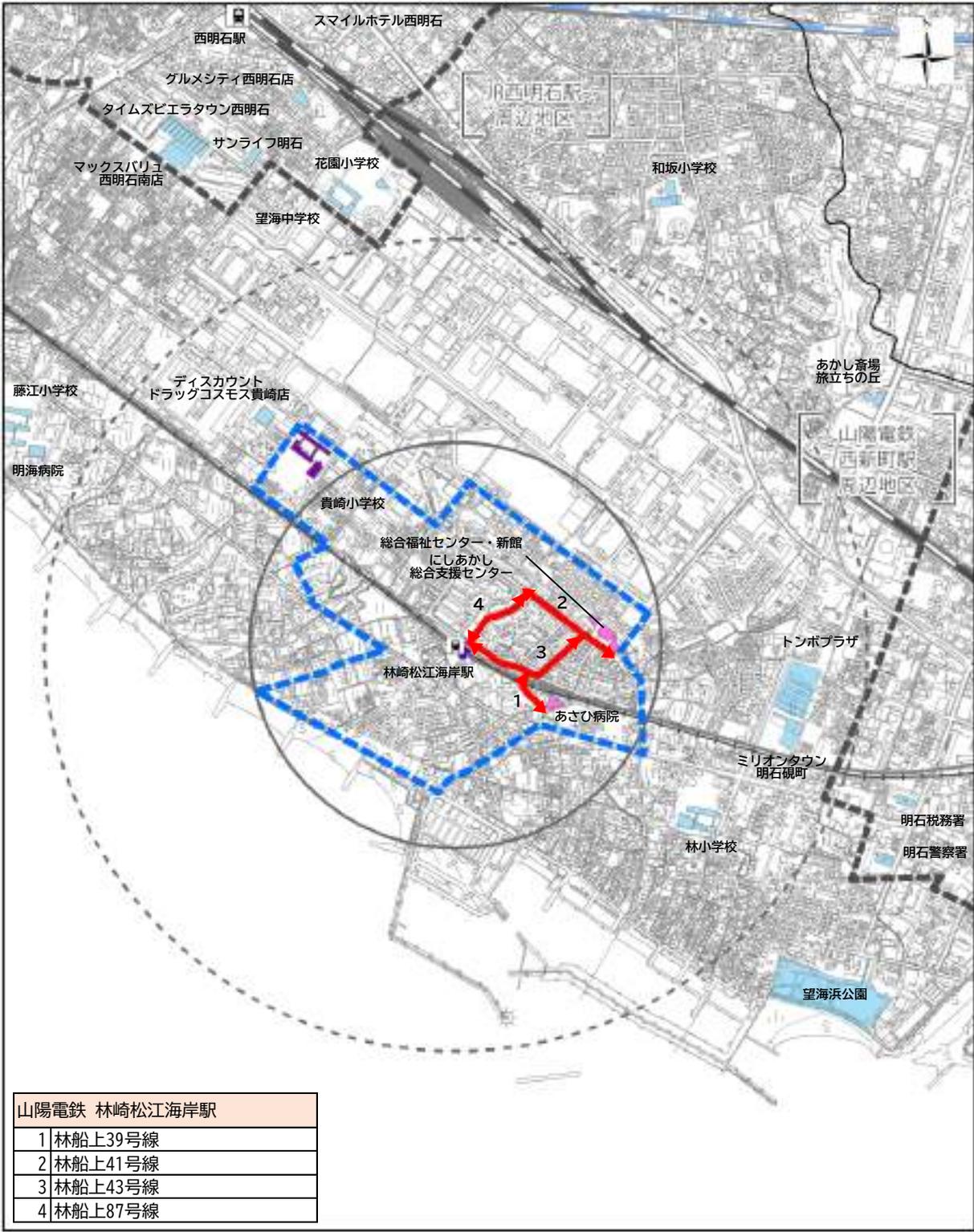
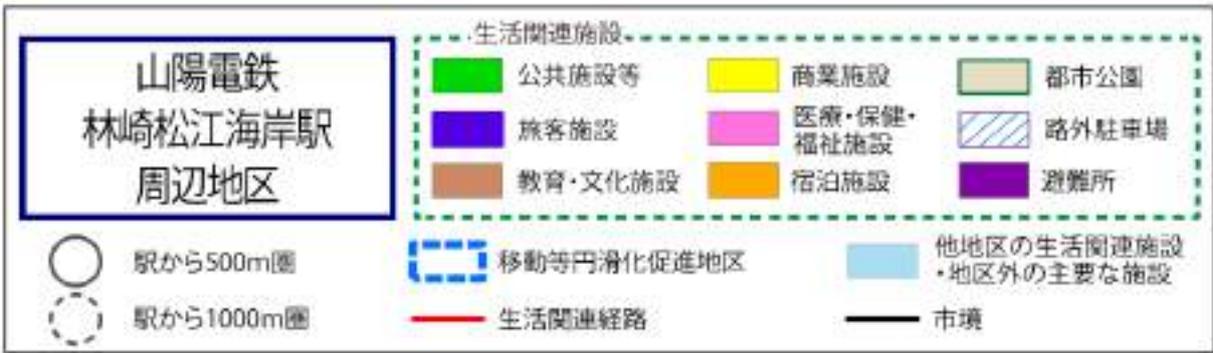
総合福祉センター新館

(3) 地区目標

市の福祉拠点にふさわしい、
先導的なユニバーサルデザインのまちづくり

(4) 地区の取組方針

- ◆ 駅構内のホーム間を結ぶ連絡通路の整備、多機能トイレの設置、改札出入口の勾配緩和等による、駅のバリアフリー化。
- ◆ 生活関連経路について、歩道の一部区間における点字ブロックの設置、段差・勾配等の改修等と、歩道未整備区間における歩行者通行空間の確保。
- ◆ 総合福祉センター利用者の移動の足となる公共交通の維持・確保。
- ◆ ユーザビリティに配慮した建築物のバリアフリー化の促進と、建築物と歩道との連続性の確保。
- ◆ 総合福祉センター新館を活用したユニバーサルスポーツの普及・促進。



山陽電鉄 林崎松江海岸駅	
1	林船上39号線
2	林船上41号線
3	林船上43号線
4	林船上87号線

3.9 山陽電鉄中八木駅周辺地区

(1) 地区特性

駅の北東側や南側には、低層住宅地が広がり、ゆとりとうるおいのある住環境の形成が進められており、今後の人口増加が見込まれる地区です。

また、駅北側には、明石医療センター、明石市夜間休日応急診療所、総合支援センターといった医療施設や福祉施設が立地しています。

(2) 地区のバリアフリー状況

- ◆ 駅は、構内に多機能トイレ、内方線付き点状ブロック等を設置。
- ◆ 駅から医療施設までの一部区間の歩道に、点字ブロックを設置。



整備された歩道



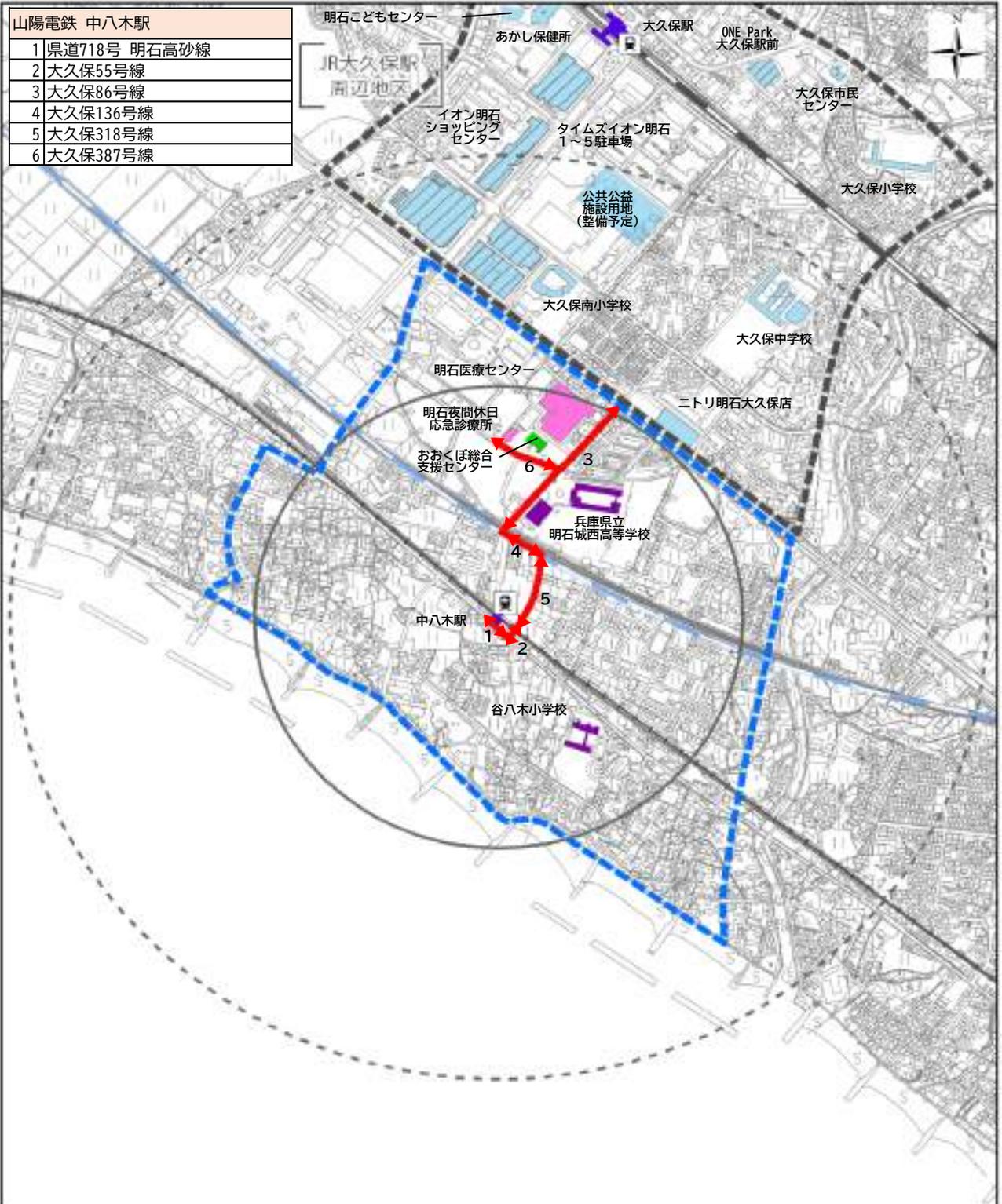
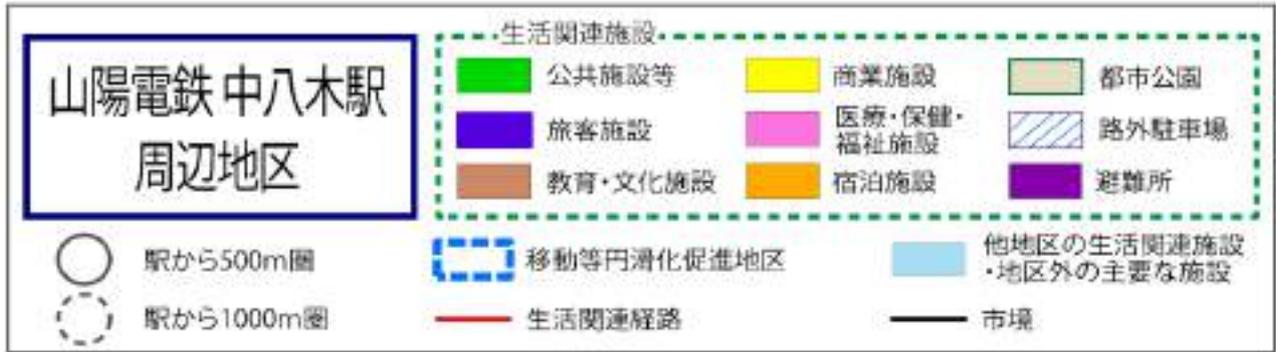
駅構内の多目的トイレ

(3) 地区目標

駅と医療施設・福祉施設を結ぶ移動経路のバリアフリー化を契機とした
ユニバーサルデザインのまちづくり

(4) 地区の取組方針

- ◆ 駅構内のホーム間を結ぶ連絡経路等のバリアフリー化の促進。
- ◆ 駅から医療施設・福祉施設までの歩道における波打ち解消、段差・勾配等の改修、点字ブロックの設置。
- ◆ 歩道未整備区間における、歩行者通行空間の確保。
- ◆ ユーザビリティに配慮した建築物のバリアフリー化の促進と、建築物と歩道との連続性の確保。



3.10 山陽電鉄東二見駅周辺地区

(1) 地区特性

駅を中心に住宅街や商店街が形成されており、マンション開発等により、駅周辺の人口は増加傾向です。また、臨海部に大規模な工業地域があり、通勤者を中心に駅を利用する人が多い状況です。

駅南側には、福祉・子育て施設であるふれあいプラザあかし西、市民センター等の施設が立地しています。

(2) 地区のバリアフリー状況

- ◆ 駅は、エレベーター、多機能トイレ、内方線付き点状ブロック等の設置、ホームと車両の段差解消等により、バリアフリー化済み。
- ◆ 駅北側に駅前広場を整備し、バスや送迎車両の乗降場を確保するなど、交通結節点の機能を強化。
- ◆ 駅から市民センター等への移動経路に歩道橋、エレベーター等を整備。



駅構内のエレベーター



駅南のデッキ通路



駅前広場

(3) 地区目標

駅と福祉施設・公共施設とを結ぶ移動経路のバリアフリー化による
まちの安全性向上を目指したユニバーサルデザインのまちづくり

(4) 地区の取組方針

- ◆ 生活関連経路における、歩道の波打ち解消、段差・勾配の改修、点字ブロックの設置。
- ◆ ユーザビリティに配慮した建築物のバリアフリー化の促進と、建築物と歩道との連続性の確保。

3.11 山陽電鉄西二見駅周辺地区

(1) 地区特性

駅南側は、駅の新設に伴う土地区画整理事業により、大規模商業施設が複数立地する商業地とそれを取り囲む住宅地が形成され、地区計画による良好なまちなみ形成が進められています。

また、駅東側には医療・福祉施設や公共施設が立地しています。

(2) 地区のバリアフリー状況

- ◆ 駅は、新設時に、エレベーター、多機能トイレ、内方線付き点状ブロックの設置等のバリアフリー化を実施。
- ◆ 駅の南北に駅前広場や駅へのアクセス道路を整備し、駅前広場にはバス、タクシー等の乗降場を整備するなど、交通結節点の機能を強化。



バリアフリー化された駅



駅前広場



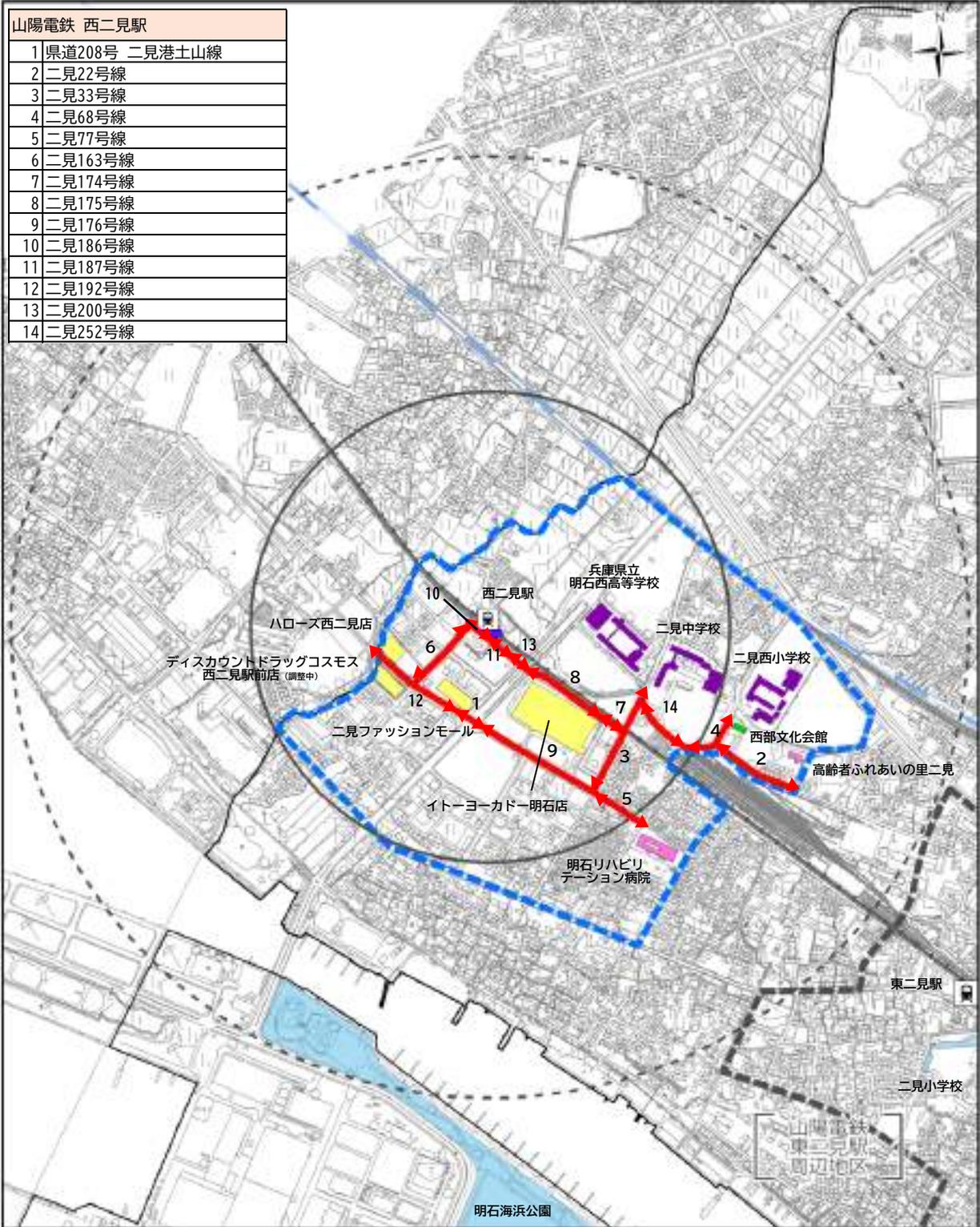
駅へのアクセス道路

(3) 地区目標

大規模商業施設の賑わいと、地域の暮らしが両立する
ユニバーサルデザインのまちづくり

(4) 地区の取組方針

- ◆ 生活関連経路における、歩道の波打ち解消、段差・勾配の改修、点字ブロックの設置。
- ◆ 歩道の未整備区間における、歩行者通行空間の確保。
- ◆ ユーザビリティに配慮した建築物のバリアフリー化の促進と、建築物と歩道との連続性の確保。



3.12 松が丘地区

(1) 地区特性

市境に位置する同地区は、昭和40年代に丘陵地の開発が完成し、低層住宅と公的集合住宅が形成されています。地区内には勾配が急な坂道が多く存在しており、明石・山陽明石駅や朝霧駅からのバスが主な交通手段となっています。地区の西側には学校や総合支援センターが立地しており、東側には医療・福祉施設や商業施設等が集積するなど、一定のコミュニティが形成されています。

地区の高齢化が進んでおり、地域の安全・安心を目指し、まちのバリア解消に向けた地域活動が行われています。

(2) 地区のバリアフリー状況

- ◆ 歩道の整備や公園への手すり・スロープの設置等によるバリアフリー化を実施。
- ◆ 勾配が急な歩道に、休憩用のベンチや助け合い看板を設置。
- ◆ 商業施設や医療・福祉施設等には、エレベーター、点字ブロック等を設置。



地域によるバリアフリーチェック



歩道のベンチと助け合い看板



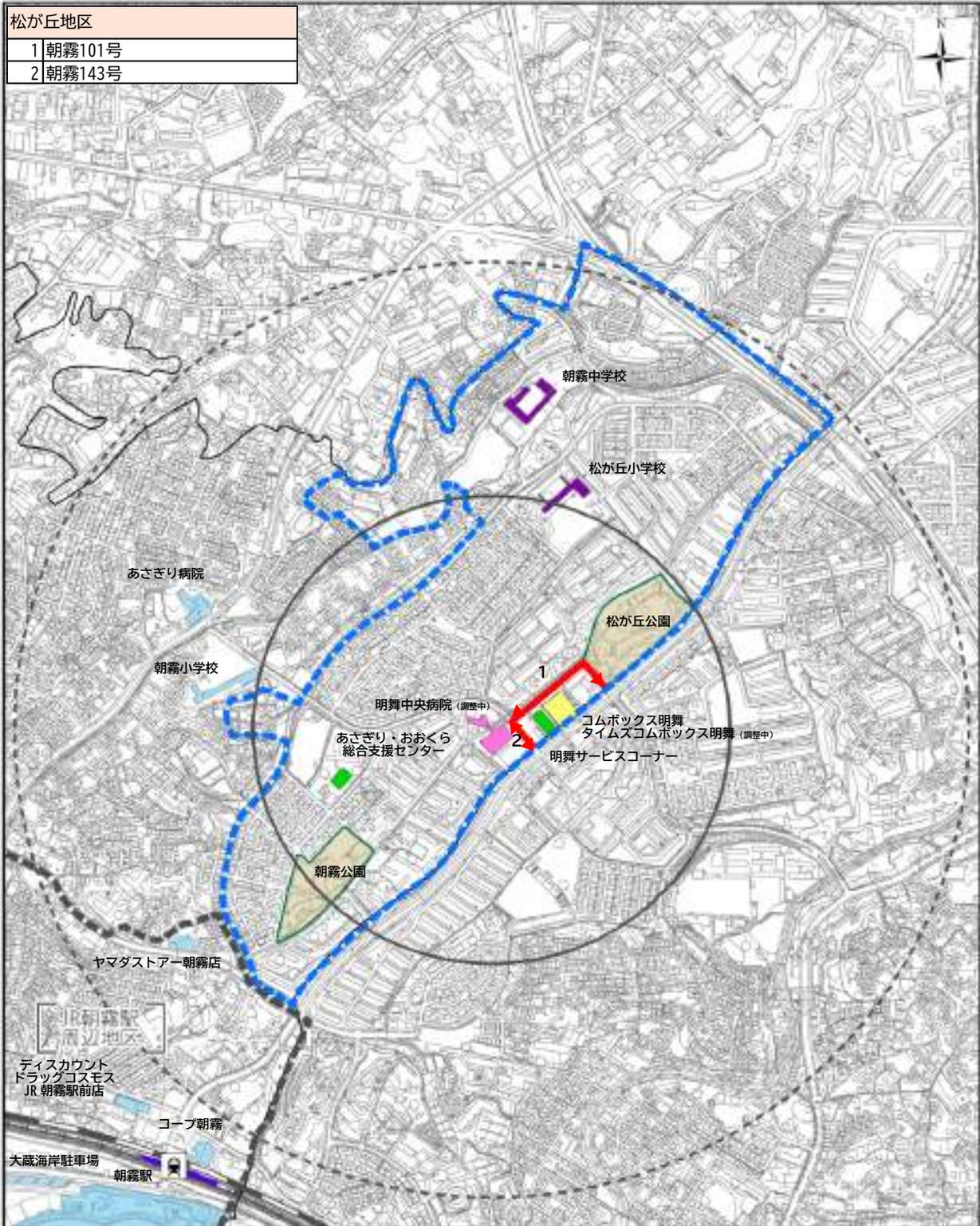
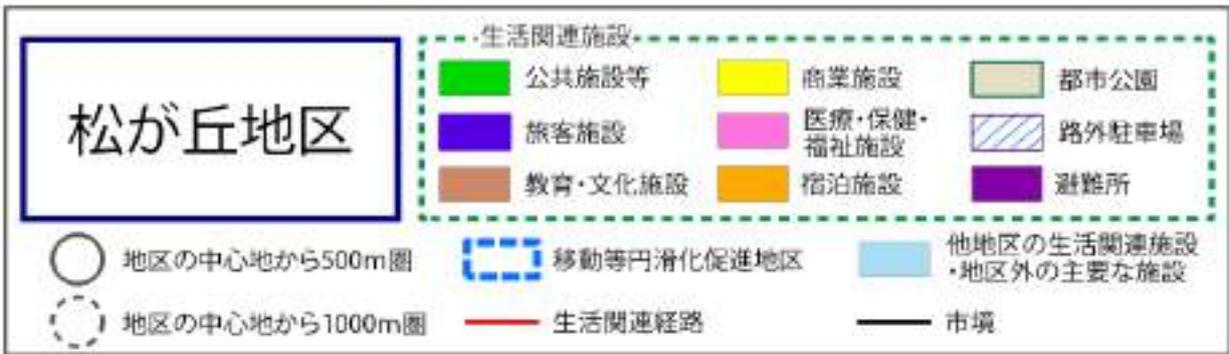
階段に手すりとカート用スロープを設置

(3) 地区目標

まちの変化に対応した移動環境の整備に向けた、
地域活動との連携によるユニバーサルデザインのまちづくり

(4) 地区の取組方針

- ◆ まちの変化に対応した公共交通の利便性の向上。
- ◆ 地域との連携による、取組や生活関連施設・生活関連経路の検討。
- ◆ 生活関連経路について、歩道の点字ブロック設置と、歩道未整備区間における、歩行者通行空間の確保。
- ◆ ユーザビリティに配慮した建築物のバリアフリー化の促進と、建築物と歩道との連続性の確保。
- ◆ 関係機関や交通事業者等との連携によるユニバーサルデザインのまちづくり。【調整中】



4. 基本構想の策定方針

4.1 重点整備地区の設定・基本構想の策定に向けた考え方

移動等円滑化促進地区のうち、バリアフリー化が特に必要な地区で、核となるハード事業(公共交通、道路、交通安全、建築物、路外駐車場、都市公園等)の具体の調整が可能な地区については、バリアフリー法に基づく「重点整備地区」に設定し、具体的な事業内容等を「基本構想」として第3編に記載します。その内容に基づき、各事業者が事業計画を策定し、事業を進めます。

【重点整備地区の設定要件】(バリアフリー法、国のガイドラインから)

- ①生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ②生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区
- ③バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

4.2 市民・地域等の意見の把握

基本構想の策定に当たっては、地区の特性やバリアフリー状況等を踏まえ、高齢者、障害者等の当事者や市民、モデル地域をはじめとした地域の意向を把握・反映しながら検討を進めます。

また、基本構想の検討過程の中で、必要が生じれば、移動等円滑化促進地区の区域の変更、生活関連施設や生活関連経路の追加・変更等、「3. 移動等円滑化促進地区の方針」の変更についても検討します。

4.3 地区ごとの基本構想策定スケジュール

まちづくりの進捗状況、核となるハード事業の事業見込み等を踏まえ、以下のスケジュールで基本構想を策定します。

2020年度(令和2年度)

- ・JR 明石駅・山陽電鉄 山陽明石駅 周辺地区
- ・JR 西明石駅 周辺地区
- ・山陽電鉄 林崎松江海岸駅 周辺地区



2021年度(令和3年度)

- ・JR 大久保駅 周辺地区
- ・JR 魚住駅 周辺地区
- ・山陽電鉄 中八木駅 周辺地区



他の促進地区についても、核となるハード事業の実施の
目途が立った段階で、順次策定

2020 年度(令和2年度)

(1) JR 明石駅・山陽電鉄 山陽明石駅 周辺地区

- 本地区は、本市の中心核であり、交通ターミナル機能、商業機能、市民向け行政サービス施設等が集積しています。
- 「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり重点モデル地区実行計画」の目標が 2020 年度までとされていることから、平成 14 年基本構想や重点モデル地区実行計画の内容を継承し、これらの取組の進捗状況や、現在のまちの状況等を踏まえて基本構想を策定します。

(2) JR 西明石駅 周辺地区

- 西明石駅は、山陽新幹線と JR・山陽本線が結節する、本市の広域的交通ネットワークの拠点となっています。
- 本地区は、今後のまちづくりについて検討が行われているところですが、現在、平成 14 年基本構想に基づき、同駅においてホームドア設置工事が進捗中であることから、まずは、同構想の内容を継承しつつ、これらの取組の進捗状況や、現在のまちの状況等を踏まえて基本構想を策定します。
- 基本構想策定後も、面的なバリアフリー環境を実現するため、今後のまちづくりの方針が明確になったものから、順次、基本構想に反映していきます。

(3) 山陽電鉄 林崎松江海岸駅 周辺地区

- 本地区には、本市の地域福祉活動の拠点である市立総合福祉センターが立地しており、2019 年(令和元年)5月には、共生社会の情報発信拠点となる同センター新館もオープンし、より多くの障害者等が林崎松江海岸駅を利用することが見込まれています。
- 現状では、同駅下り(姫路方面)ホームから同センター側に行くためには、階段のみの駅構内の地下通路を使用する、又は改札を出て約 400m 迂回するの必要があり、事業者による駅構内のバリアフリー化が検討されています。

2021年度(令和3年度)

(1) JR 大久保駅 周辺地区

- 本地区では、駅南側では商業拠点と集合住宅地が形成され、駅北側では土地区画整理事業により良好な市街地での土地利用が進んでおり、人口の増加傾向が続いています。
- あかし保健所、明石こどもセンターが整備され、また、JT 跡地において民間事業者による開発が進められようとするなど、まちの変化が進みつつあります。
- JT 跡地内の市有地(公共公益施設用地)に係る活用方針は検討中であることから、方針の具体化の目途が立つ時期に合わせ、基本構想の検討に着手します。

(2) JR 魚住駅 周辺地区

- 本地区は、平成 14 年基本構想において重点整備地区に設定し、駅舎の橋上化にあわせた面的なバリアフリー化を進めてきました。
- 現在、ため池の規模縮小により生み出される土地を活用し、「みんなにやさしい運動公園」をコンセプトとした「(仮称)17 号池公園」の整備に向けた取組が進められています。同公園整備の具体化に時期を合わせ、基本構想の検討に着手します。

(3) 山陽電鉄 中八木駅 周辺地区

- 本地区は、医療施設や公共施設が徒歩圏に所在し、駅の北東側では区画整理事業等により周辺の宅地化が進んでおり、駅の乗降客数も増加傾向にあります。
- 現在、事業者において、駅のバリアフリー化の検討が進められていることから、その検討状況を見ながら、事業の具体化の目途が立つ時期に合わせ、基本構想の検討に着手します。

1. 市の現況

(1) 人口

- 人口は、近年約 29 万人で横ばい傾向にありましたが、2015 年から 2019 年にかけて増加傾向にあります。

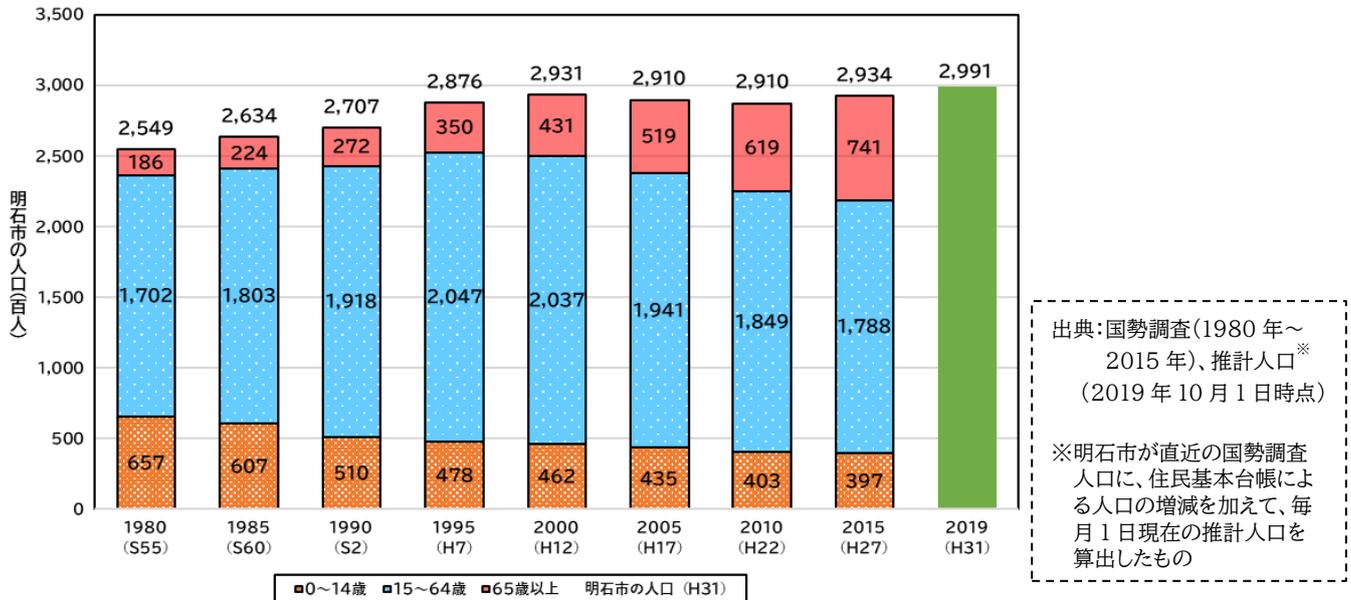


図.人口の推移

(2) 高齢者の推移

- 2019 年の高齢者は約 7 万 9 千人、高齢化率は約 26%であり、直近 10 年では毎年増加しています。

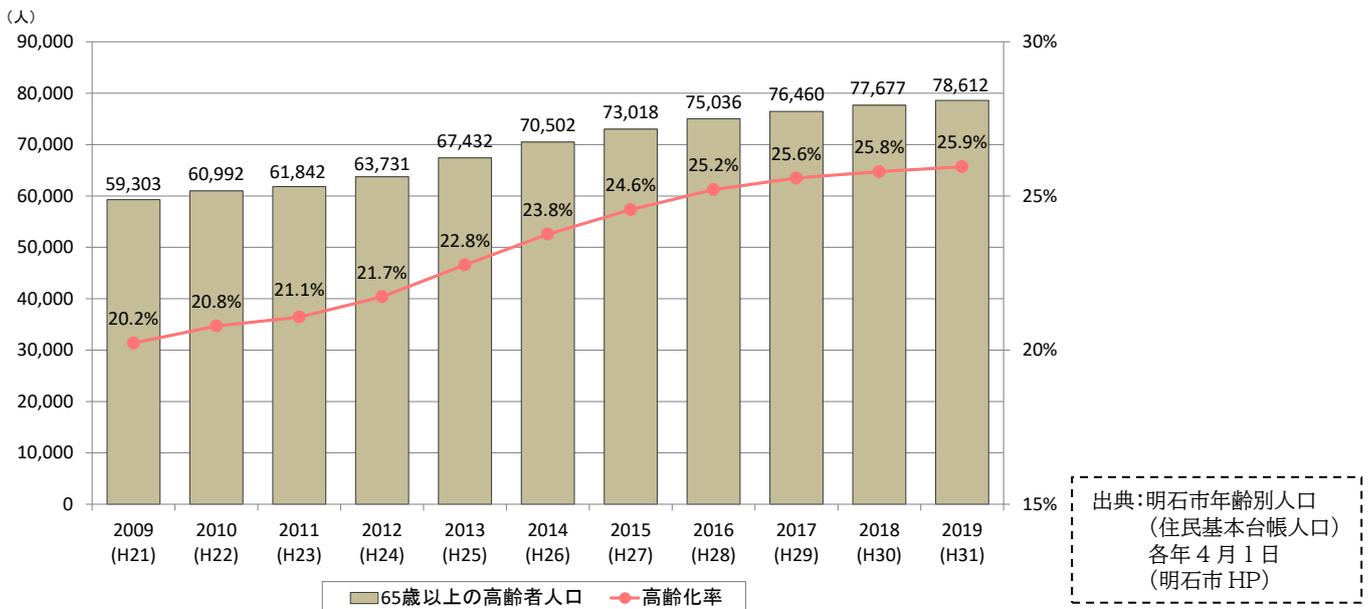


図.高齢者人口・高齢化率の推移

(3) 障害のある人の推移

- 障害のある人の人口は増加傾向にあり、総人口の約 6%を占めています。
- 身体障害のある人は 2013 年以降微減傾向にありますが、知的障害のある人や精神障害のある人はやや増加傾向にあります。

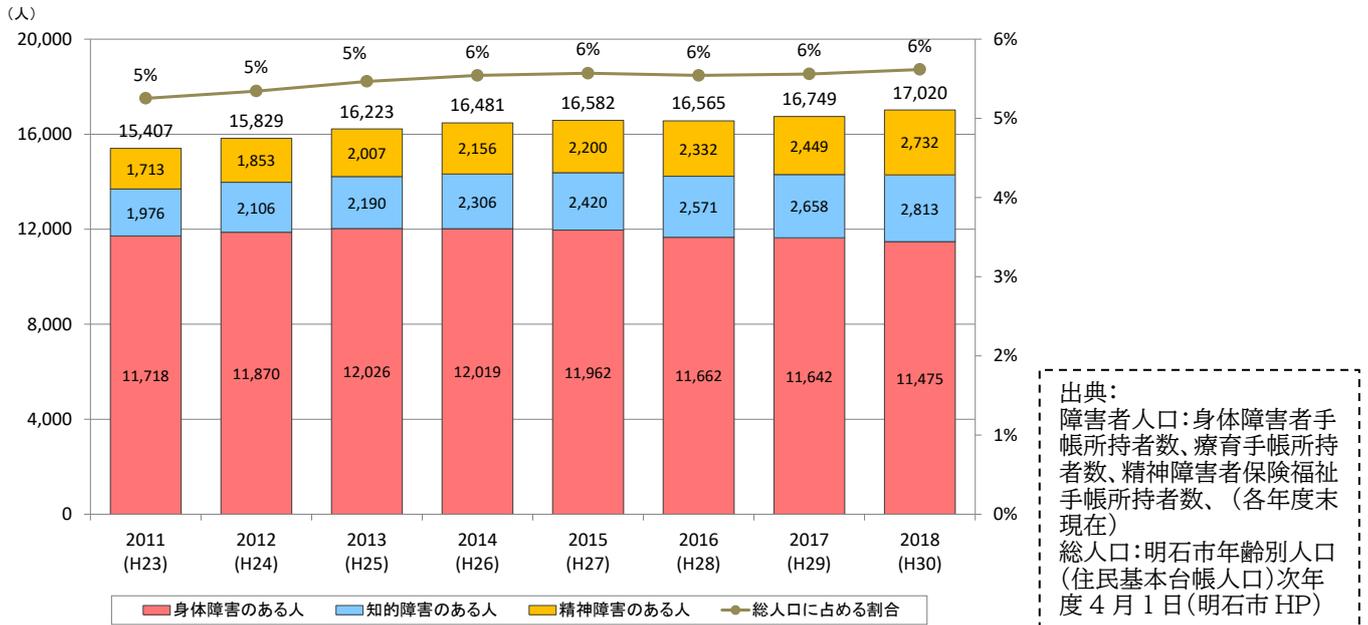


図.障害のある人の推移

(4) 公共交通

① 鉄道ネットワーク

- 鉄道は、JR 山陽新幹線、JR 山陽本線（神戸線）、山陽電鉄本線が通っており、神戸市内、大阪市内等を結んでいます。鉄道駅は、駅舎の主要部分が播磨町に立地している「土山駅」を含めた 18 駅が立地します。
- バリアフリー法でバリアフリー化が義務づけられる 1 日あたり乗降者数が 3,000 人以上の鉄道駅は、山陽電鉄本線「大蔵谷駅」「人丸前駅」「藤江駅」「中八木駅」「西江井ヶ島駅」「山陽魚住駅」を除く 12 駅が該当します。



図.明石市の鉄道ネットワーク

② 駅舎のバリアフリー化状況

- 18 駅の中には、バリアフリー化された経路がないなど、バリアフリー化が十分ではない駅舎が存在します。

事業者	駅名	平成30 (2018)年度 乗降者数 (人/日)	バリアフリー化状況						その他	
			エレベーター/エスカレーター		スロープ	触知図式 案内板	トイレ	備考	駅員の 状況	現基本構想の 位置づけ
			駅構外⇄ コンコース	コンコース ⇄ホーム						
JR	朝霧	32,137	-	◎	-	◎	◎	下りエスカレーターなし	常駐	準整備地区
	明石	106,367	-	◎	-	◎	◎(2箇所)	下りエスカレーターなし	常駐	重点整備地区
	西明石	64,126	西口:◎ 東口:○	西口:○ 東口:×	○(構内)	西口:◎ 東口:◎	改札外:◎(東口) 改札内:◎(西口)*大型ベッド有	下りエスカレーターなし	常駐	重点整備地区
	大久保	39,940	◎	◎	-	◎	◎	下りエスカレーターなし	常駐	準整備地区
	魚住	23,079	◎	◎	-	◎	◎	下りエスカレーターなし	常駐	重点整備地区
	土山	28,658	◎	◎	-	◎	◎	下りエスカレーターなし	常駐	準整備地区
山陽電鉄	大蔵谷	1,973	-	×	×	×	△	各ホームへの移動は階段のみ	-	-
	人丸前	1,298	-	◇	○(構内)	×	○		-	-
	明石	26,058	◎	◎	-	◎*音声	◎		常駐	重点整備地区
	西新町	4,554	◎	◎	-	◎*音声	◎		-	準整備地区
	林崎松江海岸	4,534	-	×	-	×	△	ホームが相対式でホーム間の移動が階段のみ	-	準整備地区
	藤江	2,794	-	×	△		△	上りホームへの移動は階段のみ	-	-
	中八木	2,728	-	×	△		◎	上りホームへの移動は階段のみ	-	-
	江井ヶ島	3,758	-	○	-	◎*音声	◎		-	-
	西江井ヶ島	2,795	-	×	△		◎	上りホームへの移動は階段のみ	-	-
	山陽魚住	2,026	-	×	×		△	各ホームへの移動は階段のみ	-	-
	東二見	7,080	○	○	-	◎*音声	◎		常駐	準整備地区
	西二見	4,384	○	○	○(構外)	◎	◎		-	準整備地区

車椅子対応幅広改札機とホーム内方線付点状ブロックは全駅で対応済。



..... 乗降者数3,000(人/日)以上の鉄道駅

※バリアフリー化状況について

・エレベーター/エスカレーター

◎: 両方設置済み

○: エレベーターのみ設置

◇: エスカレーターのみ設置

×: 未設置

-: 設置不要

・スロープ

○: 設置済み

△: 一部未設置

×: 未設置

-: 設置不要

・触知図式案内板

◎: 設置済み

×: 未設置

・トイレ

◎: 多目的トイレ(車いす・オストメイト対応)設置

○: 多目的トイレ(車いす対応のみ)設置

△: 多目的トイレが未設置

×: 未設置

出典:平成30年度
明石市乗車人員調査

③ バス路線

- バスは、鉄道駅を中心に路線バスが通っており、それ以外の地域で Taco バス(コミュニティバス)を運行しています。
- 1日あたり約 94,000 人(路線バス(神戸市営バスは含まず)及び Taco バスの合計)が利用しています。
- ノンステップバスの導入率は全体で 33.7%です。

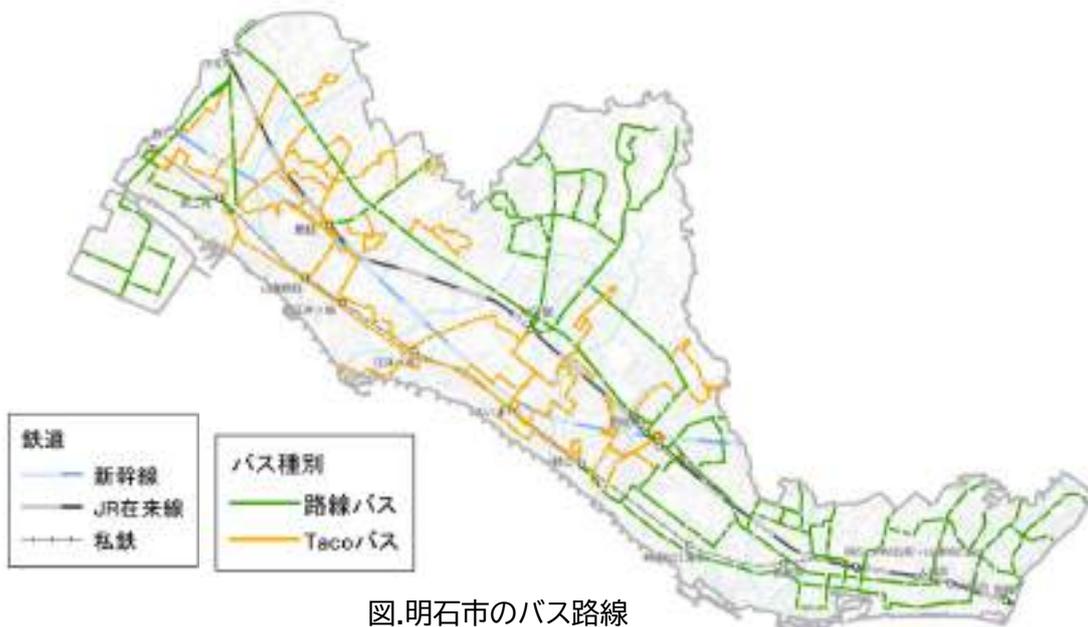


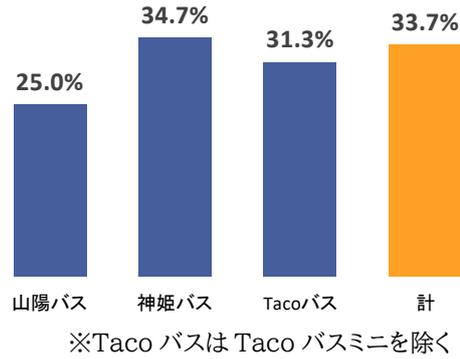
図.明石市のバス路線

1日あたりの平均利用者数

	平成30年度 (2018)
山陽バス	9,337人/日
神姫バス	81,940人/日
Tacoバス	3,063人/日

出典:明石市統計書

明石市内のノンステップバス導入率



出典:明石市ノンステップバス導入率調査(平成30年12月末現在)

④ タクシー

- 明石市内の法人タクシーは1日あたり約7,100人が利用しています。
- 法人タクシー登録台数約360台(13社)のうち、ユニバーサルデザイン(UD)タクシーは10台*導入済です。*令和元年10月時点。うち2台は神戸市における運用。

1日あたり法人タクシー平均利用者数

平成30年度(2018)
7,112人/日

出典:明石市統計書



UD タクシーの例

⑤ 旅客船舶(淡路ジェノバライン)

- 旅客船舶(淡路ジェノバライン)は1日あたり約2,000人が利用しています。
- 船内は車椅子利用者のスペースや乗船時の段差解消のため、折りたたみ式のスロープを備える等、バリアフリー化されています。

明石港 1日あたり平均乗降者数

平成30年(2018)
2,049人/日

出典:明石市年間乗船実績調査



出典:明石市総合交通計画

図.淡路ジェノバラインの航路



車椅子利用者用スペース

折りたたみ式のスロープ

(5) 施設等の立地状況

① 主な施設の立地状況

- 主な公共施設及び商業施設は、鉄道駅周辺に立地しています。

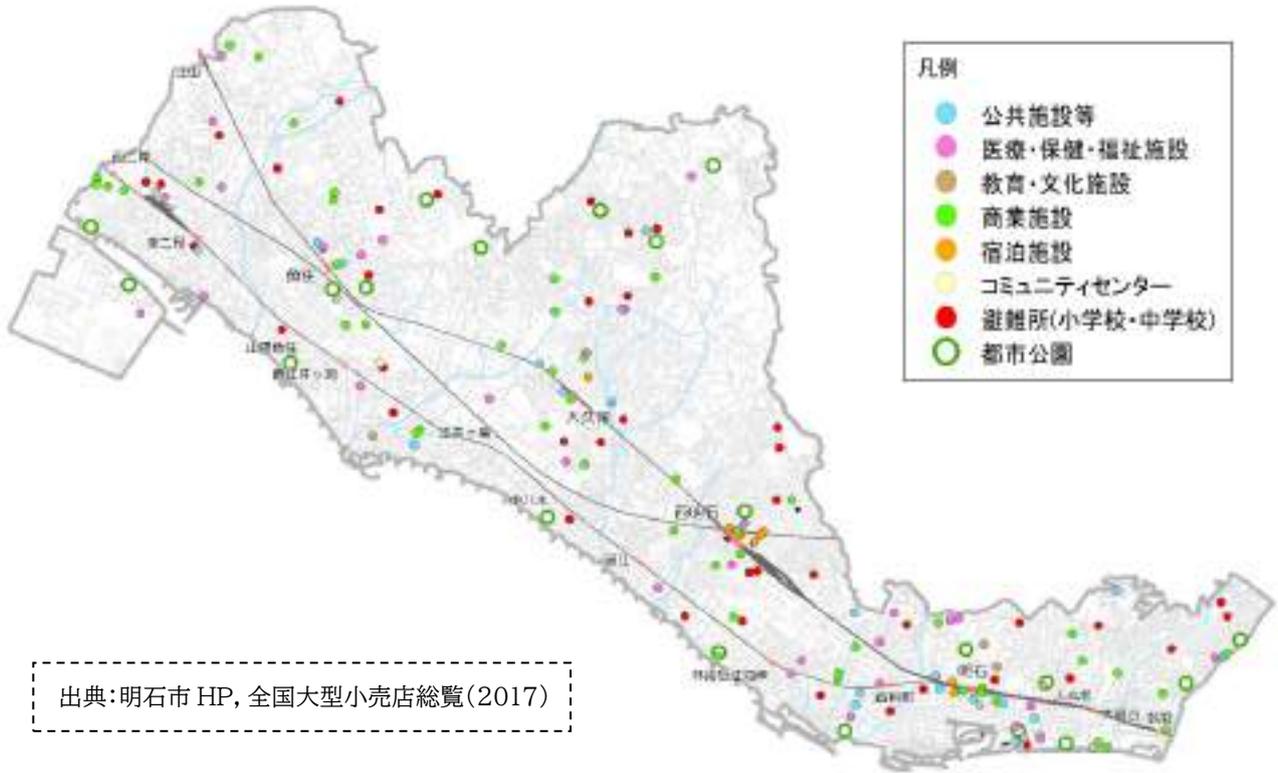


図. 主な施設の立地状況

② 主な都市公園の立地状況

- 市内には、広域公園 1 箇所、総合公園 2 箇所、地区公園 2 箇所、近隣公園 15 箇所が開設されています。

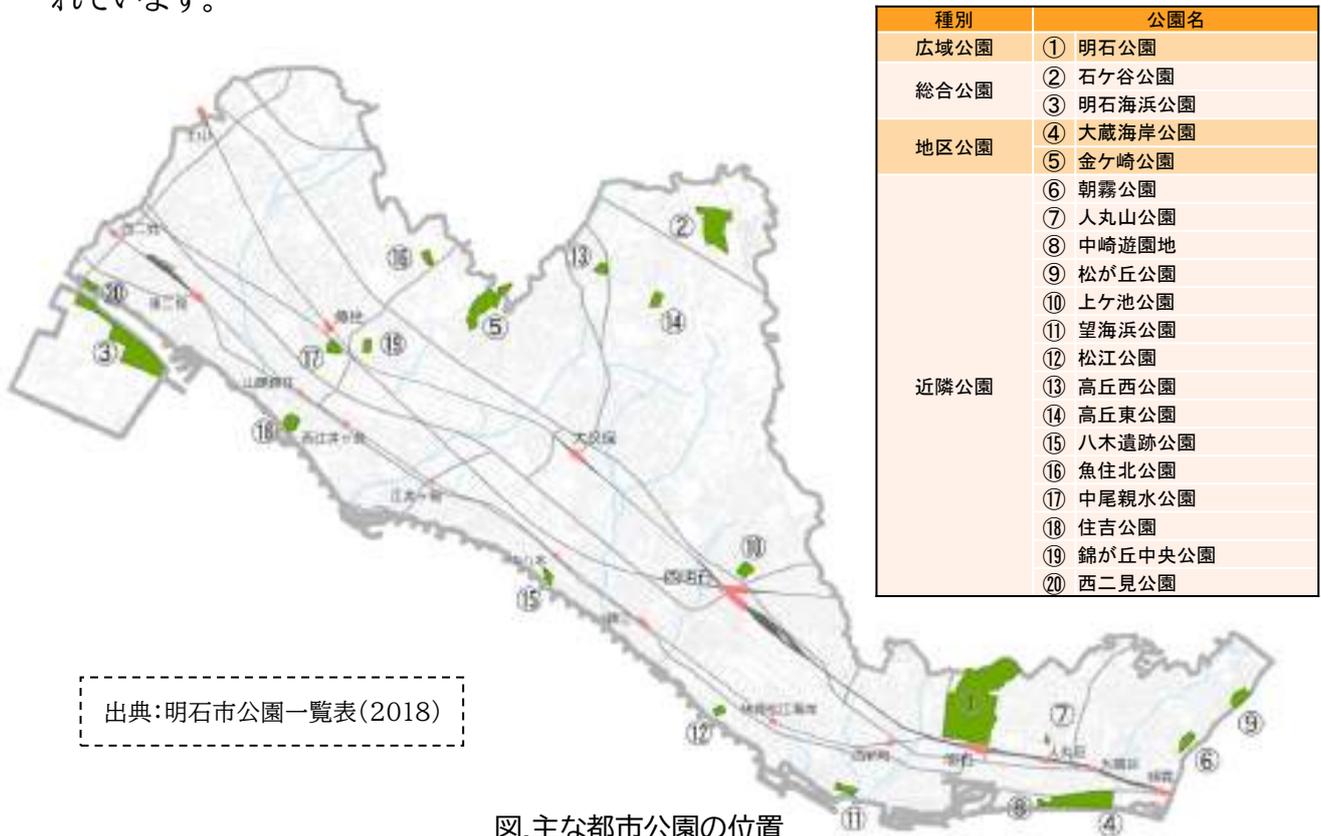


図. 主な都市公園の位置

参考)公園種別の定義

■広域公園

市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園。広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置。

■総合公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置。

■地区公園

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1km の範囲内で1箇所当たり面積4ha を標準として配置。

■近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離 500m の範囲内で1箇所当たり面積2 ha を標準として配置。

③ 主な路外駐車場の立地状況

- 市内には、県営駐車場が 3 箇所、市営駐車場が 7 箇所、民間駐車場が 20 箇所立地しています。

特定路外駐車場

駐車のように供する部分が 500m² 以上、かつその利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路付属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを除いた駐車場。

駐車場名	設置主体				
	県	市町	公団	第3セクター	民間
1 東洋カーマックス明石駐車場					○
2 山電明石駅前駐車場					○
3 兵庫県明石公園有料駐車場	○				
4 兵庫県明石公園協会駐車場	○				
5 吉川駐車場					○
6 明石市役所第1駐車場		○			
7 明石海浜第1駐車場		○			
8 山秀駐車場					○
9 西明石パークプラッツ					○
10 兵庫県立明石西公園南駐車場	○				
11 中崎展望広場駐車場		○			
12 あかし保健所駐車場		○			
13 明石市立西部市民会館駐車場		○			
14 松江海岸休憩施設駐車場		○			
15 アスピア明石駐車場				○	
16 西明石パークプラッツ2					○
17 タイムズ明石大蔵海岸					○
18 タイムズピエラタウン西明石					○
19 タイムズ明石大蔵海岸龍の湯					○
20 明石海浜第2駐車場		○			
21 タイムズ西明石第3					○
22 NPC24H西明石駅前パーキング					○
23 NPC24H明石大久保パーキング					○
24 パビオス明石駐車場					○
25 タイムズ明石港					○
26 タイムズイオン明石ショッピングセンター第1駐車場					○
27 タイムズイオン明石ショッピングセンター第2駐車場					○
28 タイムズイオン明石ショッピングセンター第3駐車場					○
29 タイムズイオン明石ショッピングセンター第5駐車場					○
30 タイムズコムボックス明舞					○

出典：路外駐車場設置届出一覧(H30)



図.路外駐車場の位置

2. 市民ニーズ(アンケート調査結果)

(1) 調査概要

<p>【調査対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 各団体及び子育て世代 ■ 一般(18歳以上) <p>【調査方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会に参加している団体やその他市内の障害者団体に無記名式調査票の配布を依頼(各団体 30 通ずつ)。 ■ 子育て世代に対しては、子どもの検診の機会に手渡しにて配布。 ■ 無作為抽出にて選定した 18 歳以上の 1,000 人に対しては、郵送にて配布。 <p>【調査時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 各団体及び子育て世代:2019年2月16日以降配布、2019年3月5日締切り ■ 一般(18歳以上):2019年2月17日郵送配布、2019年3月5日締切り <p>【主な調査項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 回答者の属性 2. 市内で利用する公共交通機関や道路、施設に対するバリアフリー化の重要度 3. 上記場所や施設について不便に感じる事 4. 上記場所や施設についてのバリアフリー状況の満足度 5. 心のバリアフリーの取り組みに対する必要性や重要度

- 全体の有効回答数は 467 部、回答率は 29.2%です。

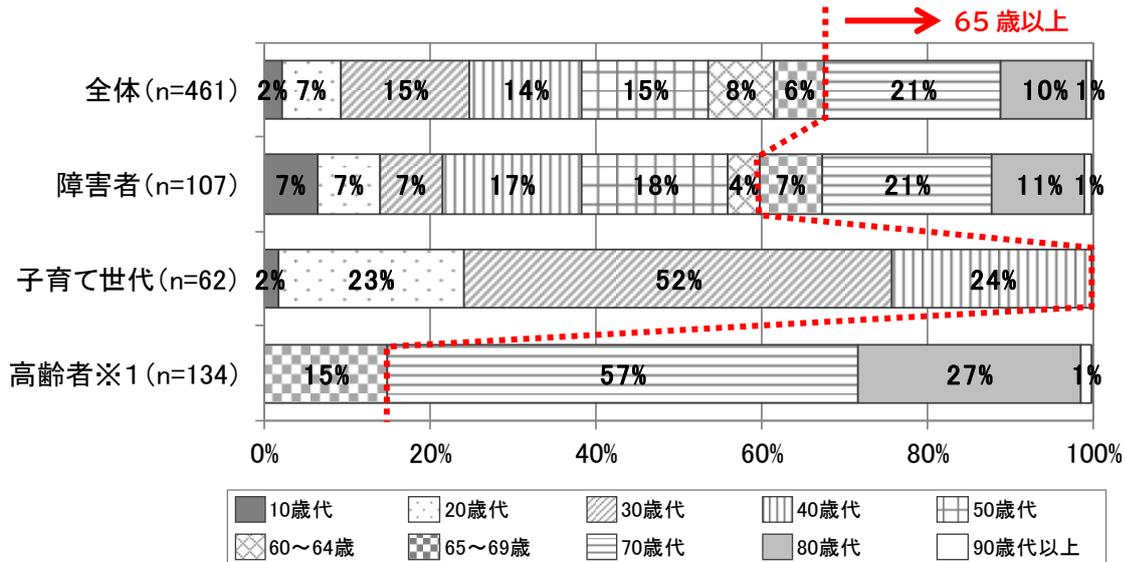
調査時期	配布対象	配布部数	有効回収数	有効回答割合		
配布:2/16以降 締切り:3/5	障害者	明石市身体障害者福祉協会	30	240	107	44.6%
		明石市視覚障害者福祉協会	30			
		明石ろうあ協会	30			
		明石ピアポの会	30			
		明石難聴者の会	30			
		明石地区手をつなぐ育成会	30			
		明石市肢体不自由児者父母の会	30			
		ともしびの会	30			
	子育て	明石市連合子ども会育成連絡会議	30	330	62	18.8%
		4か月検診	100			
		1歳半検診	100			
3歳児検診		100				
高齢者	明石高年クラブ	30	30	25	83.3%	
発送:2/17 締切り:3/5	一般	18歳以上～(無作為抽出/郵送)	1,000	273	27.3%	
-	合計		1,600	467	29.2%	

※ 表示桁数の関係により、計算値が一致しないことがあります。

アンケート調査概要と有効回答数

(2) 回答者の属性

- 回答者の年齢は、全体で「65歳以上の高齢者」が約4割を占めます。



※ 「n」は、有効回答数を示す。
 ※ 表示桁数の関係により、計算値が一致しないことがある。
 ※1: 高齢者は、団体(明石高年クラブ)への配布による回答と一般の郵送配布による回答のうち 65歳以上の方を合計している。

- 移動時の不便は、全体で4割があると回答しています。
- 移動時の不便の内容は、全体で「ベビーカー」が最も多く、次いで「杖」、「乳児・幼児」と続きます。

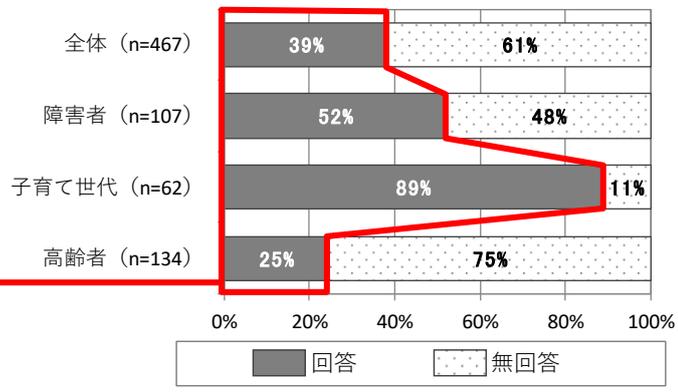
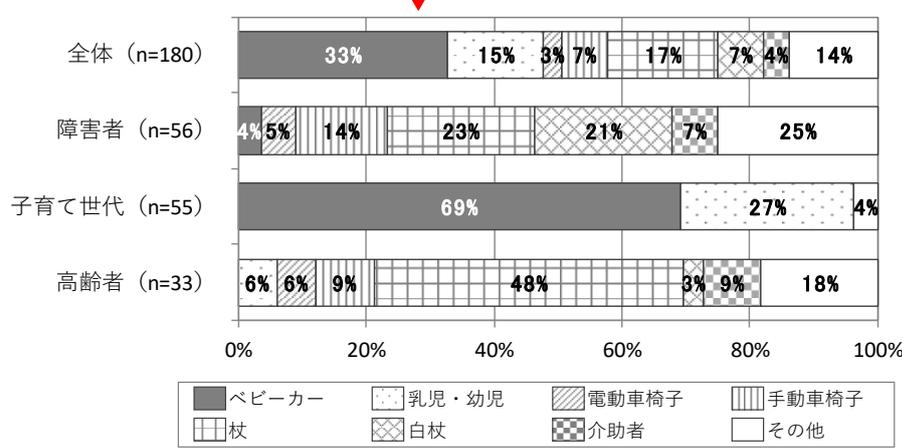


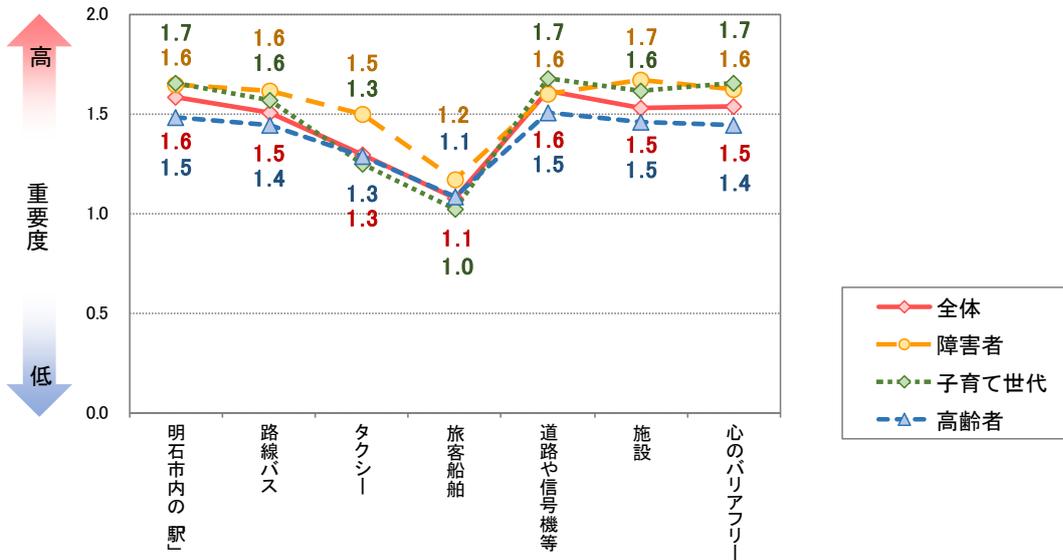
図. 移動時の不便の有無に対する回答



※ 表示桁数の関係により、計算値が一致しないことがあります。

(3) バリアフリー化の重要度

- いずれの施設も重要度が 1.0 点以上と高くなっています。特に、障害者の重要度が全体と比較して高くなっています。

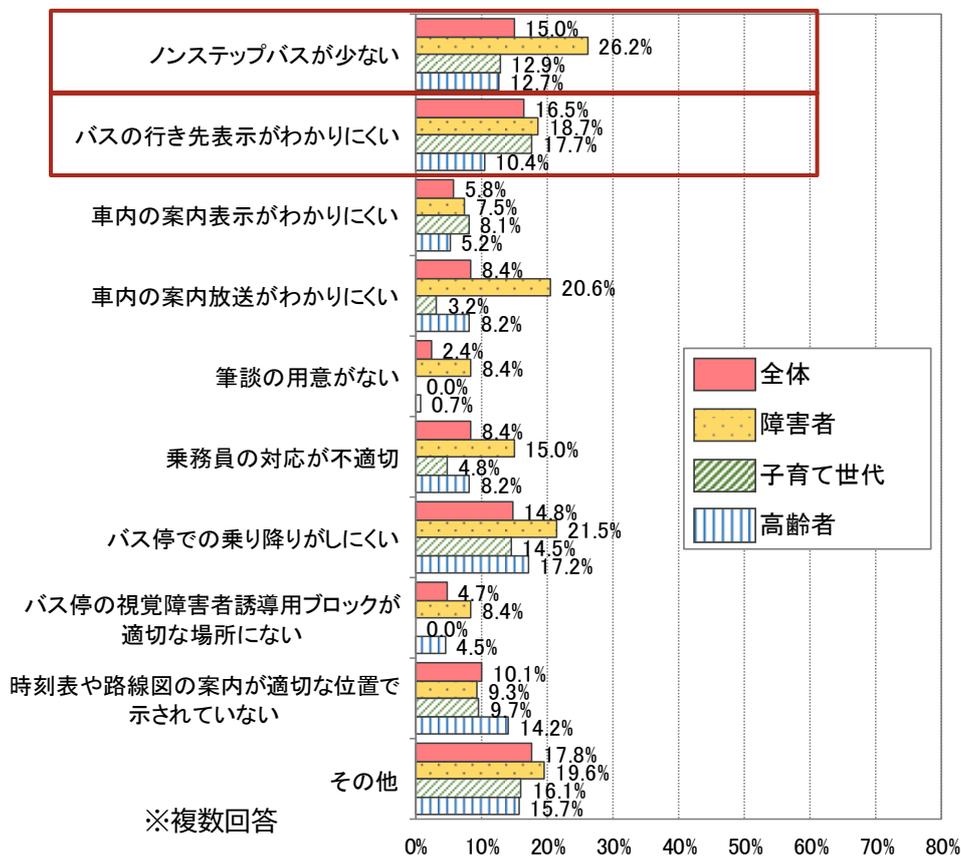


※ 「各項目に対する重要度」を以下のとおり点数化し、有効回答数に下記の点数を乗じて、重要度のレベルを算出 2点:「重要だ」、1点:「やや重要だ」、0点:「どちらともいえない」、-1点:「それほど重要でない」、-2点:「重要でない」

(4) 不便に感じること

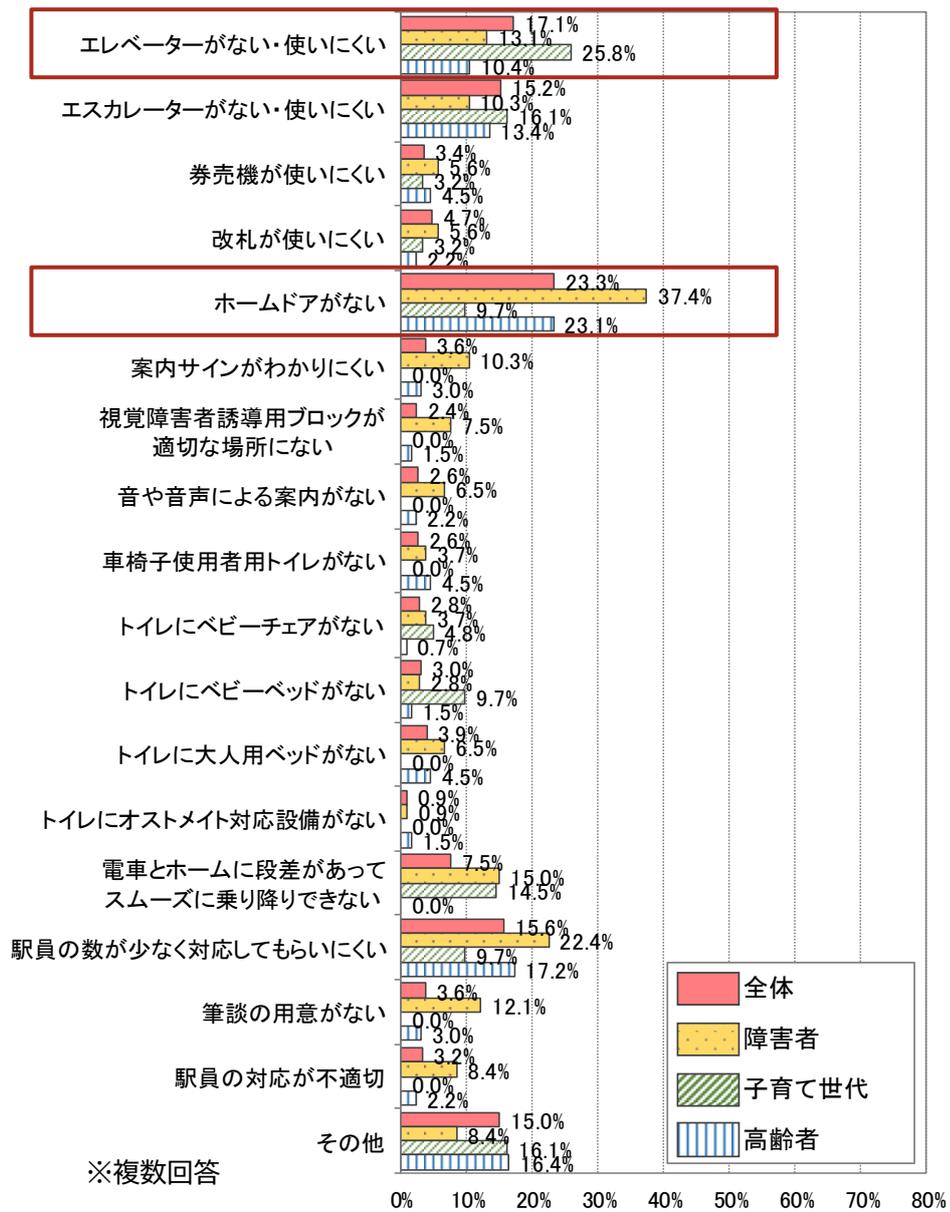
●路線バス

「ノンステップバスが少ない」・「バスの行き先表示がわかりにくい」の指摘が多くなっています。



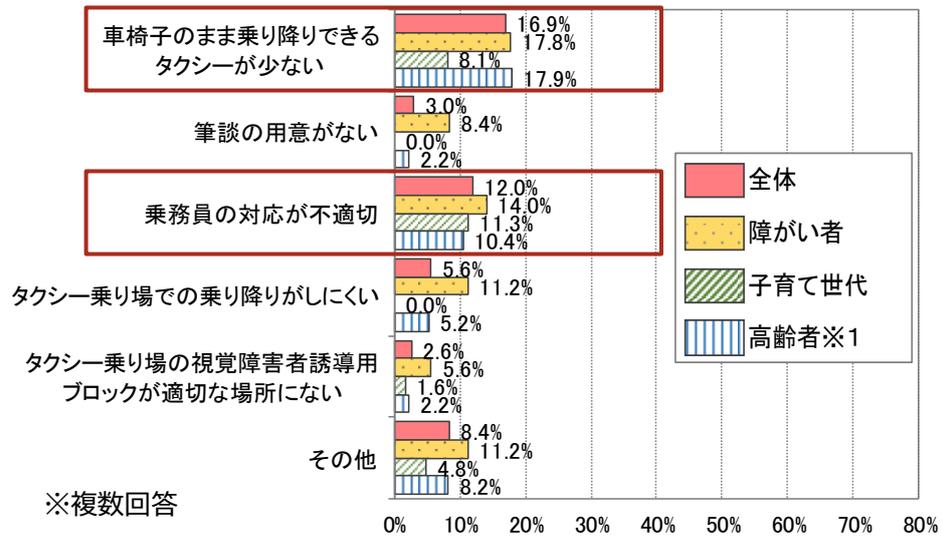
●駅

「ホームドアがない」「エレベーターがない・使いにくい」の指摘が多くなっています。



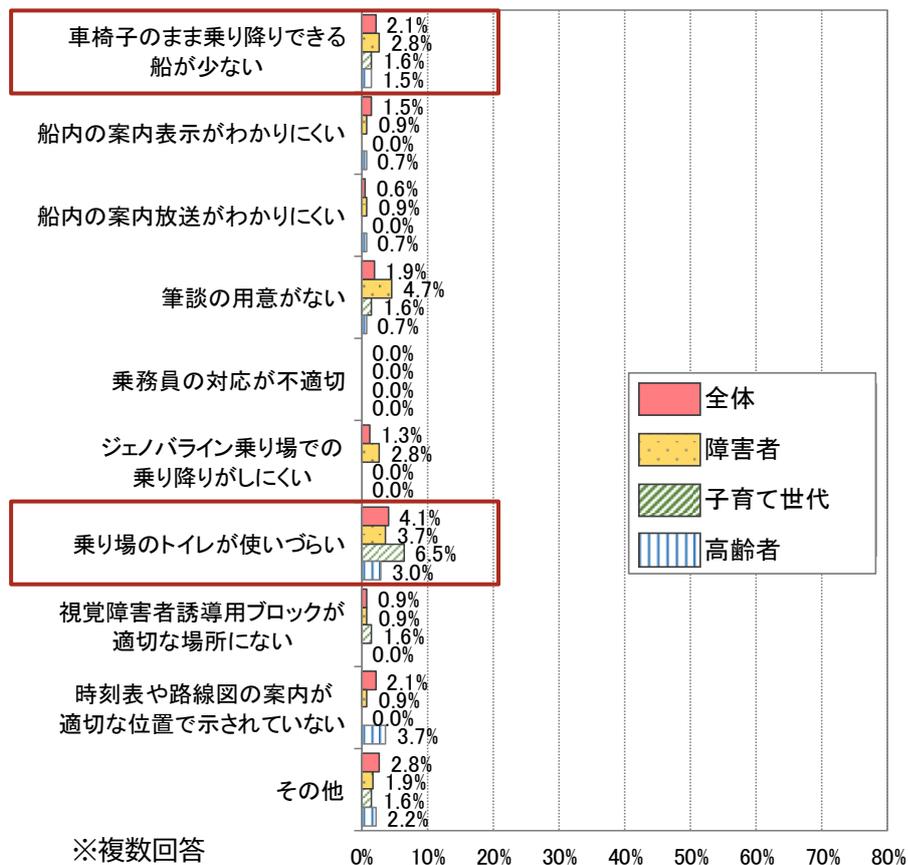
●タクシー

「車椅子のまま乗り降りできるタクシーが少ない」・「乗務員の対応が不適切」の指摘が多くなっています。



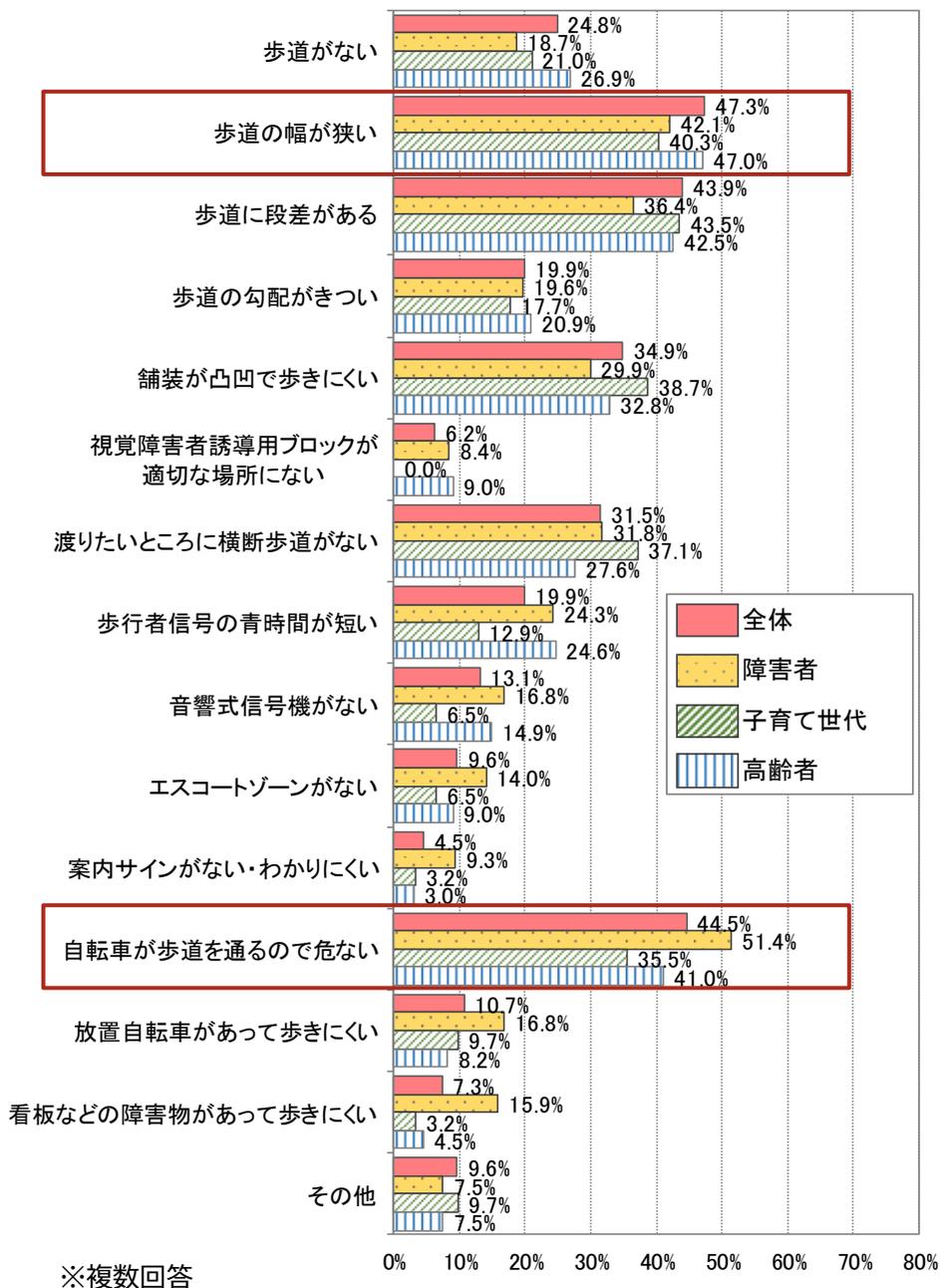
●旅客船舶

「乗り場のトイレが使いづらい」・「車椅子のまま乗り降りできる船が少ない」の指摘が多くなっています。



●道路や信号機等

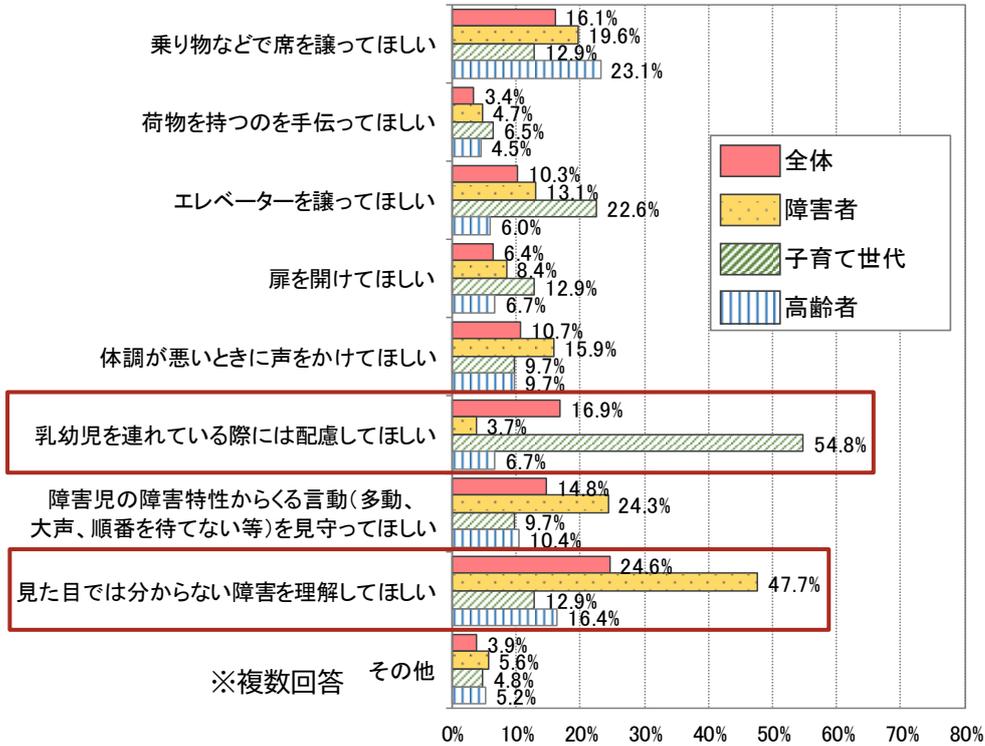
「歩道の幅が狭い」・「自転車が歩道を通るので危ない」の指摘が多くなっています。



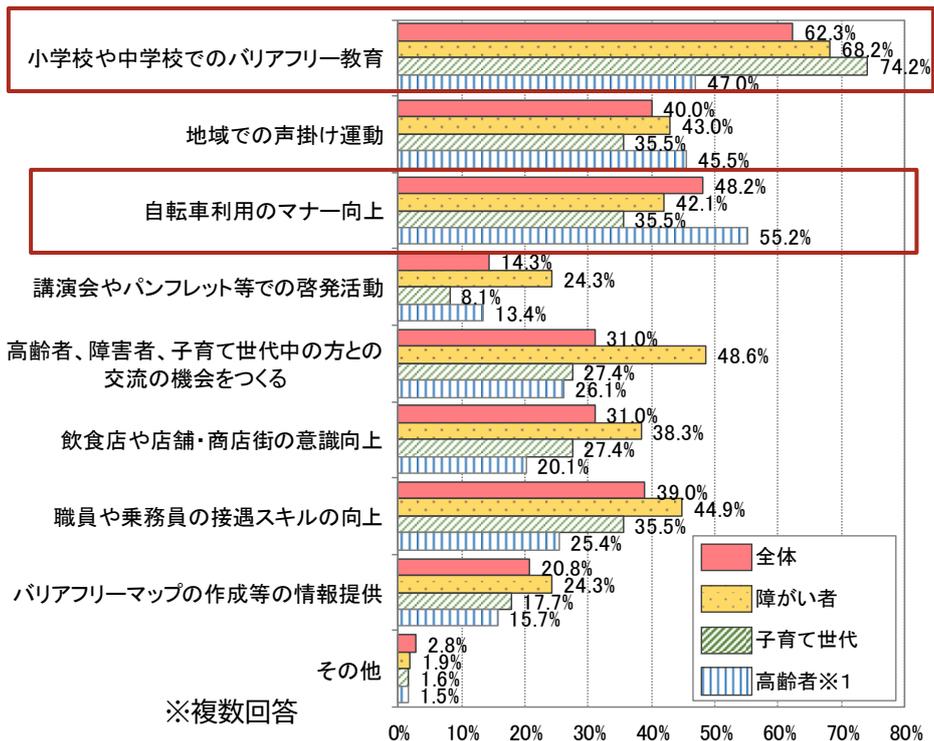
(5) 心のバリアフリー

- 外出時に手助けが必要なことは、全体で「見た目では分からない障害を理解してほしい」・「乳幼児を連れてある際には配慮してほしい」の指摘が多くなっています。
- 心のバリアフリーのために必要なことは、全体で「小学校や中学校でのバリアフリー教育」・「自転車利用のマナー向上」の指摘が多くなっています。

●外出時に手助けが必要なこと



●心のバリアフリーのために必要なこと

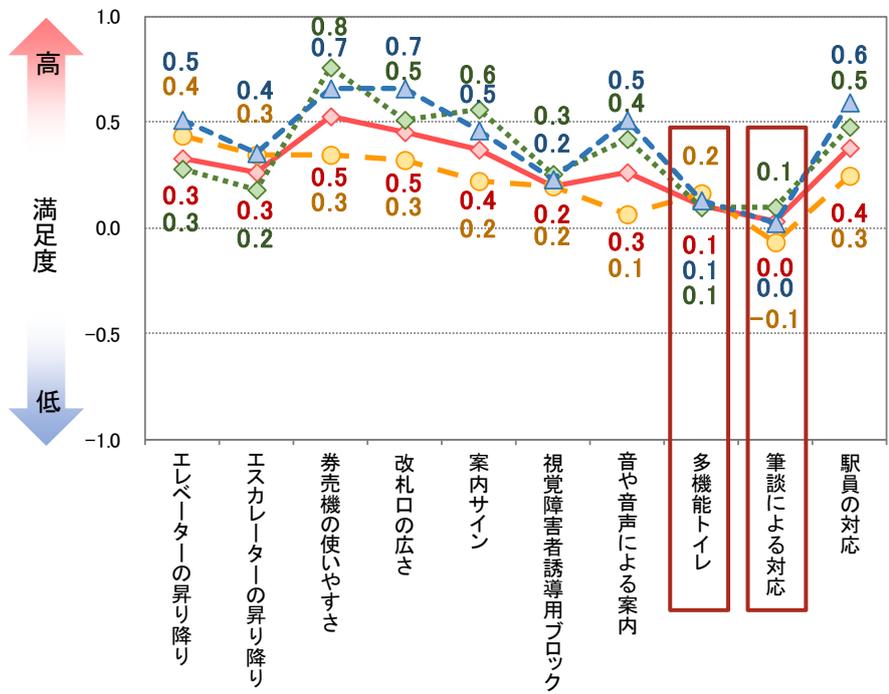


(6) 満足度

※ 「各項目に対する満足度」を以下のとおり点数化し、有効回答数に下記の点数を乗じて、満足度のレベルを算出
 2点:「非常に満足」、1点:「やや満足」、0点:「どちらともいえない」、-1点:「やや不満」、-2点:「非常に不満」

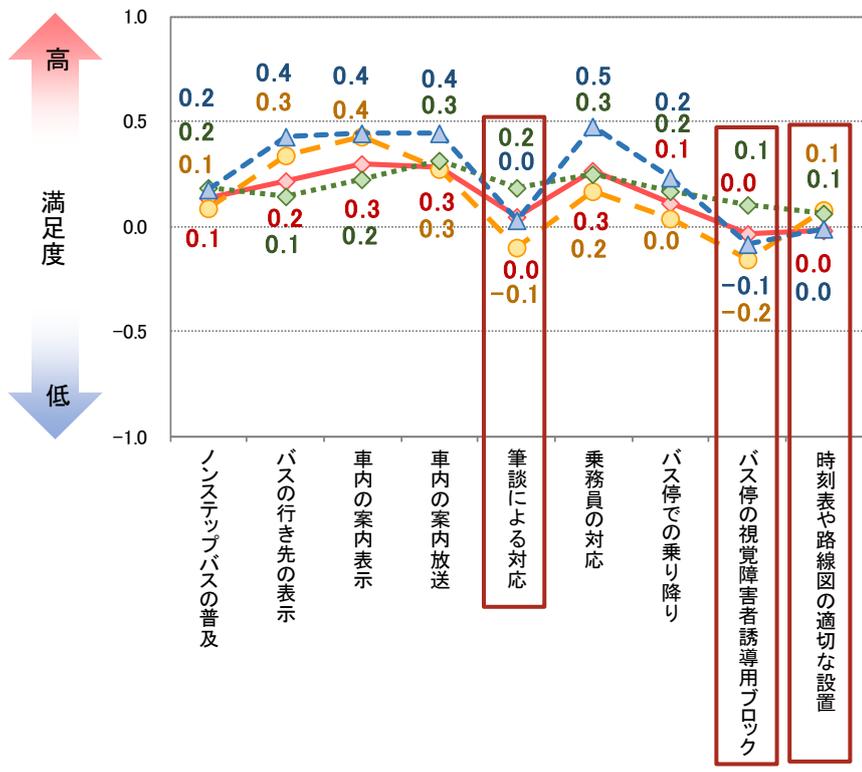
● 駅

「筆談による対応」・「多機能トイレ」の満足度が低くなっています。



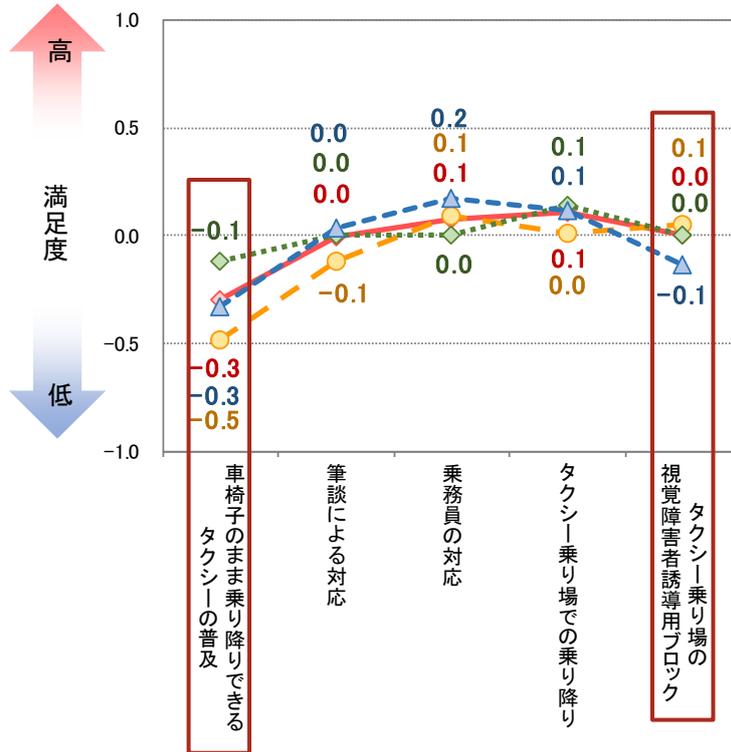
● 路線バス

「筆談による対応」・「バス停の視覚障害者誘導用ブロック」・「時刻表や路線図の適切な設置」の満足度が低くなっています。



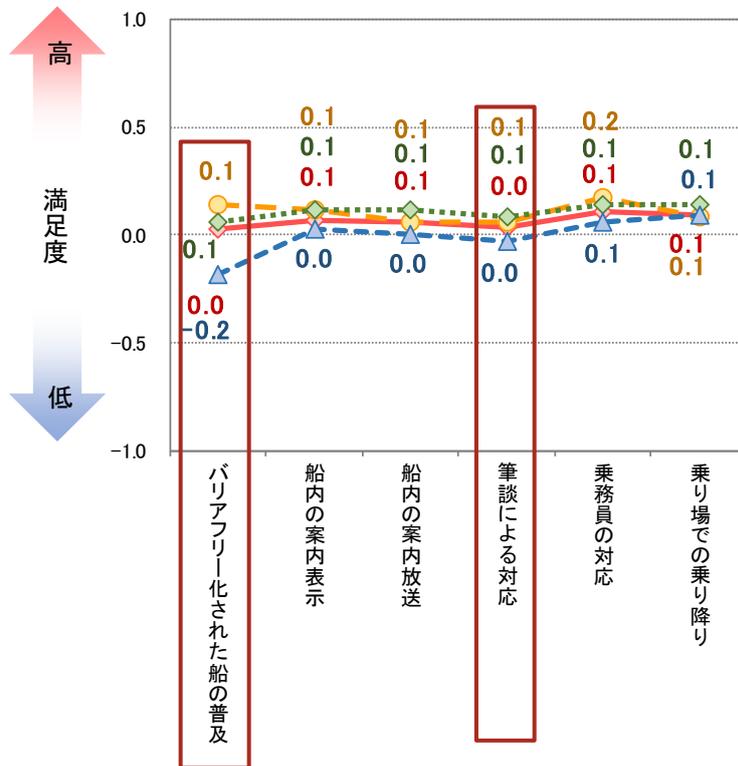
●タクシー

「車椅子のまま乗り降りできるタクシーの普及」・「タクシー乗場の視覚障害者誘導用ブロック」の満足度が低くなっています。



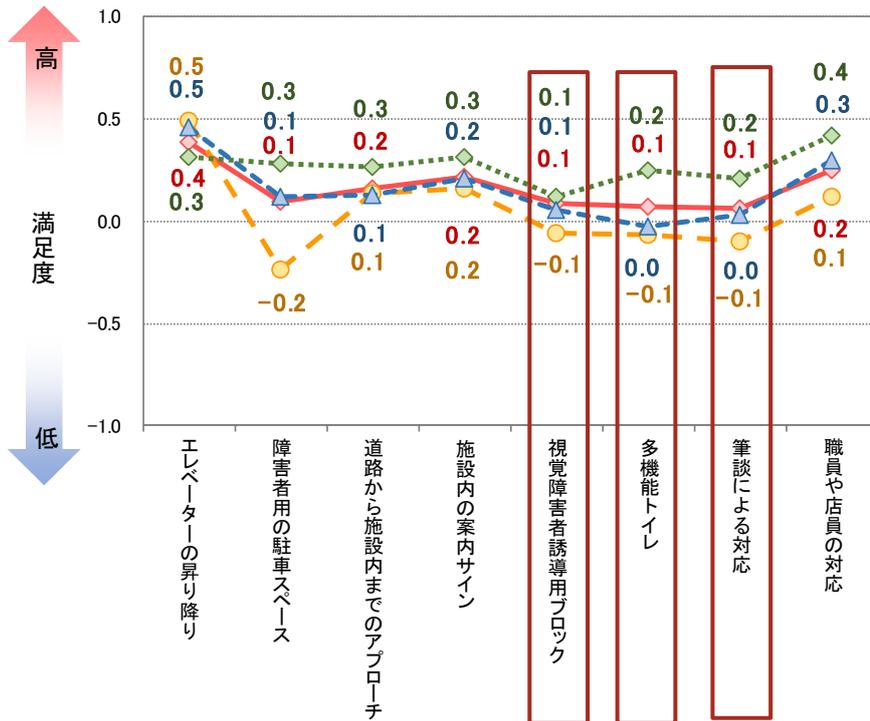
●旅客船舶

「バリアフリー化された船の普及」・「筆談による対応」の満足度が低くなっています。



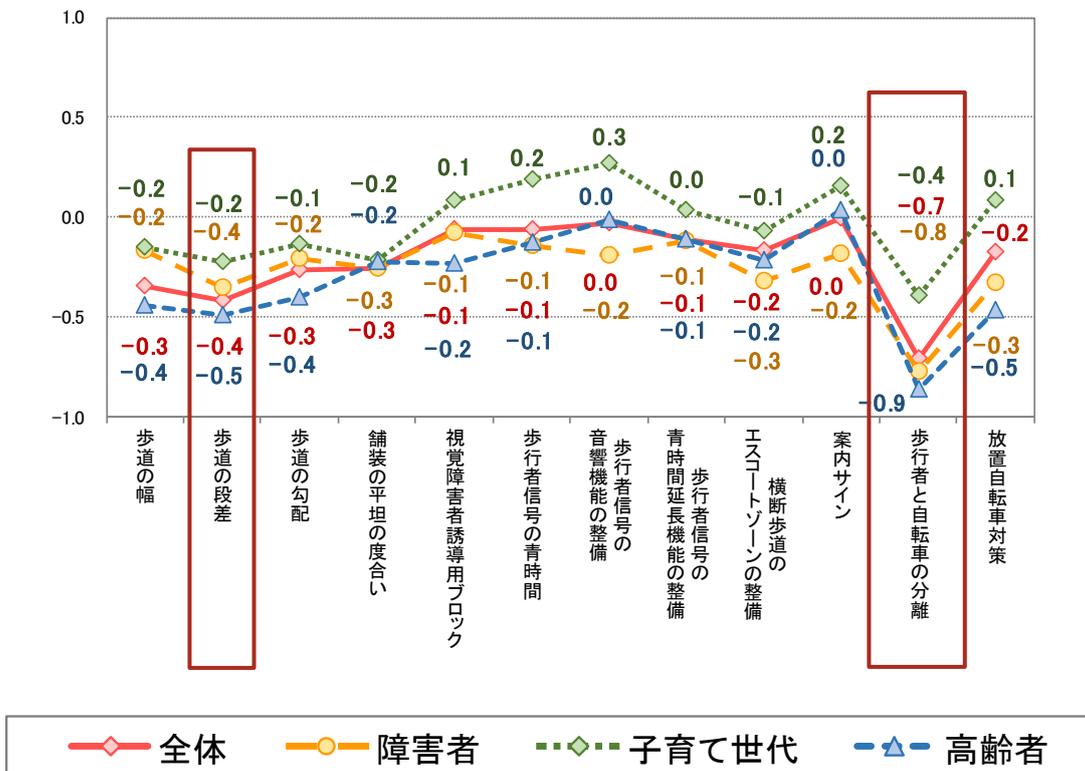
●施設

「視覚障害者誘導用ブロック」・「多機能トイレ」・「筆談による対応」の満足度が低くなっています。



●道路や信号機等

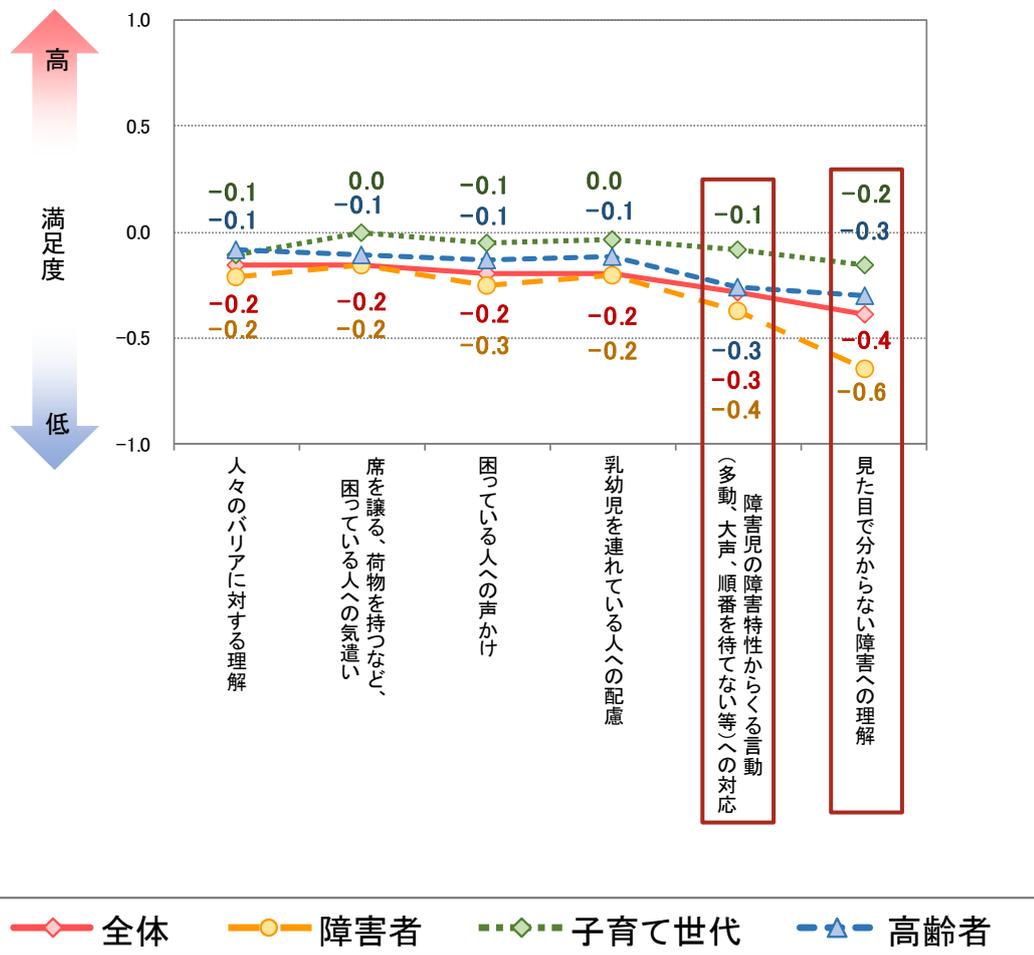
「歩行者と自転車の分離」・「歩道の段差」の満足度が低くなっています。
道路や信号機等は、他項目と比較して、満足度が全体的に低くなっています。



●心のバリアフリー

「見た目で分からない障害への理解」・「障害児の障害特性からくる言動への対応」の満足度が低くなっています。

他項目と比較して、満足度が全体的に低くなっています。



総務常任委員会資料
2020年(令和2年)3月3日
監査事務局

明石市監査基準の制定について

1 制定の目的

行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくために、地方行政体制のさらなる確立が必要とされ、地方自治法が改正されました。

法改正では、監査制度の充実強化として、監査委員は、監査等の適切かつ有効な実施を図るための基準を定め、同基準により監査等を行うこととされています。

○地方自治法第198条の3

監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、法令に特別の定めがある場合を除くほか、監査基準(法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の適切かつ有効な実施を図るための基準をいう。)に従い、常に公平不偏の態度を保持して、監査等を行わなければならない。

○地方自治法第198条の4

監査基準は、監査委員が定めるものとする。

2 明石市の取組状況等

明石市では、総務省の指針を踏まえ、監査等の状況等を鑑みながら、令和元年12月から監査委員で検討を行い、令和2年2月10日付けで明石市監査基準を定めたとところです。

令和2年度からは、同基準に従い監査等を実施していきます。

3 明石市監査基準の概要(詳細は別紙のとおり)

監査基準のポイントは、組織目的の達成を阻害する要因であるリスクを識別したうえで、リスクの高い事務に重点的に監査資源(人と時間)を投入する「リスク・アプローチ」という手法を導入するところです。

(1) 第1章 総則(第1条)

同基準を制定する趣旨を規定しています。

(2) 第2章 一般基準(第2条～第8条)

監査等の範囲、目的、監査委員の規範・態度・専門性・機能等を規定しています。

(3) 第3章 実施基準(第9条～第18条)

監査にかかる計画、通知、リスクの識別と対応、実施手続、証拠入手、見解の聴取等を規定しています。

(4) 第4章 報告基準(第19条～第23条)

監査にかかる報告の内容・合議、報告の提出・公表、措置状況の公表等を規定しています。

4 施行期日

令和2年4月1日

明石市監査基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第198条の4第1項の規定に基づき、監査委員が行う監査、検査、審査その他の行為の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 一般基準

(監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的)

第2条 地方公共団体において監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、当該地方公共団体の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び市長等に提出する。

(監査等の範囲及び目的)

第3条 監査、検査、審査その他の行為のうち、この基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- (1) 財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (2) 行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (3) 財政援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。
- (4) 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。
- (5) 例月出納検査 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。
- (6) 基金運用審査 基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。
- (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。

2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

(倫理規範)

第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、この基準に則ってその職務を遂行するものとする。

(独立性、公正不偏の態度及び正当な注意)

第5条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

(専門性)

第6条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの基準に則って遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

(指導的機能の発揮)

第7条 監査委員は、第2条第1項の目的を果たすため、監査等の対象組織に対し、適切に指導的機能を発揮するものとする。

(質の管理)

第8条 監査委員は、この基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

第3章 実施基準

(監査計画)

第9条 監査計画は、年間計画及び実施計画とし、年間計画は毎年度開始前に、実施計画は監査等の実施前に作成するものとする。

2 年間計画には、毎年度における実施予定の監査等の種類及び対象、監査等の対象別実施予定時期、その他年度間の監査等の実施予定に関し必要と認めることを定めるものとする。

3 監査委員は、監査等の種類に応じ、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、実施計画を策定するものとする。実施計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

4 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査計画を修正するものとする。

(監査通知)

第10条 監査等を行うに当たっては、あらかじめ監査等の対象となる事務事業の範囲及び日程等を市長等に通知するものとする。ただし、緊急を要するとき、又は監査の目的によっては、この限りではない。

(監査資料)

第11条 監査等を行うに当たっては、あらかじめ項目及び様式を定めて監査等に必要な資

料を提出させ、必要に応じて事務事業の概要について説明を求めるものとする。ただし、緊急を要するとき、又はその必要を認めないときは、これを省略することができる。

(リスクの識別と対応)

第12条 監査委員は、監査等の種類に応じ、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第13条 前条のリスクの内容及び程度を検討にあたっては、必要に応じて内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、必要に応じて内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第14条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、実施計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

第15条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第16条 監査委員は、必要に応じて各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員、外部監査人等との連携)

第17条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。

(弁明、見解等の聴取)

第18条 監査委員は、原則として、監査等を実施した結果導き出される指摘、意見及び勧告等に関する報告を決定する前に、対象部局等の長から弁明、見解等を聴取するものとする。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第19条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び市長に提出するもの

とする。

- 4 監査委員は、決算審査、基金運用審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

- 第20条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) この基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点(評価項目)
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の結果

- 2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 財務監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (2) 行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
- (4) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること。
- (5) 例月出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。
- (6) 基金運用審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。
- (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること。

- 3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(合議)

第21条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
- (4) 決算審査に係る意見の決定
- (5) 基金運用審査に係る意見の決定
- (6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第22条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容
(措置状況の公表等)

第23条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

議案第40号関連資料

令和2年度 明石市財産区特別会計予算 説明資料

1. 歳入(主なもの)

(単位:千円)

款	内 容	金 額
9	西脇村財産区収入 西脇村財産区有土地の処分	43,417

2. 歳出(主なもの)

(単位:千円)

款	内 容	金 額
4	船上村財産区費 指定寄附(自治会集会所維持事業)	300
8	清水村財産区費 指定寄附(消防団詰所新築事業地元負担金)	28,000
9	西脇村財産区費 指定寄付(自治会備品購入事業)	2,232
	財産区有土地処分に伴う一般会計繰出金	4,342
	財産区立会館外壁等改修工事	7,513
10	八木村財産区費 指定寄附(自治会放送設備改修事業)	8,142
	指定寄附(自治会備品購入事業)	968
11	西岡村財産区費 指定寄附(自治会集会所修繕事業)	4,787
13	鳥羽村財産区費 指定寄附(自治会集会所修繕事業)	7,040
15	大窪村財産区費 指定寄付(溜池改修地元負担金)	3,250
16	谷八木村財産区費 指定寄付(自治会管理用地整備事業)	13,021
18	西二見村財産区費 指定寄付(自治会備品購入等事業)	1,576
	指定寄附(自治会屋台修繕等事業)	17,060
21	松陰村財産区費 財産区立会館外壁等改修工事	18,304
28	船町財産区費 指定寄附(自治会集会所維持事業)	527
	指定寄附(自治会備品購入事業)	313